366
E9
N

第30集

日本労働年鑑

1958年版

THE LABOUR YEAR BOOK OF JAPAN 1958

VOL. XXX

法政大学大原社会問題研究所

COMPILED BY
OHARA INSTITUTE FOR SOCIAL RESEARCH
HOSEI UNIVERSITY, TOKYO, JAPAN

労働旬報社

法政大学図書館
廃棄
学習用図書
6155

緒　言

一九一九年、当研究所が大阪において創立された翌年に第一集を刊行した『日本労働年鑑』は、本年をもって第三〇集に達した。研究所三八年の歴史がたんたんたる安易の道ではなかったように、わが年鑑の歩みもまたおのずから曲折をまぬがれなかった。わが国で社会問題が表面化し、労働運動の波が高まった中に誕生した年鑑は、一九四一年の第二一集までは、年々順調に刊行されたが、その翌年から戦時下のきびしい言論統制によって発行を停止された。研究所の事業も種種な事情で縮小を余儀なくされ、一九四五年には米軍の空襲により東京の事務所も図書も焼失した。戦後ただちにはじめられた再建の事業も容易にはかどらず、法政大学にひきつがれるに及んでようやくその面目をととのえるにいたった。わが年鑑も、八ヵ年の空白期を経て一九四九年に戦後特集号を第二二集として世に送ることができた。そしてこの復刊後は毎年刊行されて、ここに第三〇集を刊行する日をむかえたわけである。

本年鑑は、年々のわが国労働者・農民の状態、労働運動ならびにその他社会運動と労働政策の全般にわたって、あたうかぎり客観的に、公平な立場に立って事実を記述し、各方面の利用に供しようと心掛けてきたものである。この努力がどこまで実を結んでいるかについては、もとよりみずからこれを語る筋合いではないが、すくなくとも三〇冊の本年鑑が現代日本の社会問題の推移と労働運動の大勢を知る上に有力な資料たりうることは、何人も否定しないであろう。ここに、齢三〇を重ねた『日本労働年鑑』の足跡をふりかえると同時に、これを記念し、またこれを新たな出発点として、今後ますます本年鑑の内容を改善充実し、各方面の期待と支持に沿うよう、いっそうの努力をつづけてゆきたい、と思う次第で

ある。

さて、この年鑑第三〇集のとりあつかった一九五六年の、政治経済の大勢について、かんたんに述べておきたい。

まず何よりも大きな歴史的事件として、ソヴェト共産党第二四回大会の開催（二月）をあげねばならない。それはひとりソ同盟の国内問題にとどまらず、広く世界各国に、いわゆる非スターリン化の動きとして深刻な影響をあたえた。全世界の注目をひいた六月のポズナン事件、一〇月のブダペスト事件はその影響を無視しては理解できないであろうし、その他さまざまの事件あるいは波紋をよび起した。

一方、エジプト政府のスエズ国有化宣言（七月）に象徴されるアジア・アラブ諸国の民族運動は、世界政治の根強い底流として動き、これに対する先進資本主義諸国の対応策は、たとえば英仏軍のエジプト進駐（一一月）にみられるように、世界の緊張をひきおこし、前年来の「安定と正常化」傾向が本年にいたって破られるかの懸念を生ぜしめた。米英ソ三国の原水爆実験の継続とともに、これら一連の歴史的事件が世界の人心にあたえた不安は否定することができない。

しかしまた他方、国際緊張を緩和し、戦争の危機を回避する努力が、国際連合や各国人民の手によって、力強くつづけられ、世界の安定と平和が保たれたことも疑いない。日ソ国交の回復（一〇月）、それにつづく日本の国連加盟（一二月）なども、ひとりわが国の政治経済の正常化に寄与するのみならず、世界政治の安定化と正常化への一歩をすすめたものとして評価されよう。

ひるがえって国内の情勢をみよう。主として輸出の増大にささえられてきた前年来の経済好況は本年中も継続したが、いまやそれは、鉄鋼・造船・電力産業などにおける生産手段への投資増大を支点とする好況に転じた。もちろん輸出産業部門の生産も拡大しつづけたが、前記基幹産業部門の設備投資の拡大が著しく、これらの部門では膨大な利潤の獲得と資本の蓄積がおこなわれた。また巨大企業の下への、中小企業の「系列化」が進んだ。生産の拡大とともに、労働者の雇用

も増えたが、その増加のうちでは、臨時工もしくは日雇という形のものがかなりの部分を占めていた。また三月における「完全失業者」数が一〇六万人という戦後最高の記録を示したように、わが国の雇用と失業の問題は、「神武景気」によっても決して解消ないし軽減されていないことが示された。しかしまた他方、賃金水準の多少の向上があったことも否定できない。

いわゆる生産性向上運動が、日本産業の指導部によって強力に推進され、一方における技術革新と併行して、新しい労務管理法の導入がおこなわれた。これらの動向はとうぜん労働者階級の状態に影響し、またその組織勢力たる総評や全労その他の労働組合の運動にも、種々の変化をもたらさずにはおかなかった。本年における労働者の状態、労働運動の展開については、本年鑑で記録したとおりであるから、それぞれの個所を参照ねがいたい。ただ国内情勢として特に指摘しておかねばならぬことは、日教組その他広範な教育関係者の反対にかかわらず、新教育委員会法案が国会において可決されたこと（六月）、参議院議員選挙の結果、革新系が議席の三分の一以上を占めて（七月）、事実上「憲法改正」の動きが阻止されたこと、そして平和をもとめる民衆の運動が、前年にひきつづきますますひろがってきたこと、などである。

終りに当り、本年鑑の編集刊行に関し、公私の各機関、団体および個人の大きな支持と援助を受けたことに対し、厚く御礼を申し述べる。今後とも変らぬ御援助をお願いする次第である。

一九五七年一〇月

法政大学　大原社会問題研究所

目　次 (Contents)

緒　言 (Preface)
統計表目次 (List of Tables)
労働日誌 (Labor Diary)

第一部　労働者状態 (Condition of Working Classes)

第一編　労働人口の構成 (Structure of Working Classes) …… 二五
第二編　労働移動と失業 (Labor-transfer and Unemployed) …… 五一
第三編　労働条件 (Working Conditions) …… 九一
第四編　労働者の生活 (Living Conditions ot Laborers) …… 一六三
第五編　農家の状態と農民の生活 (Conditions of Farms and Farmers) …… 二〇三

第二部　労働運動 (Labor Movement)

第一編　労働組合運動 (Trade Union Movement) …… 二三五
第二編　農民運動 (Farmers' Movement) …… 四六四
第三編　その他の社会運動 (Other Social Movements) …… 五四九

第四編　労農政党 (Labor Parties) ……五八九

第一部　労働政策 (Social Policies)

第一編　総論 (General Trends) ……六三一
第二編　労働法・労働行政 (Labor Laws and Labor Administration) ……六四二
第三編　労働判例 (Judicial Precedent on Labor Problem) ……六五五
第四編　賃金政策 (Policies of Wage) ……六六七
第五編　治安対策 (Peace Preservation Measures) ……六八〇
第六編　生産性向上運動 (Productivity Campaign) ……六九二
第七編　社会保険・社会保障 (Social Insurance and Social Security) ……七〇八
第八編　経営者団体 (Managers Organizations) ……七五〇

付録 (Appendix)

その一　戦後労働組合運動史文献目録 (Bibliography for History of Postwar Trade Union Movement) ……巻末
その二　労働組合・官庁・諸団体名簿 (Directory of Trade Unions, etc.) ……巻末

統計表目次

労働人口の構成

第一表　年齢別一四歳以上失業者の割合……二七
第二表　未就業の失業者……二七
第三表　産業別就業者数……二七
第四表　全国一四歳以上就業者の産業別推移……二八
第五表　全国就業者の三部門別割合の推移……二八
第六表　産業別・男女別一五歳以上就業者数（一九五五年）……二九
第七表　職業別就業者数（一九五〇年）……三〇
第八表　就業者の職業小分類別数……三一
第九表　産業別・民公国営従業者数……三三
第十表　従業上の地位別就業者数……三五
第十一表　産業別・従業上の地位別就業者の構成……三五
第十二表　産業別・従業上の地位別一五歳以上就業者数……三六
第十三表　従業上の地位別従業者数……三七
第十四表　事業の経営組織別・従業上の地位別従業者数……三七
第十五表　産業別・従業上の地位別従業者数……三七
第十六表　産業別雇用者数……三八
第十七表　職業別雇用者数……三八
第十八表　規模別・従業上の地位別従業者数……三九
第十九表　経営種類別雇用者数……三九
第二〇表　製造工業の規模別構成……四一
第二一表　製造工業の業種別事業所数および従業者数……四二
第二二表　鉱山労働者の構成……四三
第二三表　炭鉱常用労働者数の推移……四三
第二四表　職種別炭鉱常用労務者数……四四
第二五表　国鉄職員の推移……四四
第二六表　地方鉄道軌道従業員の推移……四五
第二七表　通運従業員数……四五
第二八表　船員法適用の船舶所有者、船舶および船員数……四五
第二九表　郵政省官職別現在員数……四五
第三〇表　郵政省局別・男女別人員数……四六
第三一表　国家公務員の総数……四七
第三二表　国家公務員数（定員数）……四八
第三三表　地方公務員数の内訳……四六
第三四表　学校別本務教員数……五〇
第三五表　学校別本務職員数……五〇
第三六表　設置別本務教員数……五〇

労働移動と失業

第三七表　労働力状態別人口……五二
第三八表　産業別就業者数……五三
第三九表　農村・非農村別従業上の地位別就業者数……五四
第四〇表　雇用形態別雇用者……五五
第四一表　産業別常用労働者雇用指数……五六
第四二表　産業および年齢、前職経歴入職経路内訳別入職者数……五八
第四三表　規模別入職経路……五八
第四四表　産業別性別ならびに常用・臨時別入職率……六〇
第四五表　産業および年齢、勤続年数離職理由内訳別離職者数……六〇
第四六表　産業別性別ならびに常用・臨時別離職率……六一
第四七表　一般労働職業紹介状況……六二
第四八表　日雇労働職業紹介状況……六三

第四九表　一九五五年度新規学校卒業者職業紹介状況……六五
第五〇表　中学校・高等学校卒業者の主要産業別求人就職状況…六五
第五一表　中学校・高等学校卒業者の職業分類別、求人、求職、

就職状況……六六

第五二表　卒業後の状況……六六
第五三表　学校種別卒業者のうち就業者の産業別就職者数……六七
第五四表　就業・不就業状態別一四歳以上人口……七〇
第五五表　産業および従業上の地位別有業者……七一
第五六表　従業者の地位、経営組織および従業の場所別有業者…七一
第五七表　所得階層別雇用者……七二
第五八表　雇用者の産業および従業員階級別平均所得……七二
第五九表　農・非農および所得階級別自営業主……七三
第六〇表　就業・不就業状態および希望意識別一四歳以上人口…七三
第六一表　農・非農、従業上地位別転職、追加就業、休止希望者…七四
第六二表　産業別転職、追加就業、休止希望者……七四
第六三表　農・非農、就業時間別転職希望者……七五
第六四表　農・非農、所得階級別転職希望者……七五
第六五表　理由別転職希望者……七五
第六六表　不就業状態および就業希望の有無別無業者……七六
第六七表　理由別就業希望者……七六
第六八表　企業整備実施状況……七七
第六九表　企業整備実施状況（産業別・一九五六年計）……七八
第七〇表　失業保険業務状況……七七
第七一表　臨時日雇雇用指数……七九
第七二表　業種別在籍数ならびに臨時工数……八〇
第七三表　規模別在籍従業員数ならびに臨時工数……八〇
第七四表　業種別従業員平均賃金……八一
第七五表　各造船所従業員構成……八二
第七六表　契約期間……八一
第七七表　通算勤続年数……八三
第七八表　舞鶴造船所における本工・臨時工の年齢別基準月

収比較……八三

第七九表　一九五一―五五年臨時工の増減……八三
第八〇表　東京都の臨時職員……八四
第八一表　地方自治体臨時職員数……八四
第八二表　雇用形態別臨時職員数……八四
第八三表　学歴の構成……八五
第八四表　前職の有無別構成……八五
第八五表　前職のない者の日雇となった理由別構成……八六
第八六表　前職の産業の構成……八七
第八七表　前職の従業上の地位別構成……八七
第八八表　離職してから日雇になるまでの期間の構成……八七
第八九表　おもな生活維持方法の構成……八七
第九〇表　おもな生活の維持方法の推移……八七
第九一表　日雇になってからの期間の構成……八八
第九二表　就労先別平均就労日数……八八

労働条件

第九三表　月別・産業別一ヵ月平均現金給与総額……九三
第九四表　鉱業、製造業における平均現金給与総額の対前月比…九四
第九五表　労働者算出実質賃金指数……九五
第九六表　産業中分類別賃金格差および現金給与総額上昇率……九六
第九七表　賃金の規模別上昇率……九七
第九八表　鉱業における規模別一人平均月間現金給与額……九七

次目表計統

第九九表　製造業における規模別一人平均月間現金給与総額……九八
第一〇〇表　失業保険料申告書による現金給与額の規模別格差……九八
第一〇一表　鉱業、製造業における府県別平均賃金指数……九九
第一〇二表　常用労働者の種類別・給与内訳別一人平均一ヵ月間現金給与額ならびに臨時・日雇労働者の一人一日平均現金給与額……一〇〇
第一〇三表　職種別賃金前年上昇率……一〇〇
第一〇四表　常用労働者の性別一ヵ月平均現金給与総額……一〇〇
第一〇五表　学歴別賃金格差……一〇一
第一〇六表　勤続年数別賃金格差……一〇一
第一〇七表　経験年数別賃金格差……一〇一
第一〇八表　年齢別賃金格差（旋盤工・男）……一〇二
第一〇九表　年齢別賃金格差（事務職員・男）……一〇二
第一一〇表　賃金形態に対する製造業各社の関心傾向……一〇三
第一一一表　鉱業・製造業における臨時給与の現金給与総額中に占める割合……一〇八
第一一二表　夏季・年末特別給与支給事業所の分布……一〇八
第一一三表　産業別にみた定期給与と臨時給与……一〇九
第一一四表　賃金不払事件件数……一一一
第一一五表　賃金不払事件金額……一一二
第一一六表　賃金不払事件規模別状況……一一二
第一一七表　産業別月間総実労働時間数およびその対前年同期増減率……一一三
第一一八表　産業別一人平均月間総実労働時間数の推移……一一四
第一一九表　規模および所定就業時間……一一五
第一二〇表　業種別および所定就業時間……一一五
第一二一表　これまで労組より時間短縮の要求のあった社数ならびに時間外労働延長要求のあった社数……一一六
第一二二表　業種団体による調査一覧表……一一七
第一二三表　産業および交替制度事業所数分布比率……一一八
第一二四表　産業および交替制度別常用労働者数分布比率……一一八
第一二五表　産業、交替制度および所定労働時間別常用労働者の分布比率……一一八
第一二六表　産業、交替制度別事業所分布比率……一一九
第一二七表　産業、交替制度別常用労働者の分布比率……一一九
第一二八表　産業、交替制度および所定労働時間別常用労働者分布比率……一二〇
第一二九表　産業別死傷災害の推移……一二一
第一三〇表　産業別、都道府県別、死亡災害発生状況……一二二
第一三一表　産業別、都道府県別、重傷発生状況……一二三
第一三二表　一九五六年重大災害発生状況……一二四
第一三三表　産業および労働不能程度別災害率……一二五
第一三四表　石炭鉱山月別災害調……一二七
第一三五表　石炭鉱山事由別災害調……一二八
第一三六表　石炭鉱山重大災害調……一三〇
第一三七表　業務上疾病および食中毒調……一三二
第一三八表　定期健康診断結果報告……一三四
第一三九表　女子常用労働者産業別・規模別推計数……一三七
第一四〇表　女子常用労働者産業別・規模別賃金、労働時間……一三八
第一四一表　バス女子車掌――仕事上つらいことといやなこと……一四一
第一四二表　タイピストの視力の比較――入社当時と現在……一四三
第一四三表　タイピストの勤続年数別にみた現在の視力……一四三
第一四四表　タイピストの身体の痛み……一四四
第一四五表　国鉄女子労働者生理休暇の取得状態……一四四

第一四六表　国鉄女子労働者――生理休暇をどうしてとっているか……一四四
第一四七表　国鉄女子労働者――生理休暇をとりたいがとれない理由……一四五
第一四八表　国鉄女子労働者――生理休暇をとれないときどうするか……一四五
第一四九表　国鉄女子労働者――生理時の身体の異常……一四六
第一五〇表　国鉄女子労働者――生理時の作業上の障害……一四六
第一五一表　女子・年少者関係労働基準法違反件数……一四八
第一五二表　女子・年少者関係労働基準法違反事業場数……一四八
第一五三表　年別監督業務実施状況……一四九
第一五四表　規模別監督実施率……一四九
第一五五表　規模別再監督結果の是正状況……一五〇
第一五六表　年少労働者の労働環境……一五一
第一五七表　年少労働者の実労働時間……一五二
第一五八表　年少労働者の残業……一五三
第一五九表　年少労働者の休日……一五四
第一六〇表　賃金階級別年少労働者数と一ヵ月平均手取賃金……一五六
第一六一表　産業、賃金階級別年少労働者数および一ヵ月平均手取賃金……一五五
第一六二表　年少者の規模別就職状況……一五九
第一六三表　長欠児童の欠席理由別欠席者数……一六〇
第一六四表　人身売買被害者数の推移……一六一
第一六五表　人身売買年齢別被害者数……一六一
第一六六表　人身売買被害者の就職先……一六一
第一六七表　人身売買被害者親元の職業別数……一六二

労働者の生活

第一六八表　消費者価格指数……一六四
第一六九表　現金実収入階級別勤労者世帯の世帯数分布……一六五
第一七〇表　勤労者世帯実収入の推移……一六五
第一七一表　勤労者世帯収入階級別実収入内訳……一六六
第一七二表　勤労者世帯現金収入……一六七
第一七三表　勤労者世帯実支出の推移……一六八
第一七四表　勤労者世帯現金支出……一六九
第一七五表　勤労者家計の収支……一七〇
第一七六表　実収入階級別収支差額の推移……一七一
第一七七表　東京都勤労者世帯一ヵ月平均総収入・総支出……一七二
第一七八表　炭鉱労働者（坑内）生計費調査……一七四
第一七九表　日本国有鉄道職員生計費調査……一七六
第一八〇表　郵政職員生計費調査……一七八
第一八一表　国鉄労働者の生活費不足額……一八一
第一八二表　国鉄労働者借金の額……一八一
第一八三表　国鉄労働者借金の原因と使途……一八一
第一八四表　日雇・零細工場労働者の収支状況……一八二
第一八五表　日雇・零細工場労働者世帯の総収入……一八三
第一八六表　日雇・零細工場労働者世帯における収入構成……一八三
第一八七表　日雇・零細工場労働者世帯消費単位当り収支状況……一八三
第一八八表　日雇・零細工場労働者の借金額……一八四
第一八九表　日雇・零細工場労働者借金の原因……一八四
第一九〇表　一人一日当り栄養摂取量……一八五
第一九一表　食品群別摂取量……一八六

第一九二表　階層別飲食物費……一八七
第一九三表　階層別穀類支出状況……一八七
第一九四表　階層別主食消費量……一八七
第一九五表　階層別穀類以外の飲食物費の上昇率……一八八
第一九六表　階層別穀類以外の飲食物費……一八九
第一九七表　階層別肉魚類消費状況……一八九
第一九八表　日雇・零細工場労働者世帯の主食補充状況……一九〇
第一九九表　日雇・零細工場労働者世帯魚類の購入状況……一九〇
第二〇〇表　日雇・零細工場労働者世帯肉類の購入状況……一九一
第二〇一表　日雇・零細工場労働者世帯の揚げ物・つくだに購入状況……一九一
第二〇二表　日雇・零細工場労働者世帯の食用油・砂糖購入状況……一九一
第二〇三表　日雇・零細工場労働者世帯収入階層別摂取栄養量の比較……一九二
第二〇四表　住居の種類別世帯数（従業上の地位別）と一人当り畳数……一九三
第二〇五表　世帯人員および畳数別住宅に住む普通世帯数および普通世帯人員……一九四
第二〇六表　所有関係別着工住宅戸数……一九五
第二〇七表　新設住宅規模の働き……一九六
第二〇八表　日雇・零細工場労働者住居の所有関係……一九六
第二〇九表　日雇・零細工場労働者の住居――世帯人員別室表……一九七
第二一〇表　日雇・零細工場労働者の住居――一人当り畳数別世帯数……一九七
第二一一表　日雇・零細工場労働者の住居――台所の有無……一九七
第二一二表　日雇・零細工場労働者の住居――便所の状況……一九八
第二一三表　日雇・零細工場労働者の住居――家賃、間代の支払状況……一九八
第二一四表　東京都標準世帯職種別・実収入階級別手持耐久財結果表……一九九
第二一五表　日雇・零細工場労働者世帯布団所持状況……二〇一

農家の状態と農民の生活

第二一六表　総農家数と一農家当りの耕地面積……二〇三
第二一七表　経営耕地面積広狭別農家数……二〇四
第二一八表　専業・兼業別農家数……二〇五
第二一九表　自作小作別農家数……二〇六
第二二〇表　世帯員数……二〇七
第二二一表　農作業従事者数……二〇七
第二二二表　農業雇用労働を入れた農家とその人数……二〇八
第二二三表　農用地種類別面積……二〇八
第二二四表　家畜種類別飼養農家数と頭数……二〇九
第二二五表　動力耕耘機・脱穀機使用農家数……二〇九
第二二六表　農業収入……二一〇
第二二七表　米の収入……二一〇
第二二八表　麦の収入……二一一
第二二九表　農業支出……二一一
第二三〇表　肥料……二一二
第二三一表　農業所得……二一二
第二三二表　労賃俸給の収入……二一三
第二三三表　農家の総所得……二一三
第二三四表　農家の家計費……二一四

第二三五表　飲食費……二二四
第二三六表　被服費……二二四
第二三七表　住居費……二二五
第二三八表　学校教育費……二二五
第二三九表　農家経済の余剰……二二六
第二四〇表　農家経済調査現金収支概要全府県一戸当り平均……二二七
第二四一表　農家経済と租税公課諸負担の平均的推移……二二八
第二四二表　農家経済と租税公課諸負担の地域別比較……二三〇
第二四三表　農家経済と租税公課諸負担の経営形態別比較……二三一
第二四四表　経営形態別所得階層別農家経済と租税公課負担……二三三
第二四五表　農家経済と租税公課諸負担の階層別比較……二三五
第二四六表　所得階層別にみた国税、地方税、公課諸負担……二三六
第二四七表　所得階層別にみた人税と物税……二三七
第二四八表　賦役および繭集荷指導費を加えた所得階層別租税公課諸負担……二三七
第二四九表　農家租税負担の滞納状況……二三九
第二五〇表　林業関係適用事業場および労務者数……二三〇
第二五一表　国有林野事業における職群別雇用区分別作業員数……二三〇
第二五二表　国有林作業員の主要職種別実収賃金……二三一
第二五三表　国有林作業員の局別事業別平均賃金……二三三

労働組合運動

第二五四表　年別単位組合数および組合員数……二四一
第二五五表　産業別単位組合数、組合員数と推定組織率……二四一
第二五六表　産業別単位組合数および組合員数……二四二
第二五七表　都道府県別単位労働組合数および組合員数……二四三
第二五八表　規模別労働組合数および組合員数……二四四
第二五九表　組織別労働組合数および組合員数……二四五
第二六〇表　産業および組織別労働組合数および組合員数……二四七
第二六一表　適用法規別労働組合数および組合員数……二四八
第二六二表　適用法規・民官公営別労働組合数・組合員数……二四九
第二六三表　加入主要団体別組合員数……二四八
第二六四表　民間主要単産の妥結結果……二五三
第二六五表　年別労働争議件数・参加人員……二八九
第二六六表　月別労働争議件数・参加人員(発生)……二九〇
第二六七表　月別労働争議件数・参加人員(発生・繰越)……二九一
第二六八表　総争議中・争議行為を伴ったものの比率……二九三
第二六九表　争議形態別労働争議件数・参加人員……二九三
第二七〇表　継続期間別作業停止労働争議解決件数・参加人員……二九四
第二七一表　参加人員規模別労働争議件数・参加人員……二九四
第二七二表　企業規模別労働争議発生件数……二九五
第二七三表　直接労働損失日数……二九五
第二七四表　労働損失日数の月別推移……二九六
第二七五表　産業別作業停止労働争議件数・参加人員・損失日数……二九七
第二七六表　産業別労働争議件数・参加人員……二九八
第二七七表　主要要求事項発生労働争議件数……二九九
第二七八表　月別・主要要求事項別労働争議発生件数……三〇〇
第二七九表　企業規模別・主要要求事項別労働争議発生件数……三〇一
第二八〇表　賃金要求季別労働争議発生件数……三〇一
第二八一表　継続期間別労働争議解決件数・参加人員……三〇二
第二八二表　解決方法別労働争議解決件数・参加人員……三〇二
第二八三表　解決結果別労働争議解決件数・参加人員……三〇三

統計表目次

第二八四表　賃金制度改正案……三二八
第二八五表　鉄鋼労連一時金回答状況……三八三
第二八六表　日雇労働者組織状況の推移……四〇二
第二八七表　日雇労働者求職闘争の推移……四〇三
第二八八表　要求項目別求職闘争件数……四〇三
第二八九表　要求に伴う行動別求職闘争件数……四〇四
第二九〇表　対象官公庁別求職闘争件数……四〇四
第二九一表　全国主要労働組合産業別組織状況……四一〇

社会保険・社会保障

第二九二表　社会保障関係予算……七〇九
第二九三表　政府管掌健康保険収支決算状況……七一〇
第二九四表　政府管掌健康保険一九五六年度収支見込額……七一一
第二九五表　組合管掌健康保険収支決算状況……七一一
第二九六表　疾病保険普及状況……七三三
第二九七表　健康保険組合における付加給付実施状況……七三四
第二九八表　国民健康保険の普及率……七三四
第二九九表　国民健康保険加入者所得階層別世帯数……七三五
第三〇〇表　国民健康保険料負担階層別世帯数と給付費……七三五
第三〇一表　国民健康保険における給付範囲の制限……七三五
第三〇二表　国民健康保険未実施市町村の事業実施に対する態度……七三六
第三〇三表　収入階層別健康保険未適用率……七三七
第三〇四表　最多収入者の職業別にみた健康保険適用率・未適用率……七三七
第三〇五表　世帯業態別にみた社会保険加入・未加入世帯分布……七三八

凡例

一、本年鑑の記事は、労働省をはじめ、各官庁、労働組合、企業体、その他関係諸団体の報告、調査、発表記事、ならびに主要な新聞、雑誌の内容を、本研究所が取捨し、かつできる限り正確、確実な統計資料に基いて、客観的な記述をすることを期した。

一、本年鑑の編纂様式は、前年版と同じく、第一部「労働者状態」、第二部「労働運動」、第三部「労働政策」の三部に大別し、それぞれの中をさらに編、章、節に分った。

一、付録として、主要労働組合、官公庁、諸団体ならびに調査研究機関の名簿(所在地、電話番号)を付して日常の便をはかるとともに、本年版にかぎり、「戦後労働組合運動史文献目録」を掲載して、読者の参考に供した。

一、各部の内容目次の細目は、それぞれの部の初めに掲載した。

一、本文の記述は、原則として一九五六年の事項にかぎり、これと密接な関係のある問題については、一九五七年初頭の事項をもあわせて記述した。労働日誌は一九五七年三月までとし、関係団体名簿についてはその後の修正を加えておいた。

労働日誌

（一九五六年一月―一九五七年三月）

一九五六年

一月

一〇日　電機労連、中国第一機械工会と労働運動に関する協定
全労働役員二名懲戒免職処分
ＩＬＯ理事会、日本政府に労働時間短縮に関する回答を要求
一一日　総評常任幹事会、春闘方針を確認
官公労幹事会、春闘方針を決定
三菱日本重工、二七〇〇名指名解雇通告
一二日　赤線区域の東京都女子従業員組合結成
一三日　総評全国春季賃上討論集会（～一五日）
一六日　労働問題懇談会初会合
社会党と労組の国会闘争連絡会議、春闘方針を協議
全造船、今春賃上げ見送り
一七日　ダレス米国務長官「瀬戸際政策」論、反響を呼ぶ
総評、減税闘争方針
全労、独自の賃金闘争方針
労相閣議で発言「春闘の部分ストに賃金カット」
一八日　日経連「当面の賃金問題と課題」を発表
総評幹部間で派閥の解消申合わせ
日ソ交渉再開
一九日　総評、日経連の「当面の賃金問題と課題」を批判
二〇日　政府、本年度予算案総額一兆〇三四九億二二〇〇万円決定
二二日　社会党、最低賃金法案要綱を決定
二四日　日ソ交渉、平和条約草案の大部分に意見一致、共同コミュニケ
二五日　三菱日本重工ストに入る
三〇日　第二四国会再開
炭労四社の長期計画闘争、二～三年完全雇用で妥結
全繊同盟中央委、東洋紡を除名

二月

一日　合化労連第一一回臨時大会（～二日）
全鉱連第二六回定期大会（～四日）
二日　私鉄総連第一八回臨時大会、ストを権確立
三日　総評・春季賃上生活防衛労働者総決起大会
七日　オーストリア政府、世界労連本部閉鎖命令
官公労、国公協（国公部会二九単産）を組織
八日　オーストリア政府、世界労連本部に立退要求、建物に封印
総評、春季闘争は経済闘争と声明
自民党、春闘批判声明、社会党これに反論
九日　三菱日本重工、被整理者の期限付再雇用を約す、労連スト継続
一〇日　閣議、官公労に対する警告案文を

一一日　決定
原水爆実験禁止決議案、参議院でも可決
日ソ交渉、歯舞・色丹両島譲渡案を日本側拒否
総評、政府に不当弾圧抗議
政府、公務員の争議行為について公式解釈を発表
一二日　全日自労婦人大会（～一四日）
一三日　日ソ交渉中断
官公労、政府の警告措置に反駁
政府、官公労の波状闘争に警告を郵送
一四日　官公労「政府の見解に服従せず」
ソヴェト共産党第二〇回大会（～二五日）開く、フルシチョフ報告
一五日　総評春季賃上闘争第一波実力行使
三菱日本重工労連臨時大会、ストを中止、条件闘争へ
一七日　全労会議、労働時間短縮運動提唱
総評、全労の労働時間短縮運動に協力の方針
一八日　ソヴェト共産党大会でミコヤン演説スターリンを批判
二〇日　日教組第一三回臨時大会（～二一日）
二四日　総評春闘第二波（～三月五日）
二五日　日鋼室蘭、賃上と協約でスト
二六日　文部省立案の教科書法案発表
地公労「地方財政確立、生活防衛中央総決起大会」

三月

一日　電産第一一回臨時大会（～二日）
総評、生産性向上運動批判
ビキニ被災二週年「原水爆禁止の集い」
世界労連、ユーゴ労組の除名取消
二日　三井三池炭鉱部分スト
五日　関西私鉄時限スト
六日　総評第三波実力行使に入る
八日　通運労協結成大会（～九日）
九日　炭労大手一三社第一波休憩戦術
一〇日　全鉱大手六社、無期限部分スト
日駐労第五回定期大会（～一一日）
一一日　日ソ交渉再開
私鉄スト、突入二六組合、東武・京阪神など九社二四時間スト
一四日　炭鉱大手一三社ロックアウト声明
炭労、ロックアウトに際しても保安要員は拒否しない態度
一五日　総評「生活防衛国民総決起大会」
三井三池炭鉱ロックアウト
一六日　日本港湾労働組合会議結成大会（～一七日）
一九日　炭労部分ストに入る
矢内原東大総長ら一〇氏「教委・教科書」二法案に反対声明
二〇日　小選挙区法案国会提出
京都の保険医、健保法改悪反対で総辞退
二二日　鉄鋼労連第八回定期大会（～二五日）
二三日　全麻労連、三労組が脱退解散状態
合化労連四組合スト
電産関東、東電労組との統一決定
関西一三大学総長、一〇大学総長の教育二法案反対声明を支持
二四日　国鉄・全電通一時金で妥結
保険医総辞退、東京大阪に拡大
二六日　合化労連四組合二四時間スト
二八日　全労、保険医総辞退に反対
全逓二・五割休暇
二九日　全逓妥結
三〇日　全専売および全林野など四現業も解決
三一日　炭労争議妥結

四月

二日　炭労争議、スト中止ロックアウト解除
大阪化繊取引所労組、生補金要求で職場放棄
三日　政府、国家公務員に一時金支給せずの方針
大阪化繊取引所抜打スト
五日　電機労連九社一二時間スト
関東経営者協会定時総会
中小企業経営者大会
自民党臨時党大会、鳩山総裁を選出
七日　大阪化繊取引所、組合員の立入就業禁止通告
九日　全炭鉱第三回定期大会（～一一日）
一〇日　大阪化繊取引所、強行就労で混乱
一一日　全鉱連大手五社重点部分スト
大阪化繊取引所労組職場大会、ピケに警官隊実力行使
一四日　電機労連第二波スト
一六日　中小企業政治連盟発足
三鉱連時限スト
三井三池争議解決
一七日　全鉱連大手三社スト強化二社妥結
ハイタク運転手に八時間労働制適用、労働省告示
コミンフォルム解散
一九日　十条製紙年間賃金協定調印
衆院、教委法をめぐり紛糾
二〇日　大阪化繊取引所二四時間スト
二一日　全鉱連争議大手解決
二四日　大阪化繊取引所二四時間スト
全国セメント第一一回定期大会（～二六日）
全造船第一七回定期大会（～二七日）
二五日　大阪化繊取引所争議解決
二六日　第二七回メーデー前夜祭（東京）
全日通・日通労連統一なる
二七日　日経連第九回定時総会「新情勢に対処する経営者の態度」
二三府県医師会、保険医総辞退を取下げ
二八日　全銀連第二一回臨時大会（～一日）
地銀と市銀が対立
二九日　自動車労連第二回定期大会、全労に加盟
三〇日　衆院小選挙区制審議、本会議混乱のまま散会

五月

一日　第二七回メーデー、全国一六二万名参加（労働省調査）中央五〇万（実行委発表）
炭労第一五回定期大会（～一五日）
日本高等学校教職員組合（高校組）結成大会（～一〇日）
九日　私鉄大手年間臨給三ヵ月分要求
全電波第九回全国大会（～一二日）
中部電力労組、全労に加盟
一〇日　日教組第一四回定期大会（～一四日）
一一日　官公労、夏季手当一ヵ月要求
一四日　機労第六回全国大会（～一七日）
全印刷第一八回定期大会（～一七日）
一五日　日ソ漁業交渉妥結
売春防止法案衆院通過
一六日　日ソ漁業条約、海難救助協定調印
小選挙区法案衆院通過
一七日　全金同盟第六回全国大会（～一八日）
全造幣第五回定期大会（～一八日）
三月の完全失業一〇六万（労働力

調査）
一八日　日教組、新教育委員会法反対抗議集会（各地）
一九日　共産党、神山茂夫除名取消し
二〇日　日産自動車で定期昇給協約調印
二一日　全国ガス第一二回定期大会（～二二日）
売春防止法成立
二三日　全日通第一一回定期大会（～二七日）
二四日　総評・共産党幹部懇談
総評の訪ソ代表、全ソ労組中央評議会と共同声明
市銀六行、全銀連を脱退
衆院、教科書法案を可決
二六日　総評・官公労等「悪法粉砕生活防衛国民大会」
二七日　全建労第九回全国大会（～二九日）
全医労第一〇回全国大会（～二九日）
二八日　全司法第一二回全国大会
電機労連第四回定期大会（～三一日）
アルコール専売第五回定期大会（～三〇日）
労農党、新綱領を決定
二九日　全港湾第一一回定期大会（～三一日）
三〇日　全銀連委員長会議で組織解散方針
教育委員会法をめぐり参院混乱
三一日　北海道電労統一

六月

一日　相模工業賃上部分スト
参議院大混乱で警官隊出動、衆院内閣不信任案
二日　新教育委員会法案成立
三日　第二四国会終る、小選挙区法案・教科書法案流産
四日　東労・電産関東解散、新組織東労第一回定期大会（～六日）
生産性懇談会発会、生産性本部と国会議員有志で構成
五日　全特定第五回全国大会（～六日）
六日　共産党、志田中央委員を解任
相模工業労組全面スト方針
一一日　相模工業争議、第一組合ピケと第二、三組合員が衝突
新聞労連第七回定期大会（～一三日）
一三日　相模工業労組全面スト指令
一四日　スエズ運河駐留英軍撤退
世界婦人労働者大会（～一七日・ブダペスト）
一五日　全食品同盟第一〇回大会（～一六日）
全旅労連第一〇回年次大会
中国人民代表大会開く
一六日　全印総連第四回定期大会（～一七日）
化学同盟第六回定期大会（～二〇日）
一八日　相模工業争議解決
二〇日　全繊同盟第一一回定期大会（～二二日）、呉羽紡の復帰承認
エジプト・ナセル首相、大統領に就任
二五日　最高裁判決「火炎ビンは爆発物にあらず」
二七日　沖縄住民代表、陳情のため入京
全銀連第二二回全国大会（～二九日）、全銀総連として新発足方針
二八日　ポーランド・ポズナンで暴動

七月

一日　共産党、新綱領改訂について発表
全米鉄鋼労組賃上げスト六五万名
二日　ソヴェト共産党「個人崇拝とその結果の除去」布告
四日　沖縄問題解決国民総決起大会
五日　車労連第五回大会（～七日）
六日　イタリア農業労働者、協約と家族手当で四八時間スト四〇〇万参加
七日　日建協第三回定期大会（～八日）
八日　参議院議員選挙
一〇日　参議院新議席革新派三分の一突破
一一日　官公労「人事院勧告促進生活擁護総決起大会」
一二日　全労働第七回総会（～一三日）
「労働白書」発表
一三日　全駐労第一一回定期大会（～一五日）
一四日　東京地裁、中国への渡航拒否は違法と判決
一五日　全労会議一九五六年度運動方針案発表
一六日　人事院勧告、五～六％改善と特別手当支給
松本三益氏免訴
一七日　「経済白書」発表
一八日　国際自由労連第二四回大会（～二六日・ウィーン）
ハンガリア共産党ラコシ第一書記辞任
一九日　総評一九五六年度運動方針案発表
都市交通第一〇回定期大会（～二〇日）
二〇日　私鉄関西年間臨給妥結
チトー・ナセル・ネール会談共同コミュニケ
二二日　国際自由労連、対米「沖縄勧告」を採択
二三日　全電通第九回全国大会（～二七日）
二五日　合化労連第一二回定期大会（～二八日）
二六日　全労会議第三回定期大会（～二八日）
二七日　全銀連第二三回臨時大会、解散
全電線第一〇回定期大会（～二八日）
エジプト、スエズ運河国有化宣言
市銀連結成大会（～二八日）
地銀連結成大会（～二八日）
全米鉄鋼スト解決、三年間スト中止協定
二八日　産別会議第六回大会（～二九日）
三〇日　日産自動車全従業員、休暇協定による六日間一斉休暇
三一日　電労連第三回大会（～一日）
日ソ交渉開始、平和条約日本修正案手交

八月

六日　日放労第二二回中央大会（～八日）
第二回原水爆禁止世界大会（東京）
全農林第六回定期大会（～一二日）
一〇日　日駐労臨時大会（～一二日）スト権確立
一一日　全駐労臨時大会、スト権確立
一二日　国鉄労組第一五回大会（～一八日）
一三日　総評岩井事務局長「労組に社会党組織確立」構想
一七日　七月一日現在総人口九千万突破、総理府発表
一八日　西独共産党非合法化
国鉄民同左派解散、社会党員協議会発足へ
二一日　全逓第八回定期大会（～二二日）
鉄鋼労連第九回大会（～二二日）
私鉄総連第一九回定期大会（～二三日）
全化同盟第五回定期大会（～二三

日）
二三日　全国一般合同第二回定期大会（～二四日）
二五日　総評第七回定期大会（～二八日）
二六日　造船総連第六回全国大会（～二八日）
二七日　全駐労・日駐労、全国一斉二四時間スト、制裁規定反対
総評大会「共産党と共闘せず」の従来の方針を修正
三〇日　全専売第九回定期大会（～二日）

九月

一日　自治労第四回定期大会（～四日）
五日　日産自動車「農工労務者登録制度」を採用
一〇日　新聞労連第八回臨時全国大会
一一日　日本繊維産業会議発足
一二日　国税庁民間給与実態調査昨年度平均給与年一八万五千円
一五日　全交運第一三回定期委員会
中国共産党第八回全国大会（～二七日）
一七日　官公労第七回定期委員会
土建総連第五回定期大会（～一八日）
一九日　日産自動車労組三年ぶり統一
二二日　駐留軍労組と調達庁、制裁規定問題で仮調印
二四日　全鉱連第二七回定期大会（～二八日）
二六日　総評中央賃金討論集会（～二八日）
二九日　鉄鋼労連大手五社中小六社第一波二四時間スト
三〇日　国際電電第一〇回全国大会（～三〇日）
全証労協第三回定期大会（～一日）

一〇月

一日　新教育委員会法実施
二日　鳩山首相訪ソ正式決定
三日　全日自労第一一回定期大会（～六日）
中部電力労組、全労に加盟
四日　官公労、二千円賃上、最低八千円要求申入れ
五日　砂川町の第二次精密強制測量開始
鉄鋼労連大手四社中小二社第二波四八時間スト
全造船鋼管鶴見一九時間スト
六日　全麻労連解散、麻労協を結成
鉄鋼労連、八幡七〇〇円回答拒否
北京・日本商品市開く
七日　全造船、石川島など五社一九時間スト
鉄鋼労連、八幡二四時間スト
首相ら日ソ交渉全権団出発
九日　海員第一五回定期大会（～一三日）
鉄鋼労連、第二次回答を拒否
一一日　日経連臨時総会「生産性向上に対する見解」
鉄鋼労連大手四社第三波七二時間スト
一二日　全造船一〇社二一組合第二波スト
砂川町強制測量に警官隊出動
一三日　新産別第八回定期大会（～一四日）
全国金属第七回定期大会（～一五日）
東北電労協約、ユニオンショップ・生産協議会を骨子に妥結
一四日　砂川町強制測量で衝突、地元・労組・支援団体負傷者七三〇名
一五日　政府、砂川に測量打切り決定
全造船第三波重点部分スト
日本油脂、人員整理反対第一波四八時間スト

一八日　日ソ交渉正式会談開く
一九日　炭労第一六回臨時大会（～二二日）
日本油脂第二波二四時間スト
映演総連第五回全国大会（～二〇日）
二一日　日ソ国交正常化に関する共同宣言・議定書に調印（モスクワ）
ポーランド統一労働者党第一書記にゴムルカ氏
二二日　鉄鋼労連第四波スト、八幡は中止
二三日　日本油脂第三波四八時間スト
全自運第七回定期大会（～二四日）
ハンガリア・ブダペストでナジ政府要求デモ
二四日　ハンガリア政府の要請でソ軍隊出動、ナジ政府組織さる
二五日　全金属第八回定期大会（～二六日）
ハンガリア勤労者党第一書記にカダル氏
二六日　日本油脂第四波二四時間スト
社会党、経済五ヵ年計画第一次試案を発表
二七日　日本油脂一ヵ月の長期スト突入
日産自動車労組第五回定期大会で特色ある運動方針を決定
二九日　イスラエル軍、エジプトへ侵入

一月

一日　日経連「中小企業労働問題に対する見解」
英仏軍、スエズに軍事作戦開始
千葉新聞人員整理で無期限スト
国鉄社会党員協議会結成
二日　全中総連第三回定期大会
三日　総同盟第一一回定期大会（～六日）
四日　ハンガリアにカダル政権組織、政府要請で再びソ軍隊出動
五日　八幡製鉄、七〇〇円賃上げで妥結
六日　全日通第九回臨時大会（～七日）
米アイゼンハウアー大統領再選
七日　鉄鋼労連、八月遡及七〇〇円賃上げで妥結指令
国連総会、英仏イ三国軍隊のエジプト撤退案を採択
一〇日　総評「秋季年末闘争労働者総決起大会」
一二日　総評、スト規制法延長反対申入れ
第二五臨時国会召集、スト規制法存続議決案提出さる
一四日　千葉新聞争議で重軽傷者九名出す
炭労、スト規制法延長反対時限スト指令
一五日　国会、スト規制法問題で紛糾、開会式延びる
一七日　臨時国会開会
炭労、スト規制法の委員会審査省略撤回で時限スト中止
二一日　経済同友会一〇周年大会「経営者の社会的責任の自覚と実践」決議
いわゆる新資本主義
二六日　スト規制法存続議決案、衆院通過
二七日　日ソ共同宣言など四議案、衆院で満場一致承認
二八日　社会党、公務員給与改正案を国会提出

二月

一日　総評「生活と権利と国土を守る中央国民大会」
二日　千葉新聞解散決定
五日　対ソ復交関係の国会承認終了
六日　炭労全支部、スト規制法反対で一時間五〇分の時限スト
総評「スト規制法反対要求貫徹総決起大会」国会前
国鉄年末闘争第五波実力行使で貨

七日　車運休一〇〇余、各駅で職場大会
日本油脂争議解決
農民戦線統一協議会発足
八日　駐留軍労組と米軍「制裁規定」改正仮調印
スト規制法存続議決案成立
日ソ共同宣言、通商航海議定書の批准手続き終る
九日　ソヴェトも日ソ共同宣言等の批准を終る
ハンガリア政府、全土に戒厳令、労評の解散を命令
一一日　政府、国家公務員年末手当〇・一五ヵ月分増額決定
一二日　日ソ共同宣言・通商航海議定書の批准書交換
国連安保理事会、日本の国連加盟を決定
一三日　第二五臨時国会終了
一四日　自民党大会、総裁に石橋湛山氏
一五日　昭和三一年度労働組合基本調査、三万四三三一組合六三七万二二〇四名
一八日　日本の国連加盟決定（国連総会）
二〇日　官公労の年末闘争終る
鳩山内閣総辞職
二一日　第二六通常国会開会石橋首班指命
駐留軍労務者の新制裁規則に関する協定、正式調印
臨時税制調査会答申案成る、一千億減税勧告など
二三日　石橋内閣成立
二五日　臨時税制調査会、一千億減税答申
社会党、労農党の吸収合併を決定
二六日　総評、春季闘争方針を発表
社会党中執、一九五七年度一般運動方針案決定
二七日　人民電車事件やりなおし判決で全員執行猶予
三一日　沖縄那覇市長に人民党瀬長氏当選
社会・労農両党幹部会談統一決定
蔵相、一千億減税決意

一九五七年

一月

七日　総評首脳、社会党内の「左派連合」結成の動き
日本生産性本部「生産性の方向」を発表
一〇日　日経連「現下の賃金政策と賃金問題」で五原則掲ぐ
労働省「団結権、団体交渉権その他の団体行動権について」通牒
一四日　労働者農民党解党大会
一六日　社会党第一三回大会（～一九日）
一七日　政府、二重消費者米価制の方針
二〇日　昭和飛行機労組、人員整理反対二四時間スト
二二日　全逓年末闘争責任者一五〇名処分
二三日　内灘返還正式通告
二四日　総評春季闘争総決起大会（～二五日）
二六日　合化労連第一三回臨時大会（～二七日）産業別最低保障賃金で春闘
三〇日　労働問題懇談会、最低賃金制に結論
三一日　首相病気で岸外相が臨時首相代理

二月

一日　日教組第六次教育研究全国集会（～四日）
三日　日本バルブ千葉工場ロックアウト
六日　炭労、減産闘争方針
相馬ガ原射撃場の日本婦人射殺事件、国会で問題化

八日　総評基地対特別委、相馬ガ原事件抗議運動方針
九日　社会党「日中国交回復運動要綱」決定
一一日　官公労春季闘争第一波に入る
一二日　電労連の賃上げ要求に生産性向上に伴う報酬を含めた内容
英国、水爆実験中止の日本申入れを拒否
一三日　米国港湾労働者スト
一四日　東京亜鉛争議、組合への建物貸与協定なる
一五日　全鉱連第二八回臨時大会（～一九日）
労働問題懇談会給与小委員会、最低賃金制の業者協定に関し意見書
一六日　国家公務員の給与改正要綱内定
官公労、給与体系の改訂反対で闘争体制強化
一七日　共産党野坂第一書記、党大会での綱領改正を言明
一九日　高教組第二回特別大会
二〇日　炭労大手一四社休憩戦術に入る
東洋紡労組、全繊復帰決定
二一日　国鉄第一波実力行使に入る
二二日　政府、官公労春闘に警告を発す
二三日　全労、最低賃金法要綱案を発表
二四日　石橋内閣総辞職
世界平和アピール七人委、英水爆実験反対決議をおこなう
二五日　文部省、日教組の早退戦術方針に対し次官通牒で警告
岸内閣成立
二六日　官公労第二波実力行使に入る（～二八日）
二七日　官公労、賃上げ要求貫徹労働者総決起大会
二八日　官公労のデモで二名検挙さる
日経連、炭労争議に対し見解発表
閣議、一般職員給与法改正案決定
学者、文化人ら「安保条約再検討声明書」発表
衆院、社会党の解散決議案を否決

三月

一日　原水協、英水爆実験阻止中央大会
二日　総評臨時労働者全国集会（～三日）
労相、完全失業者六〇万と説明
三日　原水協、水爆実験抗議船派遣方針
四日　炭労大手無期限時間外拒否に入る
五日　政府、炭鉱労使に自主的解決要望
七日　炭労大手一四社四八時間スト
合化・三井三池無期限部分スト
八日　政府、春闘に警告、総評は反駁
九日　総評、教育文化統制反対全国集会
一〇日　日駐労第七回定期大会、スト権
一一日　炭労大手七二時間スト
私鉄一三社スト突入後に全部解決
春闘第三波、国鉄は職場大会戦術
紙パ労連第一六回臨時大会
一三日　炭労争議妥結
一五日　衆院、原水爆禁止決議案を可決
一六日　英国造船労組賃上げスト
一九日　公労協第四波実力行使
二〇日　鉄鋼労連第一〇回定期大会（～二三日）
二二日　全鉱大手四八時間スト
二三日　総評最低賃金制獲得総決起大会
英国機械労組スト、一〇〇万参加
二五日　総評、最賃制要求実力行使を中止
二六日　総評最低賃金制で全国的職場大会
全鉱連大手五社七二時間スト
二九日　全駐労・日駐労賃上げ二時間スト
一千億減税の改正所得税法成立
三〇日　国鉄運賃値上げ決定
三一日　公務員給与に関する自社両党間の話合いつき、三二年度予算成立

第一部

労働者状態

第一部　労働者状態

第一編　労働人口の構成……二五
第一章　人口の就業状態……二五
第二章　就業者の従業上の地位……三三
第三章　雇用者……三八
第四章　主要部門別労働者……四〇
第一節　工業労働者……四〇
第二節　鉱山労働者……四三
第三節　運輸・通信労働者……四四
第四節　公務労働者……四六
第五節　教育労働者……四九
第二編　労働移動と失業……五一
第一章　一般的考察……五一
第二章　労働移動……五五
第三章　新規学校卒業者の就職状況……六四
第四章　失業……六八
第一節　概況……六八
第二節　臨時工・社外工……七九
第三節　日雇労働者……八四
第三編　労働条件……九一
第一章　賃金……九一
第一節　名目賃金、労働の価格および実質賃金……九一
第二節　賃金の産業別・規模別の地域別格差……九五
第三節　賃金の労働者種類別・男女別・年齢別・学歴別格差……九九
第四節　賃金支払形態……一〇三
第五節　定期給与と臨時給与……一〇七
第六節　賃金不払の状況……一一
第二章　労働時間……一一三
第三章　労働災害と職業病……一二〇
第一節　労働災害の概況……一二〇
第二節　炭鉱の労働災害……一二七
第三節　職業病……一三一
第四章　婦人・年少労働者の状態……一三六
第一節　婦人労働者の状態……一三六
第二節　年少労働者の状態……一五〇
第四編　労働者の生活……一六三
第一章　家計……一六三
第二章　栄養……一八四
第三章　住宅……一九二
第四章　衣服・持ち物……一九八
第五編　農家の状態と農民の生活……二〇三
第一章　農家と農業従事者……二〇三
第一節　農家……二〇三
第二節　農家人口と農業従事者……二〇六
第三節　農家の生産手段……二〇八
第二章　農家の経済状態……二〇九
第一節　農家の所得……二〇九
第二節　家計費……二一三
第三節　農家経済余剰……二一五
第三章　農家の租税公課諸負担……二一六
第一節　概観……二一六
第二節　地域別・経営形態別の状態……二一九
第三節　階層別の状態……二三三
第四節　税外負担と滞納状況……二三八
第四章　林業労働者の状態……二三九

第一編　労働人口の構成

第一章　人口の就業状態

わが国の労働人口に関する統計としては、国勢調査の結果が最も基本的なものである。戦後にはそのほかに事業所統計調査と労働力調査とがおこなわれていた。このうち労働力調査はサンプル調査であって人口の就業状態について毎月の変化を明らかにしうる便宜はあるが、ここでは主として最近の国勢調査と事業所統計調査の結果によって、わが国労働人口とその産業上の配置並に構成をみよう。

なお、「昭和三〇年国勢調査」は一〇年目ごとに実施される本調査の中間年次における簡易調査ではあるが、本調査に近い内容をもっている。その結果報告のうち、一九五六年末までに公表されているのは、同調査報告「第一巻、人口総数」(五一年一二月刊)のほかは、「昭和三〇年国勢調査一%抽出による結果速報」のみであって、本年鑑で利用した五五年の就業状態に関する数字はすべて同速報による推計数である。また、戦前・戦後の国勢調査の結果の比較には、調査方式、集計内容が根本的に異なっているために、特に注意が肝要で、その場合には「昭和二五年国勢調査結果報告書」の第八巻あるいは総理府統計局編「大正九年乃至昭和二五年国勢調査産業別就業者の比較」(国勢調査資料第一集、五二年五月刊)を参照するとよい。さらに、就業状態の調査が労働力調査とだいたい同一の方法でおこなわれているところから、この両調査の結果の食違いが問題となるが、これについては詳細な検討の結果が、「昭和二五年国勢調査と労働力調査の労働力状態に関する数字の比較についての一検討」(同資料第二集)において示されている。

国勢調査が全人口について、世帯を単位として調査するのに対して、事業所統計調査は農林水産業、公務などを除いた全事業所について、「仕事のおこなわれている場所」すなわち、事業所を単位として調査するもので、一九四七年を最初に、四八、五一、五四年と四回実施されている。五四年の調査では、原則として、同一の会社または業主に所属するものでも場所的に離れている支社、支店、分工場、出張所等をそれぞれ一事業所として調査するほか、農林水産業の事業所であっても、他の産業を兼営していて従業者や収支決算が分離できるものはその兼業だけを一事業所として調査するが、一方、一定の場所をもたない行商人、露店等は調査の対象から除かれることになっている。したがって、国勢調査との比較の上からいえば、事業所調査では零細自営業主や家族従業者について調査することが困難であり、同一人が二つ以上の事業所で働いている場合には重複して調査されてしまうおそれもある。

就業者数　戦前の国勢調査では広く経済活動に従事する人口を有業者と称した。それは各人の平常の経済活動の状態いいかえれば平常の職業あるいは所属の産業を調査してとらえられた。そして、この平常という言葉の意味はきわめて漠然としていて有業者中の就業者と失業者とをはっきり区別しにくかった。ところが戦後の国勢調査では一定の期間すなわち一九五〇年の国勢調査では同年九月二四日から三〇日までの一週間の就業状態によって、就業者と失業者とが調査され、双方を含めて労働力人口と呼ぶようになった。また、五〇年の国勢調査における就業者と失業者とは次のように規定された。

就業者

㈠　従業中のもの――少しでも収入のある仕事に三〇分以上従事した者（無給で従業中の家族従業者も含む）。

㈡　休業中のもの――収入のある仕事には従事しなかったが、平常仕事をもっているもの、例えば、有給休暇中のものまたは悪天候、労働争議、病気、家事または個人的事情のため調査週間中仕事をしなかったか、またはできなかったものである。ただし、これらのものは仕事を休んでいる期間の収入をうけるか、またはうけることになっている場合に限るのであり、もしそうでなければ、休業している期間が調査の日からさかのぼって三〇日未満のものでなければならない。

完全失業者　全然就業せず、また平常仕事をもっていないもので仕事を探していたもの、なお、調査週間前に就職を申し込んでおいた結果を待っていたものをも含む。したがって、特に求職活動をしていることが「完全失業者」としての一つの条件であって、就業を希望しながら求職していないものは、「非労働力人口」に分類される。

要するに一週間内に多少でも仕事に従事して、収入を得ていたものはすべて就業者とみなされ、農家や零細小商工業の自営業主と家族従業者、臨時・日雇労働者その他の広範な不完全就業など、ILOの公式の見解のうちでも認められているいわゆる潜在失業者を含み、また失業者には就業の経験がなくて同じ期間内に新たに職を求めているものすなわち未就業者を多く含んでいる。

「昭和二五年国勢調査報告」（総理府統計局編）によると、わが国の内地総人口は八三一九万九六三七人で、満年齢一四歳以上の労働力総数は三六三四万七二九四人である。右の労働力総数を就業者と失業者にわけると前者三五六二万五七九〇人、後者七二万一五〇四人、就業者の総人口に対する比率は四二・八％に当る。なお、同報告一〇％抽出集計結果によってみると、一四歳未満人口のうち一〇―一三歳の労働力人口三一万、就業者二九万いて、その就業者中の約九割（二六万人）は農業就業者であった。

	総人口	一四歳以上就業者		
		総数	男	女
一九五〇年	八三、二〇〇	三五、六二六	二二、八七〇	一三、七五五
一九五五年	八九、二七五	三九、三三七	二三、八九一	一五、三四六

（注）単位千人。一九五五年の就業者数は「昭和三〇年国勢調査一％抽出による結果速報」による。

また失業者七三万のうち四九万人（六六・六％）は一ヵ月以上継続した前職のないもので失業前の職業、産業などを申告しなかった「未就業」の失業者でありかつ失業者の年齢別割合では一四―一九歳二四・五％、二〇―二四歳二〇・四％と年齢の若い層に多い点からみて、この失業者というのは主として学校を卒業して未就業の子弟であり、女子では家庭内職を求めている主婦を含むものと考えられる（第1・2表）。

第1表　年齢別14歳以上失業者の割合

区　分	総　数	14～19歳	20～24	25～29	30～39	40～49	50～59	60歳以上
総　数	100.0	24.5	20.4	11.6	16.5	12.8	10.2	4.0
男	100.0	20.4	19.0	11.9	16.6	14.3	12.7	5.0
女	100.0	33.5	23.9	10.9	16.5	9.6	4.4	1.7

（注）　1950年国勢調査10％抽出結果による。

第2表　未就業の失業者　　（単位　1,000人）

区　分	総　数	男	女	割合		
				総　数	男	女
総　数	734	505	230	100.0	100.0	100.0
未就業者以外の失業者	245	201	46	33.4	39.8	20.4
未就業の失業者	489	304	184	66.6	60.2	80.0

（注）　この表は10％抽出集計結果であるため，失業者総数で1万人の差がある。

就業者の産業別数　第3表によって就業者を産業別にみると、農業就業者が一六一〇万二千人で最も多く就業者総数の四五・二％を占め次いで製造業の一六％、卸売および小売業とサービス業がそれぞれ一一％、九％の順で多い。さらに男女別にみると農業以外の産業はいずれも男子就業者が女子よりも多く、特に、林業および狩猟業、漁業および水産養殖業、鉱業、建設業、運輸通信およびその他の公益事業、公務の各産業では八四％以上が男子である。しかし農業では男子七八〇万五千人、女子八二九万七

第3表　産業別就業者数（1950年）

（単位　1,000人）

産　業	総　数	（同割合）	男	女
全産業	35,626	100.0	21,870	13,755
農業	16,102	45.2	7,805	8,297
林業および狩猟業（伐木業を含む）	424	1.2	366	59
漁業および水産養殖業	682	1.9	615	66
鉱業	591	1.7	525	66
建設業	1,531	4.3	1,426	106
製造業	5,690	16.0	4,042	1,648
卸売業および小売業	3,963	11.1	2,406	1,557
金融・保険および不動産業	362	1.0	241	122
運輸・通信およびその他の公益事業	1,811	5.1	1,610	201
サービス業	3,056	8.6	1,655	1,401
公務	1,376	3.9	1,154	222
分類不能の産業	37	0.1	26	11

（注）　14歳以上，1950年国勢調査結果による。

第4表　全国14歳以上就業者の産業別推移

（単位　1,000人）

産業（大分類）	就業者数 1955年 1)	就業者数 1950年	差増 実数	差増 割合%	産業別割合 1955年	産業別割合 1950年
総数	39,237	35,626	3,611	10.1	100.0	100.0
第1次産業	16,157	17,209	−1,052	− 6.1	41.2	48.3
農業	14,911	16,102	−1,191	− 7.4	38.0	45.2
林業狩猟業	526	424	102	23.9	1.3	1.2
漁業・水産養殖業	720	682	38	5.6	1.8	1.9
第2次産業	9,321	7,812	1,509	19.3	23.8	21.9
鉱業	535	591	− 56	− 9.4	1.4	1.7
建設業	1,813	1,531	282	18.4	4.6	4.3
製造業	6,972	5,690	1,283	22.5	17.8	16.0
第3次産業	13,759	10,605	3,154	29.7	35.1	29.8
卸売および小売業	5,415	3,963	1,452	36.6	13.8	11.1
金融保険・不動産業	608	362	246	67.9	1.6	1.0
運輸通信およびその他の公益事業	2,027	1,811	216	12.0	5.2	5.1
サービス業	4,380	3,272	1,108	33.9	11.2	9.2
公務2)	1,326	1,160	166	14.3	3.4	3.3
分類不能の産業	3	37	− 34	− 93.0	0.0	0.1

（注）1)　1955年の数字は「昭和30年国勢調査1％抽出集計による結果速報」による。同速報では原則として満年齢15歳以上の就業者について集計してあるので，本表の数字はそれに特掲してある14歳の就業者数を加えてある。

2)　1950年の分類で〔公務〕とした駐留軍関係就業者（216,100人）を55年の分類と一致させるため，これを〔サービス業〕に移した。

第5表　全国就業者の3部門別割合の推移

年次	総数 総数	総数 第1次産業	総数 第2次産業	総数 第3次産業	男 総数	男 第1次産業	男 第2次産業	男 第3次産業	女 総数	女 第1次産業	女 第2次産業	女 第3次産業
1955年	100	41	24	35	100	34	29	37	100	52	15	32
1950年	100	48	22	30	100	40	27	32	100	61	13	26
1940年	100	44	26	30	100	36	33	31	100	57	16	27
1930年	100	49	20	30	100	43	24	33	100	61	14	25
1920年	100	54	21	26	100	48	23	28	100	62	16	21

第6表　産業別および男女別15歳以上就業者数（1955年）

（単位　100人）

産業	15歳以上就業者			産業別割合		
	総数	男	女	総数	男	女
総数	391,543	238,476	153,067	100.0	100.0	100.0
農業	148,558	70,875	77,683	37.9	29.7	50.8
林業狩猟業	5,253	4,028	1,225	1.3	1.7	0.8
漁業・水産養殖業	7,182	5,768	1,414	1.8	2.4	0.9
鉱業	5,329	4,848	481	1.4	2.0	0.3
建設業	18,122	16,836	1,286	4.6	7.1	0.8
製造業	69,680	48,385	21,295	17.8	20.3	13.9
食料品製造業	8,545	5,755	2,790	2.2	2.4	1.8
煙草製造業	325	166	159	0.1	0.1	0.1
紡織業	12,812	4,584	8,228	3.3	1.9	5.4
衣服身回品製造業	2,786	1,142	1,644	0.7	0.5	1.1
木材および木製品製造業	5,173	4,261	912	1.3	1.8	0.6
家具装備品製造業	2,472	2,287	185	0.6	1.0	0.1
紙および類似品製造業	2,222	1,520	702	0.6	0.6	0.5
印刷出版および類似産業	3,345	2,774	571	0.9	1.2	0.4
化学工業	4,285	3,263	1,022	1.1	1.4	0.7
石油石炭製品製造業	380	318	62	0.1	0.1	0.0
ゴム製品製造業	814	445	369	0.2	0.2	0.2
皮革製品製造業	883	710	173	0.2	0.3	0.1
ガラスおよび土石製品製造業	3,362	2,512	850	0.9	1.1	0.6
第一次金属製造業	3,560	3,271	289	0.9	1.4	0.2
金属製品製造業	4,111	3,545	566	1.0	1.5	0.4
機械武器製造業	3,873	3,508	365	1.0	1.5	0.2
電気機械器具製造業	3,080	2,334	746	0.8	1.0	0.5
輸送用機械器具製造業	3,806	3,499	307	1.0	1.5	0.2
医療・理化学および光学機械器具・時計製造業	1,125	857	268	0.3	0.4	0.2
その他の製造業	2,721	1,634	1,087	0.7	0.7	0.7
卸売および小売業	54,032	31,912	22,120	13.8	13.4	14.5
卸売業	14,191	11,320	2,871	3.6	4.7	1.9
小売業	39,841	20,592	19,249	10.2	8.6	12.6
金融・保険・不動産業	6,082	4,085	1,997	1.6	1.7	1.3
金融保険業	5,700	3,799	1,901	1.5	1.6	1.2
不動産業	382	286	96	0.1	0.1	0.1
運輸通信およびその他の公益事業	20,269	17,798	2,471	5.2	7.5	1.6
運輸および倉庫業	13,850	12,724	1,126	3.5	5.3	0.7
通信業	4,216	3,096	1,120	1.1	1.3	0.7
その他の公益事業	2,203	1,978	225	0.6	0.8	0.1
サービス業	43,752	22,839	20,913	11.2	9.6	13.7
対個人サービス業	14,008	4,584	9,424	3.6	1.9	6.2
対事業所サービス業	4,599	4,064	535	1.2	1.7	0.3
修理業						
興行娯楽業	3,618	1,247	2,371	0.9	0.5	1.5
その他のサービス業	21,527	12,944	8,583	5.5	5.4	5.6
公務	13,259	11,080	2,179	3.4	4.6	1.4
分類不能の産業	25	22	3	0.0	0.0	0.0

〔備考〕 総理府統計局「昭和30年国勢調査1％抽出による結果速報」による。

千人と女子の方が四九万人だけ多く、女子就業者総数一三七五万五千人のうち農業女子就業者で六〇％を占めている。

次に、産業別就業者数を「昭和三〇年国勢調査一％抽出による結果速報」(総理府統計局編)によって、前記の数字と比較してみよう(第4・5表)。同結果速報による満一四歳以上就業者数三九二四万人は、一九五〇年の三五六三万人に比べて、三六〇万人の増加である。これを第4表によってみれば農業が一一九万人(七・四％)と大きく減少しているのに対して、製造業は一二八万(二二・五％)、卸売および小売業は一四五万(三六・六％)、サービス業は一一一万(三三・九％)といずれも増加し、この三部門の就業者の増加総数三八四万は全産業就業者の増加三六〇万を上回っている。五〇年に比べて就業者の減少した産業部門は上記農業のほか鉱業(九・四％)がある。したがってこの間の農業における就業者数の割合も四五％から三八％に減少して、一九二〇年国勢調査開始以来の最低比率となり、これに対して製造業は一六・〇％から一七・八％、卸売および小売業は一一・〇％から一三・八％、サービス業は九・二％から一一・二％へといずれもその割合が増加した。さらに農林水産業の第一次部門、鉱工業および建設業の第二次部門、商業以下の第三次部門に分けると、第一次部門が四一・二％、第二次部門が二三・八％、第三次部門が三五・一％となる。五〇年のこの三部門の比率はそれぞれ四八・三％、二一・九％、二九・八％であった。

もちろん、以上の結果については一％抽出集計のための誤差を見込まなければならないが、それは、従来潜在失業者の〝たまり〟と目されていた農業から、その〝たまり〟が第三次産業部門に移りつつある事実を示すものとも考えられて注目される。

就業者の職業別数　就業者を職業上の分類によって、専門技術的職業と管理的職業を合わせて頭脳的労働とし、また事務・販売従事

第7表　職業別就業者数(1950年)　　(単位　1,000人)

職業	1950年 1) 総数	(同割合)	男	女	1955年 2) 総数	(同割合)
全職業	35,626	(10.00)	21,870	13,755	39,154	(100.0)
専門的技術的職業	1,601	(4.5)	1,100	501	1,940	(5.0)
管理的職業	666	(1.9)	648	18	809	(2.1)
事務従事者	3,059	(8.6)	2,162	897	3,393	(8.7)
販売従事者	2,993	(8.4)	1,861	1,132	4,185	(10.7)
農夫・伐材夫・猟師・漁夫および類似従業者	17,017	(47.8)	8,653	8,365	15,844	(40.5)
採鉱採石的職業	409	(1.2)	372	37	345	(0.9)
運輸的職業	445	(1.3)	441	4	845	(2.2)
特殊技能工・生産工程従業者および単純労働者	7,943	(22.3)	6,016	1,927	9,432	(24.1)
A 特殊技能工・生産工程従業者および類似従業者	6,535	(18.3)	4,834	1,701	…	(…)
B 単純労働者	1,407	(4.0)	1,182	226	…	(…)
サービス職業	1,464	(4.1)	599	866	2,362	(6.0)
分類不能の職業	29	(0.1)	19	10	—	(—)

(注)　1)　14歳以上。1950年国勢調査結果による。
　　2)　15歳以上。「昭和30年国勢調査1％抽出による結果速報」による。

第8表　就業者の職業小分類別数（販売従業者・単純労働者・サービス職業）　（単位　1,000人）

職業小分類	総数	(同割合)	男	女
販売従業者	2,993	(100.0)	1,861	1,132
呼売人・行商人および露天商人	285	(9.5)	183	102
公債および有価証券の販売人	3	(0.1)	3	0
不動産の販売人および仲立人	5	(0.2)	5	0
保険代理人および保険外交員	33	(1.1)	30	4
広告宣伝人および広告代理人	5	(0.2)	4	1
勧誘員および外交員	103	(3.5)	100	3
商品の仲買人および仲立人	82	(2.7)	73	9
販売に従事する飲食店主	102	(3.4)	54	48
販売に従事する小売店主	894	(29.9)	677	217
販売店員および其他の販売従事者	1,480	(49.5)	733	748
単純労働者	1,407	(100.0)	1,182	226
土工	348	(24.7)	308	40
道路工夫	71	(5.0)	62	10
鉄道線路工手	57	(4.1)	57	0
駅手および類似従業者	20	(1.4)	19	0
沖仲仕および沿岸仲仕	27	(1.9)	26	1
仲仕	77	(5.5)	75	2
運搬夫	192	(13.6)	175	17
人夫雑役	553	(39.3)	408	145
配達人	63	(4.5)	52	10
サービス職業	1,464	(100.0)	599	866
(1)家事サービス従業者	280	(19.1)	10	270
女中	234	(16.0)	—	234
派出婦	13	(0.9)	—	13
その他の家庭使用人	33	(2.3)	10	23
(2)保安サービス従業者	332	(22.7)	328	4
警察官・海上保安官および鉄道公安官	189	(12.9)	187	2
消防員	25	(1.7)	25	—
守衛および監視人	106	(7.3)	105	1
踏切番および橋番	10	(0.7)	9	1
その他の保安サービス従業者	1	(0.1)	1	0
(3)その他のサービス従業者	852	(58.2)	260	592
料理人	109	(7.4)	66	43
旅館・下宿の番頭	34	(2.3)	16	18
寄宿舎・舎監および寮母	7	(0.5)	3	5
女中および給仕人	259	(17.7)	18	241
理髪師および美容師	193	(13.2)	89	105
浴場従業者	43	(2.9)	22	21
靴磨	2	(0.1)	1	1
赤帽およびポーター	0	(0.0)	0	0
携帯品預り人および下足番	6	(0.4)	2	3
エレベーター係	1	(0.1)	1	0
掃除人	25	(1.7)	9	16
娯楽場・競技場の従業者	29	(2.0)	11	18
ガイド	1	(0.1)	1	0
その他のサービス従業者	77	(5.3)	19	58
葬儀屋および火葬場火夫	3	(0.2)	3	0
芸妓・ダンサーおよび接客婦	63	(4.3)	0	63

（注）　1950年国勢調査結果による。

者とサービス職業に対応するものを軽労働、上記以外の職業すなわち農夫、伐木夫、猟師、漁夫などから、採鉱採石的職業、広範の生産行程従業者、運輸的職業を抱括して筋肉労働に分けてみると（第7表）、全就業者のうち頭脳的労働は六・四％、軽労働は二一・一％で、この二つのグループは比較的少なく、筋肉労働が七二・五％に及ぶ。もっとも一口に軽労働といっても上級と下級、職種によっては頭脳的、肉体的にかなりの開きがあり、ことに頭脳的労働を除けば軽労働や筋肉労働のうちには安定性に乏しい職種が多数ある（第8表）。サービス職業の中ではたとえば料理屋、待合、旅館などに固有の職種である番頭、女中、給仕人、芸妓、ダンサー、接客婦など、また娯楽場、競技場などの従業者や靴磨、携帯品預り、下足番、掃除人など、これらに女中、派出婦など家庭サービス従業者を加えればサービス職業中、六〇％近くを占めることになる。販売従業者にも呼売人、行商人、露店商人、外交員、勧誘員、広告宣伝員などがあって、これらの職種だけでも三九万三千人、一三・二％を占めている。筋肉労働のうちではたとえば、土工、道路工夫、運搬夫、人夫雑役、配達人などで単純労働者の大半を占める。

なお「昭和二九年事業所統計調査結果報告」（総理府統計局編）による、従業者の民公営・国営別および産業別数を示せば、第9表のとおりである。

第9表　産業別・民公国営別従業者数（1954年）

（単位　1,000人）

産業別	民公営		国営・公社	
	事業所	従業者	事業所	従業者
鉱業	8,329	473,303	1	…
建設業	185,790	1,180,648	773	64,682
製造業	527,846	6,155,722	130	40,452
卸売業および小売業	1,604,504	4,920,974	4,640	42,471
金融および保険業	57,398	657,965	95	23,918
不動産業	16,219	46,274	3	276
運輸通信および その他の公益事業	62,082	1,010,571	16,318	826,306
サービス業	822,442	3,173,018	2,298	167,701
全産業	3,284,610	17,618,479	24,258	1,169,825

（注）「1954年事業所統計調査結果」による。

第二章　就業者の従業上の地位

就業者をその従業上の地位によって区分することは、一国人口の社会的編成を明らかにする上で、産業・職業上の分類とならんであるいはそれ以上に重要な意味をもつものといえる。一九五〇年国勢調査では「雇用者のある業主」、「単独の業主」、「無給の家族従業者」、「一般の雇用者」、「官公の雇用者」に従業上の地位を区分しているが、それを事業所統計調査と工業調査のそれぞれの区分と比べてみるとかなりに差異する点が多いので次に各調査における従業上の地位に関する規定についてみよう。

国勢調査における分類　第一回国勢調査（一九二〇年）では「職業上の地位」が調査されたが、三〇年の第三回調査からそれが「産業上の地位」にあらためられ、四七年の臨時国勢調査から「従業上

の地位」という項目が現われた。しかしその時の調査では、個人業主、会社団体の役員、家族従業者、雇用者に四区分されていたが、五〇年の国勢調査では、左のごとく、雇用者のある業主、単独の業主、無給の家族従業者、一般の雇用者、官公の雇用者の五区分にかわった。

(1)雇用者のある業主――個人経営事業を主宰経営し、一人以上の有給の雇人を使用している者。店舗工場等はもちろん農業も含む。また有給の助手を使用している医師、弁護士のような学問的職業に従事している者も入る。

(2)単独の業主――有給の雇人を全然使用していない個人経営者。一人以上の無給の家族従業者を使用している業主を含む。学問的職業も含まれる。

(3)無給の家族従業者――同一世帯の世帯員で世帯主または他の世帯員の業務に無給で従事している者。しかし親戚の人の家業を無報酬で手伝った場合も含まれる。この場合には必ずしも同一世帯の世帯員でなくてもいい。

(4)一般の雇用者――工場、店舗、会社、団体、その他の法人等の事業体にやとわれて賃金・給料を受けている者。工員、店員、事務員、販売人、その他の労働者のみならず、銀行、会社、組合等の頭取、社長、支配人、重役、その他の有給の職員をすべて含む。

(5)官公の雇用者――国、都道府県、市区町村および進駐軍に雇われているすべての雇用者。仕事の種類、階級のいかんをとわず、また現業部門の仕事に従事している者も含む。これがさらに、国の官署の雇用者(官吏)、地方公共団体の雇用者(公吏)、進駐軍の要員、の三者に分類された。

一九五五年におこなわれた第八回国勢調査においても「従業上の地位」の概念は右の五〇年国勢調査と変らない。ただ「駐留軍、国連軍に雇われている人」は、五〇年の時には「官公の雇用者」に入っていたが、一九五五年には「民間の雇用者」とされ、官公の雇用者の内訳（官吏、公吏）が廃止された

事業所調査における分類　一九五四年の事業所統計調査では、七月一日現在その事業所に所属する全従業者が、左のごとく会社または団体の役員、個人業主、家族従業者、常雇の従業者、臨時または日雇の従業者の五種類に区分されている（三ヵ月以上の長期欠勤者を除く）。前回（一九五一年）の調査では、それが全事業所について、会社もしくは団体の役員または個人業主、家族従業者、常雇の職員および労務者、臨時または日雇の職員および労務者の四種類に区分され、特に法人の事業所については、会社または団体の役員、常雇の職員、常雇の労務者、臨時または日雇の職員および労務者の四種類に区分されていた。すなわち個人業主が役員と一緒にされていたが、他方では法人について常雇の職員を別記していた。

(1)会社または団体の役員(常勤および非常勤)。たとえば、会社では社長、取締役、監査役、代表社員、無限責任社員など、団体では理事、監事など。また、これらに準ずる顧問、相談役で有給の者を含む。

(2)個人業主――個人経営の事業所で実際に経営の業務に従事している者。たんに名義だけの業主で実際にその業務に従事していない者を除く。共同経営の場合は、便宜上そのうちの一人を個人業主とし、他は「常雇従業者」に入る。

(3)家族従業者――個人業主の家族で、べつだん賃金や給料を受けずに、主としてその事業所の仕事に従事している者。家族でも雇人と同様の賃金給料に準ずる給与を受けている場合は、「常雇の従業者」に入る。

(4)常雇の従業者――三〇日以上常時雇用されている雇人。見習や徒弟などを含む。派出婦会、芸妓置屋、貸席、ダンスホールなどに

所属する派出婦、看護婦、芸妓、女給、ダンサーなども便宜上「常雇の従業者」に含められた。また、国営の事業所では、常勤および非常勤の者、会社では、常勤の者および一九五四年四月から引つづき雇用されていた臨時または日雇の者も含む。

(5)臨時または日雇の従業者――日々または三〇日未満の期間を定めて雇用されている雇人。七月一日（当日休みの場合は六月末日）に事業所に現在した者に限る。なお、国営の事業所では役務費などから報酬の支払いを受ける臨時の人夫、公社では在職二ヵ月未満の臨時または日雇の者などがこれにあたる。

工業調査における分類　通産省で実施する工業調査においては、左のごとく常用労働者、個人業主および家族従業者の二区分の合計が従業員数を成している。なお一九四八年の調査では、このほかに「会社または団体の有給役員」が調査事項に入っているが、その後は調査されていない。

(1)常用労働者――一二月末現在の在籍者のうち左のごとく職員と労務者に区分する。ただし、長期欠勤者などで、一ヵ月以上いかなる給与も算定されず、またいかなる給与も受けなかったものは在籍者でも除外する。

「職員」とは、常用労働者のうち、技術的、管理的および書記的職業に従事する者をいう。「労務者」とは、常用労働者のうち、製造、加工、組立、修理の作業に従事する者およびこれらの補助作業とみなされる検査、包装、運搬などの作業に従事する者、たとえば職工長、伍長、組長、普通職工、見習工、継続して三〇日以上雇用された臨時工などをいう。またいわゆる徒弟および職人は労務者とみなし、守衛、門衛、小使、給仕、掃除夫、賄方なども労務者に含める。

会社または団体の役員であっても、普通一般の労働者が従事する職務を兼ねて、労働者と同じように給与を受けている者は、その職務にしたがい「職員」または「労務者」に含める。

(2)個人業主および家族従業者――業務に従事している個人業主および業主の家族で無報酬で常時従業している者。個人業主でも実務にたずさわっていない者および業主の家族で、まれに業務の手伝をするていどの者を除く。業主の家族で常時従事する者が、普通の給料、賃金を支給されている場合は「常用労働者」に入れる。

以上みるように、右の三つの統計調査における従業上の地位の規定には、調査結果の利用上それぞれに注意すべき問題点の少なくないことが知られる。特に、国勢調査の雇用者のうちには「銀行、会社、組合等の頭取、社長、支配人、重役」などを、また、官公の雇用者では最高級官吏をも含んでいるが、それらの人々を事業所調査にならって「会社及団体の役員」とし、区別することができたならば「会社及団体の役員」の規定そのものに検討の余地があるにしても、今日の労使関係の下における雇用労働者の地位と産業ならびに職業上の構成を明らかにする上に一層役立つものとなったであろう。これらの点を含めて、官庁統計調査はしばしばその対象の規定と区分が形式的であって、社会的な実際の観察に役立たないという声を聞くことがあるが、その意味において、人口に関する最も基本的な調査である国勢調査に対してわれわれはいろいろとその改善を期待するところが多いといっていい。

「昭和二五年国勢調査報告」によって、就業者を従業上の地位別にみると、単独の業主八五二万八千、家族従業者一二二四万八千で、就業者総数に対する割合は前者二四％、後者三四・四％である。両者で五八・四％を占め、これに雇用者のある個人業主を合わせると就業者総数の六〇・六％に及ぶ(第10表)。個人業主総数のうち、その五七・二％が農業に含まれ、卸売および小売業一六・八％、サー

第10表　従業上の地位別就業者数　　(単位　1,000人)

従業上の地位別	1950年 1)				1955年 2)	
	総　数	(同割合)	男	女	総　数	(同割合)
総　数	35,575	(100.0)	21,811	13,763	39,154	(100.0)
雇用者のある業主	769	(2.2)	680	89	1,091	(2.8)
単独の業主	8,528	(24.0)	6,927	1,601	8,529	(21.1)
家族従業者	12,248	(34.4)	3,813	8,436	11,975	(30.6)
一般の雇用者	10,880	(30.6)	8,023	2,856	14,680	(37.5)
国・公共団体および進駐軍の雇用者	3,087	(8.7)	2,334	753	3,149	(8.0)
不詳	61	(0.2)	35	27	0	(0.0)

〔備考〕 1)　14歳以上。1950年国勢調査結果による。

2)　15歳以上。「昭和30年国勢調査1%抽出集計による結果速報」による。

ビス業九・二%、製造業八・二%を占め、この三業種で個人業主総数中の三四・三%に当る。また、家族従業者総数のうちその八四%が農業に属し、一一・一%は卸売および小売業、製造業に属している。産業別にみた個人業主と家族従業者のかくのごとき比重は、農業における零細経営および中小商工経営がわが国において広範囲に存在することを示すものといえる。

以上を「昭和三〇年国勢調査一%抽出による結果速報」の数字と比べて、一四歳以上就業者総数で三六一

第11表　産業別・従業上の地位別就業者の構成　　(%)

産業	1950年 1)				1955年 2)			
	総数	業主	家族従業者	雇用者	総数	業主	家族従業者	雇用者
総数 3)	100.0	26.1	34.4	39.5	100.0	23.9	30.6	45.5
農業	100.0	33.0	63.8	3.3	100.0	33.2	64.0	2.7
林業および狩猟業	100.0	32.1	21.4	46.3	100.0	26.5	27.8	45.7
漁業および水産業	100.0	31.5	23.9	44.6	100.0	26.6	30.3	43.1
鉱業	100.0	1.6	0.5	97.9	100.0	2.9	1.1	96.1
建設業	100.0	24.2	5.3	70.4	100.0	22.5	5.2	72.3
製造業	100.0	13.5	8.4	78.2	100.0	10.7	7.7	81.6
卸売および小売業	100.0	40.8	23.1	36.0	100.0	33.8	21.1	45.1
金融・保険および不動産業	100.0	5.0	1.4	93.4	100.0	4.6	1.0	94.4
運輸・通信およびその他の公益事業	100.0	4.2	1.4	94.4	100.0	3.0	1.2	95.8
サービス業	100.0	27.1	7.8	65.2	100.0	22.9	6.6	70.5
公務	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0

(注)　1)　国勢調査10%抽出結果，14歳以上。

2)　国勢調査1%抽出結果，15歳以上。

3)　不詳を含む。

第12表　産業別・従業上の地位別15歳以上就業者数（1955年）

（単位　100人）

産業	従業上の地位別							同							割合						
	総数	雇用者のある業主	雇用者のない業主	家族従業者	民間の雇用者	官公の雇用者	不詳	総数	雇用者のある業主	雇用者のない業主	家族従業者	民間の雇用者	官公の雇用者	不詳
総数	391,543	10,911	82,588	119,745	146,804	31,488	7	100.0	2.8	21.1	30.6	37.5	8.0	0.0
農業	148,558	1,332	47,991	95,132	3,912	191	0	100.0	0.9	32.3	64.0	2.6	0.1	0.0
林業・狩猟業	5,253	104	1,288	1,462	1,527	872	0	100.0	2.0	24.5	27.8	29.1	16.6	0.0
漁業・水産養殖業	7,182	218	1,695	2,173	3,091	5	0	100.0	3.0	23.6	30.3	43.0	0.1	0.0
鉱業	5,329	57	96	58	5,104	14	0	100.0	1.1	1.8	1.1	95.8	0.3	0.0
建設業	18,122	809	3,257	947	10,932	2,176	1	100.0	4.5	18.0	5.2	60.3	12.0	0.0
製造業	69,680	2,567	4,904	5,385	56,644	180	0	100.0	3.7	7.0	7.7	81.3	0.3	0.0
卸売および小売業	54,032	3,582	14,682	11,410	24,054	304	0	100.0	6.6	27.2	21.1	44.5	0.6	0.0
金融・保険・不動産業および信託業	6,082	33	247	62	5,448	292	0	100.0	0.5	4.1	1.0	89.6	4.8	0.0
その他の公益事業	20,269	185	431	234	16,032	3,387	0	100.0	0.9	2.1	1.2	79.1	16.7	0.0
サービス業	43,752	2,024	7,987	2,882	20,051	10,808	0	100.0	4.6	18.3	6.6	45.8	24.7	0.0
公務	13,259	0	0	0	0	13,259	0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
分類不能の産業	25	0	10	0	9	0	6	100.0	0.0	40.0	0.0	36.0	0.0	24.0

（注）総理府統計局「昭和30年国勢調査1％抽出による結果速報」による。

万増加しているが、特に非農林業部門における雇用者の増加が大きく、就業者の従業上の地位別割合は個人業主と家族従業者においてそれぞれ二三・九％、三〇・六％に減じ、雇用者は一九五〇年の三九・三％から四五・五％くその比重を高めている（第11・12表）。なお、同結果速報では原則として一五歳以上人口の就業状態について集計されていて、一四歳就業者八二万については産業・職業大分類別には特掲されているが、従業上の地位別にはそれがないので、第10表ではそのまま一九五〇年の一四歳以上就業者と比較してある。

第13・14・15表は一九五四年事業所統計調査による従業者の従業上の地位に関する結果表である。第14表における民公営中の個人経営、法人経営、法人でない団体、公営の区分は次のとおり。

個人経営――個人とは、事業所の経営者が法人組織の団体や法人でない団体以外の場合を指し、個人が共同して営利事業を営んでいる場合および企業組合の組合員が経営している事業所の場合もすべて個人とした。

法人経営――法人とは、法律の規定によって法人格を認められて

第13表　従業上の地位別従業者数（1954年）

従業上の地位	民公営	国営公社	計	(同割合)
総数	17,618,479	1,169,825	18,788,304	(100.0)
会社または団体の役員	1,316,545	40	1,316,945	(7.1)
個人業主	2,588,587	—	2,588,587	(13.9)
家族従業者	1,580,041	—	1,580,041	(8.2)
常雇の従業者	11,191,697	1,096,715	12,288,412	(65.4)
臨時または日雇の従業者	941,609	73,070	1,014,679	(5.4)

(注)　「1954年事業所統計調査結果」による。

第14表　事業の経営組織別・従業上の地位別従業者数（民公営）（単位　1,000人）

従業上の地位	個人経営	法人経営	法人でない団体	公営	計
総数	6,526	9,971	66	1,055	17,618
会社または団体の役員	—	1,297	20	—	1,317
個人業主	2,589	—	—	—	2,589
家族従業者	1,580	—	—	—	1,580
常雇の従業者	2,100	8,080	42	969	11,192
臨時または日雇の従業者	258	594	4	86	942

第15表　産業別・従業上の地位別従業者数（民公営，1954年）

（単位　1,000人）

産業	会社または団体の役員	個人業者	家族従業者	常雇の従業者	臨時または日雇の従業者	計
全産業	1,317	2,589	1,580	11,192	942	17,618
鉱業	6	6	3	431	28	473
建設業	60	161	45	542	373	1,181
製造業	381	381	318	4,765	310	6,156
卸売および小売業	508	1,362	935	2,025	90	4,921
金融および保険業	90	15	6	537	10	658
不動産業	8	12	2	22	3	46
運輸通信およびその他の公益事業	39	44	15	852	60	1,011
サービス業	225	608	256	2,016	67	3,173

いる者が事業所を経営する場合をいう。たとえば株式会社、合名会社、合資会社、有限会社、相互会社、民法による社団法人、財団法人、日本銀行、各種の協同組合、私立学校、宗教法人たる神社・寺院、登記してある労働組合などがこれに当る。

法人でない団体――法人でない団体とは、団体組織であって法人格をもたない者が事業所を経営する場合をいう。たとえば防火・防犯協会、日本経営者団体連盟、学校校友会、登記してない労働組合などがこれに当る。

第三章　雇用者

公営――公営の事業所とは、都道府県市区町村などの地方公共団体の経営する事業所の場合をいう。たとえば、町保健所、市水道課、市交通局、村立小学校、県立図書館などがこれに当る。

雇用者の産業別数　雇用者を産業別にみると第16表のごとく、製造業四四一万三千（三一・六％）で最も多い。次いでサービス業二〇五万六千（一四・七％）、運輸通信その他の公益事業一七〇万四千（一二・二％）、公務、卸売および小売業がこれにつづいている。農業における雇用者は五二万五千（三・八％）、農業就業者中に占める割合も三・三％に過ぎない。

雇用者の職業別数　職業別の雇用者数は第17表のとおりで、このうち、直接生産過程に従事する雇用者とみなされる職種は特殊技能

第16表　産業別雇用者数（1950年）

（単位　1,000人）

産業別	総数	（同割合）	男	女
総数	13,967	(100.0)	10,357	3,610
農業	525	(3.8)	323	201
林業および狩猟業（材木業を含む）	186	(1.3)	162	24
漁業および水産養殖業	308	(2.2)	289	19
鉱業	564	(4.0)	500	63
建設業	971	(7.0)	898	73
製造業	4,413	(31.6)	3,170	1,243
卸売および小売業	1,382	(9.9)	934	447
金融・保険および不動産業	339	(2.4)	224	115
運輸通信その他の公益事業	1,704	(12.2)	1,513	191
サービス業	2,056	(14.7)	1,083	974
公務	1,508	(10.8)	1,251	257
分類不能の産業および不詳	13	(0.1)	10	2

（注）　14歳以上。「昭和25年国勢調査報告10％抽出結果」による。

第17表　職業別雇用者数（1950年）

（単位　1,000人）

職業別	総数	（同割合）	男	女
専門的技術的職業	1,337	(9.6)	930	408
管理的職業	537	(3.8)	631	7
事務従事者	2,997	(21.5)	2,113	882
販売従業者	727	(5.2)	557	171
農夫・伐材夫・狩猟・漁夫および類似従業者	844	(6.0)	650	192
採鉱採石的職業	395	(2.8)	361	34
運輸的職業	383	(2.7)	380	3
特殊技能工・生産工程従業者および単純労働者	5,634	(40.3)	4,357	1,276
A 特殊技能工・生産工程従業者および類似従業者	4,305	(30.8)	3,233	1,071
B 単純労働者	1,329	(9.5)	1,123	205
サービス職業	1,101	(7.9)	467	634
分類不能の職業	13	(0.1)	10	3
計	13,967	(100.0)	10,357	3,609

第18表　規模別・従業上の地位別従業者数（民公営・1954年）（単位　1,000人）

規模別	会社または団体の役員	個人業主	家族従業者	常雇の雇用者	臨時・日雇の雇用者	総数
1　人	53	978	13	43	0	1,088
2 ～ 4	153	1,372	1,298	1,062	60	3,945
5 ～ 49	994	236	268	5,208	367	7,073
50 ～ 99	64	1	1	1,084	113	1,263
100 ～ 199	29	0	0	776	100	905
200 ～ 499	16	0	0	911	129	1,056
500 ～ 999	5	0	0	581	77	662
1000人以上	3	0	—	1,527	96	1,626

第19表　経営種類別雇用者数（1954年）

産業別	民公営					
	個人経営		法人経営		公営	
	常雇の従業者	臨時又は日雇	常雇の従業者	臨時又は日雇	常雇の従業者	臨時又は日雇
全産業	2,099,870	257,875	8,080,426	593,910	969,141	86,023
鉱業	39,418	6,205	390,588	21,398	634	118
建設業	132,728	100,071	368,700	220,240	40,222	52,503
製造業	725,119	76,656	4,031,146	231,339	5,066	751
卸売および小売業	616,125	49,187	1,404,109	40,463	607	38
金融および保険業	1,963	75	533,459	9,861	904	6
不動産業	3,518	186	15,532	1,073	3,100	1,424
運輸通信およびその他の公益事業	33,748	3,030	737,373	48,147	78,944	8,904
サービス業	547,229	22,465	599,449	21,389	839,664	22,279

産業別	民公営計		国営・日本専売・日本国有鉄道・日本電信電話公社		全雇用者	
	常雇の従業者	臨時又は日雇	常雇の従業者	臨時又は日雇	常雇の従業者	臨時又は日雇
全産業	11,191,697	941,609	1,096,715	73,070	12,288,412	1,014,679
鉱業	431,301	27,764	…	…	431,301	27,764
建設業	542,205	373,024	23,590	41,092	565,795	414,116
製造業	4,765,487	310,280	39,898	542	4,805,385	310,822
卸売および小売業	2,025,026	90,046	39,890	2,580	2,064,916	92,626
金融および保険業	537,002	9,946	23,744	174	560,746	10,120
不動産業	22,381	2,709	64	212	22,445	2,921
運輸通信およびその他の公益事業	852,067	60,368	811,452	14,829	1,663,519	75,197
サービス業	2,016,226	67,472	154,384	13,315	2,170,610	80,787

（注）1）「1954年事業所統計調査結果」による。
2）民公営計には「法人でない団体」の常雇の従業者 42,073，臨時または日雇 3,801を含む。また事業所数が1しかない場合，報告書中ではその従業者数を表示せず，「…」としてあるので，全産業と産業別数と合わない場合がある。

工、生産行程従事者および単純労働者、農夫、伐材夫、猟師、漁夫および類似従業者、採鉱採石的職業、運輸的職業であって、この職種のもので雇用者総数の五一・八％を占める。しかし、職業を小分類によってさらに検討してみると、「技術的従業者」のうちのかなりのものも直接生産行程に従事していると思われる。また、管理的職業五三万七千のそのほとんどは、従業上の地位からいえば「会社および団体の役員」もしくはそれに準ずべき人達であって、しかも、職業分類上の管理的職業においてはその地位のすべての人達を抱括することはできない。雇用者中管理的職業の小分類を国勢調査報告書に記載していないので、いまそれを就業者についてみれば次のとおりである。

管理的職業　六六六千人

内訳	
1　国家公務員（課長以上）（他に分類されない）	三六
2　地方公務員（課長以上）（他に分類されない）	五八
3　駅長・区長および助役	三一
4　鉄道専務車掌	〇・四
5　郵便局長および電報電話局業務長	一五
6　会社役員	一六二
7　その他の支配人および管理者	三二四
8　小売店の支配人および管理者	一五
9　船長・機関長および事務長（除漁船）	二五

雇用者の経営組織別、常用と臨時・日雇別数　「昭和二九年事業所統計調査報告」によって、まず民公営の雇用者一二一三万三千についてみると、第18・19表のごとくである。従業者九九人以下の小規模事業所の雇用者は七九三万五千、全雇用の六五・五％にもなる。そのうち二三五万七千が個人経営に属し、九九人以下事業所雇用者の二九・七％に当っている。また、雇用者のうち臨時または日雇は九四万一千、全雇者の七・七％に当る。

国営、日本専売公社、日本国有鉄道、日本電信電話公社の雇用者は一一七万、そのうち七万三千が臨時または日雇である。民公営の臨時または日雇と合わせると一〇一万四千で、産業のうちでは建設業において臨時または日雇が最も大きな割合四〇・七％を占めている。製造業における割合も大きく、両者では全臨時または日雇の七二％に達する。事業所統計調査における臨時または日雇の規定については第二章参照。

第四章　主要部門別労働者

第一節　工業労働者

通産省調査統計部編「昭和三〇年度工業統計調査集計結果の概要（速報）」（一九五一年一二月刊）によると、一九五五年一二月末の製造業に属する工場、従業所等の事業所総数は四三万二七一五、従業者総数は五五一万六六四七人で、それぞれ前年に比べて二二七五（〇・五％）、二三万一四一九人（四・四％）を増加している。

（注）工業統計調査は、毎年一二月一日現在で日本標準産業分類による製造業に関する工場、作業所等（国および公共団体に属するものを除く）を対象として、事業所数、従業者数等については一二月末日現在、出荷額、原材料使用額、有形固定資産の増減、付加価値額等については一年間の事実について調査している。一九五五年の調査で注意すべきことは、同年から第

一次金属製造業を鉄鋼業と非鉄金属製造業に区分したこと、また、繊維工業のなかから疊、藁工品等を「その他製造業」の分類に移してあることである。このため、たとえば「その他製造業」では前年比事業所数で四〇・二%、従業者数で三〇・九%を増加しているが、その増加の主たる理由は分類の移動に基くものである。なお、従業者の規定については第二章を参照されたい。

工業従業者の規模別数　第20表によってみると、従業者三人以下の零細事業所は、事業所全体五六・八%を占めているが、その従業者数ではわずかに一〇・〇%で、一方、従業者三〇〇人以上の大規模事業所は、事業所数では全体の〇・四%にしかすぎないが、従業者数は二六・九%を占めている。

従業者規模別に前年に対する事業所数の増減をみると、四—九人規模のものは四・六%、三人以下の規模のものは〇・一%減少しているのに対し、それ以外の規模のものはすべて増加を示している。なかでも五〇—九九人規模のものは一一・七%、三〇—四九人および一〇〇—一九九人の規模のものはそれぞれ八%強となっている。

従業者数でみると、四—九人で〇・七%、また一千人以上規模で〇・五%を減少しているほかは、一様に増加を示すが、そのうちでは一〇〇—一九九人九・二%、二〇—二九人六・八%、一〇—一九人六・六%で増加率が高い。

工業従業者の産業別数　従業者数を産業別にみると(第21表)、繊維工業の一九・二%が最も多く、食料品製造業の一二・五%がそれに次ぎ、木材および木製品製造業七・〇%、機械製造業六・九%の順に多い。前年に比べて従業者数は、製造業全体で四・四%増えているが、これを産業別に前年と対比してみると、増加率の高いのはパルプ・紙および紙加工品製造業一二・五%、家具および装備品製造

第20表　製造工業の規模別構成（12月31日現在）

規模別	1954年				1955年			
	事業所数	%	従業者数	%	事業所数	%	従業者数	%
合計	430,440	100.0	5,285,228	100.0	432,715	100.0	5,516,647	100.0
従業者3人以下	245,953	57.1	544,979	10.3	245,597	56.8	553,029	10.0
4 ～ 9人	89,671	20.8	564,563	10.7	85,580	19.8	549,092	10.0
10 ～ 19人	52,612	12.2	704,557	13.3	55,976	12.9	750,752	13.6
20 ～ 29人	17,218	4.0	409,275	7.7	18,402	4.3	437,092	7.9
30 ～ 49人	12,306	2.9	462,852	8.8	13,322	3.1	501,422	9.1
50 ～ 99人	6,958	1.6	472,332	8.9	7,770	1.8	528,334	9.6
100 ～ 199人	3,028	0.7	413,079	7.8	3,274	0.8	451,144	8.2
200 ～ 299人	1,038	0.2	253,559	4.8	1,066	0.2	260,889	4.7
300 ～ 499人	758	0.2	285,865	5.4	815	0.2	307,413	5.6
500 ～ 999人	524	0.1	365,870	6.9	537	0.1	372,988	6.8
1,000人以上	374	0.1	808,297	15.3	376	0.1	804,492	14.6

(注)　「工業統計表」による。

第21表　製造工業の業種別事業所数および従業者数（12月31日現在）

産業別	1954年								1955年			
	事業所数	同割合	従業者数	同割合	従業者4人以上の事業所		従業者3人以下の事業所		事業所数	同割合	従業者数	同割合
					事業所数	従業者数	事業所数	従業者数				
食料品製造業	94,427	21.9	656,480	12.4	33,254	514,588	61,173	141,892	95,049	22.1	691,032	12.5
繊維工業	81,229	18.9	1,048,159	19.8	32,978	938,006	48,251	110,153	73,443	17.0	1,061,078	19.2
被服および身回品製造業	16,150	3.8	140,088	2.7	6,904	119,064	9,246	21,024	15,387	3.6	144,003	2.6
木材および木製品製造業	54,734	12.7	377,098	7.1	23,403	312,166	31,331	64,932	53,588	12.4	382,929	7.0
家具および装備品製造業	22,558	5.3	122,755	2.3	7,413	92,066	15,145	30,689	23,055	5.3	134,589	2.4
紙および類似品製造業	11,143	2.6	160,678	3.1	4,587	145,241	6,556	15,437	11,973	2.8	182,309	3.3
印刷・出版および類似産業	13,053	3.0	228,231	4.3	8,354	217,253	4,699	10,978	12,777	3.0	235,340	4.3
化学工業	9,123	2.1	349,684	6.6	5,289	340,834	3,834	8,850	8,657	2.0	361,426	6.6
石油及石炭製品製造業	1,051	0.3	30,098	0.6	716	29,277	335	821	1,030	0.2	28,884	0.5
ゴム製品製造業	1,326	0.3	72,428	1.4	823	71,285	503	1,143	1,505	0.3	75,026	1.4
皮革および皮革製品製造業	5,217	1.2	33,899	0.7	1,580	26,614	3,637	7,285	5,404	1.2	36,012	0.7
ガラスおよび土石製品製造業	24,726	5.8	274,765	5.2	11,522	243,790	13,204	30,975	24,871	5.7	292,196	5.3
鉄鋼業	6,415	1.5	365,927	6.9	5,351	363,411	1,064	2,516	3,959	0.9	275,753	5.0
非鉄金属製造業									2,246	0.5	99,010	1.8
金属製品製造業	26,704	6.2	249,552	4.7	11,553	217,971	15,151	31,581	27,226	6.3	269,975	4.9
武器製造業	110	0.02	14,671	0.3	97	14,637	13	34	77	0.02	10,029	0.2
機械製造業	18,699	4.3	370,736	7.0	12,039	355,393	6,660	15,343	19,229	4.4	381,538	6.9
電気機械器具製造業	6,030	1.4	234,422	4.4	4,442	230,658	1,588	3,764	5,466	1.3	233,033	4.2
輸送用機械器具製造業	9,145	2.1	309,850	5.9	4,603	300,506	4,542	9,344	9,251	2.1	321,952	5.8
精密機械器具製造業	4,021	0.9	76,364	1.4	2,331	72,531	1,690	3,833	4,068	0.9	78,819	1.4
その他の製造業	24,579	5.7	169,343	3.2	7,248	134,958	17,331	34,385	34,454	8.0	221,714	4.0
合計	430,440	100.0	5,285,228	100.0	184,487	4,740,249	245,953	544,979	432,715	100.0	5,516,647	100.0

（注）「工業統計表」による。

業九・六%、金属製品製造業八・二%、食料品製造業五・三%などである。減少したものでは、武器製造業の三一・六%が目立つほか石油および石炭製品製造業四・〇%、電気機械器具製造業〇・六%などがある。

第二節　鉱山労働者

通産省調査統計部編「昭和三〇年、本邦工業の趨勢」(一九五六年一〇月刊)によってみると、金属・非金属鉱山、石炭・亜炭鉱山、石油・天然ガス、鉱山製錬所等各種鉱山業に従事する勤労者総数は約五三万である。(第22表、本表では製油所従業者は、工業従業者として「工業統計表」中の「石油および石炭製品製造業」に含まれているから、除外してある)鉱種別にみると、石炭鉱山に従業する炭鉱労働者は三四万七千で総数の約三分の二を占め、金属鉱山従業者七万一千、非金属鉱山従業者三万九千である。

第23表　炭鉱常用労働者数の推移

区分	常雇労働者	実働労働者		大手	その他
		坑内	坑外		
1151年末	370,614	229,631	129,415	247,116	123,498
52 〃	379,038	235,641	129,954	239,352	139,666
53 〃	332,003	211,405	110,610	208,986	123,017
54 〃	291,488	187,202	94,934	196,604	94,884
55 〃	286,289	187,078	90,677	188,292	97,997
56 〃	293,576	194,271	90,376	189,784	103,792
北海道	75,271	46,783	25,659	62,250	13,021
東部	28,450	18,566	9,135	17,590	10,860
西部	18,871	13,749	4,753	10,050	8,821
九州	170,984	115,173	50,829	99,894	71,090

(注)　通産省鉱山統計課石炭統計室調べ。

第22表　鉱山労働者の構成(1955年末)　　(単位　1,000人)

鉱種別	労務者			職員			臨時・請負夫			計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
金属鉱山	50	6	56	8	0	8	6	2	8	63	7	71
うち銅山	28	3	31	5	0	5	3	2	4	35	4	39
非金属鉱山	26	4	29	4	1	4	4	1	5	34	5	39
石炭鉱山	…	…	286	…	…	37	…	…	24	…	…	347
亜炭鉱山	…	…	10	…	…	1	…	…	…	…	…	11
石油・天然ガス	…	…	4	…	…	1	…	…	…	…	…	5
製錬所	13	1	14	3	0	3	2	0	2	17	2	18

(注)　「昭和30年，本邦鉱業の趨勢」による。

常用労務者を地域別

第24表

職種別炭鉱常用労務者数（1956年末）

（単位　人）

職種別				常用	実働者 内実労務者
坑内夫	直接夫	採炭夫		68,616	66,070
		充填夫		4,277	4,098
		仕繰夫		35,308	33,825
		掘進夫		38,910	37,630
		計		147,111	141,623
	間接夫	運搬夫		3,965	3,861
		機械夫		14,577	14,129
		工作夫		17,920	17,486
		電気夫		9,007	8,784
		雑夫		8,655	8,388
		計		54,124	52,648
	合計			201,235	194,271
外夫	保護夫	成人男子	助手	3,272	3,220
			選炭夫	2,607	2,559
			運搬夫	10,980	10,743
			機械夫	9,565	9,361
			工作夫	14,067	13,764
			電気夫	3,919	3,838
			雑夫	25,234	24,615
			計	69,644	68,100
		十八歳未満男子	助手	9	9
			選炭夫	109	108
			運搬夫	270	268
			機械夫	41	41
			工作夫	58	56
			電気夫	22	21
			雑夫	531	526
			小計	1,040	1,029
		女子	助手	389	383
			選炭夫	7,099	6,957
			運搬夫	836	827
			機械夫	64	64
			工作夫	223	219
			電気夫	39	37
			雑夫	13,007	12,760
			小計	21,657	21,247
		計		22,697	22,276
	合計			92,341	90,376
総計				293,576	284,647

〔備考〕

1) 日本石炭鉱業経営者協議会調べ。調査炭鉱数 745 鉱。
2) 常用と実働労務者の差は長期欠勤者である。
3) 別に職員数は 37,577人，臨時夫数は 11,591 人である。

にみると、北海道七万五千、東部二万八千、西部一万九千、九州一七万一千である（第23・24表）。

第三節　運輸・通信労働者

日本国有鉄道　国鉄の職員総数は一九五一年三月末現在四四万二五一二、そのうち男子四三万〇三〇五（九七％）、女子一万二二〇七（三％）で、勤務種別にみると日勤者が最も多く総数四九％を占め、次いで一昼夜交代二五％、乗務一五％の順に多い。職員総数中には主要業務機関の職員のほか、志免鉱業所の運営、鉄道公安員制度および自動車営業の拡充等戦後において増加したものが含まれている（交通協力会「交通年鑑」昭和三二年版による）。

なお、主要業務量と職員数の関係についてみると、公共企業体として発足した一九四九年度を基準とした五五年度の鉄道人屯粁、換算車両粁、列車粁平均指数一四二に対して、職員指数は九一で業務量の増加に比べてその指数は相当低い。特に、五六年度においては、一一月一五日米原―大阪間の電化の完成により東海道線が全線電化されたこと、山手京浜電車線の線路増設が完成しその分離がおこなわれたのを契機に、国鉄開設以来といわれる旅客貨物の大増発、急行列車等の多数新設による時刻改訂がおこなわれ

第25表　国鉄職員の推移

1948年度	604,243人	100%
49 〃	490,727	81
50 〃	473,473	78
51 〃	442,153	73
52 〃	447,385	74
53 〃	446,837	74
54 〃	442,782	73
55 〃	442,512	73
1956年9月末	444,567	74

第27表　通運従業員数

(1956年3月31日現在)

区分	貨物自動車	従業員数		
		事務員	労務者	計
日通	8,582	28,459	37,566	66,025
旧業者	1,936	3,799	7,875	11,674
新規免許業者	3,152	5,084	11,728	16,812
限定免許業者	342	2,336	11,461	13,797
計	14,012	39,678	68,630	108,308

(注)　「交通年鑑」による。

第26表　地方鉄道軌道従業員数の推移

年月	実数		
	男	女	計
	人	人	人
1947年10月	122,914	16,517	139,431
48〃 3〃	130,902	15,871	146,773
49〃 3〃	135,840	13,440	149,280
50〃 3〃	130,806	11,133	141,919
51〃 3〃	125,163	9,532	134,695
52〃 3〃	121,953	8,602	130,560
53〃 3〃	121,683	8,035	129,718
54〃 3〃	120,314	7,701	128,015
55〃 3〃	119,791	7,228	127,019
56〃 3〃	119,455	6,784	126,239

その業務量の増加が著しい。

私鉄　民営鉄道・軌道の従業員総数は、一九五六年三月現在で一二万六二三九人、うち男子一一万九千（九五%）、女子約七千（六%）である。また、従業員数の推移は第26表のとおり（前出「交通年鑑」による）。

通運事業・船員　日本通運その他鉄道貨物輸送に従事する通運事業従業員数ならびに船員法適用の船舶に乗船する船員数を前出「交通年鑑」によってみると、第27・28表のとおりである。

郵政　郵政省編「昭和三〇年度郵政統計年報総括編」(一九五六年一二月刊)によってみると、郵政省職員総数は一九五五年四月一日現在二五万六千、そのうち官吏一一万七千(四六%)、雇員一三万九千（五四%）で、また、職員総数の八五%は郵便局勤務者である（第29・30表）。

男女別にみると、総数では男子七六%、女子二四%を占めるが、

第28表

船員法適用の船舶所有者，船舶および船員数(1950年12月31日現在)

船種	船舶所有者数	船舶数	船員数
汽船	549	2,142	51,876
機帆船	8,093	9,855	29,729
漁船	2,006	4,308	77,607
官庁船	154	648	9,895
雑種船	247	1,126	2,969
合計	11,049	18,079	172,076

(注)　「交通年鑑」による。

第29表

郵政省官職別現在員数（1955年）

区分	官吏	雇員	計
部局総計	116,907	139,304	256,211
(構成比)	(46)	(54)	(100)
内部部局	2,071	394	2,465
付属機関	1,735	1,196	2,931
地方支分局	113,101	137,714	250,815
地方郵政監察局	861	55	916
地方郵政局	4,850	1,832	6,682
地方電波管理局	1,707	304	2,011
地方貯金局	7,987	9,561	17,548
地方簡易保険局	3,284	2,197	5,481
	(13,358)		
郵便局	94,412	123,765	218,177

(注)　郵政省編「昭和30年度郵政統計年報」(1951年12月刊)。官吏欄のカッコ内は特定局長再掲である。

第30表

郵政省局別・男女別人員数（1955年）

区分	男	女	計
総数	192,284	59,528	251,812
（構成比）	(76)	(24)	(100)
官吏	99,888	13,204	113,092
雇員	92,396	46,324	138,720
本省	2,594	1,269	3,863
地方郵政監察局	854	54	912
地方郵政局	5,795	1,051	6,846
普通局	73,428	7,279	80,707
集配特定局	77,053	21,713	98,766
無集配特定局	19,486	17,488	36,974
地方貯金局	9,002	8,545	17,547
地方簡易保険局	3,468	2,039	5,507
郵政研究所	604	86	690

（注）　資料前表に同じ。本表には電波管理局関係の職員が含まれていない。

女子は雇員に多く、雇員中の三三％と若干高い比率を示す。

第四節　公務労働者

国家公務員、地方公務員および政府関係機関の職員・労務者を合計するとその総数は約三四九万人で、その内訳は左のとおりである（一九五六年）。

国家公務員	一三九万六七一一人
地方公務員	一四三万〇二九八人
政府関係機関職員	六七万〇六四九人

この公務員数のうちには課長クラス以上のものも含み、ことに国家公務員特別職には大臣以下の最高級官吏、顧問、参与等の人々が入っている。したがって、職務級別からいえば、それらの人々を除外した中央では五級以下、地方では四級以下のものをもって公務労働者とみなすことができよう。

第33表　地方公務員数（1956年度地方財政計画による）の内訳

区分	府県	市町村	計
地方公務員			
一般職員	209,613	383,901	593,514
	5,310	（補助金による職員）	598,824
教育職員	639,713	12,917	
義務教育	(547,600)	0	
以外	(92,113)	(12,917)	
警察	138,566		138,566
消防		30,278	30,278
合計			1,420,298

（注）　事業費支弁職員・公益企業会計職員（特別会計）を除く。「行政管理年報」による。

国家公務員　行政管理庁管理部編「行政管理年報」（第六巻、一九五七年二月刊）によれば、国家公務員は特別職二四万一千人、一般職一一五万六千人、合わせて一三九万七千人であって、特別職のうちにはその約九〇％に当る防衛庁の常勤職員いかえれば自衛隊員を含む（第31表）。

一般職は常勤職員と労務者、非常勤職員にわかれるが、その各々について人事院事務総局編「在職状況統計表」によってみると、一九五六年一〇月現在の在職者数（休職者を除く）は次のとおりである。

常勤職員　一般俸給表適

第31表　国家公務員の総数　(1956. 12. 7)

区分	特別職		一般職			計
	常勤	非常勤	常勤	常勤労務者(31年度予算)	非常勤職員(31.4.1現在)	
立法部(国会)	256 3,129	23				3,408
司法部(裁判所)	220 22,173	19				22,412
行政部	215,185	338	653,408	60,728	440,501	1,370,891
行政部の内訳						
会計検査院	4		1,174	16	1	1,195
法制局	1		58	2		61
人事院	4		731	11	115	861
憲法調査会			8	5		13
総理府	215,077	215	19,910	7,068	7,054	249,324
法務省	3	12	43,570	1,821	43,193	88,599
外務省	54		1,742	266	111	2,173
大蔵省	3	13	73,027	1,446	1,527	76,016
文部省	4	64	63,517	4,240	7,096	74,921
厚生省	6		49,465	5,442	2,278	57,191
農林省	3	8	70,944	21,656	326,300	418,911
通商産業省	3	5	13,119	35	10,917	24,079
運輸省	9	8	26,493	3,738	2,989	33,237
郵政省	3	5	259,040	0	11,221	270,269
労働省	8		21,413	3,417	3,589	28,427
建設省	3	8	9,928	11,565	24,110	45,614
合計	240,963	380	654,139	60,728	440,501	1,396,711

〔備考〕 1) 特別職常勤の欄，立法部・司法部および合計の項，各上段の数字は常勤労務者の数を示す。
2) 地方自治法付則第8条関係職員等を含む。
3) 一般職中，非常勤職員の項は人事院調。

用職員二五万七四一三、税務職員四万六〇四六、警察職員二万二三二二、船員六八一一、教育職員二万八六〇四、計三六万一六九三、以上のほかに国営企業勤務職員約二八万、検察官一七五五。

常勤労務者　労務職員六一二一、一般技能職員七八二六、船舶技能職員一一五五、事務職員一万八九〇五、一般技術職員五九五五、医療職員一〇六、医療技術職員二七一九、その他三二四七、計四万六〇三四。これら在職者の多い省庁は建設省、厚生省、農林省、国立学校等で常勤労務者総数の大半を占めている。

非常勤職員　統計調査職員二八万四九五五、観測監視等職員四万六七一四、委員顧問参事等

国　家　公　務　員　数（定員表）

1955年度末予算定員	1956年度末予算定員	区分	1953年度末予算定員	1955年度末予算定員	1956年度末予算定員
340,709	340,657	国立病院	14,463	13,968	13,968
335,031	338,938	食糧管理	27,814	25,258	25,256
664,259	670,649	農業共済再保険	109	102	102
1,339,999	1,350,244	森林火災保険	12	12	12
195,811	215,004	漁船再保険	27	26	26
		国有林野事業	21,110	19,917	19,917
		国営競馬	520	0	0
3,110	3,110	糸価安定	25	22	22
22,173	22,173	アルコール専売事業	1,622	1,502	1,502
1,178	1,178	輸出保険	74	67	70
817	819	中小企業信用保険	23	38	46
19,786	19,986	開拓者資金融通	0	34	34
43,574	43,573	郵政事業	242,178	252,551	256,101
1,763	1,796	労働者災害補償保険	2,354	2,381	2,382
63,189	63,154	失業保険	3,790	4,136	4,136
63,364	63,521	米国対日援助物資等処理	0	0	0
30,419	30,023	緊急物資輸入基金	0	0	0
25,578	25,566	電気通信事業	0	0	0
11,567	11,504	その他	19	29	34
26,403	26,481	計	329,918	335,031	338,938
2,911	2,942				
14,899	14,901	3) 政府関係機関			
9,978	9,911	日本専売公社	38,176	39,801	39,801
0	0	日本国有鉄道	447,249	447,725	447,725
340,709	340,657	日本電信電話公社	159,702	172,483	178,488
195,811	215,004	国民金融公庫	1,552	1,898	2,049
		住宅金融公庫	545	715	755
		農林漁業金融公庫	145	248	264
1,672	1,672	中小企業金融公庫	167	390	498
7,641	7,641	日本開発銀行	906	866	866
457	492	日本輸出入銀行	80	133	147
7	7	閉鎖機関整理委員会	0	0	0
42	39	商船管理委員会	0	0	0
4,846	5,146	計	648,522	664,259	670,649
318	333				

第32表

区分	1953年度末予算定員
一般会計	416,849
特別会計	339,918
政府関係機関	648,522
合計	1,405,289
外に防衛庁(警察予備隊)	123,153
1) 一般会計	
国会	3,154
裁判所	22,842
会計検査院	1,140
内閣	965
総理府	84,132
法務省	45,374
外務省	1,692
大蔵省	65,384
文部省	63,756
厚生省	30,911
農林省	27,741
通商産業省	12,432
運輸省	27,241
郵政省	3,080
労働省	16,221
建設省	10,784
電気通信省	0
計	416,849
防衛庁(警察予備隊)	123,153
2) 特別会計	
造幣局	1,832
印刷局	8,121
資金運用部	444
産業投資	0
外国為替資金	42
厚生保険	5,007
船員保険	332

職員二万五六七三、労務職員二万六三一九、その他とも計四〇万八六四六。在職者の最も多い省庁は農林省で、二八万八六〇一、次いで法務省、建設省、通産省順に多く、以上の省庁で全体の約九一%を占める。

なお、一九五三年度末以降の国家公務員機関別予算定員数の推移ならびに五六年度地方財政計画による地方公務員数の内訳を示せば第32・33表のとおり。

第五節　教育労働者

一九五六年五月一日の学校基本調査結果（文部省編「文部統計速報」（七九、八〇号、一九五一年七、八月刊）によると、全国の大学および専門学校四九六、高等学校四五七四（分校を含む、以下同じ）、中学校一万三七二三、小学校二万六九五七、幼稚園六一四一、盲、ろう、養護学校一八五の学校に勤務する教職員総数（本務者のみ）は九〇万八二五八人、そのうち教員は七三万六八五七、職員は一七万一四〇一で、それぞれを学校種類別にすると第34・35・36表のとおりである。教員中では小学校教員数三四万五三二六が最も多く本務教員総数の半数近くを占め、前年度より四七五四（一・四%）増となっているが、これを小学校児童数一二六一万六三一一人に比べると一教員当り児童数は三六・五人で、前年度の三六・一人より高くなっている。同じことは中学校についてもいえる。すなわち、中学校生徒数五九六万二四四九人で、一教員当り生徒数は二九・八人に対し前年度では二九・五人であった。

以上の本務教員のほか、兼務教員が、大学専門学校に二万二〇四八、高等学校以下に三万四七二八、計五万六七七六いて、高等学校以下の内訳は幼稚園三八五〇、小学校一四七四、中学校九六二一、高等学校一万九四八四、盲・ろう・養護学校二九五となっている。

第34表　学校別本務教員数

学校別	1956年						1955年
	校長 学長	教授 教諭	助教授 助教諭	講師	助手	合計	
小学校	21,536	284,982	25,208	3,600	—	345,326	340,572
中学校	11,048	177,911	8,476	3,359	—	200,794	199,062
高等学校	3,048	101,902	2,126	6,741	—	113,817	111,617
大学専門学校	410	11,918	11,268	7,563	13,817	44,976	43,535
幼稚園	3,146	12,787	10,577	460	—	26,970	24,943
特殊学校	153	4,160	475	216	—	4,974	4,832

〔備考〕 特殊学校は盲・ろう・養護学校の集計。教諭には養護教諭（女）を，助教諭には養護助教諭（女）を含む。

第35表　学校別本務職員数（1956年）

学校別	事務職員	技術職員 実習助手	寮母	その他	計
小学校	9,258	—	—	43,529	52,787
中学校	9,567	—	—	17,016	26,583
高等学校	12,343	6,845	—	12,213	31,401
幼稚園	1,922	—	—	2,378	4,300
特殊学校	404	—	1,025	619	2,048
	事務官または担当者	技官または担当者	雇員	用人	計
大学専門諸学校	10,609	4,443	26,028	13,202	54,282

第36表　設置者別本務教員数（1956年）

学校別	国立	公立	私立	総計
小学校	1,526	342,220	1,580	345,326
中学校	1,301	192,738	6,755	200,794
高等学校	499	93,234	20,084	113,817
大学専門諸学校	23,524	5,271	16,181	44,976
幼稚園	99	7,294	19,577	26,970
特殊および各種学校	87	4,840	67	4,974
計	27,036	645,597	64,244	736,857

第二編　労働移動と失業

第一章　一般的考察

わが国における就業状態の毎月の変化を知るための資料としては労働力調査と毎月勤労統計調査とがある。いずれも標本調査であって、そのうち毎月勤労統計調査においては、常用労働者三〇人未満を雇用する小規模事業を調査の対象からまったく除いてあるので、前者の補足的な資料としてのみ用いられる。

労働力調査における「就業者」ならびに「完全失業者」、その両者を含めた「労働力人口」の規定は、国勢調査の場合とおおむね同じであるが、さらに就業者中における「追加就業希望者」を、また「非労働力人口」中の「非求職の就業希望者」を分つなど、その区分がやや詳しくなっている。ところで、労働力調査では「就業者」ことにその「従業中の就業者」を「調査週間中収入をともなう仕事に一時間以上従事したもの」と規定し、また「完全失業者」を、(1)調査週間中に一時間も収入に伴う仕事をしなかったもので、(2)休業中のものは除き、(3)就業が可能で、(4)就業を希望し、(5)求職活動をしているものときわめて厳密に定義していて、不完全就業者、ないし広範な低所得層を含むいわゆる潜在的な失業者のすべてを、その「就業者」中に数え上げてしまっている。しかし、わが国の現状においては、失業者といえども、その日々の生活を営むために、収入の多少を問わず、どんな種類の仕事にでも就業せざるをえないのが実際であるから、それらの失業者もしくは不完全就業者をとらえるためには、一週間といった限定された期間によってでなく、平常の就業状態によって調査する必要がある。この意味で従来労働力調査に付帯するきわめて規模の小さい臨時調査がおこなわれてきたが、一九五六年七月には全国約二〇万世帯を対象とする「就業構造基本調査」が実施されて、国勢調査や労働力調査によって明らかにされないわが国失業の実際について知る上にいっそう役立つものとなった。就業構造基本調査に関しては第三章失業の項で記述する。

就業状態　以下総理府統計局編「労働力調査報告」によって、一九五六年中および過去数年にわたるわが国就業状態の趨勢を概観してみよう(第37・38・39表)。

同報告による一九五六年平均の全国就業者数は四二二八万人、前年に比べて一一六万、二・八%を増加したが、これを前年の一五四万、三・一%の増加に比べれば、そのふえ方はむしろ鈍っている。男女別にみると、男子一〇三万、女子一二万のそれぞれ増加であるが、農林・非農林業別にみると、農林業では自営業主一一万、雇用者九万の増加に対し、家族従業者は五四万を減少して、農林業就業

者全体では三三万、一・八%の減少となった。非農林業では就業者全体で一四三万を増加し、そのうちでは雇用者の増加が著しく一四五万、自営業主の増加が一三万、家族従業者は逆に八万の減少となっている。したがって、農林業就業者の全就業者に対する割合は、一九五五年の四一・七%から五六年には三九・八%へ下り、また、雇用者の全就業者に対する割合は三八・八%から四一・四%へ高まっている。

非農林就業者の増加を産業別にみると、前年に比べて増加の著しいのは製造業の五五万(七・一%)、次いでサービス業三七万(八・四%)、卸小売・金融業三四万(五・二%)、運輸通信業一五万(七・八%)などで、一九五五年中の増加が主として卸小売・金融、サービス業部門に集中していたのに比べて、五六年では製造業における増加が特に目立っている。また、減少したものに鉱業五万(九・八%)がある。

完全失業者数は年平均で六四万、前年に比べて四万(五・六%)を減少しているが、三月には、一〇六万と調査開始以来(四七年七

第37表　労働力状態別人口　(単位　万人)

年　月	14歳以上人口	労働力人口			非労働力人口
		総数	就業者	完全失業者	
総数					
1950年平均	5,524	3,616	3,572	44	1,908
51年 〃	5,626	3,660	3,622	39	1,966
52年 〃	5,744	3,775	3,729	47	1,869
53年 〃	5,831	3,970	3,925	45	1,862
54年 〃	5,928	4,015	3,958	58	1,908
55年 〃	6,092	4,180	4,112	68	1,900
56年 〃	6,266	4,291	4,228	64	1,966
1956年 1月	6,205	3,953	3,885	68	2,243
2月	6,219	3,958	3,883	75	2,253
3月	6,232	4,191	4,085	106	2,031
4月	6,242	4,312	4,242	70	1,921
5月	6,251	4,461	4,399	62	1,782
6月	6,260	4,497	4,440	57	1,756
7月	6,270	4,428	4,372	57	1,832
8月	6,281	4,337	4,281	57	1,936
9月	6,292	4,314	4,258	56	1,971
10月	6,303	4,437	4,387	51	1,860
11月	6,313	4,374	4,321	53	1,933
12月	6,321	4,233	4,177	56	2,078
男					
1956年 1月	2,997	2,417	2,374	43	574
2月	3,004	2,423	2,380	44	577
3月	3,011	2,507	2,454	53	499
4月	3,016	2,546	2,505	41	466
5月	3,020	2,566	2,534	33	450
6月	3,025	2,567	2,537	30	454
7月	3,030	2,564	2,532	32	462
8月	3,035	2,551	2,520	31	480
9月	3,041	2,530	2,498	32	508
10月	3,046	2,562	2,536	26	480
11月	3,051	2,549	2,520	29	499
12月	3,055	2,533	2,501	32	518
女					
1956年 1月	3,208	1,511	1,536	26	1,669
2月	3,215	1,534	1,503	31	1,676
3月	3,221	1,684	1,630	54	1,531
4月	3,226	1,766	1,737	29	1,455
5月	2,231	1,895	1,866	29	1,332
6月	3,235	1,930	1,903	27	1,302
7月	3,240	1,864	1,840	24	1,370
8月	3,246	1,787	1,761	26	1,456
9月	3,251	1,784	1,760	24	1,463
10月	3,257	1,875	1,851	24	1,380
11月	3,262	1,826	1,802	24	1,434
12月	3,266	1,700	1,676	24	1,561

〔備考〕 1)　14歳以上人口には労働力状態の不詳を含む。
2)　総理府統計局「労働力調査報告」による。

第38表　産業別就業者数　（単位　万人）

産業別 / 年別	全産業	農林業	漁業および水産養殖業	鉱業	建設業	製造業	卸売・小売業および金融保険不動産業	運輸通信業およびその他の公益事業	サービス業	公務	分類不能の産業
総数											
1954年平均	3,958	1,667	55	59	165	695	631	185	376	124	＊1
55年 〃	4,112	1,715	53	51	175	711	670	192	427	115	＊3
56年 〃	4,228	1,682	58	46	182	766	704	207	464	117	＊2
1956年 1月	3,885	1,356	50	44	191	791	665	209	470	107	＊2
2月	3,883	1,348	55	40	186	799	680	204	465	106	＊1
3月	4,085	1,543	60	31	194	782	696	206	469	102	＊1
4月	4,242	1,700	54	42	181	764	706	213	469	110	＊4
5月	4,399	1,896	57	46	168	722	714	205	466	123	＊3
6月	4,440	1,973	55	44	160	735	691	205	450	126	＊2
7月	4,372	1,853	65	50	170	780	698	193	432	130	＊1
8月	4,281	1,770	61	48	178	785	693	199	424	120	＊2
9月	4,258	1,734	61	45	188	751	713	202	441	122	＊1
10月	4,387	1,857	58	48	173	740	708	212	474	114	＊2
11月	4,321	1,704	57	52	195	762	724	215	488	121	＊3
12月	4,177	1,445	64	63	198	782	754	220	523	124	＊6
男											
1956年 1月	2,374	737	42	39	167	510	375	182	228	93	＊1
2月	2,380	742	44	35	163	510	378	182	236	90	＊0
3月	2,454	800	49	28	173	501	399	181	235	89	＊0
4月	2,505	838	44	40	164	493	401	188	238	96	＊2
5月	2,534	902	47	44	150	470	405	178	231	106	＊2
6月	2,537	933	49	42	141	480	390	177	221	105	＊1
7月	2,532	882	54	46	152	505	393	167	223	110	＊1
8月	2,520	875	50	45	161	506	393	173	214	103	＊1
9月	2,498	851	51	42	167	482	404	177	219	106	＊1
10月	2,536	902	49	43	151	486	398	187	223	98	＊1
11月	2,520	821	46	45	170	500	409	191	235	103	＊2
12月	2,501	740	47	56	172	507	434	197	238	106	＊3
女											
1956年 1月	1,511	619	＊8	＊5	24	281	290	27	242	14	＊1
2月	1,503	606	11	＊5	23	289	302	22	229	16	＊0
3月	1,630	743	11	＊4	21	281	297	26	234	14	＊1
4月	1,737	862	10	＊3	16	270	304	25	231	14	＊2
5月	1,866	994	11	＊2	19	252	308	27	234	17	＊1
6月	1,903	1,040	＊7	＊3	19	255	301	28	229	21	＊2
7月	1,840	971	11	＊4	18	275	305	27	210	20	＊0
8月	1,761	894	10	＊4	17	280	300	27	210	18	＊1
9月	1,760	883	10	＊4	21	270	309	25	222	16	＊0
10月	1,851	955	10	＊5	21	254	311	25	252	16	＊2
11月	1,802	883	11	＊9	25	263	316	24	253	18	＊1
12月	1,676	705	17	＊7	25	275	320	23	285	17	＊3

〔備考〕 1)　産業はその人が調査期間中おもに従事した従業先の事業の種類によって分類されてる。

2)　＊印の数字は誤差率が大きい。

3)　総理府統計局「労働力調査報告」による。

第39表　農林・非農林別従業上の地位別就業者数　（単位　万人）

年　月	総数	自営業主	家族従業者	雇用者			
				総数	経営・事務技術者	常用労務者見習徒弟	日雇労務者
全産業							
1954年平均	3,958	1,030	1,408	1,518	546	846	126
55年 〃	4,112	1,062	1,450	1,597	547	910	140
56年 〃	4,228	1,087	1,389	1,751	572	1,033	146
1956年 1月	3,885	1,058	1,141	1,685	545	1,003	137
2月	3,883	1,051	1,142	1,689	532	1,006	151
3月	4,085	1,070	1,305	1,709	546	1,014	148
4月	4,242	1,090	1,411	1,739	563	1,036	140
5月	4,399	1,098	1,564	1,737	578	1,021	138
6月	4,440	1,102	1,584	1,752	581	1,024	148
7月	4,372	1,091	1,513	1,766	582	1,038	147
8月	4,281	1,084	1,438	1,758	576	1,039	143
9月	4,258	1,093	1,408	1,757	586	1,022	150
10月	4,387	1,117	1,506	1,761	587	1,039	136
11月	4,321	1,097	1,421	1,801	593	1,062	146
12月	4,177	1,088	1,229	1,854	596	1,087	171
農林業							
1954年平均	1,667	539	1,072	56	* 8	23	26
55年 〃	1,715	553	1,107	53	* 8	21	24
56年 〃	1,682	564	1,055	62	11	22	30
1956年 1月	1,356	503	795	58	11	27	21
2月	1,348	504	780	64	* 9	24	31
3月	1,543	533	950	59	* 9	24	26
4月	1,700	571	1,073	57	* 9	19	28
5月	1,896	594	1,231	71	14	20	38
6月	1,973	623	1,274	76	14	17	46
7月	1,853	598	1,193	62	13	21	28
8月	1,770	591	1,122	57	10	20	27
9月	1,734	581	1,095	58	10	21	27
10月	1,857	599	1,191	67	* 9	23	35
11月	1,704	561	1,090	54	* 9	21	25
12月	1,445	513	870	62	11	26	24
非農林業							
1954年平均	2,291	491	337	1,462	539	823	101
55年 〃	2,397	510	341	1,544	539	888	117
56年 〃	2,546	523	333	1,689	561	1,011	117
1956年 1月	2,529	556	346	1,626	534	976	117
2月	2,535	547	362	1,625	523	982	120
3月	2,542	537	354	1,650	537	991	122
4月	2,541	519	338	1,682	554	1,017	111
5月	2,503	504	333	1,665	564	1,001	100
6月	2,467	479	310	1,676	567	1,007	102
7月	2,519	494	320	1,705	570	1,019	119
8月	2,511	493	316	1,701	566	1,017	116
9月	2,524	512	313	1,699	576	1,000	123
10月	2,530	518	316	1,694	577	1,016	101
11月	2,617	537	331	1,747	584	1,042	122
12月	2,733	575	359	1,792	584	1,061	147

〔備考〕 1) 総数は従業上の地位の不詳を含む。2) 産業はその人が調査期間中おもに従事した従業先の事業の種類によって分類されている。3) *印の数字は誤差率が大きい。4) 従業上の地位は本業によって分類されている。5) 総理府統計局「労働力調査報告」による。

月）以来の最高を記録した。この数字は主として新規学卒者等就職経験のない未就業者の失業変動を示すもので、前年三月の八四万がいままでの最高であった。

以上の就業者と完全失業者を合わせた労働力人口は四二九一万、前年に比べて月平均一一一万（二・七％）を増加しているが、一七四万（二・九％）増加した一四歳以上人口の増加量より少なく、その割合すなわち労働力率は六八・五％と前年よりわずかながら低下した。

日雇・一般雇用者　五六年平均の雇用者総数一七五一万の内訳をみると、経営・事務技術者五七二万（三二・七％）、常用労務者・見習徒弟一〇三三万（五九・〇％）、日雇労務者一四六万（八・三％）であって、雇用者の前年比増加一五四万中一二三万（七九・九％）を常用労務者・見習徒弟で占め、特にその増加が目立っている。しかし、ここで日雇労務者とは「日々または三〇日未満の期間を定めて雇用されているもの」に限ってあるので、この常用労務者・見習徒弟のうちには、後述する臨時工、社外工など相当数の臨時労務者を含むものと考えられる。一九五二年以降における雇用形態別雇用者の推移は第40表のとおり。

第二章　労働移動

一九五六年中における労働移動の状況を労働省統計調査部編「毎月勤労統計結果表」から算出された「産業別常用労働者雇用指数」と同「地域別等就業調査結果報告」（一九五六年五月刊）によってみよう。

地域別等就業調査　同調査は就業者ならびに入職および離職者に

第40表　雇用形態別雇用者　（単位　万人）

従業上の地位			雇用者数 1952年	1953年	1954年	1955年	1956年	構成比 1952年	1953年	1954年	1955年	1956年
総数	総数		1,421	1,480	1,518	1,597	1,751	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	一般雇用者	総数	1,320	1,354	1,392	1,457	1,605	92.9	91.6	91.6	91.3	91.7
		経営・事務技術者	516	529	546	547	572	36.3	35.8	35.9	34.3	32.7
		常用労務者・見習徒弟	804	825	846	910	1,033	56.6	55.8	55.7	57.0	59.0
	日雇労務者		101	126	126	140	146	7.1	8.5	8.3	8.8	8.3
男	総数		1,031	1,072	1,090	1,126	1,236	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	一般雇用者	総数	961	990	1,008	1,040	1,143	92.3	92.3	92.5	92.3	92.5
		経営・事務技術者	379	387	393	392	407	35.6	36.1	36.1	34.8	32.9
		常用労務者・見習徒弟	582	603	615	648	736	56.5	56.2	56.4	57.5	59.5
	日雇労務者		69	82	82	85	92	6.7	7.7	7.5	7.5	7.4
女	総数		390	408	429	471	515	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	一般雇用者	総数	358	365	385	416	461	91.8	89.5	89.7	88.3	89.5
		経営・事務技術者	136	142	154	155	165	34.9	34.8	35.9	32.9	32.0
		常用労務者・見習徒弟	222	223	231	261	296	56.9	54.7	53.8	55.4	57.5
	日雇労務者		32	43	44	55	45	8.2	10.5	10.3	11.7	10.5

〔備考〕「労働力調査報告」による。

ついて、全国、各都道府県、主要地域別にその分布および構成を明らかにするためのもので、毎月勤労統計調査と同一産業範囲に属する常用労働者五人以上の事業所のうちから一定の割合で抽出された約四万六千事業所を対象とし、就業者に対する事項については一九五五年七月一日（日雇労働者については同六月一日より三〇日までの一ヵ月間）現在で、入職者および離職者に関する事項については

第41表　産業別常用労働者雇用指数　（1951年＝100）

年月＼産業別		調査産業総数	鉱業	製造業										
				合計	食料品	煙草	紡織	衣服および身回品	木材および木製品	家具および装備品	紙および類似品	印刷出版および類似産業	化学	石油および石炭製品
1951年	平均	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
52年	〃	99.8	102.5	99.0	106.4	97.5	93.4	103.7	95.5	101.1	103.8	105.4	98.2	104.7
53年	〃	100.4	96.2	101.1	108.4	99.9	89.0	99.3	93.5	105.8	107.1	112.3	98.2	108.0
54年	〃	111.4	81.3	113.0	139.7	120.3	95.8	113.8	103.9	142.3	132.3	133.3	110.2	127.6
55年	〃	110.0	75.2	111.5	140.1	121.3	92.8	117.2	102.3	141.1	131.6	135.5	111.5	135.4
56年	〃	113.3	75.0	116.1	137.2	119.5	94.1	125.5	103.3	150.9	136.5	140.0	115.9	139.1
1956年	1月	109.8	75.1	111.1	136.9	120.8	90.5	118.2	100.6	143.5	132.6	135.9	112.7	139.9
	2月	109.7	74.9	111.1	134.8	120.6	89.8	117.9	100.2	144.9	132.6	136.1	113.0	139.6
	3月	110.8	74.6	112.5	134.1	119.0	90.8	121.6	100.7	148.1	133.5	137.4	114.5	140.1
	4月	113.5	74.8	116.4	138.3	119.6	95.3	130.4	102.0	151.5	137.3	140.9	116.7	140.9
	5月	113.7	74.9	116.6	138.8	119.6	95.3	130.5	102.0	152.1	137.1	141.0	116.8	139.0
	6月	113.8	74.8	116.8	138.0	119.6	95.2	129.5	103.2	151.6	136.8	141.2	116.8	137.8
	7月	114.1	74.8	117.2	137.9	119.6	95.9	128.7	103.9	153.3	137.2	141.0	116.5	138.0
	8月	114.2	74.9	117.5	136.2	119.4	95.8	127.5	104.4	152.5	137.5	141.0	116.6	137.8
	9月	114.7	75.0	118.1	136.6	119.3	95.9	127.0	105.5	153.1	138.1	141.3	116.7	138.9
	10月	114.8	75.1	118.4	138.0	119.1	95.5	125.7	105.8	153.6	138.3	141.5	116.9	138.9
	11月	115.0	75.4	118.5	138.0	119.0	94.9	124.7	105.8	153.7	138.7	141.4	116.5	139.0
	12月	115.2	75.5	118.7	138.9	118.9	94.8	124.6	106.1	153.5	139.2	141.1	116.5	139.4

第41表 産業別常用労働者雇用指数　（つづき）　（1951年＝100）

年月＼産業別	製造業										卸売および小売業	金融および保険業	運輸通信およびその他の公益事業
	ゴム製品	皮革および皮革製品	ガラスおよび土石製品	第一次金属	金属製品	機械	電気機械器具	輸送用機械	精密機械	その他			
1951年　平均	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
52年　〃	93.7	79.6	101.2	101.4	98.9	99.8	103.0	102.0	106.5	95.9	102.6	102.6	98.6
53年　〃	98.2	82.1	101.8	102.4	101.2	105.9	100.9	105.0	119.3	99.3	108.1	108.6	98.8
54年　〃	107.6	98.7	116.1	110.7	127.5	119.1	124.6	109.2	142.7	143.8	138.5	142.6	110.7
55年　〃	111.7	99.0	116.0	107.3	127.2	114.5	121.3	104.9	145.6	148.3	143.1	146.3	110.0
56年　〃	120.6	100.6	122.3	110.8	132.7	121.9	133.7	111.5	158.0	160.6	150.3	148.3	111.1
1956年　1月	112.3	98.9	115.8	106.8	127.5	113.9	123.5	106.2	146.1	149.6	143.8	145.8	109.9
2月	112.6	98.8	116.1	106.9	127.4	114.4	124.5	106.6	146.6	150.9	143.7	145.9	109.7
3月	115.3	99.1	118.7	108.2	129.4	116.8	126.5	107.9	148.5	154.5	147.3	147.6	109.9
4月	118.7	101.0	122.4	110.4	133.3	121.0	132.8	110.6	158.0	161.6	151.3	151.0	110.7
5月	118.7	101.3	122.9	110.7	133.6	122.0	132.8	111.1	158.6	162.3	151.6	150.4	111.0
6月	121.2	101.5	122.8	111.0	133.4	122.5	133.4	111.6	159.5	163.3	152.0	150.4	111.1
7月	122.5	100.5	123.6	111.3	133.8	123.6	133.7	112.3	160.8	163.9	151.9	149.6	111.4
8月	123.3	101.4	124.3	111.6	134.0	124.3	135.4	113.1	162.0	163.9	151.7	148.9	111.5
9月	125.5	101.9	125.3	112.3	135.2	125.2	137.6	113.7	162.9	165.0	152.0	148.4	111.7
10月	126.2	100.4	125.2	113.0	134.3	125.8	139.8	114.6	163.7	164.1	152.6	147.4	111.8
11月	125.5	100.8	125.0	113.3	135.1	126.5	141.5	115.2	164.5	164.6	153.0	147.0	111.9
12月	125.1	101.6	125.2	113.8	135.3	126.9	143.1	115.5	164.7	163.1	153.2	147.0	112.3

〔備考〕 1)　月末推計労働者数（常用労働者30人以上を雇用する民官公営の全事業所）より算出せるもの。

2)　1954年より事業所統計調査の結果を考慮して改訂された新雇用指数を掲載してある。

3)　「毎月勤労統計調査結果表」による。

入職経路内訳別入職者数（10人以上計）

前職経歴					入職経路			
業者	既就業者				安定所経由	学校紹介	縁故	その他
その他	農林業からの転職者	鉱工建設業からの転職者	その他の産業からの転職者	（内有経験者）				
334,142 (16.4)	189,803 (9.3)	302,125 (14.8)	664,156 (32.6)	529,174 (26.0)	380.348 (18.7)	190,717 (9.4)	911,203 (44.7)	555,324 (27.2)
7,965 (9.0)	12,857 (14.6)	38,345 (54.8)	13,669 (15.5)	45,864 (52.0)	12,521 (14.2)	1,525 (1.7)	54,481 (61.8)	19,695 (22.3)
14,421 (8.9)	35,269 (21.8)	61,261 (37.9)	38,727 (23.9)	57,578 (35.6)	34,431 (21.3)	3,708 (2.3)	59,311 (36.6)	64.369 (39.8)
171,547 (15.4)	90,954 (8.2)	212,695 (19.1)	325,914 (29.3)	297,667 (26.8)	283,711 (25.5)	95,260 (8.6)	477,280 (42.9)	256,022 (23.0)
60,061 (21.7)	10,794 (3.9)	11,440 (4.1)	94,237 (34.1)	44,411 (16.1)	33,574 (12.2)	41,070 (14.9)	115.168 (41.6)	86,463 (31.3)
13,822 (15.7)	6,087 (6.9)	4,031 (4.6)	31,882 (36.2)	8,289 (9.4)	5,324 (6.0)	22,034 (25.0)	33,339 (37.9)	27,413 (31.1)
404 (17.0)	88 (3.7)	147 (6.2)	1,231 (51.7)	502 (21.1)	180 (7.6)	108 (4.5)	1,176 (49.4)	916 (38.5)
47,461 (15.8)	63,144 (21.0)	16,199 (5.4)	113,650 (37.8)	78,749 (26.2)	29,705 (9.9)	16,457 (5.5)	160,689 (53.4)	93,766 (31.2)
32,882 (19.4)	5,879 (3.5)	9,268 (5.5)	83,573 (49.2)	53,692 (31.6)	15,333 (9.0)	14,263 (8.4)	69,070 (40.7)	71,049 (41.9)

五四年七月より五五年六月末日までの一ヵ年間について調査してある。なお、入職者、離職者の規定は次のごとくである。

入職者―調査期間中に新たに雇用契約を結んで入職した者で、再雇用を含み、同一企業内の他事業所からの転勤者や休職からの復職者を含まない。

離職者―調査期間中に雇用契約がなくなって離職した者で、一時解雇者を含み、同一企業内の他事業所への転勤者や休職者を含まない。

雇用指数　まず「常用労働者雇用指数」（一九五一年＝一〇〇）によって、五六年中における雇用の推移をみると（第41表）、全産業平均は一一三・三と前年に比べて三・三％の増加である。産業部門別には、前年に

第43表　規模別入職経路

規模別	計	入職経路			
		安定所経由	学校紹介	縁故	その他
500人以上	247,204 (100.0)	78,875 (31.9)	26,045 (10.5)	93,757 (37.9)	48,527 (19.7)
100～499	479,393 (100.0)	107,858 (22.5)	44,979 (9.4)	226,069 (47.1)	100,488 (21.0)
30～99	579,952 (100.0)	101,321 (17.5)	59,211 (10.2)	245,950 (42.4)	173,470 (29.9)
10～29	731,043 (100.0)	92,294 (12.6)	60,482 (8.3)	345,428 (47.3)	232,839 (31.8)
5～9	265,427 (100.0)	26,877 (10.1)	17,424 (6.6)	139,651 (52.4)	82,075 (30.9)

第42表　産業および年齢，前職経歴，

産業	計	年齢					未就
		19歳以下	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50歳以上	新規学卒者
調査産業総数	2,037,592 (100.0)	693,761 (34.0)	807,125 (39.6)	295,095 (14.5)	156,259 (7.7)	85,352 (4.2)	547,366 (26.9)
鉱業	88,222 (100.0)	11,212 (12.7)	37,765 (42.8)	21,816 (24.7)	11,852 (13.5)	5,577 (6.3)	5,386 (6.1)
建設業	161,819 (100.0)	15,531 (9.6)	71,573 (44.2)	41,316 (25.5)	21,803 (13.5)	11,596 (7.2)	12,141 (7.5)
製造業	1,112,273 (100.0)	422,865 (38.1)	412,103 (37.1)	153,030 (13.8)	81,650 (7.3)	42,625 (3.8)	311,163 (28.0)
卸売および小売業	276,275 (100.0)	118,134 (42.8)	105,988 (38.4)	28,544 (10.3)	14,695 (5.3)	8,904 (3.2)	99,743 (36.1)
金融および保険業	88,110 (100.0)	24,815 (28.2)	26,781 (30.4)	16,352 (18.5)	12,327 (14.0)	7,835 (8.9)	32,288 (36.6)
不動産業	2,380 (100.0)	484 (20.3)	985 (41.4)	457 (19.2)	293 (12.3)	161 (6.8)	510 (21.4)
運輸通信およびその他の公益事業	300,617 (100.0)	71,921 (23.9)	142,586 (47.4)	49,889 (16.6)	23,724 (7.9)	12,497 (4.2)	60,163 (20.0)
サービス業	169,715 (100.0)	44,330 (26.1)	80,917 (47.7)	24,997 (14.7)	11,718 (6.9)	7,753 (4.6)	38,113 (22.4)

引き続いて鉱業で減少しているほかは一様に増加を示し、ことに卸売および小売業七・二%、製造業四・六%の増加が目立っている。金融および保険業、運輸通信その他の公益事業でもそれぞれ二・〇%、一・一%を増加している。

製造業内の各業種についてみると、そのうち電気機械器具と精密機械で一二・四%と最高の増加率を示し、次いで、その他一二・三%、家具および装備品九・八%、ゴム製品八・九%、衣服および身回品八・三%、機械七・四%、輸送用機械六・六%、金属製品五・五%を増加した。一方、減少を示したのは食料品二・九%、煙草一・八%の二部門のみである。

労働移動　「地域別等就業調査結果報告」によって雇用の概況をみると、五五年七月における調査産業総数一〇人以上事業所の推計全常用労働者数(「常用労働者」と通常臨時工あるいは臨時雇と呼ばれている「臨時労働者」を含む)は九四三万人であり、そのうち六七五万人(七二%)が男子、六二八万人(二八%)が女子労働者である。常用および臨時別では、前者が八七九万人(九三%)、後者が六四万人(七%)である。また、臨時労働者五三万人(ただし三〇人以上事業所)について、それがいかなる雇用契約によって雇用されているかをみると、そのうち二八万人(五三%)は〃二ヵ月をこえる契約期間〃すなわち労働基準法においておおむね解雇予告を必要とされるものであり、契約期間が〃一ヵ月以上二ヵ月以内〃の者が一三万人(二五%)、日雇契約または一ヵ月未満の契約であるが、失業保険(一般)の被保険者資格をもつとみられるものがそれぞれ五万八千人(一一%)、二万六千人(七%)となっている。

なお、五五年中における日雇労働者の延数は一一五〇万人でこのうち過半の六六四万人(五八%)が建設業であり、製造業

離職理由内訳別離職者数（10人以上計）

続年数					離職理由			
9ヵ月以上1年未満	1年以上2年未満	2年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上	事業所の都合による解雇	本人の責による解雇	本人の都合による解雇	死亡その他
163,815 (8.9)	291,913 (15.8)	328,385 (17.8)	162,647 (8.8)	59,096 (3.2)	587,551 (31.9)	52,111 (2.8)	1,089,140 (59.1)	114,482 (6.2)
11,180 (9.7)	14,493 (12.6)	21,199 (18.5)	15,368 (13.4)	6,348 (6.0)	41,174 (38.5)	2,179 (1.9)	60,762 (53.0)	7,611 (6.6)
11,899 (9.3)	12,729 (10.0)	9,669 (7.6)	3,126 (2.5)	812 (0.6)	71,622 (56.1)	1,875 (1.5)	52,044 (40.8)	2,017 (1.6)
96,366 (9.3)	177,376 (17.2)	197,101 (19.1)	94,919 (9.2)	27,161 (2.6)	340,668 (33.0)	23,742 (2.3)	619,164 (59.9)	49,328 (4.8)
23,440 (10.5)	44,081 (19.9)	47,223 (21.3)	16,230 (7.3)	3,534 (1.6)	50,399 (22.7)	10,710 (4.8)	152,812 (68.9)	7,851 (3.6)
4,305 (7.1)	9,454 (15.6)	13,199 (12.8)	9,866 (16.3)	4,181 (6.9)	9,496 (15.7)	3,142 (5.2)	42,568 (70.2)	5,426 (8,9)
186 (8.7)	477 (22.2)	410 (19.1)	109 (5.1)	80 (3.7)	570 (26.5)	120 (5.6)	1,325 (61.7)	134 (6.2)
12,842 (4.7)	22,504 (8.3)	24,036 (8.8)	16,384 (6.0)	15,423 (5.7)	117,123 (43.0)	6,328 (2.3)	109,224 (40.1)	39,685 (14.6)
15,496 (11.2)	23,528 (17.0)	25,217 (18.2)	9,771 (7.0)	1,869 (1.3)	15,121 (18.1)	5,890 (4.2)	103,285 (74.5)	4,447 (3.2)

が二四二万人(二二%)、運輸通信およびその他の公益事業が一五二万人（一三%）である。

入職状況　五四年七月から五五年六月に至る一ヵ年間の調査産業総数一〇人以上事業所の入職者数は、二〇四万人であり、男は一二四万人(六一%)、女は八〇万人（三九%）である。また常用・臨時別にみると前者は一四九万人(七三%)、後者は五五万人（二七%）となる。これらを入職経路、前職経歴、年齢別にみると第42表のとおりである。

第44表

産業別性別ならびに常用・臨時別入職率（10人以上規模計）

産業	全常用 計	全常用 男	全常用 女	常用	臨時
調査産業計	23.4	20.2	31.4	18.0	133.0
鉱業	20.6	19.7	29.8	17.0	90.8
建設業	23.5	23.4	23.9	12.9	45.6
製造業	24.8	20.1	34.0	19.1	115.0
卸売および小売業	25.6	23.1	30.9	23.7	111.0
金融および保険業	17.0	15.4	19.9	15.6	108.0
不動産業	20.0	17.4	25.6	17.9	59.5
運輸通信およびその他の公益事業	19.2	19.2	18.9	8.7	244.0
サービス業	28.8	23.2	34.4	26.8	71.0

〔備考〕 1)　入職率は1954年7月～1950年6月の一ヵ年間における入職者数を1950年7月の規模区分により，その労働者数にて除したものである。離職率も同様である。

2)　労働異動における調査産業総数は建設業と「卸売業」および「サービス業」の中の「カフェー，バー，キャバレーダンスホールおよびこれに類する事業所」を含まない。

第45表　産業および年齢，勤続年数，

産業	計	年齢					勤	
		19歳以下	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50歳以上	6カ月未満	6カ月以上9カ月未満
調査産業総数	1,843,284 (100.0)	379,074 (20.6)	864,787 (46.9)	298,497 (16.2)	167,334 (9.1)	133,592 (7.2)	641,125 (34.8)	196,303 (10.7)
鉱業	114,726 (100.0)	7,556 (6.6)	47,762 (41.6)	28,805 (25.1)	17,776 (15.5)	12,827 (11.2)	32,797 (28.6)	12,841 (11.2)
建設業	127,558 (100.0)	9,457 (7.4)	58,270 (45.7)	32,997 (25.9)	17,285 (13.5)	9,549 (7.5)	69,154 (54.2)	20,169 (15.8)
製造業	1,032,902 (100.0)	246,709 (23.9)	471,640 (45.7)	158,991 (15.4)	90,092 (8.7)	65,470 (6.3)	321,136 (31.1)	118,843 (11.5)
卸売および小売業	221,772 (100.0)	58,369 (26.3)	110,131 (49.7)	27,242 (12.3)	14,587 (6.6)	11,443 (5.1)	63,370 (28.6)	23,894 (10.8)
金融および保険業	60,632 (100.0)	2,875 (4.7)	26,837 (44.3)	12,310 (20.3)	8,902 (14.7)	9,708 (16.0)	13,126 (21.6)	6,501 (10.7)
不動産業	2,149 (100.0)	208 (9.7)	1,041 (48.4)	399 (18.6)	247 (11.5)	254 (11.8)	586 (27.2)	301 (10.0)
運輸通信およびその他の公益事業	272,360 (100.0)	42,193 (15.5)	130,480 (47.9)	48,243 (17.7)	26,100 (9.6)	25,344 (9.3)	165,409 (60.7)	15,762 (5.8)
サービス業	138,743 (100.0)	21,164 (15.3)	76,896 (55.4)	22,507 (16.2)	9,630 (6.9)	8,546 (6.2)	44,701 (32.2)	18,161 (13.1)

入職経路　公共職業安定所（PESO）経由が一九%、学校紹介九%、縁故入職四五%、その他二七%であり、産業別のPESO経由率は製造業の二六%に対し、流通部門はいずれも一〇%前後の低率である。規模別にこれをみると(第43表)、五〇〇人以上規模の三二%に対し、一〇〇—四九九人が二三%、三〇—九九人および一〇—二九人規模がそれぞれ一八%および一三%であり、五—九人規模は一〇%と逐次低下している。

前職経歴　入職者のうち四三%が未就業者であり、このうち二七%は新規学卒者である。また、五七%を占める既就業者の内訳は前職が農林水産業であった者が九%、鉱業、建設業および製造業部門に属していたものが一五%、流通産業部門が三三%であって、これらのうち二六%すなわち、既就業者の約半数が新しく就いた職業についての有経験者である。

第46表

産業別性別ならびに常用・臨時別離職率（10人以上規模計）

産業	全常用			常用	臨時
	計	男	女		
調査産業総数	21.3	18.8	28.2	16.6	113.0
鉱業	26.8	26.0	35.0	24.0	82.4
建設業	18.5	18.1	22.0	9.7	36.8
製造業	23.0	18.4	32.1	18.4	96.5
卸売および小売業	20.6	18.0	26.1	19.0	86.4
金融および保険業	11.7	10.1	14.7	10.6	83.1
不動産業	18.0	15.3	23.9	16.1	54.4
運輸通信およびその他の公益事業	17.4	17.7	15.1	7.8	223.0
サービス業	23.6	19.7	27.4	21.8	58.4

第47表　一般労働職業紹介状況

年	月	新規求職申込件数	月間有効求職者数 A	新規求人数	月間有効求人数 B	紹介件数 C	就職件数 D	採用率 D/C	充足率 D/B	就職率 D/A
1951年平均		345,448	913,810	176,309	293,758	232,497	135,415	58.2	46.1	14.3
52年	〃	348,569	1,002,630	182,540	307,764	238,012	135,641	57.0	44.1	18.5
53年	〃	332,223	992,475	197,605	348,809	250,825	142,560	56.8	40.9	14.4
54年	〃	375,731	1,165,607	196,280	347,543	259,060	146,195	56.4	42.1	12.5
55年	〃	390,476	1,282,995	206,420	352,631	291,817	158,444	54.1	44.9	12.3
56年	〃	405,826	1,198,727	259,393	454,297	351,109	188,052	71.2	41.4	15.7
1956年	1月	842,378	1,571,256	521,806	614,288	610,092	228,594	37.5	37.2	14.5
	2月	371,548	1,512,668	279,736	635,110	456,834	264,782	58.0	41.7	17.5
	3月	390,243	1,370,817	254,867	571,431	392,518	238,796	60.8	41.8	17.4
	4月	392,208	1,267,251	242,150	486,920	335,332	186,786	55.7	38.4	14.7
	5月	387,492	1,209,142	219,543	431,441	312,036	170,291	54.6	39.3	14.1
	6月	381,320	1,158,461	233,956	398,757	325,399	183,271	56.3	46.0	15.8
	7月	395,791	1,137,291	243,494	381,185	321,257	172,552	53.7	45.3	15.2
	8月	358,565	1,100,074	241,472	383,639	304,650	159,675	52.4	41.6	14.5
	9月	348,466	1,062,470	248,433	415,726	309,027	162,040	52.4	39.0	15.3
	10月	358,998	1,050,896	252,241	440,857	323,840	173,211	53.5	39.3	16.5
	11月	329,261	995,938	209,688	402,443	295,053	164,851	55.9	41.0	16.6
	12月	313,641	948,454	165,329	289,769	227,276	151,774	66.8	52.4	16.0

〔備考〕 1) 一般とは常用労働（雇用期間の定めなきとき，または4ヵ月ないし4ヵ月の雇用期限ある仕事）を併せいう。
2) 「公共職業安定所事業状況報告」による。

年齢　入職者の年齢構成は二〇—二九歳層の四%を中核として、一九歳以下の三四%がこれに次ぎ、三〇—三九歳が一五%、四〇—四九歳および五〇歳以上がそれぞれ八%、四%という結果であって規模別にはおおむね小規模事業所ほど、相対的に高年齢層の比重が高い。次に、これらの入職者と在籍労働者数との関係すなわち入職率という点からみると二三・四%（月平均二・〇%）となり、男子は二〇・二%、女子は三一・四%である。なおこれを常用のみでみると一八%（月平均一・五%）となる（第44表）。

離職状況　一方、離職者数は一八四万人でこのうち男子は一一二万人（六一%）、女子は七二万人（三九%）で、これを常用・臨時別にみると、前者が一三七万人（七四%）、後者が四七万人（二六%）となる。勤続年数、離職理由、年齢別の構成についてみると第45・46表のごとくである。

第48表　日雇労働職業紹介状況

年月	求職総延数	月間有効求職者数	新規求人数（延数）	紹介件数（延数）	就職件数（延数）	就職実人員	失業対策事業就労実人員	月間不就労者延数
1951年平均	7,283,421	884,273	5,929,034	5,901,175	5,806,514	339,008	237,126	1,382,246
52年〃	6,981,638	351,120	5,654,213	5,635,277	5,519,555	315,155	235,376	1,346,366
53年〃	6,927,656	344,149	5,930,604	5,915,600	5,783,590	314,963	232,011	1,012,055
54年〃	7,519,732	371,558	6,435,551	6,410,322	6,223,833	337,367	250,974	1,111,193
55年〃	9,099,258	440,555	7,616,199	7,606,780	7,349,631	400,333	290,365	1,492,478
56年〃	9,919,850	474,178	8,557,216	8,548,313	8,216,270	435,128	311,066	1,371,536
1956年 1月	9,746,759	502,593	8,207,363	8,197,795	7,876,635	450,596	338,364	1,548,964
2月	10,178,603	507,064	8,816,773	8,819,813	8,512,237	463,101	331,302	1,358,790
3月	10,850,234	487,610	9,645,593	9,632,191	9,281,624	456,555	333,268	1,218,043
4月	9,451,540	471,205	7,857,020	7,849,688	7,591,919	422,842	313,625	1,601,852
5月	9,698,151	463,228	7,957,731	7,946,490	7,648,687	417,843	309,755	1,751,661
6月	9,479,000	456,877	7,954,619	7,936,594	7,632,053	416,651	303,384	1,542,406
7月	9,841,648	461,609	8,448,941	8,441,587	8,099,590	421,575	305,856	1,400,061
8月	10,014,882	462,492	8,742,520	8,729,274	8,414,170	427,528	301,048	1,285,608
9月	9,536,150	456,988	8,101,884	8,094,513	7,731,957	423,975	293,278	1,441,637
10月	10,047,734	457,240	8,619,299	8,598,497	8,203,704	425,990	290,163	1,449,237
11月	9,537,736	461,029	8,406,917	8,389,799	7,999,007	427,993	290,371	1,147,937
12月	10,655,758	502,196	9,927,928	9,943,520	9,603,661	466,886	322,381	712,238

〔備考〕 1)　日雇とは日々改めて紹介され，あるいは1ヵ月未満の雇用期限を定めて紹介されて仕事をいう。
2)　「公共職業安定所事業状況報告」による。

勤続年数　離職の過半を占める五四％は、勤続一ヵ年未満のもので、このうち六ヵ月未満のものが三五％、一―二年および二―五年勤続のものはそれぞれ一六―一八％であり、五―一〇年のもの九％、一〇年以上のものは三％を占めている。これを常用のみでみると一年未満のものが四二％で、このうち六ヵ月未満のものは二二％になり　臨時ではその七三％が六ヵ月未満の者であるが、一年以上勤続のものも一〇％を占める。

離職理由・離職理由は勤続年数や年齢と異なり、その客観的区別がかなりむずかしいが調査産業総数の結果では〝事業所の都合による解雇〟が三二％、〝本人の都合による退職〟が五九％となっている。

年齢　年齢別にみると、二〇―二九歳層で四七％を占め、一九歳

以下の二一％、三〇―三九歳の一六％がこれに次ぎ、四〇―四九歳および五〇歳以上ではそれぞれ九％、七％となっている。また、離職率をみると二一・三％（月平均一・八％）で、常用のをみると一六・六％（月平均一・四％）となる。

一般職業紹介　一九五六年の職業紹介状況を労働省職業安定局の業務報告（第47表）によってみると、公共職業安定所における新規一般申込件数は月平均で四〇万五八二六件、五五年に比べて一万五三五〇件（三・八％）を増加したが、就職状況が比較的よかったため、月間有効求職数はかえって八万四二六九件（七・〇％）を減少して一一九万八七二七件であった。一方、月間有効求人は五五年六月以来増加の傾向を示して、五六年月平均で四五万七九一九件、前年に比べて一〇万五二八八（二三・〇％）も増加した。したがって、有効求人の有効求職に対する比率は、前年の二七・五％から三八・二％へ、就職率も一二・九％から一五・三％へと高まって、労働市場はしばらくぶりに好転を示した。

日雇職業紹介　五六年中の公共職業安定所登録日雇労働者数は、月平均で三万三六二二人（六・七％）を前年より増加して四七万四一七七人となり、年初と年末では五〇万台を越えた（二月五〇万七〇六四人）。失業対策事業適格者も月平均で二万六二一五人（七・九％）増で三三万一五四五人、それは全日雇登録者の七〇％を占める。

就労状況についてみると、五五年に比べて月平均延数で八六万六六三九（一〇・六％）を増加して八二一万六二七〇となった。このうち、失業対策事業への就労は全体の六六・七％に当る五四七万七八六四であるが、これに月平均二八万五二七六の臨時就労対策事業を加えると、五五年より六二万九八一一（一二・三％）の増加で、全日雇就労延数の七〇・二％を失業対策事業で占めていたことになる。民間事業への就労月平均一七二万四二五一も前年より三七万一〇八四（二一・四％）の増加である。かくして日雇のあぶれは逆に前年より月平均で一二万〇九四二（九・二％）を減少し一三七万一五三六すなわち一日平均五万二七五人となった（第48表）。

第三章　新規学校卒業者の就職状況

中、高校卒業者　一九五六年春の中学、高校卒業者の就職状況を労働省職業安定局の資料によってみると次のとおりである。

五六年三月の中学校、高等学校の卒業者はそれぞれ一八五万六千人、七二万九千人と推定され、そのうち就職を希望するものは五五年一〇月末の進路見込調査によると中学校五二万七千、高等学校三六万九千、合わせて八九万六千の多きに達していた。そして、縁故就職希望者を除いて、五六年六月末までに公共職業安定所ならびに職業安定法第二五条の三の学校において取り扱った求人、求職、就職等の状況は第49表のとおりである。中学校の場合は公共職業安定所の取扱が多く、求職においては四・三倍である。高等学校については学校の取扱が多く、求職、就職はもとより求人ですら一・六倍に及んでいる。

その状況を前年度に対比すると、新規求職申込件数においては中学校三三％、高等学校四二％、新規求人数は二〇％、三五％、就職件数は二八％、二九％のそれぞれ増加である。

産業別就職状況　中学校における公共職業安定所ならびに職業安定法第二五条の学校において受理した求人、求職の状況を第50表によって産業別にみると、求人総数五〇万九千、就職者数三六万七千人のうち製造業、卸売業、サービス業の三産業で求人総数の九五・九％、就職総数の九五・八％を占めている。次に前年度との増減をみると

第49表　1955年度新規学校卒業者職業紹介状況（最終結果）（1955. 6.30）

区分	中学校 計	中学校 男	中学校 女	高等学校 計	高等学校 男	高等学校 女
新規求職申込件数累計a	517,372	258,668	258,704	296,423	145,691	150,732
求職者実数（c＋g＋h）b	396,024	200,797	195,227	157,396	83,137	74,259
繰越紹介対象求職者数c	2,735	1,209	1,526	11,800	5,514	6,286
新規求人数累計d	510,650	269,072	241,578	205,112	118,576	86,536
求人率 d/a	98.7%	104.0%	93.4%	69.2%	81.4%	57.4%
他府県安定所へ連絡した求人数累計 e	92,497	36,555	55,942	6,743	5,592	1,151
他府県安定所から連絡された求人数累計 f	93,222	37,578	55,644	6,432	7,260	2,172
就職件数累計 g	375,461	184,931	190,530	142,815	76,448	66,367
就職率 g/h	94.8%	92.1%	97.5%	90.7%	92.0%	89.4%
補導所入所数累計 h	17,828	14,657	3,171	2,781	1,175	1,606

〔備考〕 労働省職業安定局調査による。

第50表　中学校・高等学校卒業者の主要産業別求人就職状況

産業別		求人 求人数	求人 全数に対する%	求人 対前年度増加率	就職 就職者数	就職 全数に対する%	就職 対前年度増加率	充足率
中学校	製造業	338,071	66.3	21.2	251,286	68.3	30.9	74.3
	卸売および小売業	100,605	19.7	16.2	64,279	17.5	17.5	63.9
	サービス業	50,424	9.9	16.8	36,645	10.0	16.6	72.7
	建設業	9,522	1.9	17.3	6,599	1.8	17.8	69.3
	運輸通信およびその他の公益事業	6,477	1.3	4.7	5,010	1.4	14.6	77.4
高等学校	製造業	73,608	35.7	47.8	50,924	35.6	48.3	69.1
	卸売および小売業	69,034	33.5	50.2	48,458	33.8	45.8	70.1
	サービス業	14,700	7.1	22.1	10,815	7.6	19.0	73.5
	運輸通信およびその他の公益事業	15,486	7.5	12.5	10,302	7.2	18.3	66.5
	金融および保険業	18,727	9.1	9.3	11,291	7.9	4.7	60.2

林業および狩猟業と公務がわずかに減少しているだけで、その他の産業はいずれも相当の増加を示し、ことに紡織業、電気機械器具製造業、精密機械器具製造業その他の製造業および卸売・小売業等の増加が著しい。高等学校における公共職業安定所および法第二五条の三の学校で取り扱った求人総数二〇万六千、就職者数一四万三千の主要産業別求人、就職状況は第50表のごとく、ここでも製造業で最高の求人を有し、次に、卸売・小売でこの両産業のみで全産業の七割近くを占めている。また、金融および保険業、運輸通信およびその他の公益事業で求人がそれぞれ九・一%、七・五%、就職においてそれぞれ七・九%、七・二%と比較的高い比率を占めていることは中学校の場合に比べてはなはだしく異なる。各産業の前年度との比較においては卸売・小売業の五〇・二%を最高に

第51表　中学校・高等学校卒業者の職業分類別，求人，求職，就職状況

職業分類		求人 求人数	求人 全数に対する%	求職者数	就職者数	就職率	充足率
中学校	自由専門的および管理的職業	8,237	1.8	11,212	6,555	58.5%	79.6%
	書記的および販売的職業	79,798	17.6	77,656	49,938	64.3	62.6
	奉仕的職業	21,532	4.8	20,096	14,866	74.0	69.0
	農業漁業林業および類似職業	1,424	0.3	1,573	1,346	85.6	94.5
	技能，半技能，単純技能職業	341,351	75.5	305,164	248,997	81.6	72.9
高等学校	自由専門的および管理的職業	3,839	4.9	5,672	2,167	38.2	56.4
	書記的および販売的職業	51,152	65.5	85,057	33,547	39.4	65.5
	奉仕的職業	2,836	3.6	1,625	1,255	77.2	44.2
	農業漁業林業および類似職業	182	0.3	221	113	51.1	62.1
	技能，半技能，単純技能職業	20,086	25.7	19,260	12,030	62.4	59.8

第52表　卒業後の状況

学校種別		卒業者	進学者	就職者	就職しつつ進学している者	無業者	死亡者	不詳
中学校	1953年度	1,531,488	715,833	549,812	63,430	183,343	281	18,789
	1954年度	1,663,184	792,601	633,576	64,431	148,387	225	23,964
	1955年度	1,871,682	896,727	732,918	64,279	152,373	259	25,126
高等学校	1953年度	680,191	123,731	319,253	10,375	194,136	121	32,575
	1954年度	715,916	123,258	332,261	8,268	209,778	161	42,190
	1955年度	755,847	147,262	381,460	8,989	176,659	175	41,302
短期大学	1953年度	23,903	2,161	13,257	1,189	5,330	9	1,957
	1954年度	28,407	2,672	14,448	739	7,744	4	2,800
	1955年度	31,117	2,817	15,122	1,154	9,203	17	2,804
大学	1953年度	81,887	5,318	65,308	476	3,468	21	7,260
	1954年度	94,735	6,346	69,841	174	6,970	27	9,766
	1955年度	107,867	6,151	78,468	512	9,897	13	9,963
大学院	1954年度	2,310	846	897	26	108	—	433
	1955年度	2,702	1,042	1,194	35	163	1	267
旧制大学		26	—	26	—	—	—	—
旧制専門学校		89	—	62	—	25	—	2
旧制大学予科		443	443	—	—	—	—	—
旧制商船学校		96	—	95	—	1	—	—

〔備考〕 1)　「文部統計速報」による。
2)　大学卒業者には別にインターン 2,863（1950年度）がある。

第53表　学校種別卒業者のうち就業者の産業別就職者数（1955年度）

学校種別		総数	農業	林業および狩猟業	漁業および水産養殖業	鉱業	建設業	製造業	卸売および小売業	金融および保険業	不動産業	運輸通信およびその他の公益事業	サービス業	公務	その他
中学校	総数	797,197	193,264	3,508	14,853	2,728	10,697	344,910	99,515	1,464	199	10,251	77,071	2,388	36,349
	男	418,472	101,325	2,997	11,955	2,487	10,310	186,741	59,230	413	75	6,223	18,826	882	17,008
	女	378,725	91,939	511	2,898	241	387	158,169	40,285	1,051	124	4,028	58,245	1,506	19,341
高等学校	総数	390,449	58,334	1,382	2,322	3,982	11,043	109,367	91,679	20,196	753	24,280	23,644	23,883	19,584
	男	249,162	43,203	1,153	1,935	3,436	9,658	80,772	50,406	8,967	312	15,081	9,321	14,700	10,218
	女	141,287	15,131	229	387	546	1,385	28,595	41,273	11,229	441	9,199	14,323	9,183	9,366
短期大学	総数	16,276		34	18	90	389	3,108	1,457	741	19	1,017	5,902	2,331	945
	男	8,378		28	12	62	347	2,043	906	430	14	792	1,306	1,776	470
	女	7,898		6	6	28	42	1,065	551	311	5	225	4,596	555	475
大学	総数	78,980	395	123	175	748	2,056	21,299	9,076	6,761	123	4,859	24,560	5,690	3,115
	男	70,168	390	122	172	737	2,037	20,609	8,772	6,642	121	4,681	17,574	5,475	2,836
	女	8,812	5	1	3	11	19	690	304	119	2	178	6,986	215	279

〔備考〕「文部省統計速報」による。

ほとんどの産業で増加しているのに対して、林業および狩猟業と金融業で減少している。

職業別就職状況　公共職業安定所で取り扱った中学校、高等学校の求人、求職、就職の状況を職業分類別にみると第51表のとおりである。

規模別就職状況　公共職業安定所取扱のものについて就職の状況を事業所の規模別にみると、中学校では従業者一〇〇人以上の事業所への就職が二六・二%、次に五人以上一四人以下の事業所二一・三%、四人以下の事業所二一・一%、一五人以下四九人以下の事業所二〇・六%、五〇人以上九九人以下の事業所一〇・八%の順になっており、女子の紡織業における大規模事業所への多数の就職を除けば、大部分が中小規模の事業所へ就職していることがうかがえる。これを産業でみれば、大規模事業所は紡織業、化学工業および電気機械器具製造業等で、小規模事業所は食料品製造業、衣服および身回品製造業、卸売業等である。高等学校では従業者一〇〇人以上の事業所への就職が二八・〇%で最も高く、次に一五人以上四九人以下二五・〇%、五人以上一四人以下二一・六%、五〇人以上九九人以下一五・三%、四人以下一〇・一%となっており、中学校に

比べて大規模事業所への就職率が高い。これを産業でみると、大規模事業所では紡織業、化学工業、機械および武器製造業、電気機械器具製造業等であり、小規模事業所では衣服および身回品製造業、木材および木製品製造業、その他の製造および修理業などである。

大学卒業者　大学（短大を含む）卒業者の就職状況について概観すると次のとおりである。

一九五一年三月の全卒業者は一四万六〇〇人、このうち教員養成学部と医学部の卒業者二万二千を除くと一一万八千で、その八六・五％にあたる一〇万二千が就職希望者であった。これら就職希望者のうち三月末日までに就職決定したものは六万七千、就職率は六五・六％となっている。その後三ヵ月をへた六月末日現在の就職決定者は、三月卒業の際すでに就職の決定していたものでその職を現在も続けているもの六万五千、卒業後六月末日までに就職を決定したもの一万八千、合わせて八万三千で、就職率は八一・三％となった。この就職者は実数において前年度より一万増加しているが、卒業者が一万二千、就職希望者で二万三千と大きく増加したので、就職率は前年同期よりむしろ一〇％下回っている。一方、同日現在の未就職者一万九千には卒業時から引き続き就職の機会をえられないものみならず、卒業時には就職が決定していてその後早くも転退職したもの三千を含み、これらのうち八千の未就職者は「生活に困っている」もので就職の機会を特に渇望していた。

就職決定者の動向について、卒業の際すでに就職の決定していた五万四千を対象として調査したところによると、六月末日現在その職を続けているもの九六・七％、卒業後六月末日までの間に転退職したもの三・三％である。さらにその職を続けているものの現職に対する感想では、満足しているもの四万三千、不満足のもの八千、一千五〇〇人以上が転退職を希望している。また、転退職したものの理由では、家庭の都合二四・五％、仕事が面白くないもの、職場の気分が不愉快であるものともに一二・四％、以下給料が不十分であるもの八・二％、解雇、病気、会社の解散その他の理由が三六・八％である。卒業後の就職者について就職地域別にその割合をみると京浜地区二九・五％、阪神地区一二・四％、その他五六・一％で、半数以上が地方中小都市へ就職し、事業所の規模別にみると、従業者五〇〇人以上二〇・六％、一〇〇―四九九人二一・二％、一〇〇人未満三七・六％と中小企業への就職が全体の約六割を占める。

専門学科別系統別の就業希望者と就職決定者の割合をみると、四年制大学では平均して就職希望者の六四・九％が就職決定をみているのに対し、短大のそれは三八・三％にすぎず、特に女子の場合が低率である。四年制大学では、機械、電気、応用化学、その他の工学、薬学などの就職率が高く、文学部系統が低い。短大でもほぼ同様で理工科の就職率が高い。

なお、一九五六年七月一日現在における五六年三月学卒者の状況を文部省編「文部統計速報」（八一号、五七年一月刊）によってみると第52・53表のとおりである。

第四章　失　業

第一節　概　況

わが国のような社会的諸事情のもとでは、失業者は国勢調査や労働力調査で定義する「完全失業者」に含まれないいわゆる不完全就業者ないしは潜在失業者として広範囲に存在する。そして「就業構

造基本調査」は全国民の就業状態を両調査の場合のように一週間という限定された期間によって調査するのでなく、平常の状態によって調査し、また、転職希望、追加就業希望といった主観的希望意識のほかに、就業時間、所得など客観的な事実の面からの就業状態の把握を試みるなど、わが国における潜在失業の状況を明らかにすることを目的として実施された。従来この意味の調査としては、労働力調査に付帯する臨時的な調査が約四千世帯、その常住者一四歳以上のものも一万五千人を対象としておこなわれていたが、その規模がきわめて小さかった。

就業構造基本調査　同調査は一九五六年七月一日現在で全国世帯数の約一〇〇分の一に当る約一九万世帯を選び、その世帯に常住するものを、平常の状態によって有業者と無業とに分ち左の諸事項について調査している。すなわち、まず各人の就業状態の決定にあたっては「あなたは何か収入になる仕事をしていますか」という質問によって平常仕事をしている就業者（臨時的な就業者はすべて除外する）とそうでないものを分ける。そしてこの就業者にはさらに「あなたは仕事をおもにしているのですか、それとも家事や通学のかたわらしているのですか」と質問して仕事をもっぱらしている就業者と内職やアルバイトなど片手間に仕事をしている就業者とを区別する。平常仕事をしていないものにはその理由を尋ね、それによって季節的な仕事であるため、七月一日現在仕事をしていないもの、病気や事業不振などの理由で仕事を休業、休職しているもの、失業しているものその他に分け、このうち季節的な理由で仕事をしていないもの、休業、休職中のものも一応有業者として取り扱う。調査事項次のとおり。

就業者　(1)平常のおもな仕事の産業、職業、従業上の地位、従業人員規模、従業の場所。(2)平常のおもな仕事に対する希望意識、㈠継続希望者、㈡追加就業者とその求職活動の有無、求職方法、㈢転職希望者と転職希望理由、求職活動の有無、求職方法。(3)平常おもな仕事の就業の仕方と就業時間。(4)平常おもな仕事からの月あたり収入または年間収益。(5)過去一年間の就業状況。(6)社会保険加入の有無とその種類。(7)平常おもな仕事以外の仕事の種類。

無業者　(1)就職希望の有無、㈠新就職希望の理由、㈡希望する仕事の本業、副業の別、㈢求職活動の有無、㈣求職方法。(2)過去一年間の就業状況。

そのほか世帯主に対して世帯一ヵ月あたり総収入および過去一ヵ年間における世帯の財産収入、社会保障給付金、生活保護金、仕送金その他の収入をも各種類別に調査する。

なお、調査の結果は全国男女別一四歳以上の人口との割合をもとに全人口の就業状態について推計してある。

そこで、本章第一節では総理府統計局編「昭和三一年、就業構造基本調査報告（速報）」（一九五七年六月刊）によって、平常の人口の就業状態、特に就業者中の転職希望者と追加就業希望者、また無業者中の就業希望者等について概観し、第二節ではその一形態と考えられる臨時・日雇労働者について特に観察する。

同速報によってみると平常の状態が就業者であって、転職を希望する者二一八万、追加就業を希望する者一一一万、また、無業者のうちでその理由として「失業しているから」と答えた者は七九万に止まるが、就職を希望している者は五七二万、以上合わせて約九〇〇万人が何らかの仕事を希望していることが明らかになった。

以下項目を分けてみると次のとおり。

就業・不就業状態別人口　一九五一年七月一日現在における全国一四歳以上人口は六二一三万人で、これを平常の就業・不就業状態

によってみると有業者が三九八六万で一四歳以上人口全体の六四・二%を占め、無業者は二二一二七万（三五・八%）となっている。男子ではその八一・三%が有業者となっているのに対し、女子では四八・三%が有業者であるにすぎない。有業者のうち実際に就業しているもの三九六三万、それを仕事が主なものと家事や通学のかたわら仕事をしているものすなわち仕事の従なものに分けると、前者三三八三万（八五・四%）後者五八〇万（一四・六%）となる。男女別にみると、男子では就業者の九八・二%（二三七〇万）が仕事のおもなものであるのに比べ、女子では、仕事のおもなものが六五・四%（一〇一三万人）で、仕事が従なものの割合が男子よりも高い。

第54表　就業・不就業状態別14歳以上人口（単位　1,000人）

就業・不就業状態	総数	男	女
総数	62,134	29,894	32,240
有業者	39,863	24,296	15,567
就業者	39,629	24,136	15,494
休業者	233	160	73
季節的休業者	38	17	21
非季節的休業者	195	143	52
無業者	22,272	5,598	16,673
失業している者	789	570	218
家事をしている者	11,420	158	11,262
通学している者	5,498	2,937	2,562
その他の者	4,564	1,933	2,631

〔備考〕 1)　本調査での就業状態の調べ方は，すべて平常の状態によっているので，調査期間中の事実によっている国勢調査や労働力調査の結果と比較する際には特にこの相違点に注意されたい。

2)　自衛隊の営舎内または自衛隊の使用する船舶内の居住者，監獄の在監者（刑事被告を除く）および少年院の在院者はこの調査の結果に含まれていない。

3)　総数欄の数字は，四捨五入の関係でその内訳の合計と必ずしも一致しない。また総数中には不詳の数が含まれている。

無業者二二二七万人のうち約半数一一四二万人は家事をしている者で、通学している者五五〇万人、家事通学以外の者四五六万となっているが、このほかに仕事をしていない理由として「失業しているから」と答えたものが七九万あって、その内訳は男子五七万、女子二二万となっている（第54表）。

有業者の構成　有業者のうち、一〇五四万（二六・四%）が自営業主、一一六二万（二九・二%）が家族従業者、一七七〇万（四四・四%）が雇用者であるが、農・非農別では、農林業の家族従業者五九・六%、自営業主三五・八%、雇用者四・五%となっているのに対し、非農林業の雇用者は七一・四%、自営業主二〇・一%、家族従業者八・五%である。自営業主の内訳をみると、雇用者のある業主と雇用者のない業主とでは、前者一に対し後者九の割合となる。家族従業者の八二・六%は農林業であり、雇用者の九五・七%を非農林業で占める。臨時・日雇の雇用者中に占める割合をみると、農林業の四三・〇%に対して、非農林業では九・五%となっているが、非農林業の中では建設業が特に高い比率を示し四二・五%となっている。特に女子の建設業雇用者ではその七一・九%が臨時・日雇によって占められている（第55表）。

従業の場所別にみると（第56表）、農林業ではその九五・五%が経営主の自宅で従業しているが、非農林業のうち自営業主ではその八七・二%（四一五万）が自宅で従業し、八・〇%（三八万）が行商人、露店商など従業の場所不定となっている。また、非農林業雇用者では一五〇七万（八九・

第55表　産業および従業上の地位別有業者　（単位　1,000人）

産業別＼従業上の地位別	総数	自営業主		家族従業者	雇用者			
		総数	うち雇有		総数	常雇	臨時	日雇
総数	39,863	10,536	1,079	11,623	17,703	15,744	960	999
農林業	16,095	5,769	138	9,599	726	415	67	245
非農林業	23,727	4,762	940	2,024	16,941	15,329	892	719
漁業水産養殖業	636	206	27	174	255	208	36	16
鉱業	602	18	8	5	580	524	34	22
建設業	1,871	436	76	87	1,349	776	132	441
製造業	7,039	814	249	442	5,783	5,312	346	125
卸売・小売業，金融保険不動産業	6,126	2,086	344	1,036	3,003	2,864	110	29
運輸通信，その他の公益事業	2,123	68	18	20	2,034	1,913	80	42
サービス業	4,262	1,134	218	259	2,869	2,709	121	38
公務	1,069	—	—	—	1,069	1,029	33	7
分類不能の産業	41	4	0	0	36	0	1	35

○%）が通勤、一一八万（七・○%）が住込となっているが自宅で従業している者も五七万（三・四%）ある。これは最近個人企業から会社組織に切りかえる中小事業所がかなり多いためと思われる。同じ非農林業雇用者を経営組織別にみると、個人に雇われている者三二五万（一九・二%）、会社が八九八万（五三・○%）、団体が一七○万（一○・一%）、官公三○○万（一七・七%）となっている。

就業時間別にみると、まず毎週就業時間が一定していない者一八五二万で有業者の四六・五%を占めるが、このうち大部分一六○五万は非農林従業者である。毎週の就業時間は一定していないが毎月の就業日数が一定している者一一九四万（二九・九%）、月によって就業日数が一定していない者九三七万（二三・五%）である。非農林業雇用者のうち、就業時間が毎週三五時間未満、毎月二○日未満、毎年二○○日未満の短時間就業者を合計すると七八万で、四・六%に当る。

第56表

従業上の地位，経営組織および従業の場所別有業者（単位　1,000人）

経営組織別＼従業の場所別	総数	自宅	通勤	住込	不定
総数	39,863	22,030	15,853	1,315	660
農林業	16,095	15,368	498	131	97
非農林業	23,727	6,662	15,352	1,184	528
自営業主	4,762	4,154	224	—	383
家族従業者	2,024	1,931	55	—	35
雇用者	16,941	574	15,073	1,184	110
個人	3,252	21	2,346	817	67
会社	8,983	478	8,175	320	10
団体	1,704	68	1,605	29	1
官公	2,997	—	—	—	—

有業者の所得

この調査では個人および世帯

第57表　所得階級別雇用者（単位　1,000人）

所得階級別	総数	男	女
総数	17,703	12,688	5,015
4,000円未満	1,479	545	935
4,000～8,000	4,663	2,217	2,446
8,000～12,000	3,556	2,550	1,005
12,000～16,000	3,016	2,636	381
16,000～20,000	1,431	1,327	104
20,000～24,000	1,414	1,344	70
24,000～28,000	760	732	28
28,000～32,000	516	502	13
32,000～36,000	285	280	6
36,000～40,000	108	107	1
40,000円以上	428	423	6
平均所得	13,000	15,400	6,900

と考えられる。以下ともかくこの調査の結果によって有業者の所得を雇用者と自営業主に分けてみると次のとおり。

1　雇用者の所得については　平常のおもな仕事からの給料、賃金、手間賃、役員手当、チップなど平均して貰っている一ヵ月当りの税込現金総額を調査してある。第57表によると、雇用者の一ヵ月当りの平均所得は一万三千円で、男子一万五四〇〇円に対し女子六九〇〇円は男子の半分に充たない。所得階級の累積分布をみると女子ではその九五・五％が一万六千円以下であって、低所得への偏りが大きい。年齢階級別に平均所得をみると一四―一九歳で五千円、二〇―三九歳で一万二三〇〇円、四〇―六四歳で一万八六〇〇円と年齢を加えるにつれて所得も増加しているが、六五歳では逆に一万四五〇〇円と幾分低下している。産業別の平均所得は第58表のとおの収入をも付帯的に調査しているが、その収入額の算定をもっぱら答申者の見積にゆだねているので所得あるいは産業の種類によってはある程度過小評価のものもあり。

第58表　雇用者の産業および従業員階級別平均所得　（単位　円）

産業	総数	1～9人	10～29人	30～99人	100～299人	300～499人	500人以上	官公その他	男	女
総数	13,000	8,300	11,000	12,400	13,400	14,200	17,500	15,300	15,400	6,900
農林業	6,800	4,800	8,700	9,200	11,800	13,900	17,700	10,000	8,300	3,700
非農林業	13,300	8,600	11,100	12,400	13,400	14,200	17,500	15,500	15,700	7,100
漁業水産養殖業	8,900	8,100	8,200	8,400	10,400	8,400	15,700	9,200	9,300	4,300
鉱業	15,500	7,800	9,300	11,500	12,000	13,600	17,400	14,500	16,400	6,000
建設業	10,400	8,800	10,900	11,500	13,500	14,900	15,900	7,900	11,100	5,200
製造業	12,800	8,600	10,300	11,700	12,600	13,300	17,300	14,600	15,700	6,200
卸売・小売業，金融保険不動産業	12,800	9,900	12,800	14,800	16,000	17,100	18,000	14,400	16,000	7,100
運輸通信，その他の公益事業	16,200	10,200	13,500	15,200	14,900	16,500	17,700	16,500	17,200	9,000
サービス業	12,800	6,600	10,700	13,800	15,200	14,500	18,500	16,600	16,800	8,000
公務	16,000	—	—	—	—	—	—	16,000	17,300	8,700
分類不能の産業	6,800	…	…	…	…	…	…	…	7,800	4,200

2　自営業主の所得については平常営んでいるおもな事業によって、一九五五年七月から五六年六月中までの一ヵ年間に得た現金収益（売上総額から事業に必要な経費を差引いたもの）を調査してある。その結果によると（第59表）

第59表　農・非農および所得階級別自営業主

（単位　1,000人）

所得階級	総数	農林業	非農林業
総数	10,536	5,769	4,762
4万円未満	1,096	689	406
4万円～ 8万円	1,939	1,134	803
8万円～ 12万円	1,598	960	637
12万円～ 16万円	1,706	989	717
16万円～ 20万円	1,162	638	524
20万円～ 24万円	742	437	305
24万円～ 28万円	749	355	393
28万円～ 32万円	469	218	251
32万円～ 40万円	447	175	272
40万円～ 50万円	281	91	189
50万円～ 100万円	265	52	214
100万円以上	44	1	42
平均所得	万円 16,2	万円 13,7	万円 19,2

自営業主の年間平均所得は一六万二千円で、男子一八万二千円、女子九万二千円である。産業別には、農林業が一三万七千円、非農林業が一二万二千円で、非農林業の中では製造業の二万四千円が最も高く、卸売小売業および金融保険不動産業と運輸その他の公益事業がともに二〇万二千円で、以下サービス業一八万二千円、鉱業、建設業がともに一六万六千円、最低が漁業および水産養殖業の一五万七千円の順となっている。

有業者の転職希望、追加就業希望および休止希望　有業者を継続希望者（現在の仕事を今後も継続したいもの）、転職希望者（ほかの仕事に変りたいもの）、追加就業希望者（何か別の仕事を追加したいもの）および休止希望者（仕事をすっかりやめたいもの）に分けてみると（第60表）、有業者三九八六万中転職希望者は二一八万（五・五%）、追加就業希望者一一二万（二・八%）、休止希望者三五万（〇・九%）となっている。男女別にみると、男子二四三〇万のうち一四二万（五・八%）が転職、七五万（三・一%）が追加就業、一一万（〇・五%）が休止を希望しているのに対し、女子では一五五七万中追加就業三六万（二・三%）、休止希望二四万（一・五%）となって、転職追加就業希望の割合が低い反面、休止希望者が実数割合ともに男子を上回っている。

第60表

就業・不就業状態および希望意識別　14歳以上人口　（単位　1,000人）

就業・不就業状態 希望意識	総数		男		女	
	総数	うち求職者	総数	うち求職者	総数	うち求職者
総数	62,134	—	29,894	—	32,240	—
有業者	39,863	—	24,296	—	15,567	—
継続希望者	36,125	—	22,011	—	14,204	—
転職希望者	2,178	1,053	1,419	759	759	294
追加就業希望者	1,108	490	748	360	360	130
休止希望者	352	—	113	—	240	—
無業者	22,272	—	5,598	—	16,673	—
就業希望者	5,715	2,870	1,591	1,006	4,124	1,865
就業非希望者	16,544	—	4,002	—	12,542	—

また、転職と追加就業の希望者で求職活動をしているものは転職希望者で一〇五万（四八・三%）、追加就業希望者では四九万（四四・二%）いて、男女別では女子に比べて男子の求職率の

第61表　農・非農，従業上の地位別転職，追加就業，休止希望者（単位　1,000人）

農・非農，従業上の地位	転職希望者	追加就業希望者	休止希望者
総数	2,178	1,108	352
自営業主	348	374	104
家族従業員	469	267	94
雇用者	1,361	467	154
農林業	523	418	126
自営業主	63	170	47
家族従業者	353	208	70
雇用者	107	40	9
非農林業	1,635	688	226
自営業主	284	204	57
家族従業者	116	59	24
雇用者	1,235	426	145

第62表　産業別転職，追加就業，休止希望者（単位　1,000人）

産業	転職希望者	追加就業希望者	休止希望者
総数	2,178	1,108	352
農林業	523	418	126
非農林業	1,635	688	226
漁業水産養殖業	57	22	6
鉱業	53	11	3
建設業	285	61	14
製造業	459	210	63
卸売・小売業，金融保険不動産業	399	200	69
運輸通信，その他の公益事業	102	37	8
サービス業	252	133	57
公務	29	14	5
分類不能の産業	20	2	1

方が高い。

転職希望者二一八万のうち五六・七％は非農林雇用者（一二四万）であって、農林業業主が最も少ない。また、転職希望率（有業者に対する割合）についてみると、最も高いのは農林業雇用者の一四・七％、次いで非農林業雇用者の七・三％といずれも雇用者が高く、家族従業者、自営業主はそれぞれ四・〇％、三・三％である。追加就業希望者についてみても、非農林業が多く（六二・一％）、地位別には雇用者が多い（四二・一％）ことに変りはないが、それぞれの間の開きは転職希望者ほどでない（第61表）。これを要するに、農・非農を問わず、自営業主や家族従業者では転職よりも追加就業をより多く希望し、雇用者では転職をより多く希望しているものとみることができる。転職および追加就業希望者の産業についてみると第62表のとおり。

雇用者のみについて就業時間別に転職希望率をみると（第63表）、毎週就業時間が一定している者全体では五・八％であるが、就業時間が短い者および長い者では、九―一〇％の転職希望率を示している。しかし、毎週の就業時間は一定しないが毎月の就業日数は一定している者および就業時間の不定の者ではさらに転職希望率が高く、それぞれ一三・八％、一三・一％となっている。農・非農別では農林業雇用者の転職希望率は非農林業の約二倍、一四・七％である。所得階級別に転職希望率をみると（第64表）、自営業主では年所得四万円未満の者の五・一％から三二万円以上の一・二％まで所得の増加につれて逓減し、雇用者では月額四千円未満の一二・七％から三万二千円の一・三％まで、特に八千―一万六千円を境として急激に低下している。農・非農別にみても傾向はまったく同様である。理由別に転職希望者をみると（第65表）、「収入が少ないから」という者が最も多く六五万人（二九・九％）、「一時的・不安定な仕事」だからが五六万（二六・七％）、「適していない」が五〇万（二三・〇％）となっている。

無業者の就業希望　無業者二二二七万人のうち就業希望者は五七

二万人（二五・七％）あるが、このうち実際に求職活動をおこなっている者は二八七万（五〇・二％）である。また、就業希望者のうち仕事を本業として希望している者二〇三万に対して副業希望者は三六五万で副業希望の方が多い。本業希望者のうちでは一四三万が求職者である。男女別にみると、無業者の多い女子の就業希望者が多く、男子一五九万に対し女子四一二万であるが、就業希望率（無業者に対する割合）でみると男子二八・四％に対し女子は二四・七％と男子の方が高い。就業希望者のうち求職活動をしている者の割合も男子六三・二％に対し女子は四五・二％にすぎず、また、男子は六〇・四％が本業としての仕事を希望しているが、女子はその率がわずか二六・〇％である。不就業状態別にみると、家事をしている者の就業希望者が最も多く三〇八万（五三・九％）を占め、次いで通学している者一一三万（一九・八％）、失業している者の七六万（一三・三％）、その他の者七四万（一二・九％）となっているが、就業希望率でみると失業している者は九六・五％が就業を希望しているのに対し、通学している者、家事をしている者ではその割合がそれぞれ二〇・六％、二七・〇％に過ぎない（第66表）。

また、就業を希望する理由別にみると、「失業している」あるいは「学校を卒業した」、「失業したのではないが生活困難になった」ためなどのやや強い理由によるものが二六〇万で四五・五％を占めている（第67表）。

地域別の就業状況　都道府県別に一四歳以上人口のうち有業者の占める割合をみると、鹿児島県の七二・八％が最高で、次いで島根県の七二・〇、長野県の七一・八％、福井県の七一・五％、茨城県

第63表

農・非農，就業時間別転職希望者（雇用者）

（単位　1,000人）

就業時間	総数	農林業	非農林業
総数	1,361	107	1,235
毎週就業時間一定	783	19	760
1～19時間	5	0	4
20～34時間	19	0	17
35～69時間	664	16	646
70時間以上	95	2	92
毎月就業日数一定	498	62	422
就業時間不定	80	26	53

第64表　農・非農，所得階級別転職希望者（自営業主および雇用者）（単位　1,000人）

所得階級	総数	農林業	非農林業
自営業主	348	63	284
4万円未満	56	14	40
4万円～8万円	95	21	73
8万円～16万円	125	19	106
16万円～24万円	39	5	34
24万円～32万円	19	2	17
32万円以上	12	1	11
雇用者	1,361	107	1,235
4,000円未満	188	36	150
4,000円～8,000円	587	48	529
8,000円～16,000円	459	20	430
16,000円～24,000円	86	0	85
24,000円～32,000円	25	0	25
32,000円以上	11	0	11

第65表　理由別転職希望者（単位　1,000人）

理由	総数	男	女
総数	2,178	1,419	759
一時的・不安定な仕事	560	419	142
収入が少ない	651	427	224
適していない	500	288	212
病気・老齢・停年	133	99	33
その他	330	183	147

第66表　不就業状態および就業希望の有無別無業者（単位　1,000人）

不就業状態	総数	就業希望者					就業非希望者
		総数	本業希望者		副業希望者		
			総数	うち求職者	総数	うち求職者	
総数	22,272	5,715	2,033	1,428	3,645	1,429	16,544
失業している者	789	761	706	631	52	35	27
家事をしている者	11,420	3,080	609	387	2,455	932	8,338
通学している者	5,498	1,134	241	128	883	362	4,363
その他の者	4,564	740	477	283	255	100	3,815

の七一・四%などが高く、福岡県の五七・二%、神奈川県五五・九%、大阪府五五・四%など、大都市を含む府県は低く、最低は東京都の五三・八%となっている。これは農家における有業者比率が非農家に比べて著しく高いためで、農家人口の多い県ほどこの比率が高くなっている。無業者中「失業している」と答えた者の一四歳以上人口に対する割合は全国平均で一・三%であるが、福岡県二・四%、北海道二・〇%、神奈川二・〇%、大阪府一・六%、東京都一・五%などではいずれも平均より高い比率を示す。転職希望者についてみると、その有業者中に占める割合は、神奈川県の七・六%が最も高く、福岡県七・四%、長崎県七・二%、北海道七・一%、東京都および大分県の六・九%がこれに次いでいる。また、無業者中の就業希望者の割合は高知県の三五・四%が最高で、次いで岡山県の三三・九%、青森県三三・三%、岩手県三一・九%など高く、大分県では割に就業希望率が低い。

第67表　理由別就業希望者（単位　1,000人）

理由	総数	男	女
総数	5,715	1,591	4,124
失業している	868	570	297
学校を卒業した	428	162	266
失業したのではないが生活困難	1,302	126	1,176
余暇が出来た	1,002	42	959
学資・小遣いなどを得たい・その他	2,098	687	1,411

四大鉱工業地帯の就業状況をみると、その一四歳以上人口は一九四九万で、全国一四歳以上人口の三一・四%を占めているが、このうち有業者は一〇九七万で全有業者の二七・五%となっている。各地帯別にみると、京浜地帯の四七三万が最も多く、次いで京阪神地帯の三五八万、中京地帯の一七三万、北九州地帯の九四万となっているが、一四歳以上人口中の有業者の割合をみると中京地帯の六五・二%が特に高いほかはだいたい五四—五五%で、全国平均の六四・二%をかなり下回っている。これは都道府県別でみたと同じように、これらの地帯では農業人口が少ないためである。無業者中の「失業している者」は四地帯合計すると三二万で、全国七九万のうちの四〇・一%を占める。

地帯別に一四歳以上人口に対する「失業している者」の割合をみると、京浜一・七%、中京一・〇%、京阪神一・五%に対し北九州では二・八%と特に高い。転職希望者および追加就業希望者は四地帯合計でそれぞれ七二万、三二万となるが、これは全国の転職希望者、追加就業希望者のそれぞれ三二・八%、二八・七%に当る。

転職希望率は全国平均の五・五%に対し、北九州の八・四%、京

第68表　企業整備実施状況

区分 年月	規模別企業整備事業所数 計	500人以上	499～100人	99～15人	14人以下	整理前従業員数	整理人員
1955年 計	5,631	519	1,239	3,094	779	1,506,002	197,289
1956年 計	2,894	367	670	1,437	420	968,071	125,882
1 月	243	26	66	119	32	65,813	9,305
2 月	291	24	86	136	45	70,214	12,360
3 月	320	37	90	146	47	119,548	14,336
4 月	352	38	70	183	61	100,662	11,941
5 月	301	30	62	165	37	91,211	15,276
6 月	221	33	52	102	34	93,210	11,699
7 月	227	24	34	137	32	59,618	7,018
8 月	227	36	48	108	35	88,134	9,540
9 月	183	36	32	84	31	75,230	8,080
10 月	179	37	41	78	23	93,692	9,443
11 月	160	18	38	85	19	48,823	7,168
12 月	189	28	44	94	23	61,916	9,716

〔備考〕 1) 労働省「労働市場年報」(1956年) による。
2) 1955年，1956年とも追加は含まれていない。

第70表　失業保険業務状況（一般・日雇）

年月	一般失業保険 離職票受付件数	初回受給者数	受給者実人員	支給終了者	受給期間満了者数	日雇失業保険 初回受給者数	給付延人員	1人平均受給日数
1951年平均	45,912	39,436	245,417	25,461	21,236	77,794	530,508	6.82
52年 〃	64,376	56,605	320,746	28,680	17,132	95,711	599,445	6.26
53年 〃	85,409	78,101	355,332	37,792	21,534	137,367	1,110,971	8.09
54年 〃	94,424	83,148	465,364	39,600	29,326	93,490	466,861	4.99
55年 〃	78,841	73,409	469,282	47,566	36,262	125,816	626,850	4.98
56年 〃	65,607	58,700	330,525	40,300	28,930	119,364	575,936	4.83
1956年 1月	111,851	109,007	427,713	46,974	29,643	185,469	1,166,261	6.29
2月	67,765	68,217	422,472	42,877	23,424	102,044	419,671	4.11
3月	63,519	59,653	413,212	62,662	33,754	86,059	396,269	4.60
4月	72,241	58,713	372,048	62,617	32,889	150,056	661,973	4.41
5月	71,281	66,332	338,865	42,773	33,833	167,932	964,379	5.74
6月	58,495	58,060	325,387	33,917	28,117	133,448	580,272	4.35
7月	51,362	50,440	308,815	32,496	24,734	123,069	546,147	4.44
8月	46,895	42,019	293,146	34,769	27,688	100,379	511,338	5.09
9月	47,469	37,586	272,686	31,689	22,992	123,985	494,727	3.94
10月	50,307	44,460	264,084	33,504	23,474	123,527	604,420	4.89
11月	57,667	47,422	254,769	31,079	24,378	106,365	423,635	3.98
12月	88,440	62,490	273,104	28,243	42,240	30,033	147,941	4.93

〔備考〕 「公共職業安定所事業状況報告」による。

第69表　企業整備実施状況（産業別・1956年計）

区分 / 産業名	規模別事業所数 計	500人以上	499～100人	99～15人	14人以下	整理人員
合計	2,894	367	670	1,437	420	125,882
農業	10	—	1	8	1	314
林業および狩猟業	8	—	6	1	1	528
漁業および水産養殖業	4	—	1	3	—	107
鉱業	225	19	62	120	24	12,617
金属鉱業	24	1	4	12	7	443
石炭鉱業	156	16	46	81	13	11,101
原油および天然ガス生産業	6	1	3	2	—	151
非金属鉱業	39	1	9	25	4	922
建設業	182	7	62	96	17	8,985
製造業	1,889	192	412	1,006	279	73,106
食料品製造業	262	13	79	120	50	10,070
紡績業	547	35	105	323	84	24,026
衣服および身回品製造業	65	1	5	44	15	1,396
木材および木製品製造業	133	—	12	85	36	2,861
印刷出版および類似業	30	7	8	12	3	768
化学工業	170	52	53	58	7	8,789
ゴム製品製造業	18	3	8	7	—	960
ガラスおよび土石製品製造業	70	2	12	42	14	1,918
第一次金属製造業	49	17	14	13	5	1,914
金属製品製造業	79	6	21	39	13	2,492
機械および武器製造業	118	12	26	63	17	4,415
電気機械器具製造業	50	11	9	28	2	1,770
輸送用機械器具製造業	112	29	18	60	5	4,210
精密機械器具製造業	17	—	5	10	2	654
その他の製造業	169	4	37	102	26	6,863
卸売および小売業	139	3	17	62	57	2,724
金融および保険業	26	—	1	18	7	214
不動産業	4	—	3	—	1	105
運輸通信およびその他の公益事業	120	15	53	47	5	4,014
陸運業	59	6	22	27	4	2,034
水運業	14	1	7	6	—	561
その他の運輸業	33	2	18	12	1	817
通信業	6	2	4	—	—	341
光熱および動力供給業	4	2	2	—	—	107
水道業および衛生業	4	2	—	2	—	154
サービス業	263	128	40	68	27	22,390
家事使用人を使用する世帯	—	—	—	—	—	—
修理業	43	11	8	12	12	4,931
興行娯楽	20	—	2	11	7	412
その他のサービス業	187	117	28	37	5	16,808
医療保健業	7	—	1	4	2	117
自由業	6	—	1	4	1	122
公務	24	3	12	8	1	778

浜の六・九%、京阪神の六・六%が高く、中京では四・二%と低い。しかし、追加就業希望率では京浜の三・二%が最も高く北九州二・八%、その他二・七%となっている。就業希望者は四地帯合計で二一三万、全国の三七・二%を占め、就業希望率は北九州が最も高く二七・六%となっているが、その他の地帯では二四・三―二五・〇%で全国平均二五・七%をやや下回っている。

企業整備状況　労働省職業安定局調による一九五六年一ヵ年間の企業整備状況は第68・69表のとおり。

（注）「企業整備状況」は各地の公共職業安定所の係員が、特に大量の労働異動が発生し、または発生するおそれのある事業所の雇用主をその都度訪問して調査した結果であって、雇用主訪問が大企業にかたよっているために、比較的小規模の事業所の企業整備状況を網羅していない。特に大都市においてその傾向が強く、したがって、この数字はわが国における企業整備の全体を示すものではなく、だいたいの動向を知るためのものである。

失業保険業務状況　失業者の動きを示す別の資料「公共職業安定所失業保険業務状況」（労働省職業安定局調）をみると第70表のごとく、まず一般失業保険受給者実人員で五六年年間平均三三万〇五二五人で、前年より一三万八七五七人（二九・六%）減少した。一方、日雇失業保険もまた初回受給者五・四%、給付延人員八・一%を減少して、それぞれ一一万九三六四人、五七万五九三六人となった。

第二節　臨時工・社外工

労働省の毎月勤労統計調査結果による一九五二年平均を基準とする臨時・日雇雇用指数でみれば（第71表）、五六年の全産業平均は一二七・一%、製造業では一五〇・八%と、それぞれ前年に比べて二〇・三%、三七・五%と著しい増加を示しているが、同調査では「三〇日以上継続して雇われている者」をすべて常用労働者として取り扱っているので、通例三ヵ月ごとに契約を更新されている臨時工を含めれば、その増加の割合はいっそう高くなる。また、日本鉄鋼連盟が加盟五〇社について調査した結果では五五年一二月から五六年七月までの増加雇用者六一〇九人（兼業部門を含む）のうち、常用労働者二三九一、臨時工二九五二、日雇工七六六で、臨時工と日雇工とを合せれば増加雇用者の約六〇%を占めていた。

以下関西経営者協会が一七七事業所の臨時従業員について、一九五五年一二月末現在で調査した結果は次のとおり。

関経協の調査　五五年一二月末の在籍臨時工数の対前年同期の増減比率をみると（第72・73表）、減少している事業所の二七に対して

第71表　臨時日雇雇用指数
（1952年平均＝100）

年　月	産業調査総数	製造業	建設業
1953年平均	117.2	126.9	130.6
54年　〃	112.2	117.2	165.1
55年　〃	106.8	113.5	166.9
56年　〃	127.1	150.8	174.1
1956年　1月	107.0	115.6	174.5
2月	116.5	124.7	184.4
3月	128.7	135.3	202.4
4月	109.6	135.2	164.2
5月	112.0	134.8	170.6
6月	117.8	148.8	154.0
7月	130.0	158.1	165.2
8月	144.6	176.6	176.3
9月	134.7	178.3	175.7
10月	134.0	168.6	175.6
11月	132.1	164.5	164.8
12月	158.8	173.0	182.0

〔備考〕　労働省「毎月勤労統計調査結果」による。

第72表　業種別在籍数並に臨時工数（関経協調）

産業別	1955年12月末現在		1954年12月末現在	
	在籍従業員数	臨時工	在籍従業員数	臨時工
	人	人	人	人
金属(6)	3,523	586	3,311	367
機器(16)	10,230	866	10,145	342
化学(12)	19,444	2,447	18,939	2,114
窯業(2)	798	67	784	48
繊維(8)	32,365	761	35,271	680
食品(4)	803	67	867	93
印刷(3)	375	19	360	35
運輸(5)	10,656	630	10,511	358
金融(5)	8,383	132	8,202	142
サービス(5)	9,203	751	8,682	635
其の他(11)	3,193	915	3,264	922
合計(77)	98,973	7,241	100,336	5,736

第73表　規模別在籍従業員数ならびに臨時工数（関経協調）

規模別	1955年12月末現在		1954年12月末現在	
	在籍従業員数	臨時工	在籍従業員数	臨時工
	人	人	人	人
1000人以上	81,645	4,968	83,574	4,185
500人～999人	8,172	1,149	8,159	642
200人～499人	6,189	671	5,039	567
199人以下	2,967	453	3,564	342
計	98,973	7,241	100,336	5,736

増加している事業所が五〇もある。業種別にみると、増加した業種には金属、機器、化学、窯業、繊維、運輸があげられ、特に金属の場合は、総従業員中臨時工の占める比率が一一・一％から一六・六％に、機器では三・四％から八・五％に急増しているのが注目される。総従業員中臨時工の占める比率を規模別にみると、臨時工が増加したものは一〇〇〇人以上規模の五・〇％から六・一％、五〇〇―九九人規模で七・九％から一四・一％、一九九人以下の九・六％から一五・三％などである。

臨時従業員が事業所側と締結する労働契約に期間の定めがあるかないか、あるいはその期間を更新しているかどうかをみると、対象事業所の総人員数のうち五六・八％が契約期間の定めがあり、少なくとも一回以上更新をおこなっているもので占められている。そのほかの契約期間の定めがあっても更新していないもの、日雇などはほぼ皆同率の一五％前後を占めている。日雇を除く臨時従業員の勤務期間をみると一ヵ年以上が三五・四％と最も多く、次いで六ヵ月以上一年未満一八・一％、三ヵ月以上六ヵ月未満一四・五％となっている。一ヵ年以上の期間を定めて労働契約を結ぶことは、原則として禁じられている（労基法第一四条）ので、更新をくり返しているものがかなり多いと思われる。一事業所における最高勤務年月をみると、運輸の男子で一四年六ヵ月、金融女子一三年七ヵ月、化学男子一二年九ヵ月、同女子九年九ヵ月、運輸女子八年二ヵ月、金属女子七年七ヵ月などあげられる。

平均賃金（第74表）は、男子常用工二万一八五三円、臨時工（日雇を除く）が一万一九四八円で、臨時工の賃金は常用工の五四％にしかなっていない。女子では常用工一万〇九九三円、臨時工六八三〇円で、女子臨時工の賃金は常用工の六二・一％になっている。諸手当のうち、時間外、休日出勤、深夜業手当など、法定のものは大部分の事業所で支給しているが、特殊作業手当（三二・九％の事業所で採用）や家族手当（同じく一・七％）となると、支給事業所は少ない。賞与を支給するところは比較的多い（七九・五％）がそ

第74表　業種別従業員平均賃金
（単位円，1955年12月実績）

産業別	常用従業者 男	常用従業者 女	臨時従業者（除日雇） 男	臨時従業者（除日雇） 女
金属	21,657	10,725	11,897	5,760
機器	21,564	11,191	13,107	7,720
化学	21,969	11,873	11,568	6,980
窯業	19,367	10,157	7,537	4,670
繊維	18,912	9,052	11,146	6,183
食品	18,674	5,546	11,884	3,363
印刷	19,980	8,290	10,584	5,120
運輸	26,405	13,783	10,989	7,491
金融	24,946	14,425	14,228	8,391
サービス	24,509	11,633	10,202	6,865
その他	21,216	17,595	11,028	7,966
総平均	21,853	10,993	11,948	6,830

のうちには、包み金ないし金一封程度のものを含んでいて制度としての実体は明らかでない。昇給制度も過半数の事業所（五四・八％）で採用している。けだし、前にみたように勤務年月が長くなると、昇給も考慮せざるをえなくなってくるからであろう。退職金制度は約二〇％の事業所で採用しているにすぎず、そのうち、金一封程度のところもかなりあるようである。

社会保険は七五事業所で加入し、それも常用従業員と共通であるところが大部分（六八事業所）である。その他の福利厚生関係では医療施設（六一）、入浴（五七）、交通費支給（三九）といったものが多く、宿舎（一四）、実物給与（一九）、共済制度（一八）などが比較的少ない。

日雇を除く臨時従業員の作業内容をみると、男女ともいわゆる真の臨時的仕事に従事するものは少ない。男子八三・七％、女子では八一・九％が基幹的作業ないしそれに付随する補助作業に従事している。また、日雇のうちで基幹的作業に従事する男子が一四・二％おり、それに付随する補助作業をしているものは男子二二・八％、女子一四・三％を占めている。

全造船の調査　全日本造船労働組合が一九五七年一月に実施した臨時工調査の結果は第75・76・77・78表のとおり。同結果によると三三事業所の本工総数は五四年七月現在七万三四四一であったが、二年後の五一年七月では七万三七九九でほとんど増加していないが、臨時工数はその間五九八五から一万〇八六四へと二倍近く増えている。ところが運輸省船舶局の調査でみると（第79表）、五六年七月の臨時工数一万二八五四は五一年六月の一万四五二八よりも下回っている。全造船では五六年では生産量がはるかに上回っているのに、以上のように本工、臨時工の増加がそれほどでもないのは、最近では、社外工の急増によって補われているからであろうと推測する。それを全造船の調査によってみれば二八造船所の本工数九万四

第76表　契約期間

契約期間	臨時工数	契約期間	臨時工数
1ヵ月	38	6ヵ月	56
2〃〃	195	9ヵ月	3
3〃〃	71	1ヵ年	13
6〃〃		無記入	151

〔備考〕1）雇用契約期間および通算勤続年数の調査対象人員明細は次のとおり。清水造船157，横浜造船48，石川島造船15，金指造船25，向島造船36，舞鶴造船 222，九州造船24，計527名。

2）無記入者の多いのは，その従前の職種を調べることにより，1～2～3ヵ月間隔で解雇と雇用がくりかえされているもの多数を含めたため。

第75表　各造船所従業員構成　（全造船調）

造船所名＼項目別	職工員計	臨時工（含臨時職員）	社外工	日雇常時平均	臨時工から本工へ切替 30年1月からの実績	臨時工から本工へ切替 予定数
日立因島	4,169	424	727	44	—	40
播磨	5,833	147	1,800	—	—	—
三井	6,265	594	2,723	851	38	—
石川島	6,795	182	2,102	59	—	—
神船	9,243	683	3,200	116	119	41
三菱広島	3,919	1,029	1,800	10	3	—
同長崎	13,094	2,204	2,365	196	129	—
鋼管鶴見	3,266	901	1,300	79	128	100
川崎重工	8,338	80	3,550	—	80	—
横浜造船	7,017	371	1,800	280	—	—
浦賀船渠	4,871	759	1,200	—	67	—
日立桜島	3,820	—	1,050	10	1	—
以上，12工場計	76,630	7,374	23,617	1,645	565	181
函館船渠	1,665	516	423	22	26	—
舞鶴造船	1,926	912	1,570	—	—	—
日立向島	2,194	102	200～330	—	18	—
藤永田	1,286	285	1,320	—	22	—
呉造船	2,252	627	440	—	92	—
佐世保	1,921	253	1,542	—	—	35
林兼	1,165	11	1,320	—	—	—
日立神奈川	1,193	21	—	55～60	—	—
三菱下関	1,608	195	950	—	—	20
以上，9工場計	15,207	2,922	7,825	80	158	55
金指造船	218	136	316	13	—	47
九州造船	262	51	330	7	3	—
尾道造船	490	521	—	—	—	—
笠戸船渠	256	342	345	47	—	—
三保造船	224	117	297	11	35	—
枕崎造船	89	33	2	—	16	2
瀬戸田造船	174	301	—	—	41	—
以上，7工場計	2,713	1,501	1,290	78	95	49
全合計	94,550	11,797	32,732	1,803	819	285

五五〇、臨時工一万一七九七に対し、社外交三万二七三二とかなりの比重を占め、特に三保造船では本工二二四、臨時工一一七に対し社外工二九七で、本工数より多い。

このように最近社外工の増加が著しく、中小造船所ほど本工に対する臨時工、社外工の比率が高い理由として、臨時工を募集するよりも所要の労働力を得やすいこと、労務費が安いこと、労務管理がほとんど不要なこと等を全造船ではあげている。いずれにしても雇用量の調節弁として、社外工が臨時工にとってかわりつつあるとい

第79表

1951年～1955年臨時工の増減

（運輸省・船舶局調査）

年　月	職員・本工計	臨時工
1951・6	94,876	14,528
1952・1	101,377	12,408
1954・1	98,768	9,660
1954・7	99,689	6,677
1954・10	100,508	3,716
1955・1	99,497	4,716
1955・4	97,790	5,544
1955・7	98,280	5,565
1955・10	97,224	8,356
1956・1	98,319	9,895
1956・4	100,798	12,118
1956・7	101,218	12,854

〔備考〕 1955年までの調査事業場数は70，それ以降は75。

第77表　通算勤続年数

年　数	人数	年　数	人数
6ヵ月まで	105	5年～6年	10
6ヵ月～1年〃	152	6年～8年	8
1年～2年〃	55	8年～10年	3
2年～3年〃	30	10年～15年	0
3年～4年〃	28	15年以上	1
4年～5年〃	23	無記入	113

〔備考〕 勤続通算なしと記入した若干のものと勤続日数20日未満のもの若干名は無記入欄に加える。

第78表　舞鶴造船所における本工・臨時工の年齢別基準月収比較

（1956年8月，舞鶴分会報告）

年　齢	臨時工基準月収	人員	本工基準月収	人員
	円		円	
20以下	6,594	24	8,152	97
21～25	7,522	78	10,337	157
26～30	8,451	105	13,672	179
31～35	9,441	77	15,052	246
36～40	9,965	91	15,972	254
41～50	10,246	186	16,863	248
51～60	11,243	71	17,410	106
60以上	11,435	6	—	—
女　子	6,956	14	—	—
総平均	9,442	652	14,937	1,587

う現象は鉄鋼産業にもみられ注目されている。鉄鋼業における社外工の雇用量を鉄鋼労連「調査時報」第三六号（五七年三月刊）によってみると次のとおり。

日鋼室蘭（五六年九月一日調）　一〇業者　一三〇五人

鋼管川鉄（五四年一二月調）　二〇業者　二二〇〇人

尼　鉄（五五年六月調）　八三人

富士広畑（五五年六月調）　四九業者　六五〇九人

地方自治体の臨時職員　民間企業の臨時工が朝鮮戦争を契機として増大したのと時を同じくして、地方自治体の臨時職員もシャープ勧告による地方税制度を契機に急激に増加し、一九五二年二月三日現在の全国都道府県臨時職員数は一七万一二一九人（地方職員共済組合本部の調査）、そのうち日々、二ヵ月雇用の職員だけでも一三万八千を越えていた。東京都においても四九年に制定された職員定数条令の定員では、到底年々四〇万にのぼる人口増に伴う事務、事業の遂行が困難となり、地方公務員法の任用規定の施行後にきわめて少数の新規採用をおこなったほかは、その必要人員をいわゆる臨時職員に求め、警察、消防職員並に教員を除いたその人員は現在約一万八千に達するといわれる。しかも、その職務の内容において一般職員と同一業務を担当するものが多く、ことに民生関係の保護、援護事務に従事する訪問員、税務事務関係の査定、徴収に従事する職員等法定もしくは特定の資格を必要とするものを含ん

第80表　東京都の臨時職員

組織単組名	人員	賃金	摘要
東京都臨時職員協議会	(8,450) 6,500	平均日額 290 月 8,640	知事部局，各区役所において一般職と同一事務に従事するもの
東京都学校警備員労働組合	(3,300) 2,800	平均日額 285 技術 420	教職員の宿日直拒否のため，これに代って宿日直をなして学校警備にあたるもの
東京都学校給食補助員労働組合	(1,500) 1,300	事務 320	義務教育学校給食の作業に従事するもの
東京都技監連職員労働組合	950		安定所の紹介による労務者の監督技術補助および連絡を行うもの
その他親組合の準組合員として組織されているもの	4,200		水道局，清掃本部の臨時職員

〔備考〕（　）内は総人員を示す。

ているが、その給与は人件費として予算の表面計上されず、ほとんど事業費の枠内で操作されているため、事業費の伸縮が、ただちに人員整理、賃金引下げにひびくという不安におびやかされている。したがって、系列を同じくする職員の間で第80表にみるように組織を結成しているが、この組織のうち、学校警備員を除いては、すべて一般行政事務ないしは一般職員とまったく同一業務に従事しており、技監連職員、学校給食補助員についてはその給与が失業対策事業費もしくは簡易失対事業費から支払われているという点が異なるにすぎない（「労働経済旬報」三一二号、五六年一〇月一一日刊による）。

さらに、全日本自治団体労働組合編「臨時職員の現状と問題点」（（一九五六年一〇月刊）によってみると、五五年一月一日現在の全国地方自治体の臨時職員数は九万三二七八（自治庁調査）で、その三七％は一般行政事務に従事する事務職員、五三％は一般技能職および労務者で占めている。

なお、一九五三年と五五年の臨時職員数ではなはだしい差があるが、それは事実上正確な実数をつかみがたい上に、五五年では自治庁に対する思惑から過少報告が多かったためと思われる（第81・82表）。

第81表　地方自治体臨時職員数
（1955年1月10日）

区分	臨職数	定数職数
都道府県	53,054	279,612
五大市	4,460	63,980
市	30,110	177,664
町村	5,654	178,279
計	93,278	699,535

〔備考〕自治庁調査。

第82表　雇用形態別臨時職員数
（1952年2月3日現在）

雇用形態別	人員
日々雇用するもの	104,440
雇用期間2ヵ月以内のもの	33,870
季節的業務で期間4ヵ月以内のもの	1,895
その他	28,767
非常勤職員	2,247
計	171,219

〔備考〕地方職員共済組合本部調。

第三節　日雇労働者

労働省職業安定局編「昭和三一年一一二月、労働市場年報」（一

第83表　学歴の構成

区分		総数	小学校中退不就学	小学校	新制中学小学高等科	新制高校・旧中学	新制大学・旧専高
全国	計	100.0	8.5	39.8	36.6	12.9	2.2
	男	100.0	6.8	35.6	39.7	14.8	3.1
	女	100.0	12.1	48.3	30.5	9.0	0.2
六大都市	計	100.0	8.9	39.8	33.9	14.5	2.9
	男	100.0	7.0	35.6	36.5	17.3	3.6
	女	100.0	14.8	53.2	25.7	5.9	0.4
その他の地域	計	100.0	8.3	39.7	38.2	12.0	1.8
	男	100.0	6.7	35.6	41.9	13.1	2.7
	女	100.0	11.0	46.6	32.1	10.2	0.1

第84表　前職の有無別構成

区分		総数	定職のあった者	その他の就業	就業したことのない者
全国	計	100.0	72.7	7.5	19.9
	男	100.0	89.3	6.4	4.3
	女	100.0	38.3	9.8	52.0
六大都市	計	100.0	77.7	5.8	16.4
	男	100.0	90.2	5.4	4.4
	女	100.0	38.4	7.3	54.4
その他の地域	計	100.0	69.7	8.4	21.8
	男	100.0	88.6	7.1	4.3
	女	100.0	38.2	10.7	51.1

共職業安定所登録日雇労働者数は、五五年に比べて月平均三万三六二二（七・六％）増で四九万四一七七人（この約七割を失対事業適格者で占める）となり、年初と年末とでは五〇万台を越えた。これを緊急失業対策法の施行された四九年の一〇万、また、戦前の労働手帳交付労働者が最高一七万（一九三二年）であったのと比較すれば著しい増加である。以下、労働省職業安定局編「昭和三〇年一一月実施、日雇労働者生活実態調査結果報告書」（五七年一月刊）によって、登録日雇労働者の状態特にその構成についてみよう。

（注）「日雇労働者生活実態調査」は失業対策審議会によって、一九五〇年九月に第一回調査が実施され、その後毎年継続して九五七年六月刊）によると、一九五六年の公おこなわれているが、五二年度以後は労働省が調査を担当するようになった。五五年の調査対象は、日雇求職者二〇人未満の市町村を除き五五年一〇月末日現在当該公共職業安定所に求職している者約三二万のうちから選ばれた三六七四人である。そして抽出調査であるので結果は主として比率で示されている。

なお、五五年一〇月末現在の日雇有効求職者は四三万六三九八、そのうち三三・七％に当る一四万七二〇八は女子であった。

㈠　学歴　第83表のごとく、六大都市に比べてその他の地域では、日雇労働者の学歴はやや低い。また、旧制中学以上の学歴者の割合を六大都市でみると五二年八・一％、五三年一六・四％、五四年一一・五％、五五年一七・四％と学歴の高い者が漸次増加する傾向がみられる。

㈡　前職　日雇労働者中一ヵ月以上継続して仕事に従事した経験をもつもの（以下定職のあったものという）の割合は（第84表）、六大都市七七・七％、その他の地域六九・七％、全国七二・七％で、男子ではほとんどのものが定職経験をもつのに対し、女子においては定期経験のあるものは六大都市、その他の地域を通じて約三八％にすぎない。前職のない者のうち八五・三％（全国平均）は女子で、また年齢別にみると三〇―五〇歳台の女子に集中している。これら女子の日雇求職理由としては（第85表）、夫との死離別をあげるものが最も多く、六大都市で四四・二％、その他の地域では四七・九％に達する。続いては「生計担当者の失業または収入減」、「世帯員に傷病者の発生」および「その他」など多い。前職のあった者の所属

第85表　前職のない者の日雇となった理由別構成

区分	総数	夫との死別	夫との離別	夫以外の生計担当者の死離別	生計担当者の失業または収入減	生計補助者からの収入減	自営業の不振倒産	世帯員の増加	世帯員に傷病者の発生	余暇利用可能となったため	学校の卒業・病気の治癒	機災引揚災害	その他
全国 男女計	100.0	26.1	13.9	2.0	21.2	2.6	1.6	1.4	10.9	1.9	2.9	2.1	13.4
全国 男	100.0	30.6	16.3	1.4	21.7	1.6	1.1	1.2	12.3	2.0	1.0	1.4	9.4
全国 女	100.0	21.6	13.5	5.0	21.5	5.3	1.2	1.1	10.4	4.8	2.3	1.2	12.0
六大都市 男女計	100.0	27.2	17.0	3.7	23.1	2.9	0.6	1.0	12.7	5.1	0.4	0.4	5.9
六大都市 男	100.0	28.1	13.9	0.7	21.0	1.4	1.9	1.7	11.1	0.7	3.1	2.6	13.9
六大都市 女	100.0	32.0	15.9	0.5	21.0	1.1	1.3	1.3	12.1	0.8	1.3	1.9	10.8

の産業では製造業が三六・六％と最も多く、次いで、卸・小売業、建設業、運輸通信およびその他の公益事業の順となり、前年の調査結果に比べては、建設業、運輸通信およびその他の公益事業、サービス業の比率が若干高まり、製造業、卸小売業、公務、鉱業等が減っている。また、その他の地域では、六大都市よりも製造業の占める割合がかなり低く、鉱業、建設業、農林水産業の比率がやや高い（第86表）。従来上の地位では雇用者だった者が六大都市七七・八％に対し、その他の地域で八一・八％を示す。日雇労働者であった者を除けば地域による差はあまりない（第87表）。

㈢　前職を離職してからの状況　離職してから日雇求職者になるまでの期間別構成は第88表のとおりで、離職後一年を経ないものが約四分の三を占め、六大都市とその他の地域で平均期間に約三ヵ月の差がある。離職してから日雇になるまでの期間における生活維持方法をみると（第89・90表）、全体として「浮動的職業」（社会通念上職業と認め難いようなバタヤ、モク拾い等）および「その他」（このうちでは六ヵ月以内に日雇になった者が高い比率を占めている）と答えたものが多いが、過去数年の動きは、財産売食い、浮動的職業等にたよるものの比率が減少、かわって失業保険金によるものおよび六ヵ月以内に日雇になった者が増加してきている。

㈣　日雇になってからの期間　第91表のごとく二年以上が五七・一％、五年以上二二・九％におよびその停滞性が明らかである。なかんずく大都市でその傾向が強く、その他の地域では一年未満の者も三〇・二％を占めている。

㈤　平均就労日数　全国平均の就労日数合計は二〇・七日で、そのうち安定所紹介による就労日数は一八・九日（九一・七％）、安定所以外の就労日数一・七日（八・三％）である。安定所紹介による就労日数のうち失業対策事業への就労は特別失業対策事業をも含め一四・四日で、総就労日数のほぼ七〇％を占める。また、地域別の就労状況をみると、六大都市、その他の地域とも総就労日数ではほとんど変りがないが、就労先別の日数は若干異なり、安定所紹介による就労日数は六大都市一九・五日、その他の地域一八・六日と六大都市の方が多く、失業対策事業への就労日数ではそれぞれ一三・六日、一五・四日とその他の地域の方が多い。また、民間その他の就労日数では六大都市五・二日とその他の地域の二・三日より多く

第86表　前職の産業の構成

区分	総数	農林業	水産業	鉱業	建設業	製造業	売金険産小・保動卸業融不業	通よの公輸おその事運信び他益業	サービス業	公務	その他
全国	100.0	4.3	1.8	3.7	17.1	32.5	15.0	12.3	9.2	3.1	1.0
六大都市	100.0	4.2	1.0	1.3	14.3	36.6	15.2	13.6	8.7	3.9	1.2
その他の地域	100.0	4.4	2.3	5.2	18.9	29.9	14.9	11.5	9.5	2.5	0.9

第87表　前職の従業上の地位別構成

区分	総数	自営業主	内訳		家族従業者	雇用者	内訳		
			内職以外	内職自営			事務管理技術	常用労務者	日雇労務者
全国	100.0	17.1	14.2	2.9	2.7	80.2	7.7	59.0	13.5
六大都市	100.0	18.1	15.6	2.4	4.1	77.8	5.9	60.9	11.0
その他の地域	100.0	16.5	13.3	3.2	1.7	81.8	8.9	57.8	15.1

第88表　離職してから日雇になるまでの期間の構成

区分	総数	1月～6月未満	6月～1年未満	1年～2年未満	2年以上	平均期間
全国	100.0	55.1	18.1	10.1	16.6	14.4ヵ月
六大都市	100.0	55.7	19.7	10.2	14.4	12.5
その他の地域	100.0	54.8	17.1	10.1	18.0	15.7

第89表　おもな生活維持方法の構成

区分	総数	失業保険	生活保護	被扶養者または仕送り	浮動的（不特定）職業	その他	ただちに日雇となった者
全国	100.0	18.6	3.6	10.6	17.9	27.2	19.8
六大都市	100.0	17.5	2.3	13.8	20.3	26.0	19.8
その他の地域	100.0	19.2	4.4	8.5	16.3	28.0	19.9

〔備考〕「ただちに日雇となった者」とは離職後6ヵ月以内に日雇になった者を指し「その他」の内数である。

第90表　おもな生活の維持方法の推移（六大都市）

年	総数	失業保険	生活保護	被扶養者または仕送り	貯産収益または売食い	浮動的（不特定）職業	その他
1952年	100.0	6.5	4.7	20.3	30.5	32.8	5.2
53年	100.0	8.3	4.0	20.5	30.0	34.2	3.0
54年	100.0	15.1	3.0	9.1	28.9	17.9	26.1
55年	100.0	17.5	2.3	13.8	20.3	20.1	26.0

第91表　日雇になってからの期間の構成

区分	総数	3月未満	3月～6月未満	6月～1年未満	1年～2年未満	2年～3年未満	3年～4年未満	4年～5年未満	5年～6年未満	6年以上
全国	100.0	8.8	8.0	11.0	15.2	12.7	10.0	11.5	15.8	7.1
六大都市	100.0	4.8	6.4	12.4	15.6	12.3	10.8	10.9	16.6	10.2
その他の地域	100.0	11.1	9.0	10.1	14.9	12.9	9.5	11.9	15.3	5.3

第92表　就労先別平均就労日数（1955年10月）　　（単位　日）

区分	合計	安定所紹介による就労					安定所を通じない雇用	その他の仕事
		計	一般失対	特別失対	公共事業	民間その他		
全国	20.7	18.9	13.4	1.0	0.9	3.4	1.3	0.4
六大都市	20.8	19.5	13.1	0.5	0.6	5.2	1.0	0.3
その他の地域	20.6	18.6	14.1	1.3	1.0	2.3	1.5	0.5

なっている（第92表）。

次に稼動日数からみた安定所への依存率を検討すると、安定所への依存率は全国で男子九一・〇％、女子九三・〇％、失業対策事業適格者九四・八％、同不適格者七二・三％となっていて、女子が男子より、適格者が不適格者より安定所への依存度がそれぞれ高い。

港湾の日雇労働者　神戸港で働く港湾の日雇労働者についてみれば次のとおりである（兵庫県労働研究所編「労働研究」一〇七号、五七年一月刊および労働経済社編「労働経済旬報」三一四号、五六年一一月上旬号による）。

海運局調（一九五五年月平均）による神戸港の港湾荷役労務者数は左のごとくで、日雇依存率がかなり高い。

船内労務者常用一、三三六人　臨時一、二〇四人　計二、五四〇人
沿岸労務者常用二、一三三人　臨時一、四二一人　計三、五五〇人

しかもこの場合日雇労務者の稼動日数を月三〇日として延人員から算出してある。実際の稼動日数の計算は困難だが、平均して二〇日とすればその数は一・五倍になる。そして、これらの労働者は二つの機構の下で働いている。すなわち、旧財閥に属した倉庫会社の支配の下に数次にわたる下請企業を系列化したいわば近代的な一つの労働の機構と、親分子分の身分的なつながりと情実に基き因習と暴力によってする前時代的な労働支配の機構とがそれであって、これら二つのものは相互に重なりあい結び合って一つの大きな機構を形成して労働者を支配している。それを図示すれば次のとおり。

（注1）図のうち港洞会というのは、いわゆる親方の団体で、親方の多くは第二次以下の下請荷役会社の社長で、まれに下請企業の労働関係の責任者ということもある。港友会というのは手配師の団体で、この会員はそれぞれ港洞会の会員である親方に対して子分の関係にあるといえる。

（元請大手五社）（船内大手六社）（沿岸大手六社）

三井倉庫――東神荷役――共進組

三菱倉庫――倉橋、高浜――倉橋、高浜

住友倉庫――神戸海陸――神戸海陸

日本運輸――日本運輸――大和運輸

上組――上組――上組

（注2）港湾労務者の階層（一九五六年七月現在）

本家使間（一、〇〇〇名）―大手筋の常用労務者

下請使間（二、五〇〇名）―下請企業の常用労務者

指名アンコ（一、三〇〇―一五〇〇名）―特定会社に長期にわたって従属する日雇労務者

一般アンコ―(イ)手配師を通じて就労するもの、(ロ)職安を通じて就労するもの。

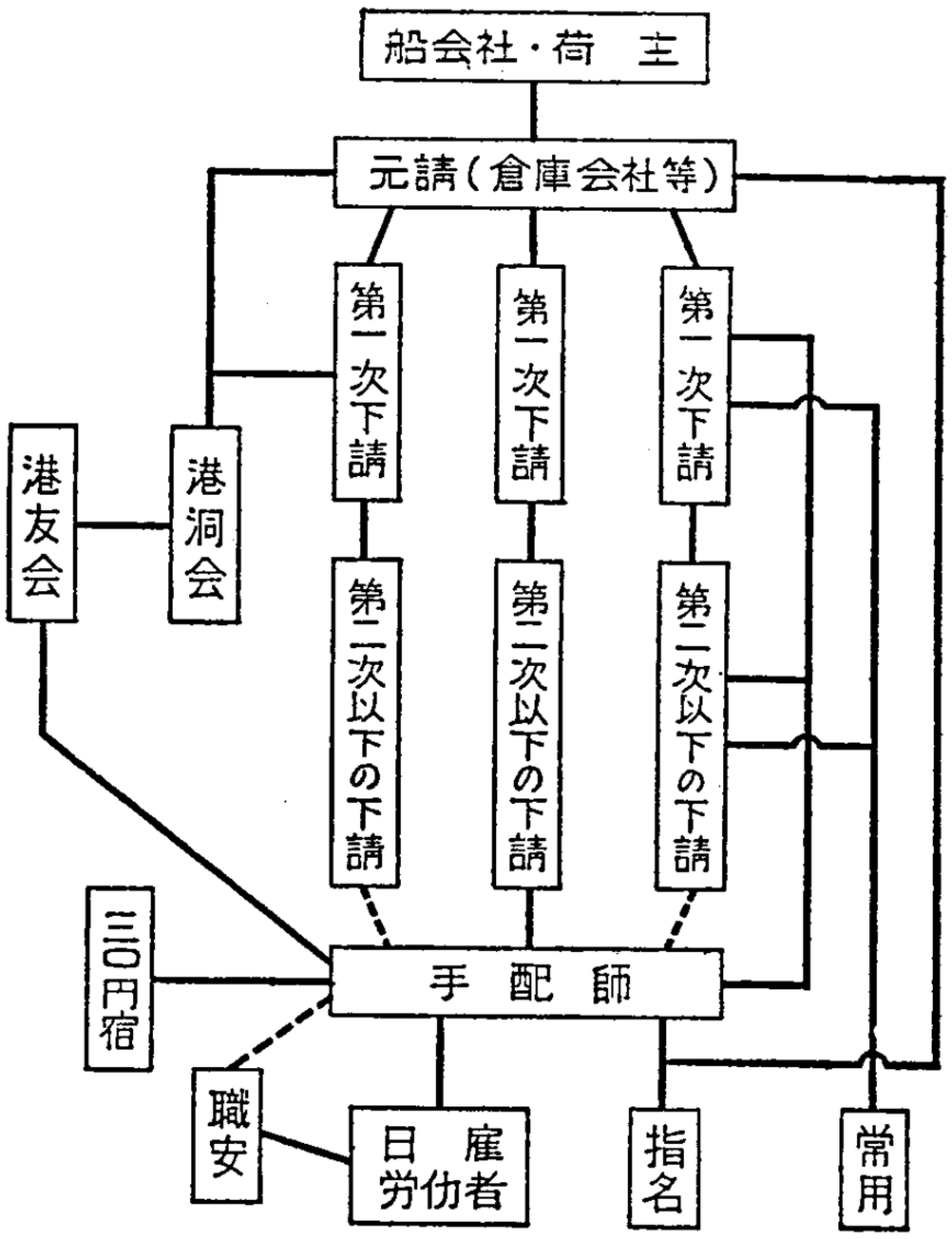

このような二つの機構の下における港湾労働者を、雇用関係のあり方によって区分すれば、常用（第一次もしくは第二次下請企業に直接雇用されており、程度の差はあるが最低賃金と就労の機会は保証されている。）、指名（本質的には日雇等労働であるが、特定の企業―一次から三次に至る企業で就労の機会が優先的に与えられている。）、日雇（まったくの日雇労働者）にわかれる。特に船内作業では指名以下の臨時労働者に依存する度が高く、しかもその大部分が第二次下請以下の下請の手によって港に供給されている。そしてまた、港湾日雇労務者が就労する場合の就職方法をみると、いわゆる「三〇円宿」が手配師支配の土壌になっていることがわかる（労務者の総稼動日数＝一〇〇）。

	職安	直行（指名）	手配師
沿岸	五五・二％	三七・九％	六・九％
本船	一二・〇％	七八・〇％	一〇・〇％
三〇円宿	三五・二％	二三・二％	四一・七％

(1) 労働時間　各社の就業規則によれば、夜荷役は午前五時に終らすべきであるが、午前八時交代の労働者が乗船するまで労働時間が延長される。この結果、労働時間が二四時間勤務（交替制の場合で二六時間、一二時間勤務交代制の場合で一六時間）となる。労働時間が二四時間を越え、四八時間あるいは七二時間に及ぶ場合もある。二四時間ごとに一度解雇したものと新たに雇用契約を結ぶというやり方でそれを合法化している。

各社の就労規則では、休憩時間は正午―午後一時、午後五時―六時、〇時―午前一時の三回となっているが、実際には不定で、一時間にみたないことがある。

(2) 賃金　賃金が明示されず、また、しばしば当初の契約と相違することがある。たとえば、

(イ) 七人の労働者が午後の一時から就労するということで扇港作業に面着した。一一時三〇分に会社に出頭したところ他の労働者がすでに就労していることを理由にことわられた。会社の違約をつくと一〇〇円で辛抱せよといった。

(ロ) 上組の仕事で船艙の清掃に日当五五〇円で就労した。実際に支給されたのは二〇〇円、翌日会社と交渉してさらに二五〇円もらったが、約束がちがうというと追い返された。

賃金は多くの場合、会社が手配師に一括渡したものを路傍などで手配師から受け取るが、明細がついていない。この結果、偶然にみた会社の台帳の額と実際に支給されたものの間に二〇〇円くらいの差があるのがわかったこともある。山九運輸（名古屋製糖神戸工場の沿岸荷役）では、労働者は六五〇円ないし七〇〇円をうけているが、会社が手配師に渡している賃金は一人当り八〇〇円だといわれる。夜間就労の場合の賃金と昼間労働の賃金と一時間当りに比較した場合夜の方が低いのが通常である。時間外、夜間の賃金が割増計算されていない。

(3) 手配師　労働条件が劣悪な理由の一つとして、多くの臨時労働者が、公共職業安定所という正規のルートを経ずに就労することがあげられている。そこで、まず問題となるのは手配師の存在である。手配師には特定の会社の雇用人であるものと、みずからの責任で仕事を請負う者とがある。いずれも、会社の求に応じて必要な労働者を集めることが仕事であるが、その場合職安の窓口を通さない場合が多い。そのことは、職安が港で稼動している日雇労働者の数を正確に把握していないことによって知られるし、手配師による方が就労の可能性が多く、また収入もむしろその方がよいことがあるという日雇労働者の声によってもうかがわれる。法が門前募集を認めているが故に、手配師は生活の安定をえていない日雇労働者に、仕事と生活の資を職安に代って与えることによって、日雇労働者に対する支配権をえた。手配師の必要に応じて、なんらの抵抗もなく労働条件は切り下げられ、賃金をピンハネされるに至った。また一方で職安が日雇労働者のうらみをかっている理由の一つに「不就労認定」の制限があげられ次のような例がある。

荷卸し、荷造りの作業会社が失対の最低賃金以下で求人した。これに応じる者がなかったので、職安はその求人が充足されないことを理由に、就労しなかった労働者の不就労認定を拒否した。このような労働者の利益を無視した強制紹介も少ないことでない。

(4) 三〇円宿　手配師が支配する労働力のたまりとして「三〇円宿」がある。手配師みずからがこの一種の下宿屋を経営する場合もある。その場合、手配師は仕事があるとき止宿人を需要者に供給して不当な利益を収める。また宿を自営しない場合には、ある宿主と特別な関係を持ち、宿主はいくばくかの手数料をとり手配師の求めに応じて止宿人を提供する。宿主と止宿人との間で特別な関係を生ずることもまたさけ難い。その関係を象徴するのが前借金である。労働者にアブレが続くと、衣・食の料は宿主によって立て替えられ、働いた時の賃金と相殺される。かくて宿主もこれら労働者を支配するに至る。前借金を清算するために港湾労働者が電源開発の飯場に売り飛ばされた例さえあるといわれる。

第三編　労働条件

第一章　賃金

第一節　名目賃金、労働の価格および実質賃金

一九五六年の名目賃金の平均は、「毎月勤労統計」による産業総数二万二〇一円、製造業一万八三四七円であり、前年に比べて前者は八・五%、後者は九・八%の上昇である。この上昇率は、前年の産業総数五・八%、製造業五・〇%よりも上まわっているが、五三年は産業総数一六・〇%であったのに比べるとかなり低い。五六年における賃金上昇は、労働時間の増加が、生産、取引の増加に伴う超過労働給や奨励給の増加、夏期年末を主とする一時金の大幅増加、定期昇給の実施などによるものであり、五三年頃までのようなベース・アップを中心とした賃金上昇とは性格がかなり変っている。つまり五六年は、一般経済および企業の好調を反映して賃金が多少増加したとはいうものの、依然として独占資本の賃金ストップ政策の基調がつらぬかれているといってよいであろう。

前年にたいする賃金上昇率を産業大分類別にみると、製造業（九八%）がもっとも高く、次いで鉱業（九・四%）、建設業（八・九%）の順となっており、金融および保険業（六・〇%）、卸売および小売業（四・一%）がかなり低い上昇率にとどまっていることがめだっている。製造業中分類別にみると、もっとも上昇率の高いのは、機械製造業（一六・二%）であり、次いで第一次金属製造業（一五・七%）、輸送用機械器具製造業（一三・四%）などであり、さらにこれにつづいて電気機械器具、皮革および皮革製品製造業、印刷出版、化学などがほぼ九%程度を示している。このことからも明らかなように、五六年には前年にいわゆる陽の当る産業としてもっとも上昇率の高かった化学工業よりも、機械産業が好調なことが特徴的である。上昇率が低かった産業は、その地の製造業（〇・六%）衣服身回品製造業（一・三%）、食料品製造業（二・三%）、ゴム製品製造業（三・五%）などであり、前年において上昇率の低かった機械製造業（二・五%）が姿を消していることがめだっている（以上に分析したことは、第93表参照）。

次に鉱業、製造業別の名目賃金の月別推移は第94表のとおりであるが、前年の月別推移の型と異なっている点はまず鉱業の場合、五五年においては、三月、四月、六月、七月、一二月などが賃金の山を形づくっていたのにたいし、五六年には四月（プラス一九・四）、六月（プラス一五・五）、一二月（プラス八一・七）といった具合に

現金給与総額（常用労働者）　（単位　円）

造業内訳								
木材および木製品製造業	家具および装備品製造業	紙および類似品製造業	印刷出版および類似産業	化学工業	石油および石炭製品製造業	ゴム製品製造業	皮革および皮革製品製造業	ガラスおよび土石製品製造業
10,055	10,801	21,506	17,832	20,135	20,299	13,009	14,180	16,414
10,800	11,643	19,054	17,914	17,614	19,656	12,577	13,950	16,364
10,744	11,545	18,474	17,726	17,421	19,536	12,790	13,579	15,443
10,813	11,851	19,779	19,231	18,359	20,172	12,772	14,330	16,253
10,675	11,503	19,689	17,719	18,280	25,568	12,141	13,718	15,734
11,529	12,169	23,965	25,250	26,968	43,450	15,201	16,649	21,289
11,921	12,759	31,839	23,009	27,039	22,973	18,617	18,206	21,945
12,568	12,132	21,567	18,490	19,801	21,339	13,591	14,133	17,000
11,036	11,998	19,011	18,282	18,409	20,163	12,887	14,406	15,787
10,985	12,072	20,048	19,190	19,134	20,016	12,932	14,289	16,383
10,964	12,361	20,132	19,506	18,916	24,361	12,771	14,707	16,133
17,857	17,771	42,068	35,799	42,792	50,502	28,623	24,964	31,344
11,662	12,384	23,094	20,829	22,072	25,420	14,826	15,593	18,341

現金給与総額（常用労働者）（つづき）

金融および保険業	不動産業	運輸通信およびその他の公益事業	運輸通信およびその他の公益事業内訳			建設業	建設業内訳	
			運輸業	通信業	その他の公益事業		総合工事業	職別工事業
20,712	18,899	20,202	19,834	19,187	23,816	13,406	13,161	14,880
19,624	18,230	19,223	18,737	18,995	22,156	13,781	13,426	15,895
32,055	18,118	21,802	20,857	24,195	22,818	14,053	13,714	16,051
23,072	18,838	19,718	19,373	18,352	23,812	13,925	13,604	15,762
21,628	18,889	19,627	19,226	18,982	22,815	14,114	13,714	16,310
33,137	30,603	29,923	25,641	32,795	47,933	18,693	18,421	20,170
26,016	22,333	24,077	24,805	19,573	27,660	17,166	17,107	17,490
20,873	18,256	21,325	20,745	21,206	24,628	15,322	15,057	16,781
31,635	18,020	20,357	20,049	19,176	23,965	14,464	14,169	16,073
23,418	18,821	20,207	19,260	20,896	24,186	14,342	13,996	16,226
21,485	19,191	20,804	20,822	19,233	23,361	14,673	14,153	17,473
46,162	43,228	46,180	42,891	49,279	59,088	26,908	27,119	25,762
26,651	21,952	23,620	22,687	23,489	28,853	15,904	15,637	17,406

第93表　月別・産業別一ヵ月平均

年 月 ＼ 産業別	総数	鉱業	製造業	製造業 武器製造業	食料品製造業	煙草製造業	紡織業	衣服および身回品製造業
1956年 1月	17,414	17,753	15,914	15,727	13,402	17,907	9,911	8,183
2月	16,791	17,120	15,598	14,450	13,464	16,421	10,046	8,202
3月	17,943	15,650	15,478	14,058	14,251	20,468	9,683	8,248
4月	17,489	18,693	15,925	14,205	13,725	16,892	10,051	8,270
5月	17,117	18,243	15,623	13,683	13,354	16,744	9,585	7,819
6月	23,446	21,062	20,435	17,977	18,351	28,700	13,163	9,518
7月	22,817	22,263	22,214	22,357	18,527	18,906	12,114	8,755
8月	18,376	21,961	16,647	14,614	15,370	19,470	10,664	8,447
9月	18,029	18,201	16,055	15,672	14,115	17,274	10,002	8,102
10月	17,725	18,877	16,179	14,416	14,384	17,372	9,923	8,355
11月	18,020	18,752	16,692	14,881	14,404	17,529	10,108	8,379
12月	37,248	34,078	33,407	31,820	29,202	44,495	21,405	14,679
1956年平均	20,201	20,221	18,347	16,988	16,046	21,015	11,388	8,913

第93表　月別・産業別一ヵ月平均

	製造業内訳 第一次金属製造業	金属製品製造業	機械製造業	電気機械器具製造業	輸送用機械器具製造業	精密機械製造業	その他の製造業	卸売および小売業
1956年 1月	22,581	15,231	16,073	16,885	20,502	15,803	10,450	16,803
2月	21,397	15,693	16,646	16,950	20,473	16,181	11,365	15,349
3月	21,482	15,485	16,408	16,922	20,425	15,984	10,897	16,059
4月	22,219	15,538	17,041	17,116	20,917	16,253	11,022	17,014
5月	22,347	15,124	16,750	16,915	20,908	15,735	10,420	16,149
6月	28,490	18,958	19,470	24,491	23,303	18,889	11,813	20,820
7月	34,826	19,583	22,633	22,451	34,742	24,088	13,822	21,642
8月	22,664	16,071	17,870	17,583	21,211	17,115	11,456	17,002
9月	22,319	16,328	17,711	17,938	21,174	17,043	11,072	16,117
10月	22,816	16,155	17,417	17,285	21,080	16,507	10,765	16,610
11月	26,372	16,469	18,257	17,156	21,585	16,502	10,880	16,186
12月	50,927	31,165	32,655	34,661	44,086	30,454	17,943	34,696
1956年平均	26,537	17,650	19,078	19,696	24,201	18,380	11,825	18,704

〔備考〕 1) 総数には建設業は含まない。
2) 労働省「毎月勤労統計調査結果表」による。

第94表　鉱業，製造業における平均現金給与総額の対前月比

産業別＼月別	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
鉱業	17,753 −34.0	17,120 −3.6	15,650 −8.6	18,693 +19.4	18,243 −2.4	21,062 +15.5	22,263 +5.7	21,961 −1.4	18,201 −17.1	18,877 +3.7	18,752 −0.7	34,078 +81.7
製造業	15,914 −42.7	15,598 −2.0	15,478 −0.8	15,925 +2.9	15,623 −1.9	20,435 +30.8	22,214 +8.7	16,647 −25.1	16,055 −3.6	16,179 +0.8	16,692 +3.2	33,407 +100.1

〔備考〕 労働省「毎月勤労統計調査結果表」による。

賃金の山になる時期が集約されてしかもきわだって高くなっている（たとえば一二月は五五年、プラス五四・四、五六年八一・七）ことである。また製造業の場合も鉱業とほぼ同じ型を示しており、特に六月に大幅な賃金上昇（プラス三〇・八）のあったことがめだっている。これは前年は夏季手当の妥結が七月に集中したとみられるのに、五六年にさらに早期に六月中に妥結したことを物語っている。

次に名目賃金の推移を労働の価格（単位時間当り賃金）の観点から検討してみよう。五六年における労働者一人平均月間総労働時間数は、毎月勤労統計によると前年平均よりも二・一％の増加となっている。産業別には製造業における増加が目立ち、特に機械、電気機器、輸送用機器、精密機器の機械関係製造部門においては、六・四％から三・二％にわたる増加を示した。前述のようにこれらの部門における名目賃金の上昇は顕著だったのであるが、それがもっぱら労働時間の延長に依存していたことが明らかであり、したがって労働の価格はこれらの部門はもとよりのこと、全体的にみてもさほどひきあげられなかったといってよいであろう。

さらに労働強度の要因を考慮にいれると、製造業の生産指数（経済企画庁算定）を毎月勤労統計による製造業の常用雇用指数で除して作成した五一年基準の労働生産指数は一七三・〇であり、前年を一七・二％上回っている。五五年の対前年上昇率は一〇・四％であるから、五六年の労働生産性の向上は、まことにめざましいものがあるといってよい。このような労働生産性の向上は、設備改善と前述した労働時間の延長によることはさることながら、そのほかに労働強化（単位時間内の労働量の増大）があったことも否定できないであろう。設備改善がおこなわれた場合でさえも、定員の削減によってかえって労働強化が促進され、また設備を改善しない関連職場の労働強化がもたらされている場合が多い。さらに五四年から五五年、五五年から五六年にかけては、賃金の上昇率が労働生産性の上昇率をはるかに下まわっているから、前に述べたような労働強化の要因を考慮にいれるときは、賃金の実質的な水準が改善されたとはとうていいえないのである。

そこで実質賃金指数を労働省算出の資料（第95表）によってみると、五六年の平均は五五年平均に比べるといずれもかなり上昇し、

第95表　労働省算出実質賃金指数
（1951年＝100）

年月	調査産業総数 指数	調査産業総数 対前年同期増加率	製造業 指教	製造業 対前年同期増加率
1951年平均	100.0	—	100.0	—
52年 〃	114.9	14.9	112.1	12.1
53年 〃	125.0	8.8	119.3	6.4
54年 〃	125.5	0.4	119.3	0.0
55年 〃	134.3	7.0	126.7	6.2
56年 〃	145.9	8.6	139.7	10.3
1956年 1月	127.9	6.6	123.3	8.3
2月	122.3	8.7	119.8	10.2
3月	129.6	8.9	117.9	9.0
4月	125.5	7.3	120.6	8.6
5月	124.0	8.6	119.3	8.7
6月	168.8	19.5	155.1	18.9
7月	166.5	5.2	170.9	11.0
8月	132.6	4.5	126.7	6.1
9月	130.1	6.0	122.2	6.2
10月	127.0	6.1	122.2	7.3
11月	130.0	4.4	127.0	5.0
12月	265.2	11.9	250.8	15.8

〔備考〕 労働省「毎月勤労統計調査」による名目賃金指数を総理府統計局消費者物価指数（全都市統合）で除したものより算出。

しかも対前年上昇率においても前年よりも上まわっている。すなわち、産業総数実質賃金は、五五年一三四・三にたいして五六年一四五・九となっており、対前年上昇率八・六％となっている。また製造業実質賃金指数は、五五年一二六・七、五六年一三九・七であり、対前年上昇率は一〇・三％ときわめて大幅である。このように五六年の実質賃金指数が上昇をみたのは、消費者物価が比較的安定していたためであるが、しかし前述のように労働時間延長や労働強化がおこなわれた結果の賃金上昇であることを考えると、本当の意味で労働者の実質賃金が改善されたというわけにはいかないのである。

実質賃金の月別の対前年同期増加率を検討してみると、各月とも前年同月よりかなり上まわっており、なかんずく六月（産業総数一九・五、一二月（産業総数一一・九）が特に著しく増加している。六月、一二月の増加率が大きいのは、五六年の一時金が五六年に比べて非常に増加したからだといってよい。すなわち企業はきわめて好調であったにもかかわらず、なるべくベース・アップをさけて一時金を増額する方針をとったのである。そしてこのような一時金の増加は、労働者の生活をある程度うるおしたことも否定できないであろう。

なお労働省の計算によると、戦前基準（一九三四～六年）の製造業労務者の実質賃金指数（税込）は、五六年平均で一二五・五の水準に達したとされている。これは税込の指数であり、所得税、住民税および社会保険料が控除されるわけであるから、実際にはこの指数を下まわることはいうまでもない。

第二節　賃金の産業別・規模別の地域別格差

賃金の産業別格差を産業大分類別にみると（第96表）、まず鉱業は五五年に一一〇・三であったのが、一一〇・二とほとんど変らず、金融および保険業は一五〇・八から一四五・三と若干低下し、運輸通信およびその他の公益事業は一二五・一から一二八・七とやや増加している。ところが卸売および小売業は一一一・四から一〇一・九と著しく低下しているのがめだつ。

次に賃金の産業別格差を中分類別にみると、相対的に賃金の上昇したものは、機械（九七・七から一〇四・〇）、第一次金属（一三二・九から一四四・六）、輸送用機器（一二七・一から一三一・九）、などである。いうまでもなくこれらは好況産業であり、労働時間の延長の著しい部門であった。相対的に賃金が下落したものは、食料

第96表　産業中分類別賃金格差および現金給与総額上昇率

産業別	31/30年	格差
総数	8.5%	110.1
鉱業	9.4	110.2
製造業	9.8	100.0
武器製造業	—	92.6
食料品製造業	2.4	87.5
煙草製造業	5.0	114.5
紡織業	8.5	62.1
衣服および身回品製造業	1.3	48.6
木材および木製品製造業	6.3	63.6
家具および装備品製造業	4.9	67.5
紙および類似品製造業	4.5	125.9
印刷，出版および類似産業	8.6	113.5
化学工業	8.6	120.3
石油および石炭製品製造業	5.0	138.6
ゴム製品製造業	3.5	80.8
皮革および皮革製品製造業	8.6	85.0
ガラスおよび土石製品製造業	5.1	100.0
第一次金属製造業	15.7	144.6
金属製品製造業	7.9	96.2
機械製造業	16.2	104.0
電気機械器具製造業	9.3	107.4
輸送用機械器具製造業	13.4	131.9
精密機械製造業	6.3	100.2
その他の製造業	0.6	64.5
卸売および小売業	4.1	101.9
金融および保険業	6.0	145.3
不動産業	—	119.6
運輸通信およびその他の公益事業	8.3	128.7
運輸業	9.4	123.7
通信業	6.9	128.0
その他の公益事業	5.8	157.3
建設業	8.9	86.7
総合工事業	8.9	85.2
職別工事業	6.8	94.9

〔備考〕労働省「毎月勤労統計調査結果表」より算出。

品（九六・五から八七・五）、（一一七・七から一一四・五）、木材および木製品（六六・九から六三・六）、家具および装備品（七四・二から六七・五）、化学（一二二・二から一二〇・三）などである。

製造業を一〇〇として指数がもっとも高いのは、前年と同様にその他の公益事業（一五七・三）であり、逆に指数のもっとも低いのは衣服および身回品（四八・六）であるが、両者とも前年より低い指数を示していることは機械部門を含む製造業の賃金が相対的に高くなったためである。

賃金の規模別格差を対前年上昇率を通じてみると（第97表）、一人平均月間当り現金給与総額では、規模五〇〇人以上が一〇・一%の上昇であるのにたいして、規模一〇〇人～四九九人が八・二、規模三〇人～九九人が六・六となっており、規模の大きな企業ほど上昇率が高くなっている。五五年は、企業規模別の上昇率が五・六、四・七、五・〇とそれほど大きな開きはなかったが、五六年においては、企業規模別の格差がいっそう拡大してきたといってよいであろう。

規模別の現金給与額の推移を第98表と第99表によってみると、まず鉱業では五〇〇人以上を一〇〇とすると、一〇〇～四九九人の企業の場合上期は三月九四・二、六月八〇・〇などと大体八〇程度の指数を示しているにかかわらず、下期は八月六九・六と低下し、そ

第97表　賃金の規模別上昇率（対前年）

規模別／年別	現金給与総額 一人平均月間当り		
	規模 500人以上	規模 100～499	規模 30～99
1953 年	112.9	113.2	114.4
1954 年	107.0	104.9	107.9
1955 年	105.6	104.7	105.0
1956 年	110.1	108.2	106.6

〔備考〕 労働省「毎月勤労統計調査結果表」による。

れ以後は大体七五・六になっている。三〇～九九人の企業の場合は上期下期に顕著なちがいはみられないが六月あるいは一二月など一時金の支給される時期には指数が著しく低下している。このことは一時金の規模別格差が特に大きいことの反映であるといってよい。製造業の場合、五〇〇人以上の企業を一〇〇として一〇〇～四九九人の企業の賃金指数は大体七五前後であるが、六月（六九八）、一二月（六七・〇）が若干低くなっている。この点は三〇人～九九人の企業になるとさらに明瞭に現われ、だいたい六〇前後で推移しているにかかわらず六月（四七・七）、七月（四七・八）、一二月（四四・九）と極端に低くなっている。製造業においても一時金の規模別格差は大きいといってよいのである。

以上に述べた規模別格差は規模三〇人以上の企業についてみたのであるが、規模三〇人未満の企業をも含めた賃金格差を失業保険料申告書の統計（第100表）によってみると、全産業の五〇〇人以上の規模の賃金を一〇〇とすると、二〇～二九人六二・九、一〇人～一九人五九・一、九人以下五七・〇と著しく格差が開いている。しかも前年に比べると、二〇人～二九人の規模では六六・五から六二・九、一〇人～一九人の規模では六三・一から五九・一、九人以下の規模では六一・三から五七・〇と、いずれも指数が低下しており、

第98表　鉱業における規模別一人平均月間現金給与額　　（単位　円）

500人以上＝100

規模別／月別	規模計	500 人以上	100～499人	30～99人
1956年 1月	17,753	19,194 (100.0)	15,302 (79.7)	12,459 (64.9)
2月	17,120	18,509 (100.0)	14,731 (79.6)	12,077 (65.2)
3月	15,650	16,159 (100.0)	15,218 (94.2)	12,591 (77.9)
4月	18,693	20,553 (100.0)	15,187 (73.9)	12,791 (62.2)
5月	18,243	19,660 (100.0)	15,715 (79.9)	13,286 (67.6)
6月	21,062	22,780 (100.0)	18,230 (80.0)	14,321 (62.9)
7月	22,263	24,113 (100.0)	19,010 (78.8)	15,522 (64.4)
8月	21,961	24,492 (100.0)	17.040 (69.6)	14,101 (57.6)
9月	18,201	19,802 (100.0)	15,168 (76.6)	13,009 (65.7)
10月	18,877	20,554 (100.0)	15,741 (76.6)	13,252 (64.5)
11月	18,752	20,450 (100.0)	15,469 (75.6)	13,377 (65.4)
12月	34,078	37,116 (100.0)	29,063 (78.3)	22,137 (59.6)

〔備考〕 労働省「毎月勤労統計調査結果表」による。

第99表　製造業における規模別一人平均月間現金給与総額　（単位　円）

500人以上＝100

規模別／月別	規模計	500 人以上	100～499人	30～99人
1956年 1月	15,914	20,042 (100.0)	14,464 (72.2)	11,601 (57.9)
2月	15,598	18,923 (100.0)	14,569 (77.0)	11,949 (63.1)
3月	15,478	18,831 (100.0)	14,457 (76.8)	11,812 (62.7)
4月	15,925	19,539 (100.0)	14,682 (75.1)	12,201 (62.4)
5月	15,623	19,448 (100.0)	14,328 (73,7)	11,679 (60.1)
6月	20,435	26,987 (100.0)	18,840 (69.8)	12,876 (47.7)
7月	22,214	29,681 (100.0)	19,923 (67.1)	14,174 (47.8)
8月	16,647	20,242 (100.0)	15,456 (76.4)	12,882 (63.6)
9月	16,055	19,727 (100.0)	14,767 (74.9)	12,286 (62.3)
10月	16,179	19,982 (100.0)	14,728 (73.7)	12,406 (62.1)
11月	16,692	20.854 (100.0)	14,994 (71.9)	12,664 (60.7)
12月	33,407	45,022 (100.0)	30,181 (67.0)	20,217 (44.9)

〔備考〕 労働省「毎月勤労統計調査結果表」による。

第100表　失業保険保険料申告書による現金給与総額の規模別格差

		計	500人以上	200人～499人	100人～199人	50人～99人	30人～49人	20人～29人	10人～19人	9人以下
全産業	26 年	82.7	100.0	88.8	80.3	71.3	65.7	61.1	55.0	52.7
	27 年	82.2	100.0	85.4	75.0	70.4	66.2	60.4	54.8	53.1
	28 年	81.2	100.0	81.8	73.6	70.2	65.9	60.4	56.3	54.1
	29 年	81.0	100.0	82.5	74.9	71.2	67.3	61.2	57.5	56.0
	30 年	82.0	100.0	84.0	76.1	73.7	69.4	66.5	63.1	61.3
	31 年	79.0	100.0	79.8	73.5	70.0	66.9	62.9	59.1	57.0

〔備考〕 1) 労働省調「失業保険保険料申告書による賃金統計」による。
2) 各年とも　5月。
3) 規模 500 人以上＝100。

大企業と小企業の賃金格差がますます拡大していることが示されている。このような状態のもとでは、もはや最低賃金制の実施は不可欠の問題になっているといえるであろう。

賃金の地域別格差は（第101表）、東京を一〇〇として鉱業においてもっとも高いのは、愛媛六一・五、次いで北海道五九・二、兵庫五六・六、新潟五五・三となっている。前年は北海道でもっとも高く、愛媛がこれに次いでいたものが、順序が逆になった。低いのは愛知二八・五、宮城三二・三、山形三六・九、広島三六・九などであるが、賃金の地域別格差は前年に比べると拡大しているといってよい（すなわち愛知は五五年三〇・九から二八・五に低下してい

第101表　鉱業，製造業における府県別平均賃金指数
（東京＝100）—1956年—

		鉱業	製造業
北海道		59.2	94.4
青森		49.7	71.8
岩手		54.9	105.1
宮城		32.3	67.4
秋田		53.2	77.6
山形		36.9	54.3
福島		43.1	72.0
茨城		42.4	79.2
栃木		44.7	71.6
群馬		47.4	57.3
埼玉		51.1	69.1
千葉		*	82.5
東京		100.0	100.0
神奈川		*	117.1
新潟		55.3	76.7
富山		*	80.4
石川		*	57.3
福井		36.6	53.8
山梨		*	44.4
長野		*	59.6
岐阜		51.8	63.7
静岡		50.3	76.1
愛知		28.5	71.8
三重		54.7	74.7
滋賀		*	74.5
京都		*	81.0
大阪		*	91.0
兵庫		56.6	99.5
奈良		*	59.6
和歌山		57.3	75.9
鳥取		*	52.8
島根		34.0	65.0
岡山		52.2	72.3
広島		36.9	87.9
山口		45.7	109.6
徳島		*	57.1
香川		—	65.7
愛媛		61.5	80.3
高知		*	67.4
福岡		50.2	117.6
佐賀		49.1	62.5
長崎		47.5	120.8
熊本		34.4	80.4
大分		39.8	73.2
宮崎		51.5	83.8
鹿児島		*	52.6

〔備考〕1)　＊印は調査事業所4以下のため，本表には掲載しないものであり，—印は調査事業所がないことを示す。
2)　労働省「毎月勤労統計調査結果表」による。

る）。製造業でもっとも高いのは、長崎一二〇・八、次いで福岡一一七・六、神奈川一一七・一などであり、前年もっとも高かった福岡が長崎に席をゆずっていることがめだっている。これは長崎造船その他の賃金増加を反映しているものであろう。賃金が低いのは、山梨四四・四、鹿児島五二・六、鳥取五二・八、福井五三・八、山形五四・三などであるが、製造業の地域別格差は、鉱業よりも小さいばかりでなく、まだ前年に比べると多少縮小をみている（五五年は、山梨四二・七）。

第三節　賃金の労働者種類別・男女別・年齢別・学歴別格差

賃金を労働者の種類別にみると（第102表）、まず現金給与総額では管理、事務および技術労働者を一〇〇として、生産労働者鉱業六四・二、製造業五九・五となっている。前年は鉱業六七・二、製造業六〇・二であったから、五六年には格差がいっそう開いたわけである。また定期給与は鉱業七二・二、製造業六三・八、臨時給与は鉱業三二・八、製造業四一・一である。

次に労働者の種類別に定期給与額の対前年上昇率をみると（第103表）、比較的上昇率の高いのは起重機運転工（男、一〇％）、汽罐工（男、八％）、技術管理職員（男、八％）などであり、比較的上昇率が低いのは、邦文タイピスト（女、四％）、内線電話交換手（女、四％）などである。前年は、生産労働者よりも管理労働者の上昇率が高いのが特徴であったが、五六年は生産労働者の上昇率もかなり高い。上昇率が低いのは、いずれも女子の職種である。

賃金の男女別格差をみると（第104表）、まず現金給与総額では、男子を一〇〇とすると女子鉱業四三・五、製造業三八・二であり、前年が四三・九、三九・五であったから、男女の賃金格差はますます開いてきたことになる。一九四八年には製造業の女子の賃金は、男子の四三・一にあたっていたから、この頃を頂点として男女の賃金格差は年々拡大している。きまって支給する給与は鉱業四二・七、製造業三九・三であり、また特別に支払われた給与は、鉱業四九・三、製造業三二・三である。特別に支払われた給与は、鉱業が多少多く、製造業が少ないことがめだっている。

学歴別に賃金をみると（第105表）、前年と同様に学歴が高ければ

第102表　常用労働者の種類別・給与内訳別一人平均一ヵ月間現金給与額ならびに臨時・日雇労働者一人一日平均現金給与額　（規模計，1956年，平均）

産業別＼労働者の種類／給与内訳	常用労働者 合計 現金給与総額	合計 定期給与	合計 臨時給与	生産労働者 現金給与総額	生産労働者 定期給与	生産労働者 臨時給与	管理，事務および技術労働者 現金給与総額	管理，事務および技術労働者 定期給与	管理，事務および技術労働者 臨時給与	臨時および日雇労働者の一人一日平均現金給与額
総数	22,201	16,862	3,339	*	*	*	*	*	*	381
鉱業	20,221	17,645	2,576	18,451	16,544	1,907	28,722	22,915	5,807	341
製造業	18,347	15,569	2,779	15,969	13,851	2,118	26,852	21,703	5,149	359

〔備考〕 *印は種類別の調査を行っていない。
労働省「毎月勤労統計調査結果表」より算出。

賃金が高くなる傾向が明らかである。すなわち全産業では旧制大学・新制大学卒を一〇〇とすると小学・新中卒七四・六、旧中・新高卒八四・二、旧高専・短大卒九五・三となっている。金属鉱業と紡織業において旧高専、短大卒がそれぞれ一〇〇・九、一〇九・一を示しているのは、これらの産業の場合高専出で勤続年数

第103表　職種別賃金前年上昇率

	平均月間きまって支給する給与額 1955年4月	1956年4月	対前年比
事務管理職員（男）	35,357	37,539	106%
技術管理職員（男）	34,279	37,184	108
事務職員（男）	18,700	19,777	106
技術職員（男）	21,220	22,397	106
事務職員（女）	9,484	10,050	106
自家用貨物自動車運転手（男）	13,542	14,303	106
守衛（男）	19,379	20,595	106
電工（男）	16,759	17,994	107
運搬工（男）	14,954	16,018	107
邦文タイピスト（女）	10,650	11,073	104
内線電話交換手（女）	10,809	11,282	104
起重機運転工（男）	22,157	24,312	110
汽罐工（男）	19,415	20,970	108

〔備考〕 労働省「職種別等賃金実態調査結果報告書」による。

第104表　常用労働者の性別一ヵ月平均現金給与総額（規模計，1956年）

産業別＼性別	現金給与総額 総数	男子	女子	きまって支給する給与 総数	男子	女子	特別に支払われた給与 総数	男子	女子
総数	20,201	23,955	10,160	16,862	19,946	8,604	3,339	4,008	1,556
鉱業	20,221	21,198	9,227	17,645	18.511	7,904	2,576	2,686	1,323
製造業	18,347	23,156	8,845	15,569	19,556	7,682	2,779	3,600	1,163

〔備考〕 労働省「毎月勤労統計調査結果表」より算出。

第105表　学歴別賃金格差

学歴別	全産業	金属鉱業	第一次金属製造業	紡織業
学歴計	22,129(86.0)	22,527(78.0)	25,107(95.1)	23,233(93.1)
小学・新中卒	19,212(74.6)	17,514(60.6)	21,660(82.1)	18,336(73.5)
旧中・新高卒	21,671(84.2)	21,384(74.0)	24,977(94.6)	22,026(88.3)
旧高専・短大卒	24,542(95.3)	29,159(100.9)	26,386(100.0)	27,206(109.1)
旧大・新大卒	25,741(100.0)	28,894(100.0)	26,390(100.0)	24,944(100.0)

〔備考〕 1)　年齢30歳以上35歳未満の男子事務職員。
2)　労働省「職種別等賃金実態調査結果報告書」による。

第106表　勤続年数別賃金格差　(事務職員・男)

勤続年数別	全産業	金属鉱業	第一次金属製造業	紡織業
6ヵ月未満	10,296(29.4)	10,745(37.7)	12,798(37.0)	9,858(32.7)
6ヵ月以上1年未満	11,603(33.1)	12,968(45.4)	15,391(44.5)	11,033(36.6)
1年以上 2年未満	12,310(35.1)	14,632(51.3)	14,052(40.6)	13,611(45.1)
2年以上 3年未満	13,408(38.2)	15,094(52.9)	15,348(44.4)	13,909(46.1)
3年以上 5年未満	15,409(44.0)	16,991(59.5)	18,181(52.6)	14,987(49.7)
5年以上10年未満	19,195(54.8)	19,005(66.6)	22,158(64.1)	19,323(64.0)
10年以上15年未満	23,967(68.4)	25,239(88.4)	28,803(83.3)	27,922(92.5)
15年以上20年未満	28,640(81.7)	27,579(96.6)	31,506(91.1)	35,982(119.2)
20年以上	35,054(100.0)	28,535(100.0)	34,573(100.0)	30,180(100.0)

〔備考〕 労働省「職種別等賃金実態調査結果報告書」による。

の多い技術員がいるためであろう。

勤続年数別に賃金をみると（第106表）事務職員の場合勤続年数が多くなるにしたがって賃金が増加する傾向は、どの産業においても共通している。しかも一〇年以上勤続すると、賃金は急激に上昇することがめだっている（たとえば全産業では一〇年未満五四・八から一〇年以上六八・四、金属鉱業では六六・六から八八・四、第一次金属では六四・一から八三・三、紡織業では六四・〇

第107表　経験年数別賃金格差　(旋盤工．男)

経験年数別	第一次金属製造業	機械製造業
6ヵ月未満	11,361(43.7)	6,328(28.3)
6ヵ月以上1年未満	9,089(35.0)	6,637(29.7)
1年以上 2年未満	9,620(37.0)	7,263(32.5)
2年以上 3年未満	10,743(41.4)	8,225(36.8)
3年以上 5年未満	14,742(56.7)	10,251(45.9)
5年以上10年未満	21,003(80.8)	14,896(66.6)
10年以上15年未満	22,320(85.9)	18,605(83.2)
15年以上20年未満	24,718(95.1)	21,262(95.1)
20年以上	25,980(100.0)	22,350(100.0)

〔備考〕 労働省「職種別等賃金実態調査結果報告書」による。

から九二・五といった具合である)。経験年数別に賃金の格差をみると(第107表)、旋盤工の場合第一金属も、機械製造業も、経験年数が増加するにつれて賃金も増加している。すなわち第一次金属では、二〇年以上を一〇〇とすると、一〇年以上一五年未満八五・九、三年以上五年未満五六・七、六ヵ月未満四・三七であり、機械製造業では、二〇年未満を一〇〇とすると、一〇年以上一五年未満八三・二、三年以上五年未満四五・九、六ヵ月未満二八・三となっている。いずれにせよわが国の賃金構造は、勤続あるいは経験の要因によって規定されているといってよい。

年齢別に賃金をみると(第108表、第109表)、まず事務職員の場合金属鉱業では一八歳未満一九・六、二〇歳以上二五歳未満四三・三、三〇歳以上三五歳未満八二・八という具合に年齢が増加するにつれて賃金が増大し、三五歳以上四〇歳未満で最高に達し、年齢がそれ以上になるとふたたび低落をみせている。第一次金属の場合は、四〇歳以上五〇歳未満が、また紡織業は三五歳以上四〇歳未満が最高である。いずれにせよ年齢は、勤続、経験とならんでわが国の賃金構造を規定するおもな要因なのである。次に年齢別に賃金の最高最低格差をみると、事務職員の場合金属鉱業一〇〇対一九・六、第一次金属一〇〇対二二・四、紡織業一〇〇対二三・六であり、旋盤工の場合第一次金属一〇〇対二五・九、機械製造業一〇〇対二五・七である。事務職員の方が最高最低の格差が大きいといえるであろう。

第108表　年齢別賃金格差　(旋盤工・男)

年齢別	第一次金属製造業	機械製造業
18歳未満	7,103(25.9)	5,929(25.7)
18歳以上20歳未満	9,161(33.5)	8,021(34.8)
20歳以上25歳未満	14,225(51.8)	11,573(50.1)
25歳以上30歳未満	19,351(70.5)	16,220(70.3)
30歳以上35歳未満	22,888(83.4)	19,651(85.2)
35歳以上40歳未満	25,148(91.6)	22,212(96.3)
40歳以上50歳未満	27,452(100.0)	23,077(100.0)
50歳以上60歳未満	24,570(89.5)	19,709(85.4)
60歳以上	18,630(67.9)	16,961(73.5)

〔備考〕労働省「職種別等賃金実態調査結果報告書」による。

第109表　年齢別賃金格差　(事務職員・男)

年齢別	金属鉱業	第一次金属製造業	紡織業
18歳未満	*5,323(19.6)	*6,933(22.4)	*6,200(23.6)
18歳以上20歳未満	8,278(30.4)	9,073(29.3)	7,246(27.6)
20歳以上25歳未満	11,783(43.3)	14,215(45.8)	11,634(44.3)
25歳以上30歳未満	16,828(61.8)	18,959(61.2)	16,844(64.2)
30歳以上35歳未満	22,527(82.8)	25,107(81.0)	23,233(88.5)
35歳以上40歳未満	27,212(100.0)	29,565(95.4)	26,241(100.0)
40歳以上50歳未満	26,462(97.2)	31,004(100.0)	25,838(98.5)
50歳以上60歳未満	26,295(96.6)	28,888(93.2)	23,028(87.8)
60歳以上	22,044(81.0)	15,616(50.4)	17,419(66.4)

〔備考〕＊印は調査労働者が4人以下の場合の平均賃金である。
労働省「職種別等賃金実態調査結果報告書」による。

第四節　賃金支払形態

日経連が関東経営者協会傘下の会社を対象として実施した三一年

第110表　賃金形態に対する製造業各社の関心傾向

	項目	実施段階に移行中のもの					研究計画中のもの					未着手の関心あるもの					計				
		A	B	C	D	計	A	B	C	D	計	A	B	C	D	計	A	B	C	D	計
製造業	給与体系の合理化			2		2		4	1		5			2		2		4	5		9
	定期昇給制度			2		2			7	4	11	1	1		4	6	1	1	9	8	19
	標準基本給の合理化		1		1					1	1								1	1	2
	定期昇給基準の設定						1			1								1			1
	昇給効果の測定							1		1									1		1
	昇給時期の一本化														1	1				1	1
	昇給規則の改訂									1	1									1	1
	初任給の改訂									1	1									1	1
	職務給制度の合理化			1	1		1	3		4		1	2	2	5		2	5	3	10	
	能率給制度の合理化			3	3		1	2		3		1	1	1	4		1	2	3	4	10
	業績給制度の合理化	1			1			2		2								1	2		3
	作業手当の合理化			1	1			1		1									1	1	2
	地域給の検討							1	1	2									1	1	2
	標準請負制の確立	1			1									1		1		1			1
	役付手当の合理化																		1		1
	賞与支給方式の検討							1	1	2									1	1	2
	年間臨時給制								1	1					4	4				5	5
	利益分与制度の確立						1			1								1			1
	退職金制度			1	1		4	3		7		1	3	1	5		5	6	2	13	
	年金制							1	1	2			2	3	5			3	4	7	
	品質保持のための固定給比増加			1	1														1	1	
	適正人件費の算出												1		1				1	1	
	賃金制度の合理化					1			1	2				1	1	1			2	3	
	給与支払日の月一回化		1		1													1		1	
	臨時工賃金の適正化			1	1													1		1	
	計	2	7	7	16	1	12	23	12	48	2	4	12	17	35	3	18	41	37	99	

〔備考〕 A＝100人未満の企業　B＝100人～499人の企業　C＝500人～1999人の企業　D＝2000人以上の企業

七月末現在の実情調査によれば、賃金形態に対する製造業各社の関心傾向は（第110表）のようなものである。この表によると、もっとも多いのは定期昇給制度であり、一九件を数えている。このことは賃金値上げ闘争を定期昇給制度にすりかえて賃金ストップを実現しようとする意図が強く現われていることを物語っている。

次に多いのは退職金制度であり、一三件を数える。これは労働組合の退職金要求が熾烈化してきたことに対応する現象だといえよう。能率給制度と業績給制度の合理化は、これまたかなり多く一三件にのぼっている。ここでいわれている合理化の方向は、生産高が上昇しても割増が逓減することをめざしているといってよい。また職務給制度の合理化は、一〇件であるが

これは必ずしも厳密な意味での職階制（職務分析・職務評価に基いた）の確立を意図するものばかりでなく、基本給のなかに職階制的要素を導入し、基本給を労務管理体制に対応した構造に再編しようとする方向も含まれていると考えられる。また生産高の上昇が賃金の増加となってはねかえるのを阻止するために、能率給を固定給に変えようとする動きも含まれているとみるべきであろう。

このほかにやや大きな数字を示しているものに年間臨給制の確立（五件）がある。一時金は、従来夏季あるいは年末などに臨時的に支払われていたものであり、その時々における企業の営業成績や労資の力関係に応じてきわめて変動しやすい性格をもっていた。このような状態は、資本にとって企業の長期計画をたてるために大きな障害となり、したがって生産性向上運動の推進にも支障をきたすことになる。かくして資本は年間臨給制度を確立して、臨時給与を固定化し、企業の長期計画体制をうちたてることを意図しているのである。

そこで次に職務給と定期昇給制度の具体例をあげておこう。まず職務給の代表的なものとしては東京電力の職務給がある。これは五五年六月に会社から東電労組に提案され、後約半ヵ年、三〇数回に及ぶ交渉の結果、同年一一月三〇日に妥結したものである。東京電力の職務給は、基本給と諸手当からなりたっている。そして基本給表は、一八職級で号俸は四一ないし五二段階になっている。いうまでもなく職務給においてもっとも重要なのは、職務評価と人事考課であるが、それは次のようなものである。

職務評価要綱

一　目的　職務の経営内における相対的価値を評価し、その評価にしたがって、各職務をそれぞれの職級に分類して基本給決定の基準とする。

二、対象　現業、非現業の各職務を評価対象とするが、使用者の利益を代表する職務は除外する。

三、方法　全事業場の全職務の中から業務の各系統にわたって基準となる職務を選び、この基準職務について次に述べる点数法によ

要素		要素の定義
潜在力	基礎知識	職務を遂行するために必要な理論的、基礎知識の程度
	習熟	職務を普通に行うために必要な経験度業務関連知識、技能習得の程度
現出力　精神的負荷	判断	職務上起る問題を理解し、推理し、処置するにあたり要する頭脳活動の程度
	心的緊張	職務の遂行上要求される感覚的緊張の程度
現出力　肉体的負荷	肉体的負荷	職務の遂行上要求される肉体的消耗の程度
	災害危険	職務が惹起する災害および職業病の程度
	作業環境	職務遂行場所の環境条件の程度
責任	指導監督責任	職務が必要とする統卒力、教育力、協同性等の程度
	業務責任	業務運営上の責任および結果に対する責任の程度

って評価する。基準職務以外の職務については、基準職務を柱として各要素毎に比較を行って評価するいわゆる伍間増加の方法による。

四、基準職務の職務評価

(1) 職務調査　各職務の必要とする労働の質と量を把握できるように、その内容を具体的且つ詳細に調査分析する。

(2) 評価要素および等級区分　前記調査に基き、各職務を次の評価要素毎に別表の「職務等級区分基準表」にしたがって、等級を決定する（一〇四頁表参照）。

(3) 評価点数の算出

イ、各評価要素の等級に対しては次の表により評点を付与する。等級を評点に換算する方式としてはウェバー・フェヒナーの法則による。

等級	点数
0	7
0.3	7.5
0.5	8
0.7	9
1	10
1.3	11
1.5	12
1.7	13
2	14.5
2.3	16
2.5	18
2.7	19.5
3	21
3.3	23.5
3.5	26
3.7	28.5
4	31
4.3	34.5
4.5	38
4.7	42
5	46

等級	点数
5.3	51
5.5	56
5.7	61
6	67
6.3	74
6.5	81
6.7	90
7	99
7.3	108
7.5	119
7.7	131
8	144
8.3	159
8.5	175
8.7	192
9	211

ロ、評価要素毎の点数に次のウェイトを乗じたものの総和をその職務の評価点数とする。

評価要素	ウェイト
知識	1
習熟	1
判断	½
心的緊張	½
肉体負荷	½
災害危険	¼
作業環境	¼
指導監督責任	1
業務責任	1

(4) 職務区分　以上の方法によって評価された職務を各々の点数にしたがい、次の区分によって職級に編入する。

等級	評点区分（点以上 ～ 点未満）
1	66～ 74
2	74～ 83
3	83～ 93
4	93～104
5	104～116
6	116～130
7	130～145
8	145～162
9	162～181
10	181～202
11	202～226
12	226～252
13	252～281
14	281～314
15	314～351
16	351～392
17	392～438
18	438～489

人事考課要綱

一、目的　人事考課は各人の能力発揮の度合を評定し、併せて潜在能力による補正を行い基本給額を決定するものである。

二、被評定者の分類　職務を職能により次の通り分類しそれぞれについて評定要素並にウェイトを設けるものとする。

(1) 管理職　監督的職務にある役職者

(2) 一般職(A)　主として被監督的職務にある机上職務者

(3) 一般職(B)　主として現業機関の被監督的職務に従事するものを監督する職務にある者

(4) 一般職(c)　主として現業機関の被監督的職務に従事する者

三、評定要素及び等級区分

(1) 評定要素

精神力……┌理解力
　　　　　├企画力
　　　　　└指導力

勤務態度……┬担務任務力
　　┬責任感力
　　┬積極性
　　┬融和性
　　└注意力

仕事の実績……┬処理力
　　└交渉力

(2)　各評定要素の定義及び等級区分の基準は別紙の通りとする。

四、評定要素のウェイト　次表の通りとする。

		管理職	一般職 A	一般職 B	一般職 C
精神力	理解力	1	3	2	2
	企画力	3	1	1	—
	指導力	2	—	2	—
勤務態度	担務感	3	3	4	4
	責任性	3	2	2	2
	積極性	3	2	2	2
	融和性	1	2	2	3
	災害に対する注意力	—	—	1	(0)1
仕事の実績	処理力	2	7	4	(7)6
	交渉力	3	—	—	—
計		20	20	20	20

五、評点算出の方法　各評定項目を五点評価によって評定した点数にそれぞれのウェイトを乗じた和（一〇〇点満点）を以て評点とする。

六、考課の補正　成績考課の総計点を次の補正項目により調整して総合評定を行うものとする。

知識度　　経験度

定期昇給制度は、最近長期協定として締結される事例が増加してきた。日産自動車やスタンダード・オイルなどはその代表的なものだといってよい。日本ゴム株式会社の長期昇給協定は、協定期間をあらかじめ三年としたこと、および職掌別、男女別に昇給基準線を設定したことに特徴がある。その具体的内容は次のようなものである。

日本ゴムの長期昇給協定の概要協定の内容

「定期昇給に関する協定書」

日本ゴム株式会社と日本ゴム労働組合は、定期昇給に関し次の通り協定する。

1　昇給金額　別紙の通り

2　昇給期日　三月一日（但し三一年度については四月一日とする）

3　協定期間　自昭和三一年四月二八日、至昭和三三年四月二七日（昭和三一年四月二八日）

〈別紙〉　昇給金額決定基準

1　昇給区分　昇給は「係長」「本社扱社員（男子）」「事業所扱社員（男子）」「女子」の区分毎に能力給の一、〇〇〇円単位に段階を設け、それぞれの段階に応じてこれを行う。

2　昇給金額　標準者の昇給金額は次の通りとする。

(イ)　基底昇給金額並びにこれの該当する能力給の増加に応じていい増させる。

	（基底昇給金額）	（該当能力給）
①係　長	九五〇円	一一、〇〇〇円未満
②本社扱社員（男子）	七〇〇〃	六、〇〇〇〃
③事業所扱社員（男子）	二五〇〃	三、〇〇〇〃
④女　子	二五〇〃	三、〇〇〇〃

(ロ)　最高昇給金額並びにこれの該当する能力給段階を次の通りとし、能力給の増加に応じ昇給金額をてい減させる。
但し最終昇給金額を下らない。

	最高昇給金額	該当能力給
①係　長	一、〇〇〇円	一一、〇〇〇円以上一五、〇〇〇円未満
②本社扱社員（男子）	九〇〇〃	八、〇〇〇〃 一一、〇〇〇〃
③事業所扱社員（男子）	七〇〇〃	八、〇〇〇〃 九、〇〇〇〃
④女　子	五〇〇〃	七、〇〇〇〃 八、〇〇〇〃

(ハ)　最終昇給金額並びにこれの該当する能力給段階を次の通りとする。

	最終昇給金額	該当能力給
①係　長	七〇〇円	一七、〇〇〇円以上
②本社扱社員（男子）	六〇〇〃	一二、〇〇〇〃
③事務所扱社員（男子）	五〇〇〃	一二、〇〇〇〃
④女　子	四五〇〃	八、〇〇〇〃

(ニ)　ランク別昇給金額は別表の通り。（編注・本表は事情により公表されていない。）

以上の協定書について、そのおもな事項をあげてみると次のようになっている。

①昇給期日は、毎年三月一日（ただし本年は、四月一日）の一回である。

②昇給額

(イ)　能力給を、二、〇〇〇円を最低として一、〇〇〇円刻みで区分し、それぞれの区分毎に標準昇給額が係長、本社扱社員、事業所扱社員、女子グループ毎に定められている。

(ロ)　昇給額は、能力給がある一定金額に達するまではてい増させその後は逆にてい減するように定められており、これが今回の昇給制度の特徴ともなっている。これは能力給の基準線を次のような曲線で設定して定められたものである。
なお昇給額をグラフに描いてみると右表の通りとなる。最終点以後は横すべりである。

(ハ)　昇給グループは前述（(イ)）のように四区分となっており、その根拠となっている考え方は労働の異質性に基いているが、現実には種々の条件もあって適確にはあらわされてはいない。

(ニ)　本年度の平均昇給額は係長六・七％、本社扱社員七・〇％、事業所扱社員七・三％、女子七・七％、平均五・五％となっている。

③　昇給財源は、現在のところ過去数回にわたって人員整理を実施しているので人員構成上の新陳代謝が殆どない状態にあるため、労務費より支出されることとなっているが、今後、停年（五五歳）退職者の出てくることによって大体五年後には新陳代謝の結果として、昇給財源の相当部分が生み出されることが予測されている。従って前述の能力給曲線の設定はこの事情をも勘案して行われているのである。

④　昇給額決定のための成績査定については、確立した人事考課制度はまだないが、目下検討中である。
本協定の締結で、今後三年間は原則的にはベース・アップは行われず、約束された査定昇給が行われることとなったのであるが、当社ではさらに退職金制度の改訂、職務給の改訂、昇進制度などが検討されているので、近い将来には賃金制度全般を通ずる合理的な管理の実現が期待されている。

第五節　定期給与と臨時給与

五六年における臨時給与（特別に支払われた給与）が現金給与総額に占める比率（第111表）は、年平均において鉱業一二・七％、製造業一五・一％であり、前年は前者が一〇・一、後者が一四・五であったのに比べると両者ともその比率は増加している。

次に臨時給与が現金給与総額中に占める比率を月別にみると、まず鉱業では六月（一四・九）、七月（一八・二）、八月（一八・九）、一二月（四五・五）が大きな比率を占め、しかもいずれも前年同期を上まわっている。また製造業でも六月（二三・一）、七月（三〇・五）、一二月（五一・三）であり、製造業の場合も前年同期より比率は大きくなっている。

第111表　鉱業・製造業における臨時給与の現金給与総額中に占める割合

	鉱　業	製造業
1956年1月	4.5	6.4
2月	0.6	1.4
3月	2.6	1.5
4月	8.0	2.0
5月	2.7	1.9
6月	14.9	23.1
7月	18.2	30.5
8月	18.9	6.9
9月	1.5	1.4
10月	1.1	2.9
11月	1.7	4.7
12月	45.5	51.3
1956年平均	12.7	15.1

〔備考〕 労働省「毎月勤労統計調査結果表」より算出。

夏季・年末特別給与事業所の分布を第112表によってみると、夏季手当は〇・五〇円以上〇・七五円未満が二一・五％でもっとも多く、前年の一七・六％よりも上まわっている。夏季手当を支給しない事業所は二七・三％であるが、前年の（三四・五％）にくらべると減少している。冬季手当は、一・五ヵ月以上二・〇ヵ月未満が一七・七％を占めてもっとも多く、次いで一・〇ヵ月以上一・五ヵ月未満が一七・二％である。前年にもっとも多かったのは、一・〇ヵ月以上一・五ヵ月未満であるから、五六年の冬季手当は、一般的に増額されたといってよい。冬季手当を支給しない事業所は、一四・六％であり、これまた前年の二一・四％よりも減少している。

第112表　夏季・年末特別給与支給事業所の分布

臨時給与支給割合	夏季 1955年	夏季 1956年	冬季 1955年	冬季 1956年
0.25月未満	8.8％	7.5％	7.2％	5.0％
0.25月以上0.50月未満	14.6	14.0	13.4	13.1
0.50月以上0.75月未満	17.6	21.5	14.8	15.5
0.75月以上 1.0月未満	13.0	14.1	10.6	11.7
1.0月以上 1.5月未満	7.7	9.6	23.6	17.2
1.5月以上 2.0月未満	2.5	4.0	6.4	17.7
2.0月以上 2.5月未満	0.8	1.3	1.6	3.2
2.5月以上 3.0月未満	0.4	0.3	0.7	1.2
3.0月以上	0.2	0.4	0.3	0.9
支給しない事業所	34.5	27.3	21.4	14.6
計	100.0	100.0	100.0	100.0

〔備考〕 1）労働省「毎月勤労統計調査結果表」による。
2）臨時給与の支給割合とは1人当り月間きまって支給する給与額に対する臨時給与額の割合である。

臨時給与を産業別にみると（第113表）、六月にもっとも多く支給している産業は、その他の公益事業（二万五六五六円）、次いで石油および石炭製品（二万三二三五円）であり、七月は、輸送用機械機具（一万四一六二円）、紙および類似品（一万二九九九円）、第一

第113表　産業別にみた定期給与と臨時給与　（常用労働者）

（単位　円）

産業別 ＼ 月別 / 給与内訳	1月 定期給与額	1月 臨時給与額	2月 定期給与額	2月 臨時給与額	3月 定期給与額	3月 臨時給与額	4月 定期給与額	4月 臨時給与額	5月 定期給与額	5月 臨時給与額	6月 定期給与額	6月 臨時給与額
総数	16,461	953	16,618	173	16,410	1,533	16,831	658	16,705	412	16,961	6,485
鉱業	16,959	794	17,018	102	15,250	400	17,198	1,495	17,753	490	17,918	3,144
製造業	14,896	1,018	15,382	216	15,241	237	15,599	326	15,331	292	15,713	4,722
武器製造業	13,422	2,305	14,450	0	14,058	0	14,205	0	13,683	0	14,685	3,292
食料品製造業	12,903	499	13,054	410	12,681	1,570	13,087	638	12,952	402	13,121	5,230
煙草製造業	16,448	1,459	16,421	0	17,909	2,559	16,714	178	16,744	0	17,178	11,522
紡織業	9,422	489	9,901	145	9,632	51	9,965	86	9,495	90	9,860	3,303
衣服および身回品製造業	7,591	592	7,970	232	8,099	149	8,211	59	7,795	24	8,066	1,452
木材および木製品製造業	9,859	196	10,550	250	10,494	250	10,734	79	10,658	17	10,711	818
家具および装備品製造業	10,594	207	11,626	17	11,485	60	11,748	103	11,449	54	11,610	559
紙および類似品製造業	18,695	2,811	18,623	431	18,335	139	18,699	1,080	18,808	881	18,926	5,039
印刷出版および類似産業	16,949	883	17,553	361	17,410	316	18,072	1,159	17,561	158	17,925	7,325
化学工業	17,502	2,633	17,486	128	17,096	325	17,696	663	17,585	659	18,047	8,921
石油および石炭製品製造業	19,883	416	19,581	75	19,349	187	19,939	233	19,978	5,590	20,215	23,235
ゴム製品製造業	11,957	1,052	12,440	137	12,601	189	12,758	14	12,131	10	12,579	2,622
皮革および皮革製品製造業	12,988	1,192	13,879	71	13,579	0	14,330	0	13,718	0	14,150	2,499
ガラスおよび土石製品製造業	15,447	967	15,694	670	15,336	107	15,773	480	15,658	76	15,711	5,578
第一次金属製造業	21,274	1,307	21,342	55	21,412	70	21,745	474	21,899	448	21,983	6,507
金属製品製造業	14,539	692	15,656	37	15,381	104	15,468	70	14,910	214	15,682	3,276
機械製造業	15,385	688	16,353	293	16,254	154	16,890	151	16,639	111	17,197	2,273
電気機械器具製造業	16,377	508	16,944	6	16,884	38	16,889	227	16,628	287	17,326	7,165
輸送用機械器具製造業	19,198	1,304	20,145	328	20,308	117	20,836	81	20,675	233	21,170	2,133
精密機械製造業	15,481	322	16,179	2	15,683	301	16,177	76	15,651	84	16,072	2,817
その他の製造業	9,972	478	10,812	553	10,666	237	10,913	109	10,387	33	10,780	1,033
卸売および小売業	15,393	1,410	15,050	299	15,041	1,018	15,245	1,769	15,209	940	15,204	5,580
金融および保険業	19,995	717	19,518	106	19,602	12,453	20,319	2,753	19,753	1,875	20,169	12,968
不動産業	18,584	315	17,963	267	17,893	225	18,426	412	17,897	992	18,112	12,491
運輸通信およびその他の公益事業	19,431	771	19,152	71	19,140	2,662	19,319	399	19,439	188	19,465	10,458
運輸業	18,974	860	18,667	70	18,514	2,343	19,044	329	19,051	175	18,867	6,774
通信業	19,025	162	18,965	30	19,230	4,965	18,261	91	18,926	56	19,079	13,716
その他の公益事業	22,505	1,311	22,014	142	22,301	517	22,531	1,281	22,346	469	23,277	24,656
建設業	13,088	318	13,665	116	13,948	105	13,749	176	13,872	242	14,171	4,522
総合工事業	12,804	357	13,336	90	13,667	47	13,429	175	13,637	77	13,881	4,540
職別工事業	14,796	84	15,624	271	15,607	444	15,580	182	15,162	1,148	15,744	4,426

産業別 ＼ 月別 / 給与内訳	7月 定期給与額	7月 臨時給与額	8月 定期給与額	8月 臨時給与額	9月 定期給与額	9月 臨時給与額	10月 定期給与額	10月 臨時給与額	11月 定期給与額	11月 臨時給与額	12月 定期給与額	12月 臨時給与額
総数	16,841	5,976	16,803	1,573	17,048	981	17,069	656	17,162	858	17,440	19,808
鉱業	18,211	4,052	17,816	4,145	17,929	272	18,676	201	18,433	319	18,583	15,495
製造業	15,443	6,771	15,494	1,153	15,838	217	15,703	476	15,913	779	16,271	17,136
武器製造業	13,829	8,528	14,026	588	15,573	99	14,416	0	14,881	0	14,799	17,021
食料品製造業	13,111	5,416	13,114	2,256	13,194	921	13,334	1,050	13,433	971	18,618	15,584
煙草製造業	17,597	1,309	17,421	2,049	17,274	0	17,372	0	17,528	1	17,390	27,105
紡織業	9,670	2,444	9,542	1,122	9,957	45	9,810	113	9,980	128	10,153	11,252
衣服および身回品製造業	7,765	990	7,535	912	8,033	69	8,130	225	8,294	85	8,592	6,087
木材および木製品製造業	10,747	1,174	10,644	1,924	10,874	162	10,783	202	10,843	121	11,327	6,530
家具および装備品製造業	11,375	1,384	11,506	626	11,886	112	11,958	114	12,355	6	12,922	4,849
紙および類似品製造業	18,840	12,999	18,630	2,937	18,868	143	18,871	1,177	19,102	1,030	19,099	22,969
印刷出版および類似産業	17,810	5,199	17,788	702	18,022	260	18,183	1,007	18,588	918	19,249	16,550
化学工業	17,595	9,444	17,988	1,813	18,154	255	18,019	1,115	18,212	704	18,456	24,336
石油および石炭製品製造業	20,296	2,677	20,236	1,103	20,095	68	19,955	61	20,488	3,873	21,023	29,479
ゴム製品製造業	12,389	6,228	12,415	1,176	12,836	51	12,686	246	12,570	201	12,778	15,845
皮革および皮革製品製造業	13,465	4,741	13,634	499	14,286	120	14,288	1	14,705	2	15,173	9,791
ガラスおよび土石製品製造業	15,301	6,644	15,529	1,471	15,733	54	15,695	688	15,945	188	16,224	15,120
第一次金属製造業	21,839	12,987	22,018	646	22,112	207	21,593	1,223	22,754	3,618	23,147	27,780
金属製品製造業	15,359	4,224	15,328	743	15,920	408	16,064	91	16,194	275	16,858	14,307
機械製造業	16,799	5,834	16,835	1,035	17,523	188	17,291	126	17,387	870	17,846	14,809
電気機械器具製造業	16,947	5,504	16,924	659	17,479	459	17,136	149	16,975	181	17,179	17,482
輸送用機械器具製造業	20,580	14,162	20,800	411	21,046	128	20,912	168	20,688	897	21,535	22,551
精密機械製造業	16,064	80,24	16,221	894	16,683	360	16,502	5	16,500	2	16,675	13,779
その他の製造業	10,562	3,260	10,502	954	10,872	200	10,666	99	10,773	107	11,184	6,759
卸売および小売業	15,324	6,318	15,384	1,618	15,225	892	15,227	1,383	15,349	837	15,763	18,933
金融および保険業	20,187	5,829	19,844	1,029	20,052	11,583	20,785	2,633	20,085	1,400	20,425	25,737
不動産業	17,975	4,358	18,089	167	17,807	213	18,255	566	17,899	1,292	18,702	24,526
輸送通信およびその他の公益事業	19,490	4,587	19,386	1,939	19,583	774	19,630	577	19,713	1,091	19,772	26,408
運輸業	18,847	5,958	18,949	1,796	19,135	914	19,180	80	19,283	1,539	19,290	23,601
通信業	19,450	123	18,609	2,597	18,863	313	18,907	1,989	19,088	145	19,205	30,074
その他の公益事業	22,994	4,666	23,012	1,616	23,181	784	23,285	901	23,122	239	23,399	35,689
建設業	14,481	2,685	14,306	1,016	14,359	105	14,261	81	14,282	391	14,683	12,225
総合工事業	14,267	2,840	14,016	1,041	14,063	106	13,945	51	13,914	239	14,271	12,848
職別工事業	15,646	1,844	15,902	879	15,975	98	15,977	249	16,266	1,207	16,916	8,846

〔備考〕 1) 総数には建設業は含まない。
2) 労働省「毎月勤労統計調査結果表」による。

次金属（一万二九八七円）、となっている。また一二月は、もっとも多いのがその他の公益事業（三万五六八九円）、通信業（三万〇〇七四円）、石油および石炭製品（二万九四七九円）、煙草製造業（二万七一〇五円）である。前年に比べると、一二月の臨時給与において金融および保険業が相対的に若干低下をみせているくらいが異なった現象だといえるであろう。

第六節　賃金不払の状況

一九五六年における賃金不払事件件数は、第114表のように当年把握した件数では、五五年が二万七一一〇件であるのにたいして、一万九四四二件であり、二八・三%の減少となっている。また総不払件数でも、五五年三万一八六五件であるのに対して、二万四五五九件と二五・三%の減少をみている。差引不払件数も五五年五一一七件から四一五八件に低下した。

賃金不払事件金額では、第116表のようにまず当年新たに増加した不払金額が、五五年の七三八万二〇五二円から、二五〇万七八四三円と六六%も減少しており、また総不払金額では、五五年の八八五万七八六六円から、三六七万三三五〇円と五八・五%減少している。さらに差引不払金額も五五年の一一六万五五〇七円から、五六年の五九万三五七二円と大幅に減っている。このように金額の減少率が件数の減少率よりもはるかに大きいことは、比較的大規模の企業が好調だったことを物語るものといえよう。

次に企業規模別の賃金不払発生件数の月別推移をみると（第116表）三〇〇人以上の大企業の比率は、四月以降一%未満になっている。前年はほとんど一・五%以上であったから、五六年においては大企業の賃金不払は著しく減少していることが明らかである。一〇〇人

第114表　賃金不払事件件数

項目 / 年月別	前年（月）より未解決の件数	当年（月）把握した件数	総不払件数	解決件数	差引不払件数
1950年	3,413	29,640	33,053	27,624	5,429
51年	5,429	19,170	24,599	20,798	3,801
52年	3,801	17,880	21,681	18,749	2,932
53年	2,932	20,180	23,112	20,216	2.896
54年	2,896	25,086	27,982	23,227	4,755
55年	4,755	27,110	31,865	26,748	5,117
56年	5,117	19,442	24,559	20,401	4,158
1956年 1月	5,117	1,989	7,106	1,868	5,238
2月	5,238	1,869	7,107	1,796	5,311
3月	5,311	1,699	7,010	1,738	5,272
4月	5,272	1,733	7,005	1,787	5,218
5月	5,218	1,680	6,898	1,746	5,152
6月	5,152	1,495	6,647	1,620	5,027
7月	5,027	1,438	6,465	1,515	4,950
8月	4,950	1,659	6,609	1,602	5,007
9月	5,007	1,448	6,455	14,95	4,960
10月	4,960	1,450	6,410	16,18	4,792
11月	4,792	1,413	6,205	15,06	4,699
12月	4,699	1,569	6,268	21,10	4,158

〔備考〕 労働省「賃金不払事件の状況」による。

第115表　賃金不払事件金額　(単位 1,000円)

年月＼項目	前年（月）より未解決の不払金額	当年（月）新たに増加した不払金額	総不払金額	解決金額	差引不払金額
1950年	1,215,209	13,886,350	15,101,559	13,889,159	1,212,400
51年	1,212,400	6,246,970	7,459,370	6,869,910	589,460
52年	589,460	4,733,233	5,322,693	5,007,795	314,898
53年	314,898	3,895,032	4,209,929	3,766,520	443,409
54年	443,409	9,162,392	9,605,801	8,129,987	1,475,814
55年	1,475,814	7,382,052	8,857,866	7,692,360	1,165,507
56年	1,165,507	2,507,843	3,673,350	3,079,778	593,572
1956年 1月	1,165,507	351,697	1,517,204	347,975	1,169,229
2月	1,169,229	278,801	1,448,029	310,421	1,137,608
3月	1,137,608	277,772	1,415,380	341,867	1,073,513
4月	1,073,513	252,610	1,326,123	308,999	1,017,124
5月	1,017,124	213,480	1,230,604	268,530	962,074
6月	962,074	199,838	1,161,912	233,509	928,403
7月	928,403	206,394	1,134,796	240,823	893,973
8月	893,973	175,517	1,069,490	202,592	866,898
9月	866,898	140,398	1,007,296	181,313	825,983
10月	825,983	157,876	983,859	184,189	799,670
11月	799,670	127,956	927,625	198,516	729,109
12月	729,109	125,504	854,613	261,041	593,572

〔備考〕 労働省「賃金不払事件の状況」による。

第116表　賃金不払事件規模別状況

年月＼規模別	300人以上		100～299人		10～99人		1～9人		計	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
1956年 1月	61	1.2	157	3.0	1,742	33.2	3,278	62.6	5,238	100.0
2月	59	1.1	153	2.9	1,736	32.7	3,363	63.3	5,311	100.0
3月	52	1.0	154	2.9	1,670	31.7	3,396	64.4	5,272	100.0
4月	49	0.9	144	2.8	1,634	31.3	3,391	65.0	5,218	100.0
5月	45	0.9	140	2.7	1,652	32.1	3,315	64.3	5,152	100.0
6月	42	0.8	141	2.8	1,578	31.4	3,266	65.0	5,027	100.0
7月	41	0.8	133	2.7	1,541	31.1	3,235	65.4	4,950	100.0
8月	42	0.8	132	2.6	1,539	30.7	3,294	65.8	5,007	100.0
9月	40	0.8	124	2.5	1,494	30.1	3,302	66.6	4,960	100.0
10月	42	0.9	115	2.4	1,442	30.1	3,193	66.6	4,792	100.0
11月	36	0.8	109	2.3	1,377	29.3	3,177	67.6	4,699	100.0
12月	30	0.7	87	2.1	1,180	28.4	2,861	68.8	4,158	100.0

〔備考〕 1) 件数は各月末現在未解決件数である。
2) 労働省「賃金不払事件の状況」による。

〜二九九人の規模の企業の場合も、前年は三・五％内外であったものが、五六年は各月とも三％未満であり、また一〇人〜九九人の規模の企業も前年は三五％以上であったのが、五六年は三〇％程度になっている。ところが一人〜九人の規模の企業は、前年が六〇％以内であったのに五六年は六五％程度に増加している。しかも三〇〇人以上、一〇〇人〜二九九人、一〇人〜九九人の規模の企業は、いずれも下期になると比率が減少する傾向を示しているのに対して、一人〜九人の小規模企業は、下期になるとかえって比率が高くなっている。このことは一般の経済の好調にもかかわらず、小企業は依然として困難な、状態にあることを物語るものといえるであろう。

第二章　労働時間

まず、「毎月勤労統計結果表」における一人平均月間総実労働時間数によってみると第117・118表のとおりである。すなわち、一九五〇年以降毎年の推移では、五四年を除くほかは各年とも前年より増加をみており、最近数年間一貫して上昇傾向を続けたということができる。これを産業別にみると、五五年間では運輸通信およびその他の公益事業では減少の傾向をたどり、また鉱業、金融および保険業では一貫した傾向が認められずそれぞれ異なった動きを示していたが、五六年では各産業部門とも一様に増加し、特に製造業における増加が目立っている。

日経連の調査の結果　日本経営者連盟では労働時間短縮問題の重要性にかんがみて労働時間の実態と短縮についての意見調査を実施し、一九五六年一〇月末現在で約六〇〇社（地方四六〇社、業種一四団体二五〇社）の回答結果を発表した。同結果によると、一日当り所定就業時間（拘束）は九時間または八時間が最も多く、前者は

第117表　産業別月間総実労働時間数およびその対前年同期増減率　（単位　時間および％）

	調査産業総数	鉱業	製造業	卸売および小売業	金融および保険業	運輸通信およびその他の公益事業
1950年平均	189.4	186.5	189.0	185.9	172.2	—
51〃	192.2（+1.5）	190.0（+1.9）	192.8（+2.0）	185.8（−0.1）	172.3（+0.1）	195.8（—）
52〃	192.5（+0.2）	183.9（−3.2）	194.4（+0.8）	187.9（+1.1）	177.7（+3.1）	195.6（−0.1）
53〃	194.4（+1.0）	191.5（+4.2）	196.7（+1.2）	188.0（+0.1）	177.0（−0.4）	195.3（−0.2）
54〃	163.6（−0.4）	190.2（−0.7）	195.9（−0.4）	188.4（+0.2）	175.9（−0.6）	194.4（−0.5）
55〃	194.8（+0.4）	191.3（+0.9）	198.0（+0.4）	190.9（+1.0）	176.1（+0.5）	193.7（−0.1）
56〃	199.3（+2.1）	193.8（+1.4）	204.4（+2.9）	194.4（+1.7）	178.2（+1.4）	194.8（+0.7）

〔備考〕1）55年の対前年同期増減率は55年5月に調査の設計の変更，調査事業所の抽出替等がおこなわれたので新旧両調査の食い違いを調整した上で算定した。本表の実数はこれを調整していないから本表の55年平均を54年平均で割って増減率を算定しても（　）内の率と必ずしも一致しない。

2）「調査産業総数」には上掲のほか不動産業を含む6業種。

第118表　産業別1人平均月間総実労働時間数の推移　(1956年，規模計，男女)

産業別＼月別	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
総数	187.2	198.3	195.6	201.7	194.5	203.6	200.9	200.0	206.0	202.5	199.8	203.8
鉱業	187.9	191.3	178.4	189.6	194.4	194.8	200.0	191.8	195.4	202.6	199.3	200.1
製造業	186.5	206.0	201.0	209.3	197.8	210.5	205.2	203.2	216.3	206.1	206.1	209.8
武器製造業	193.3	222.8	210.9	213.3	198.6	220.4	206.4	202.8	217.4	203.7	202.2	194.2
食料品製造業	191.5	204.8	193.7	208.2	198.5	210.0	205.7	202.4	218.3	207.5	205.5	210.9
煙草製造業	159.3	168.9	179.1	171.0	174.3	168.3	176.9	181.0	177.4	184.1	166.5	159.5
紡績業	185.9	206.2	197.9	211.1	197.5	208.3	206.5	199.8	226.7	205.2	207.0	211.5
衣服および身回品製造業	177.8	194.7	196.1	207.5	195.6	204.2	197.8	188.0	212.5	201.1	202.1	208.6
木材および木製品製造業	189.3	205.1	203.2	209.2	206.6	208.8	211.4	206.5	216.4	208.7	207.8	215.4
家具および装備品製造業	189.9	214.8	207.0	217.6	205.8	214.3	210.5	207.3	218.2	211.7	216.2	223.8
紙および類似品製造業	199.8	214.0	207.9	216.9	203.8	217.3	212.4	209.8	225.4	211.2	214.8	216.8
印刷出版および類似産業	198.9	217.7	216.3	224.0	211.6	223.1	215.2	212.3	220.5	219.5	221.0	228.6
化学工業	177.3	190.0	183.2	189.6	181.9	193.7	187.7	189.3	195.1	188.1	188.1	187.5
石油および石炭製品製造業	186.8	196.9	189.1	193.5	180.4	197.1	193.4	192.9	199.3	193.7	193.5	198.2
ゴム製品製造業	178.0	199.4	197.0	205.3	189.7	206.2	200.7	197.9	219.4	206.1	201.6	202.3
皮革および皮革製品製造業	185.0	208.7	199.0	210.4	198.1	207.3	199.0	202.1	216.0	209.2	210.3	218.0
ガラスおよび土石製品製造業	187.2	205.3	203.3	209.2	201.7	206.7	203.7	203.5	213.4	202.7	205.7	208.9
第一次金属製造業	192.2	202.0	204.7	205.4	199.8	208.5	205.6	205.3	209.2	202.5	203.0	207.1
金属製品製造業	188.0	215.6	206.2	214.1	202.5	208.7	212.4	210.1	222.8	217.1	216.9	222.9
機械製造業	189.2	214.7	209.3	220.6	207.6	224.0	214.4	213.4	226.2	216.9	216.5	219.5
電気機械器具製造業	183.6	208.2	203.0	208.0	190.2	212.2	204.5	204.7	220.5	207.7	207.3	208.6
輸送用機械器具製造業	184.6	211.5	209.3	214.2	201.2	218.5	206.8	209.5	219.7	211.3	207.9	213.8
医療機械，理化学機械，写真機，光学機械器具および時計製造業	181.8	208.5	200.1	209.3	192.8	211.8	205.1	202.5	215.6	204.1	202.1	205.8
その他の製造業	185.1	211.1	202.6	215.0	200.7	212.8	206.8	204.3	221.3	205.9	206.9	212.3
卸売および小売業	187.9	190.8	190.3	198.2	189.8	198.2	197.8	197.4	194.9	197.3	192.8	198.1
金融および保険業	169.4	175.8	180.2	179.9	175.9	182.4	179.4	180.4	178.6	185.9	172.5	180.3
不動産業	186.3	194.5	189.4	194.7	188.4	198.8	196.1	195.3	198.3	197.3	184.5	188.3
運輸通信およびその他の公益事業	192.0	190.0	193.5	201.3	192.4	196.2	196.5	200.0	197.3	199.1	192.6	197.3
運輸業	198.8	197.0	199.5	172.9	199.8	202.8	203.2	206.9	203.6	205.3	201.1	202.9
通信業	178.8	173.3	179.0	184.3	177.4	180.9	180.7	183.2	178.8	182.2	171.2	187.0
その他の公益事業	177.6	180.7	185.6	193.3	177.9	186.3	186.9	191.1	186.9	193.2	182.5	184.9
建設業	186.0	198.5	203.1	195.9	195.4	201.5	206.1	204.8	205.8	206.0	200.8	207.7
総合工事業	185.1	196.4	202.4	193.1	194.6	199.1	205.3	203.3	204.3	204.9	199.2	206.2
職別工事業	191.3	210.8	206.7	211.5	199.5	214.1	210.0	213.4	213.6	211.6	210.3	216.3

〔備考〕 1) 1955年5月より産業分類の区分に変更がある。総数には建設業は含まない。2) 「毎月勤労統計調査」による。

集計対象会社四六〇社の四五・〇%、後者は三一・五%を占める。これを規模別にみると従業員三〇〇人未満の会社では拘束九時間の比重が大であるが、大規模になるに従い漸次拘束八時間が多くなる傾向を示している（第119表）、所定就業時間を業種別にみると金融業が最も短く、八時間未満が金融業全体の四〇%を占めておりガラス土石、化学等装置産業がこれに次いでいる。また坑内労働については基準法第三八条において、坑口計算の労働時間（入坑から昇坑で約二三時間程度になる。

なお、従業員三〇人未満と従業員一〇〇〇人以上の一日当り時間外労働は一・六三時間となり群を抜いて多いが、これは造船関係の数社（従業員いずれも四〇〇〇人以上）が二時間以上の残業をしていまでの時間で休憩を含めたもの）は八時間となっているので鉱業の所定就業時間は比較的少なく、これに対し金属、食料、紙パ、運輸通信、建設においては拘束九時間の比重が大きい（第120表）。

以上を平均すると所定内就業時間はほぼ八・三時間、そのうち休憩は〇・九六時間である。また一日当り時間外労働は〇・九六時間となっていて、月当り労働日数二三・六日と併せて考えれば一ヵ月代表しているかについては若干検討の要がある。すなわち、この調査によると従業員一〇〇〇人以上の一日当り時間外労働は一・六三時間となり群を抜いて多いが、これは造船関係の数社（従業員いずれも四〇〇〇人以上）が二時間以上の残業をしている。

第119表　規模および所定就業時間（拘束）別会社数の分布

産業別	規模別	8時間未満	8時間	8時間-9時間	9時間	9時間以上	計
全産業	30人未満	0	10	2	12	1	25
	30人以上	4	30	21	57	5	117
	100人以上	6	57	34	83	1	181
	300人以上	2	19	14	31	0	66
	500人以上	0	14	8	18	1	41
	1,000人以上	1	15	8	6	0	30
	計	13	145	87	207	8	460

第120表　業種別および所定就業時間（拘束）別会社数の分布

業種＼時間	8時間未満	8時間	8時間-9時間	9時間	9時間以上	計
鉱業	4	12	5	4		21
製造業	1	106	65	149	7	331
金属	2	14	8	22	1	46
機械		23	23	23		71
化学		29	8	16		54
ガラス土石業		14	5	6	1	26
印刷出版		5		7		12
木材木製品		1	4	7	3	15
紡織業衣服身回		5	7	33		45
紙パルプ		8	1	7		16
食料品		6	6	24	2	38
その他		1	3	4		8
卸小売業		2		9		11
金融業	9	6	4			16
運輸通信	1	15	10	34	1	61
建設業		1	2	7		10
その他のサービス業	2	3	1	4		10
全産業計	13	145	87	207	8	460

第121表　これまで労組より時間短縮要求のあった社数ならびに時間外労働延長要求のあった社数

規模別	30人未満	30～99	100～199	300～499	500～999	1000人以上計	計
時間短縮要求のあった社数	0	7	8	3	8	6	32
時間外労働延長の要求があった社数	0	6	10	2	0	0	18
調査対象社数	52	117	181	66	41	30	460

ることによるものである。従業員一〇〇〇人以上の大会社については業種団体よりの回答約二五〇社の分を第122表にかかげてあるので参照されたい。

第121表でみると、集計社数四六〇社のうち、時間短縮について労組より要求のあった会社は一八社である。また時間外延長の要求のあった会社はいずれも中小企業であり、その労働者が基準内賃金で苦しい生活を営んでいることがうかがわれる。このように残業による割増賃金が中小企業労働者に歓迎されているとはいえ、これが固定化すると欠勤、罹病は当然高められその結果労働者の生活はますます窮乏化することにならざるをえない。

交替制度　昭和三〇年一一月、「労働時間制度調査結果報告」（労働省統計調査部編、一九五六年六月刊）によって交替制度の実施状況ならびに所定労働時間についてみると次のごとくである。

（注）　労働時間制度調査は一九五五年一一月一日現在で、北海道、福島、東京、神奈川、愛知、大阪、兵庫、山口および福岡の九都道府県における石炭鉱業・紡織業、化学工業、第一次金属製造業、機械製造業、電気機械器具製造業および輸送用機械器具製造業に属する常用労働者三〇人以上の事業所で五三年度に実施した労働時間制度調査の対象となった事業所一三一六（所属労働者約七四万人）ならびに東京都および愛知県における卸売および小売業に属する常用労働者五人以上の事業所六四九（所属労働者約六万人）を対象として実施された。調査事項は(1)労働者の交替勤務に関する制度（監視又は断続的労働従事者を除く）、(2)所定労働時間に関する制度、(3)所定休憩時間に関する制度、(4)時間外労働、深夜労働、休日労働に関する制度、(5)休日、休暇制度、(6)事業所の開店および閉店時刻（卸売および小売業）などである。

㈠　製造業　製造業における交替制度の実施状況をまず事業所数の面からみると、第123表のように交替制実施事業所（監視または断続的労働従事者を除いた一般労働者で交替勤務をおこなっている事業所）数の多いのは紡織業、化学工業および第一次金属製造業で、これらの産業においては調査事業所の半数以上が交替制を実施している。これに対して電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業はともに二〇％台、機械製造業は九・四％と一般に機械関係製造業で交替制を実施している事業所は比較的少ない。次に交替制の種類別をみると、紡織業では大部分の事業所が二交替制であり、化学工業では三交替制によっている事業所が最も多く半数を越え、その他の産業では二交替制を実施している事業所がやや多くなっている（これらはいずれも同時に交替なき勤務をも併用している）。また、従業員数による規模別に交替制実施事業所の比率をみると、調査産業合計では五〇〇〇人以上の事業所で六五・五％、一〇〇〇―四九九九

第122表　業種団体（14団体約250社）による調査一覧表　（従業員規模はほとんど1,000人以上）

業種	労働時間					休日・休暇日数					有給休暇利用率	出勤率
	一日当り所定就業時間	一日当り所定休憩時間	一日当り時間外労働	一人一カ月当り稼働日数	一人一カ月当り総実労働時間	年間有給休暇日数		年間祝祭日数				
						最高	最低	日数	（有給）	（無給）		
	時	時	時	日	時間	日	日	日	日	日	%	%
電力（9社）	8.03	0.96	0.69	23.6	175.5	20	10	14	14	0	49.6	94.2
紙パ（8社）	8.16	0.97	0.88	25.4	195.3	20	11	10	10	0		65.5
鉄道車輌（11社）	7.90	0.87	1.79	23.6	202.0	21	12	12	6	5.8	72.2	91.3
建設業（10社）	8.6	1.1	0.70	25.0	224.4	20	8	12	9	3	33.8	84.7
石炭鉱業（12社）	8	1	0.91	22.1	172.7	21	12	8	1.1	7	80.5	91.7
産業機械（10社）	8.4	0.84	1.4	23.6	201.6	20	13	14	11	3	60.1	93.9
自動車（21社）	8.4	0.94	0.89	24.07	198.2	20	10	12.8	10.7	2.1	67.2	92
紡績 戦前よりの10社	8.75	0.75	0.15	24.0	193.3	25	6	13～9	4	6	85	93.6
紡績 31社	8.75	0.75	0.38	24.3	203.1	21	6	14～3	0.5	7.5	68.1	93.5
生保（ただし内勤 17社）	6.3	1.0	0.81	24.43	149.2	22.6	15.5	12	12	0		93.6
損保（20社）	8～7					20		5	5	0		
セメント（26工場）	8	1～0.75	1.05	24.3	187.9	20	6	18～8			62.2	89.1
化繊 6社 16工場	8～8.75	1～0.75	0.45	24.2	190.8	20	6	10～7			91.6	
鉄鋼（約60社）	8	1	1.3	24.7	200.8	25	6	15	15		100	
硫安（10工場）	7.8	0.98	0.46	23.9	177.2	20	13	12.9	殆ど有給		65.5	84.7

〔備考〕 2 工場だけ無給。

第123表　産業および交替制度別事業所数分布比率

業種	計	交替制の勤務ない事業所	交替制実施事業所				
			小計	交替なき勤務と二交替制の併用事業所	交替なき勤務と三交替制の併用事業所	交替なき勤務と二交替および三交替制の併用事業所	その他
紡織業	100.0	45.8	54.2	39.6	0.6	13.1	0.9
化学工業	100.0	47.7	52.3	9.0	28.4	10.9	3.9
第一次金属製造業	100.0	49.7	50.3	21.2	8.6	19.2	1.3
機械製造業	100.0	90.6	9.4	6.4	1.5	1.0	0.5
電気機械器具製造業	100.0	75.2	24.8	11.3	6.4	5.0	2.1
輸送用機械器具製造業	100.0	79.7	20.3	9.3	2.5	6.8	1.7

第124表　産業および交替制度別常用労働者数分布比率

業種	計	交替なき勤務	交替制勤務			
			小計	二交替	三交替	その他
紡織業	100.0	46.3	53.7	51.8	1.8	0.1
化学工業	100.0	75.1	24.8	1.6	22.8	0.4
第一次金属製造業	100.0	57.8	42.2	10.2	31.9	0.1
機械製造業	100.0	98.8	1.2	0.8	0.4	0.0
電気機械器具製造業	100.0	97.1	2.9	1.6	1.1	0.2
輸送用機械器具製造業	100.0	98.2	1.8	1.2	0.6	0.0

第125表　産業，交替制度および所定労働時間別常用労働者の分布比率

区分		紡織業	化学工業	第一次金属	機械製造	電気機械	輸送用機械
交替なき勤務	7時間未満	—	0.9	0.9	0.3	0.0	0.2
	7時間0分	1.9	62.8	92.8	33.4	55.7	67.2
	7時間を越えて8時間未満	2.7	16.7	16.3	40.3	37.8	23.7
	8時間0分	94.2	19.4	11.9	25.9	6.2	8.6
	8時間を越えるもの	1.0	0.1	0.1	0.1	0.3	0.3
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
二交替制勤務	7時間未満	—	—	—	—	3.1	—
	7時間0分	1.9	43.6	63.4	24.3	76.0	92.5
	7時間を越えて8時間未満	2.6	23.0	18.1	52.6	6.7	2.5
	8時間0分	92.6	10.8	16.0	15.5	0.9	4.2
	8時間を越えるもの	0.8	2.8	—	7.5	6.8	—
	その他	1.8	19.8	2.5	—	6.5	0.8
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
三交替制勤務	7時間未満	—	0.1	—	—	—	—
	7時間0分	3.1	7.5	58.4	2.5	—	1.9
	7時間を越えて8時間未満	63.5	9.5	1.4	9.0	88.0	13.4
	8時間0分	32.5	2.0	2.2	—	—	—
	8時間を越えるもの	—	0.3	—	—	—	—
	その他	0.8	80.9	38.0	88.5	12.0	84.7
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

人五七・二%、一〇〇—九九人で三六・二%、三〇—九九人では一六・五%と大規模事業所ほど交替制実施事業所の占める割合は高くなっている。さらにこれを労働者数の面からみると、第124表のように交替制勤務に従事する労働者は紡織業に多く全労働者の五三・七%を占め、次いで第一次金属製造業、化学工業が比較的多くなっているが、化学工業は事業所数からみた割合に比べるとかなり低率であり、機械関係製造業に至っては著しく少なくなっている。また交替勤務に従事する労働者について交替回数別にみると、紡織業においては二交替制、化学工業および第一次金属製造業においては三交替制勤務に従事する労働者の比率が高いが、これは紡織業での交替部門においては女子の比重が高くそれが深夜業を制限されていること、第一次金属製造業、化学工業では交替部門が二四時間操業を必要とする部門に多いことのためと考えられる。

所定労働時間について交替制度別にみると（第125表）紡織業における所定労働時間が他の産業のそれより概して長いことが特徴的に示されている。すなわち、紡織業においては交替なき勤務および二交替制とも法定最長限度の八時間の勤務をしている労働者が九〇%以上を占め、その他の産業における七時間勤務の労働者の占める割合が比較的高率であるものと対照をなしている。ところで、三交替勤務については紡織業でも七時間を越えて八時間未満における比率が高いが、これは一日二四時間を三分することのためであるといえよう。なお、第125表における「その他」とは各番の所定労働時間が同一でない場合すなわち前番七時間、後番九時間の二交替勤務あるいは朝番七時間、昼番七時間、夜番一〇時間の三交替勤務等のごとく各番の所定労働時間が異なるものであり、三交替制にこれが多い。

㈡ 卸売および小売業　交替制（ここでいう交替制には就業時転換のおこなわれない二部制あるいは三部制などを含む。以下同じ）は小売業および飲食店においてかなりおこなわれているが（第126表）卸売業においてはほとんどの事業所が交替制をおこなっていない。これは卸売業は昼間営業を常態とするに対し、飲食店においては一般に営業時間が深夜にまで及ぶ長時間営業が多いことによるものと考えられる。これを労働者数についてみると、飲食店は事業所数からみた比率とほぼ同率を示しているが、小売業はかなり低率になり交替制がごく一部たとえば百貨店の食堂、新聞販売店等の部門にのみおこなわれているにすぎないことを示すものと思われる（第127表）。次に交替制の種類別にみると各産業とも事業所数の面からも

第126表　産業および交替制度別事業所分布比率

区分	計	交替制の勤務ない事業所	交替制[1]勤務実施事業所			
			小計	二部制によるもの	二交替制によるもの	その他
卸売業	100.0	97.2	2.8	1.3	0.8	0.8
小売業[2]	100.0	73.9	26.1	15.5	8.7	1.9
飲食店	100.0	60.8	39.2	19.6	14.4	5.2

〔備考〕 1) 交替なき勤務と併用による事業所を含む。
2) 飲食店を除く。

第127表　産業および交替制度別常用労働者の分布比率

区分	計	交替なき勤務	交替制勤務			
			小計	二部制	二交替制	その他
卸売業	100.0	99.0	1.0	0.7	0.1	0.2
小売業[1]	100.0	93.8	6.1	2.8	2.0	1.3
飲食店	100.0	62.3	37.7	17.5	11.9	8.3

〔備考〕 飲食店を除く。

第128表　産業，交替制度および所定労働時間別常用労働者分布比率

区分		計	7時間未満	7時間	7時間を越えて8時間未満	8時間	8時間を越えて9時間未満	9時間	9時間を越えるもの	その他
交替勤務な	卸売業	100.0	2.1	43.2	11.6	38.1	2.0	2.3	0.8	—
	小売業	100.0	1.8	52.3	34.2	8.3	0.1	1.3	1.9	—
	飲食店	100.0	17.3	1.5	4.6	27.9	3.2	31.4	14.0	—
二部制勤務	卸売業	100.0	—	1.4	—	75.5	11.1	—	—	12.0
	小売業	100.0	12.7	4.3	17.3	54.0	1.9	9.7	—	—
	飲食店	100.0	21.1	18.8	5.8	30.5	—	16.6	7.2	—
二交替制勤務	卸売業	100.0	—	7.4	—	92.6	—	—	—	—
	小売業	100.0	—	13.4	6.7	71.6	—	1.6	—	6.7
	飲食店	100.0	—	—	2.6	1.6	—	20.7	10.1	65.0

労働者数の面からも大部分は二組交替によっているが、そのうちでも二交替制より二部制によるものがやや多くなっている。

卸売および小売業における所定労働時間を労働者数の分布によってみると、第128表のように飲食店における九時間の比率がかなりの率を示しているが、これは労働時間を規制する労働基準法によって、飲食店の所定労働時間は九時間まで認められているのに対して、卸売業および小売業においては九時間労働は常時三〇人未満の労働者を使用する事業所のみが認められているという相違によることが大きな理由とみられる。飲食店については七時間未満（キャバレー等のように夜間営業を主とするものとみられる）がかなりの率を占め、小売業における七時間未満は新聞販売店などである。

第三章　労働災害と職業病

第一節　労働災害の概況

一九五六年中における労働災害の発生状況を、労働省労働基準局の資料（「昭和三二年度安全の指標」一九五七年五月刊）によってみると次のとおりである。

（注）以下の数字（度数率、強度率を除く）は、労働基準法施行規則第五七条に基く事業主からの労働者死傷報告を労働基準局でまとめたもので、いわゆる「産業安全」監督のための参考資料として作成されている。災害によってうける身体の被害とその程度はさまざまであるが、災害のために休業したものを休業傷害といい、治療をうけて休業するまでもなかった軽度の怪我を不休傷害と呼び、ここでは死亡事故と休業傷害についてだけ述べられる。そして、休業傷害のうちでも休業八日未満の負傷者については、労働基準法施行規則の改正によって、従来毎月報告する立前になっていたものが四半期毎に報告するよう改められた結果、報告洩れが多くなった。もともと休業八日未満の負傷災害の報告率は余りよくなかった上に、この改訂によって

いっそう報告洩れが多くなってきているので、八日未満の休業傷害については統計的観察が不可能になっている。

全国的な規模の労働災害統計には、そのほかに「労働災害統計結果表」（労働省統計調査部調査）がある。これは労働者一〇〇人以上の事業所における休業一日以上の業務上災害の発生状況を毎月あるいは年間にまとめて調査するもので、その結果は産業別の度数率、強度率として公表されるが、第133表がそれである。両統計共に、未報告、調査洩れがあって、その実数は必ずしも業務上災害発生の全体を示すものとはいいがたく、労働者災害補償保険法による労災補償申請件数と合わせて、わが国における労働災害の大体の動向を示すにすぎない。また鉱山における災害に関しては、特に通産省鉱山保安局で調査した統計がある。なお、第133表における度数率、強度率の計算方法ならびに労働災害の程度の区分、労働損失日数計算の基準は次のとおりである。

$$\text{度数率} = \frac{\text{労働災害発生件数}}{\text{総実労働時間数}} \times 1{,}000{,}000$$

$$\text{強度率} = \frac{\text{労働損失日数}}{\text{総実労働時間数}} \times 1{,}000$$

一　死亡―即死のみならず、負傷または疾病が原因で死亡したもの（一件当り労働損失日数　七五〇〇日）。

二　永久全労働不能―死亡災害以外で労働災害の結果、永久的に有給労働に全然従事できないもの（同　七五〇〇日）。

三　永久的一部労働不能―死亡および永久全労働不能災害以外で、(1)身体の一部を完全に喪失したもの。(2)身体の一部の機能を永久に不能にしたもの（同　五五〇〇―五〇日）。

四　一時労働不能―一―三以外のもので不休災害を除き、一日以上労働不能（負傷当日は除く）となった災害をいい、かつ医師の認定したもの（暦日による休業日数に三六五分の三〇〇を乗じた日数）。

死亡者数　一九五六年中に労働災害で死亡したものの数は、鉱山における八二〇人を除いても四四六三人で、毎日一五人平均の死亡者が出ていることになる。五〇年からの推移を第129表によってみる

第129表　産業別死傷災害の推移

年次		全産業(除鉱業)	製造工業	建設事業	運輸事業	貨物取扱事業	農林業
死亡件数	1950年	3,373	1,262	976	423	221	202
	51〃	3,439	1,174	1,090	361	287	312
	52〃	3,576	1,066	1,276	345	227	354
	53〃	4,136	1,037	1,671	365	247	507
	54〃	4,637	1,030	1,936	322	231	449
	55〃	4,150	984	1,628	295	249	512
	56〃	4,463	1,072	1,770	340	283	485
重傷件数	1950年	216,294	112,212	47,193	19,766	26,766	6,597
	51〃	237,539	120,038	51,328	16,136	36,613	9,682
	52〃	239,490	111,157	62,278	15,302	34,251	11,926
	53〃	266,714	114,948	80,419	14,985	35,469	15,179
	54〃	290,596	117,264	99,972	15,666	32,076	18,754
	55〃	283,435	116,838	89,460	15,080	31,233	22,126
	56〃	314,624	132,158	93,248	18,083	34,130	25,579

〔備考〕　各年とも1～12月の間に発生した死亡および休業8日以上の重傷件数で，翌年3月末日までに報告されたもの。ただし1950年は51年4月18日現在で特別に調査した結果である。

第130表　産業別，都道府県別，死亡災害発生状況（1956年）

産業別 / 府県別	製造工業	建設事業	運輸事業	貨物取扱業	農林業	漁業	その他	計(除鉱業)	鉱業	合計
合計	1,088	1,778	339	282	484	259	260	4,490	818	5,308
北海道	43	110	33	29	78	126	13	432	169	601
青森	5	21	2	3	9	3	3	46	8	54
岩手	9	16	2	0	12	0	1	40	16	56
宮城	6	13	7	1	3	3	5	38	8	46
秋田	7	14	2	2	17	0	1	43	15	58
山形	10	36	1	2	4	0	2	55	16	71
福島	8	30	5	7	17	1	3	71	47	118
茨城	9	18	3	2	0	3	3	38	32	70
栃木	10	22	4	3	4	0	7	50	10	60
群馬	9	33	3	1	9	0	5	60	21	81
埼玉	18	15	4	3	8	0	4	52	0	52
千葉	12	36	7	0	2	6	3	66	2	68
東京	114	170	66	25	4	1	34	414	1	415
神奈川	65	74	13	29	2	2	9	194	0	194
新潟	20	80	3	5	7	8	5	128	1	129
富山	16	66	4	6	0	0	2	94	2	96
石川	8	11	2	1	6	24	2	54	1	55
福井	7	25	11	7	7	1	6	64	3	67
山梨	3	12	5	0	13	0	4	37	2	39
長野	13	32	4	0	29	0	6	84	8	92
岐阜	13	43	2	1	22	0	6	87	16	103
静岡	29	78	9	7	11	0	3	137	2	139
愛知	64	73	25	8	4	1	18	193	10	203
三重	17	40	8	1	12	0	2	80	6	86
滋賀	7	10	4	2	4	0	1	28	1	29
京都	17	33	10	0	9	0	9	78	8	86
大阪	128	116	11	43	0	0	16	314	2	316
兵庫	112	80	23	18	12	0	16	261	2	263
奈良	7	28	2	2	12	0	1	52	0	52
和歌山	17	23	0	16	5	3	3	67	1	68
鳥取	5	5	2	1	13	0	2	28	0	28
島根	5	16	4	1	16	4	1	46	0	46
岡山	27	17	7	4	12	0	12	76	9	85
広島	45	32	8	11	18	0	2	115	5	120
山口	21	59	1	9	7	33	11	148	35	183
徳島	11	18	4	1	13	1	2	47	3	50
香川	11	13	4	0	0	0	3	31	6	37
愛媛	10	32	1	1	9	3	3	62	5	67
高知	14	32	0	2	19	16	4	88	3	91
福岡	63	60	15	13	7	0	6	164	179	343
佐賀	2	9	1	1	2	0	3	19	49	68
長崎	27	37	1	3	3	10	2	83	99	182
熊本	13	15	5	4	14	6	2	59	11	70
大分	9	15	5	0	6	0	8	43	3	46
宮崎	7	41	0	3	15	1	2	69	0	69
鹿児島	14	19	3	4	8	3	4	55	1	56

〔備考〕 本表は昭和32年3月末日までに報告のあった「労働者死傷病報告」による。

第131表　産業別，都道府県別，重傷（災害休業八日以上）発生状況（1956年）

産業別 / 府県別	製造工業	建設事業	運輸事業	貨物取扱業	農林業	漁業	その他	計(除鉱業)	鉱業	合計
合計	132,063	92,123	17,838	34,116	25,190	3,530	7,516	312,376	48,589	360,965
北海道	4,840	6,924	887	2,681	5,507	4,840	340	22,188	10,497	32,685
青森	1,024	1,065	221	272	224	125	148	3,079	247	3,326
岩手	710	1,025	148	221	339	30	39	2,512	548	3,060
宮城	863	900	171	174	39	193	125	2,465	346	2,811
秋田	960	1,148	202	201	392	109	38	3,050	878	3,928
山形	910	837	137	173	123	910	72	2,252	863	3,115
福島	1,413	1,719	152	330	551	25	64	4,254	3,298	7,552
茨城	959	634	146	195	71	959	47	2,180	1,453	3,633
栃木	1,631	949	257	92	371	0	80	3,380	544	3,924
群馬	1,484	1,406	315	110	377	0	64	3,756	331	4,087
埼玉	2,521	828	254	210	136	0	107	4,056	24	4,080
千葉	1,123	1,021	163	212	135	267	58	2,979	38	3,017
東京	16,919	7,183	3,732	2,770	116	2	1,247	31,969	80	32,049
神奈川	8,090	3,897	690	4,732	64	88	578	18,139	178	18,317
新潟	2,525	3,006	331	588	238	80	112	6,880	202	7,082
富山	1,685	2,225	148	871	62	29	93	5,113	30	5,143
石川	1,184	926	149	146	111	138	95	2,749	164	2,913
福井	516	1,151	130	76	251	75	36	2,235	103	2,338
山梨	539	621	79	58	403	0	26	1,726	61	1,787
長野	1,607	2,388	359	107	1,062	0	127	5,650	147	5,797
岐阜	1,840	1,844	97	320	808	0	25	4,934	1,043	5,977
静岡	6,193	3,766	819	860	886	204	283	13,011	251	13,262
愛知	10,981	4,249	1,582	1,865	149	113	443	19,382	377	19,759
三重	1,951	2,311	152	500	1,170	17	62	6,163	142	6,305
滋賀	518	729	115	42	121	1	38	1,564	101	1,665
京都	2,224	1,707	475	207	637	15	239	5,504	121	5,625
大阪	19,011	5,746	1,165	5,637	40	0	744	32,343	61	32,404
兵庫	8,885	3,891	1,369	3,643	613	13	484	18,898	406	19,304
奈良	525	917	133	15	926	0	50	2,566	22	2,588
和歌山	2,054	2,838	133	624	944	250	57	6,900	224	7,124
鳥取	619	761	104	100	731	25	61	2,401	27	2,428
島根	659	813	107	121	840	69	44	2,653	131	2,784
岡山	1,847	1,272	218	175	516	2	167	4,197	290	4,487
広島	5,036	2,091	339	1,098	959	15	277	9,815	139	9,954
山口	2,346	2,615	232	671	741	200	122	6,927	2,342	9,269
徳島	660	858	96	146	439	34	26	2,259	70	2,329
香川	892	744	263	242	68	16	75	2,300	154	2,454
愛媛	1,702	1,655	84	338	406	47	46	4,278	434	4,712
高知	678	1,774	172	178	1,436	84	46	4,368	116	4,484
福岡	4,856	4,372	682	1,736	138	0	302	12,086	13,036	25,122
佐賀	496	686	92	133	62	34	40	1,543	3,020	4,563
長崎	2,179	1,321	236	330	52	39	126	4,283	4,665	8,948
熊本	1,273	1,505	173	225	540	7	79	3,802	886	4,688
大分	1,217	1,557	152	289	416	8	90	3,729	307	4,036
宮崎	823	1,234	67	214	675	10	25	3,048	79	3,127
鹿児島	1,095	1,014	110	188	305	29	69	2,810	113	2,923

第132表　1956年重大災害発生状況（1956年—1955年比較）

労働省労働基準局安全課

区分 産業別	年別	死傷者数（死亡者数）	件数合計	事故の種類別																					
				爆発						破裂		崩壊				倒壊	墜落	車輌			火災	中毒、薬傷	高熱物	海難	その他
				小計	発破	煙火	引火性料品	スクラップ（含弾体処理）	その他	圧力容器	高速回転体	小計	落石土砂崩壊	落盤	雪崩			小計	自動車等（含踏切事故）	軌道車輌					
合計	1956年	1,463(513)	214	61	20	6	16	7	12	6	1	35	19	6	10	24	3	41	36	5	4	8	2	8	21
	1955年	1,093(385)	150	40	11	5	5	4	15	8		31	19	8	4	10	6	25	21	4	2	2	5	11	10
製造工業	1956年	399(94)	67	32		6	11	6	9	6	1					5	2	6	6		3	7	2		3
	1955年	354(88)	49	27		5	5	4	13	8								2	2		2	2	5		3
建設事業	1956年	595(196)	102	23	19		3		1			30	17	5	8	18		19	18	1					12
	1955年	444(141)	67	12	11				1			26	17	7	2	7	4	13	13						5
土石採取業	1956年	25(6)	5	1	1							2	1	1				2	2						
	1955年	17(3)	4									2	1	1				1	1						1
運輸事業	1956年	200(50)	5														1	4	2	2					
	1955年	73(5)	5	1					1								1	3	1	2					
貨物取扱業	1956年	31(15)	8									2	1		1			4	4						2
	1955年	10(1)	3														1	2	2						
林業	1956年	36(20)	7	1			1					1			1			2		2					3
	1955年	58(17)	11									3	1		2	3		4	2	2					1
漁業	1956年	122(118)	8																					8	
	1955年	137(130)	11																					11	
その他	1956年	55(14)	12	4			1	1	2							1		4	4		1	1			1
	1955年	— —	—																						

〔備考〕 本表は，一時に労働者の死傷3人以上を伴なった災害についてその発生状況を示したものである。

第133表　産業および労働不能程度別災害率（1956年）

産業	度数率					強度率				
	合計	死亡	永久全労働不能	永久一部労働不能	一時労働不能	合計	死亡	永久全労働不能	永久一部労働不能	一時労働不能
調査産業合計	22.99	0.18	0.01	1.69	21.11	2.35	1.38	0.06	0.65	0.26
林業	22.32	0.39	0.00	0.88	21.05	4.08	2.91	0.03	0.64	0.50
鉱業	74.83	0.66	0.05	7.13	66.99	7.97	4.95	0.40	1.90	0.72
金属鉱業	30.54	0.40	0.02	2.19	27.93	4.49	2.97	0.16	1.05	0.31
坑内	55.78	0.71	0.02	3.74	51.31	7.51	5.29	0.13	1.51	0.58
坑外	13.09	0.18	0.02	1.12	11.77	2.39	1.37	0.18	0.71	0.13
石炭鉱業	87.31	0.72	0.06	8.60	77.93	8.85	5.40	0.47	2.16	0.82
坑内	129.63	1.07	0.10	12.76	115.70	13.10	8.04	0.72	3.11	1.23
坑外	18.11	0.14	0.01	1.80	16.16	1.91	1.07	0.05	0.61	0.18
原油および天然ガス生産業	13.96	0.79	—	0.79	12.38	6.43	5.94	—	0.29	0.20
非金属鉱業	37.50	0.53	0.03	1.99	34.95	5.62	3.99	0.23	0.95	0.45
建設業	39.64	0.57	0.01	2.57	36.49	6.18	4.26	0.10	1.31	0.51
製造業	14.93	0.07	0.00	1.06	13.80	1.11	0.49	0.01	0.46	0.15
食料品製造業	15.22	0.08	—	0.82	14.32	1.26	0.63	—	0.47	0.16
煙草製造業	4.47	—	—	0.32	4.15	0.13	—	—	0.08	0.05
紡織業	5.07	0.01	0.00	0.41	4.65	0.37	0.09	0.01	0.21	0.06
衣服および身回品製造業	2.38	—	—	0.05	2.33	0.04	—	—	0.01	0.03
木材および木製品製造業	37.57	0.10	—	2.18	35.29	2.02	0.73	—	0.92	0.37
家具および装備品製造業	23.28	—	—	2.61	20.67	1.66	—	—	1.45	0.21
紙および類似品製造業	21.10	0.11	—	1.51	19.48	1.82	0.83	—	0.77	0.22
印刷出版および類似産業	7.51	0.04	—	0.39	7.08	0.54	0.29	—	0.18	0.07
化学工業	11.45	0.06	0.00	1.01	10.38	1.10	0.48	0.02	0.47	0.13

第133表　産業および労働不能程度別災害率（1956年）（つづき）

産業	度数率					強度率				
	合計	死亡	永久全労働不能	永久一部労働不能	一時労働不能	合計	死亡	永久全労働不能	永久一部労働不能	一時労働不能
石油および石炭製品製造業	10.27	0.04	—	0.51	9.72	1.61	0.29	—	0.18	0.14
ゴム製品製造業	11.84	0.01	—	0.70	11.13	0.84	0.11	—	0.62	0.11
皮革および皮革製品製造業	19.96	0.08	—	0.61	19.27	1.06	0.57	—	0.31	0.18
ガラスおよび土石製品製造業	18.90	0.08	—	1.11	17.71	1.33	0.62	—	0.49	0.22
第一次金属製造業	20.66	0.17	0.00	1.81	18.68	2.32	1.25	0.02	0.80	0.25
金属製品製造業	31.42	0.06	—	2.39	28.97	1.78	0.47	—	1.01	0.30
機械製造業	22.83	0.03	0.00	1.33	21.47	1.98	0.24	0.02	0.51	0.21
電気機械器具製造業	8.09	0.03	—	0.79	7.27	0.59	0.24	—	0.28	0.07
輸送用機械器具製造業	28.97	0.12	0.00	1.68	27.17	1.79	0.93	0.01	0.56	0.29
医療機械，理化学機械，写真機光学機械器具および時計製造業	6.35	0.02	—	0.65	5.68	0.39	0.16	—	0.18	0.05
その他の製造業	12.58	0.05	—	0.93	11.60	0.82	0.34	—	0.37	0.11
運輸通信およびその他の公益事業	16.02	0.14	0.00	0.77	15.11	1.65	1.03	0.02	0.36	0.24
運輸業	19.79	0.15	0.00	0.96	18.68	1.90	1.15	0.02	0.45	0.28
通信業	1.91	0.04	—	0.03	1.84	0.37	0.32	—	0.01	0.04
その他の公益事業	6.03	0.15	0.00	0.37	5.51	1.48	1.12	0.03	0.23	0.10
サービス業（自動車修理業および機械修理業ならびに屑鉄処理業のみ）	19.29	0.13	0.02	1.42	17.72	1.82	0.97	0.12	0.53	0.20

〔備考〕「昭和31年労働災害統計結果表」による。

と、五四年まで年々増加し、五五年で減少したが、五六年に入って再び増加している。最も増加の目立つ建設事業においては雪崩や爆発事故あるいは車両（主として自動車）事故の増加に基くものが多い。製造工業その他の産業でも従業者数ならびに労働強度の増加に伴なって、死亡者数が増加している。産業別にみると、建設事業が最も多く全体の三九・七％を占め、次いで製造工業二四・〇％、農林業一〇・九％、運輸事業七・六％、貨物取扱事業六・四％、その他事業一一・四％となっていて、その他事業のうちでは漁業が五・

七％を占めている（第130表）。

重傷者数　休業八日以上の重傷者数は三一万四六二四人（鉱山の四万八千人を除く）、五五年に比べて製造工業の増加が目立ち、全産業で約三万一千人の増加を示す。それは一分間におよそ二人の割合になる。産業別にみると製造工業で最も多く四二・三％、次いで建設事業二九・五％、貨物取扱事業一〇・九％、農林業八・一％、運輸事業五・七％、漁業一・一％となっている（第131表）。なお休業八日未満の負傷者を軽傷者と呼ぶとすれば、軽傷者の場合は事業所からの報告の提出状況がよくないので、その実数を明らかにすることができない。労働者一〇〇人以上使用している事業所を対象とした労働統計調査部の「毎月労働統計調査」の結果では、重傷者と軽傷者の割合は産業によってかなりの差があるが、全産業で前者一〇〇に対し後者七〇・五となっている。この割合によって、五六年の軽傷者数をかりに推計すればその数は約二二万二千人となる。

災害の種類別重大災害の発生状況　一時に労働者三人以上死傷のあった五六年中の重大災害について、災害の種類別にその発生状況をみると第132表のごとくである。

第二節　炭鉱の労働災害

通産省鉱山保安局編「昭和三一年一―一二月、鉱山保安統計年報（概報）」によって、一九五六年中における炭鉱の労働災害発生状況をみると第134表のごとくである。

第134表　石炭鉱山　月別災害調

年月別	月末鉱山労働者数	出炭量(屯)	災害回数	罹災者数 死亡	重傷	軽傷	計	稼働延100万人当災害数 回数	死亡	重傷	軽傷	計
1950年 計	420,921	138,363,408	162,153	784	38,224	124,592	163,600	1,384,40	6,69	326,36	1,063,72	1,396,78
51年 〃	402,662	143,311,901	122,092	739	38,909	83,268	122,916	1,099,75	6,66	350,47	750,04	1,107,17
52年 〃	427,730	143,358,985	101,474	679	33,697	67,677	102,053	898,64	6,01	298,42	599,34	903,77
53年 〃	403,864	146,530,638	81,751	696	30,092	51,756	82,544	717,68	6,11	264,17	454,36	724,64
54年 〃	350,851	142,717,855	63,315	709	25,881	37,281	63,871	646,54	7,24	264,17	380,70	652,22
55年 〃	320,583	142,423,434	52,380	666	22,277	29,923	52,866	574,21	7,30	244,21	328,03	579,54
56年 〃	330,760	146,554,593	51,873	610	21,726	29,953	52,289	553,82	6,51	231,97	319,78	558,26
1956年 1月	328,443	3,731,627	4,072	45	1,673	2,383	4,101	526,55	5,82	216,33	308,02	530,30
2月	326,846	3,920,677	4,416	61	1,910	2,497	4,468	577,11	7,97	249,61	326,32	583,90
3月	324,313	2,947,951	4,132	59	1,761	2,362	4,182	614,42	8,77	261,86	351,22	621,85
4月	329,427	3,783,115	4,443	44	1,752	2,673	4,469	584,81	5,79	230,61	351,83	588,33
5月	328,522	3,929,308	4,562	50	1,788	2,749	4,587	582,28	6,38	228,21	350,87	585,47
6月	329,657	3,917,384	4,540	44	1,753	2,771	4,568	552,39	5,52	220,08	347,88	573,48
7月	338,271	3,920,987	4,011	47	1,742	2,260	4,049	580,60	5,81	215,32	279,06	500.18
8月	327,434	3,667,612	4,279	43	1,774	2,475	4,292	562,48	5,65	233,19	325,34	564,19
9月	333,739	3,888,158	4,460	55	1,845	2,607	4,507	566,83	6,99	234,49	331,33	572,81
10月	328,081	4,262,018	4,533	66	1,922	2,597	4,585	554,31	8,07	235,03	317,57	560,67
11月	335,510	4,289,070	4,168	51	1,810	2,334	4,195	511,88	6,26	229,29	286,64	515,19
12月	338,875	4,296,686	4,257	45	1,996	2,245	4,286	516,06	5,44	241,50	471,62	518,56

〔備考〕　通産省「鉱山保安統計年報」による。

第135表　石炭鉱山事由別災害調

事由別 ＼ 種別		1956年 回数 実数	回数 %	罹災者数 死亡 実数	死亡 %	重傷 実数	重傷 %	軽傷 実数	軽傷 %	計 実数	計 %	損失日数	1955年 死亡	1955年 罹災者計
坑	落ばんまたは側壁の崩壊	15,062	29.2	297	48.8	6,682	30.8	8,280	27.6	15,259	29.2	2,939,787	327	15,372
坑	ガスまたは炭じんの爆発	19	—	27	4.4	39	0.2	3	—	69	0.1	204,503	103	220
坑	ガス中毒または窒息	15	—	13	2.1	6	—	4	—	23	—	97,757	11	30
坑	自然発火	12	—	14	1.2	5	—	2	—	21	—	105,117	—	13
坑	発破または火薬類のため	117	0.3	25	4.2	91	0,4	35	0.1	151	0.3	244,795	17	146
坑	立坑巻揚装置のため　チェーンまたはロープの切断	2	—	1	0.2	—	—	1	—	2	—	7,513	—	5
坑	立坑巻揚装置のため　その他	22	—	—	—	i6	—	7	—	23	—	961	1	25
坑	前項以外の運搬装置のため　チェーンまたはロープの切断	49	—	3	0.5	16	—	31	0.1	50	—	25,622	7	51
坑	前項以外の運搬装置のため　鉱車の逸走または脱線	1,178	2.3	43	7.1	580	2.7	575	1.9	1,198	2.4	412,730	37	1,375
坑	前項以外の運搬装置のため　鉱車に接触または挟撃	3,357	6.5	58	9.5	1,666	7.8	1,644	5.5	3,368	6.4	631,624	60	3,628
坑	前項以外の運搬装置のため　その他	1,938	3.7	18	3.0	870	4,0	1,066	3.6	1,954	3.8	241,755	13	1,803
坑	出水	19	—	5	0.8	3	—	1	—	9	—	37,746	1	1
坑	火災	1	—	5	0.8	1	—		—	6	—	37,519	—	—
坑	機械のため	726	1.4	8	1.3	360	1.7	362	1.2	730	1.3	119,167	4	758
坑	電気のため	75	0.1	10	1.6	27	0.2	40	0.2	77	0.1	77,717	4	89
坑	高圧ガスのため	3	—	—	—	—	—	3	—	3	—	22	—	4
坑	飛石または転石	3,781	7.3	3	0.5	1,331	6.1	2,466	8.2	3,800	7.4	110,251	1	4,329
坑	工具のため	2,522	4.8	—	—	872	4.0	1,655	5.6	2,527	4.9	69,363	1	2,764

内	落下物または倒壊物のため	2,536	4.8	3	0.5	1,109	5.1	1,429	4.8	2,541	4.9	99,359	3	2,192
	取扱中の器材鉱物等のため	6,962	13.5	4	0.6	2,878	13.2	4.093	13.6	6,975	13.3	203,875	1	6,385
	墜落	401	0.8	6	1.0	217	1.0	180	0.6	403	0.8	60,261	6	359
	転倒	2,962	5.7	3	0.5	1,252	5.8	1,713	5.8	2,968	5.8	92,833	1	2,985
	踏抜	671	1.3	—	—	70	0.3	602	2.0	672	1.3	6,039	—	675
	その他	4,812	9.3	12	1.9	1,741	8.0	3,083	10.3	4,836	9.2	190,954	26	4,858
	坑内計	47,242	91.1	558	91.5	19,832	91.3	27,275	91.1	47,665	91.2	6,017,270	624	48,067
坑外	岩ばんの崩壊	6	—	—	—	2	—	4	—	6	—	96	—	1
	発破または火薬類のため	2	—	—	—	3	—	2	—	5	—	135	—	—
	火災	22	—	—	—	3	—	6	—	9	—	360	—	—
	風水害	9	—	—	—	—	—	1	—	1	—	5	1	1
	運搬装置のため 鉱車のため	699	1.4	17	2.7	325	1.5	357	1.2	699	1.4	159,880	9	738
	運搬装置のため 架空索道のため	26	—	—	—	8	—	18	—	26	—	301	—	35
	運搬装置のため その他	266	0.5	9	1.5	110	0.5	149	0.5	268	0.5	75,252	5	271
	機械のため	264	0.5	6	1.0	135	0.9	122	0.4	263	0.5	75,382	4	257
	電気のため	35	—	3	0.5	14	0.3	18	—	35	—	31,682	4	36
	汽かんの破裂	1	—	—	—	1	—	—	—	1	—	69	—	—
	しゃく熱熔解物のため	23	—	—	—	6	—	18	—	24	—	302	—	9
	劇物のため	3	—	—	—	1	—	2	—	3	—	33	—	10
	高圧ガスのため	2	—	—	—	1	—	1	—	2	—	32	—	—
	飛石または転石	188	0.4	—	—	52	—	134	0.4	190	0.3	2,805	—	199
	工具のため	284	0.5	1	0.2	111	0.5	172	0.6	284	0.6	17,155	—	302
	粉じんのため	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	落下物または倒壊物のため	245	0.5	4	0.6	107	0.5	133	0.4	244	0.4	50,729	2	235
	取扱中の器材鉱物等のため	843	1.7	1	0.2	339	1.5	504	1.9	844	1.7	27,692	1	852
	墜落	264	0.5	6	1.0	143	0.7	117	0.3	266	0.5	60,371	3	257

転倒	563	1.2	1	0.2	251	1.1	312	1.1	564	1.2	24,791	3	599
踏抜	121	0.2	—	—	13	—	108	0.3	121	0.2	1,083	—	142
その他	765	1.5	4	0.6	265	1.2	500	1.8	769	1.5	46,419	10	855
坑外計	4,631	8.9	52	8.5	1,894	8.7	2,678	8.9	4,624	8.8	574,574	42	4,799
総計	51,873	100.0	610	100.0	21,726	100.0	29,953	100.0	52,289	100.0	6,591,844	666	52,866

〔備考〕 通産省「鉱山保安統計年報」による。

第136表　石炭鉱山重大災害調　(1956年)

回数	月日	監督部別	鉱山名	災害の種類	罹災者数 死	重	軽	災害の状況および原因
1	1月19日	福岡	高陽二坑	ガス爆発	7	5	—	発破作業中，停滞ガスに引火爆発ス。
2	2〃14〃	〃	香焼第三坑	〃	12	3	—	局扇取替作業中，電気火花を生じ停滞ガスに引火す。
3	2〃27〃	〃	国見五坑	落ばん	1	3	3	炭車巻き中，突然ボタが崩落し，罹災者を救出しようとした他の6名も2度目の崩落で罹災す。
4	3〃 4〃	〃	観世音第二坑	ガス爆発	4	2	—	局扇で作業を中止していた坑道のガス排除を実施，そのガスにオーガー用ケーブル索線相互の接触スパークで着火。
5	3〃 7〃	平	常磐盤崎本坑	自然発火	14	—	8	排気坑道で自然発火し，その火が坑木に移り，煙が入気側に流れ避難途中，その煙のため罹災す。
6	4〃12〃	福岡	新北松富士坑	運搬	2	3	—	実車1車を流し込んだ際，1本鋼を切り忘れていたため，他方の坑道へ逸走し，作業中の者が罹災する。
7	4〃20〃	平	川尻本坑	落ばん	3	—	—	施わくのため，天ばん切付け作業中，落ばんす。
8	5〃15〃	福岡	端島端島坑	ガス突出	3	—	—	発破終了後，突然ガス突出し，突出炭に埋没す。
9	6〃20〃	札幌	築別本坑	落ばん	4	—	—	採炭作業中，崩落のため埋没す。
10	7〃15〃	〃	三井美唄第一坑	ガス窒息	3	2	—	不良トラフの撤収作業中，築さく内に立入り，2名がガスのため倒れ，これを救出しようとした1名も罹災す。
11	7〃20〃	〃	羽幌二坑	ガス爆発		7	1	電圧降下防止のためケーブルの短縮作業中，活線相互のスパークにより停滞ガスに引火す。
12	8〃27〃	福岡	加茂芳ノ谷坑	〃	4	—	—	せん孔準備のため活線のまま結線を行おうとした際，スパークにより停滞ガスに引火す。
13	9〃19〃	〃	古賀山第一坑	坑出火災	5	—	1	スイッチ座のスイッチのスパークにより発火，同個所延焼し，煙のため逃げおくれて罹災す。
14	10〃19〃	〃	三池三川坑	落ばん	3	1	1	ローダーへ積込み後，削孔準備中，天ばん崩落しその下敷きとなる。

15	11〃5〃	〃	第三豊州本坑	〃	2	3	詰所に集合中，天ぱん崩落し，詰所が押しつぶされる。
16	12〃28〃	札幌	錦沢錦沢坑	火薬類	1	1	わく脚の根掘り作業中，ピックで残留マイトに打当て爆発す。
		計			68	30	17

〔備考〕　通産省「鉱山保安統計年報」による。

況をみると第134表のとおりである。なお、五六年中の数字は「災害月報」の速報集計で後日追加訂正されることになっている。

同年報によると、五六年の年間累計で、死亡六一〇、重傷二万一七二六、軽傷二万九九五三で、前年に比べて軽傷で若干増加し、死亡、重傷ともに減少となっている。

原因別労働災害の発生状況　原因別に災害の発生状況をみると、(第135表)、災害回数の約三割、死亡者の半ば以上は坑内における落盤または側壁の崩壊もしくはガスまたは炭塵の爆発によるものである。次いで比重の大きいのは運搬関係の事故で災害回数の一二・五%、死亡者の約二割を占める。死亡者は少ないが災害回数でこれに次ぐものは取扱中の器材鉱物等のため、飛石または転石、転倒、工具のためというのが高い割合を示す。以上いずれも坑内におけるもので、坑外における比率は災害回数で八・九%、死亡八・五%と坑内に比べれば著しく低い。

重大災害の発生状況　第136表によって重大災害の発生状況を示す。

第三節　職業病

業務上疾病　一九五六年中における「業務上疾病および食中毒発生状況」(労働省労働基準局労働衛生課調)は第137表のとおりである。なお、同表記載の業務上疾病一号から三八号までの各号該当疾患は労働基準法施行規則(第三五条)において左のごとく規定されている。

一、負傷に起因する疾病、二、重激なる業務に因る筋肉、腱、関節の疾病並びに内臓脱、三、高熱、刺激性ガス若しくは、蒸気有害光線又は異物に因る結膜炎その他の眼の疾患、四、ラヂウム放射線、紫外線、エックス線及びその他の有害放射線に因る疾病五、暑熱な場所における業務に因る日射病及び熱射病、六、暑熱な場所における業務又は高熱物体を取扱う業務に因る第二度以上の熱傷及び寒冷な場所における業務又は低温物体を取扱う業務に因る第二度以上の凍傷、七、粉じんを飛散する場所における業務に因るじん肺症病及びこれに伴う肺結核、八、地下作業に因る眼球震盪症、九、異常気圧下における業務に因る潜函病その他の疾病、一〇、製糸又は紡績等の業務に因る手指の蜂窩織炎及び皮膚炎、一一、さく岩機、鋲打機等の使用により身体に著しい振動を与える業務に因る神経炎その他の疾病、一二、強烈な騒音を発する場所における業務に因る耳の疾患、一三、電信手、タイピスト、筆耕手等の手指の痙攣及び書痙、一四、鉛、その合金又は化合物に因る中毒及びその続発症、一五、水銀、そのアマルガム又は化合物に因る中毒及びその続発症、一六、マンガン又はその化合物に因る中毒及びその続発症、一七、クローム、ニッケル、アルミニウム又

第137表　業務上疾病および食中毒調（1956年度分）

産業別 ＼ 規則第三十五条による号別 労働基準法施行	農林および水産業	鉱業	建設工業	製造工業									ガス電気および水道業	商業および金融業	運輸通信業	その他の産業	合計
				金属工業	機械器具工業	化学工業	窯業および土石業	紡織工業	製材および木製品工業	食料品工業	印刷および製本業	その他の工業					
1 号	240	831	1,224	397	370	154	145	76	216	110	22	69	29	23	364	147	4,417
2 号	38	171	184	96	115	64	29	15	36	24	3	2	7	2	230	83	1,099
3 号	80	1,093	697	439	758	260	120	55	117	61	18	47	33	10	214	58	4,060
4 号			2		6		1			1					1	1	12
5 号		138	6	4		5	1	3									157
6 号	20	133	397	1,351	805	549	121	124	47	235	30	126	72	38	186	96	4,330
7 号		93	2	5	2		10	1							3		116
9 号	4		2									1				2	9
10 号								302									302
11 号		3	3														6
12 号		8	1	1	2	1											13
14 号			2	5	5	6											18
15 号		12				2						1					15
16 号				2			2										4
17 号				7	3	5					1				2		18
18 号				5	8										1		14
19 号	1																1
20 号						2											2
21 号		7	4	1	4	8						2				1	27
22 号		6	3			3											12
23 号			1			3											5

24 号		34	10	18	8	7	1					2	2	3	9	1	95
25 号			1	2		3											6
26 号		33	29	74	61	176	9	17	5	12	11	10	1	3	32	15	488
27 号			6	1	13	42		2			2	1			5	1	73
28 号	7		2		2	2											13
29 号			14		2	8	2	1	2	2		1			3		35
30 号	2	4	32	5	26	18	7	15	6	1	1	8			20	7	152
31 号			4	3	1										1	2	11
32 号	1	32	10	14	19	44	3	6	1			15	1		32	4	182
33 号				1												3	4
34 号			1													2	3
35 号	1																1
38 号	16	43	123	34	439	17	7	58	9	10		8	6	1	25	30	135
計	410	2,641	2,760	2,466	2,649	1,379	458	1,205	439	456	88	293	151	80	1,128	453	17,056
食中毒 1月 件数					1												1
食中毒 1月 人員					174												174
食中毒 6月 件数			1											1			2
食中毒 6月 人員			13											140			153
食中毒 7月 件数			2					3		1					1		7
食中毒 7月 人員			55					129		7					10		201
食中毒 8月 件数					1					1			1				3
食中毒 8月 人員					5					51			62				118
食中毒 9月 件数			3		1			2								1	7
食中毒 9月 人員			26		27			88								29	170
食中毒 10月 件数						2		1								1	4
食中毒 10月 人員						67		32								50	149
食中毒 11月 件数						1											1
食中毒 11月 人員						10											10
食中毒 計 件数	—	—	6	—	3	3	—	6	—	2	—	—	1	1	1	2	25
食中毒 計 人員	—	—	94	—	206	77	—	249	—	58	—	—	62	140	10	79	975

〔備考〕 業務上疾病について号別の中8号，13号，36号，37号ならびに食中毒の2月～5月分，12月分については該当がない。

第138表　定期健康診断結果報告（1956年）

産業別		1～6月 受診者数	1～6月 疾病総計	1～6月 呼吸器系の結核	1～6月 発見率	7～12月 受診者数	7～12月 疾病総計	7～12月 呼吸器系の結核	7～12月 発見率
農林および水産業	男	6,405	725	133	1.9	27,430	1,258	438	1.4
	女	1,041	86	21	1.3	4,025	206	69	1.4
	計	7,446	811	154	1.8	31,455	1,464	507	1.4
鉱業	男	194,613	25,766	5,435	2.0	295,101	38,897	7,293	1.9
	女	14,917	1,714	312	1.3	18,733	2,651	380	1.5
	計	209,530	27,480	5,747	2.0	313,834	41,548	7,673	1.8
建設工業	男	25,587	2,505	514	1.6	85,454	6,851	1,854	1.8
	女	2,877	278	33	0.9	9,287	638	172	1.5
	計	28,464	2,783	547	1.6	94,741	7,489	2,026	1.8
製造工業 金属工業	男	194,602	34,864	7,843	3.4	271,757	36,360	9,603	2.9
	女	20,316	3,924	608	2.3	33,704	4,026	974	2.4
	計	214,918	38,788	8,451	3.3	305,461	40,386	10,577	2.8
機械器具工業	男	232,304	32,206	9,539	3.3	467,103	74,808	19,393	3.4
	女	39,812	4,292	969	1.8	95,458	9,487	1,944	1.6
	計	272,116	36,498	10,508	3.1	562,651	84,295	21,337	3.1
化学工業	男	229,058	38,600	7,771	2.6	300,114	40,037	10,035	2.6
	女	59,869	8,579	1,189	1.5	85,590	12,155	1,862	1.7
	計	288,927	47,179	8,960	2.4	385,704	52,192	11,897	2.4
窯業および土石工業	男	42,099	7,149	1,297	2.2	64,768	6,218	2,071	2.6
	女	9,914	1,436	209	1.3	23,109	1,807	421	1.3
	計	52,013	8,585	1,506	2.1	87,877	8,025	2,492	2.3
紡織工業	男	59,682	6,790	1,364	1.9	110,023	10,034	2,623	2.0
	女	185,090	21,065	1,952	0.8	346,436	27,963	4,049	0.9
	計	244,772	27,855	3,316	1.1	456,459	37,997	6,672	1.2
製材および木製品工業	男	6,279	482	133	1.6	27,856	2,386	638	2.0
	女	2,206	154	36	1.2	8,532	689	182	1.9
	計	8,485	636	169	1.5	36,388	3,075	820	2.0
食料品工業	男	39,409	4,411	1,446	3.0	55,042	5,764	1,649	2.5
	女	24,126	2,731	642	2.0	39,179	3,444	802	1.6
	計	63,535	7,142	2,088	2.6	94,221	9,208	2,451	2.1
印刷および製本業	男	32,881	8,937	2,472	6.5	56,346	6,687	2,888	4.2
	女	7,083	1,311	438	5.3	11,920	1,164	380	2.6
	計	39,964	10,248	2,910	6.3	68,266	7,851	3,268	3.9
その他の工業	男	9,606	938	318	2.9	27,657	2,449	783	2.4
	女	5,648	382	118	1.7	15,680	1,490	274	1.4
	計	15,254	1,320	436	2.5	43,337	3,939	1,057	2.0
ガス電気および水道業	男	72,532	9,755	3,804	4.3	111,520	15,008	5,871	4.3
	女	5,839	712	238	3.3	10,028	1,168	494	3.7
	計	78,371	10,467	4,042	4.2	121,548	16,176	6,365	4.2
商業および金融業	男	65,176	12,211	3,760	5.0	105,282	16,760	6,913	5.7
	女	38,513	6,388	1,643	3.4	75,562	9,555	2,945	3.1
	計	103,689	18,599	5,403	4.4	180,844	26,315	9,858	4.6
運輸通信業	男	370,611	43,167	19,186	4.2	600,395	62,073	26,465	3.7
	女	55,569	4,566	2,285	3.0	91,292	8,441	3,188	2.6
	計	426,180	47,733	21,471	4.1	691,687	70,514	28,653	3.6
その他の産業	男	77,811	10,414	5,107	5.5	124,548	14,493	6,992	4.9
	女	39,566	4,543	1,606	3.2	58,278	5,603	2,283	3.4
	計	117,377	14,957	6,713	4.7	182,826	20,096	9,275	4.4
合計	男	1,658,655	338,920	70,122	3.4	2,730,396	340,083	105,509	3.2
	女	512,386	62,161	12,299	1.8	926,813	90,487	20,419	1.7
	計	2,171,041	301,081	82,421	3.1	3,657,209	430,570	125,928	2.8

〔備考〕 1) 本表は定期健康診断結果について労働安全衛生規則第22条の規定に基き事業所より労働基準監督署長あて報告されたものを集計したものである。
2) 呼吸器系の結核欄の発見率は受診者数に対する休業必要数と不必要数との小計の率である。

はそれらの化合物に因る潰瘍その他の疾病、一八、亜鉛その他の金属蒸気に因る金属熱、一九、砒素又はその化合物に因る中毒及びその続発症、二〇、燐又はその化合物に因る中毒及びその続発症、二一、硝気又は亜硫酸ガスに因る中毒及びその続発症、二二、硫化水素に因る中毒及びその続発症、二三、二硫化炭素に因る中毒及びその続発症、二四、一酸化炭素に因る中毒及びその続発症、二五、青酸その他のシアン化合物に因る中毒並びにその続発症その他の疾病、二六、鉱酸、苛性アルカリ、塩素、弗素、石炭酸又はそれらの化合物、その他腐蝕性又は刺激性の物に因る腐蝕、潰瘍及び炎症、二七、ベンゼン又はその同族体並びにそのニトロ及びアミノ誘導体に因る中毒並びにその続発症、二八、アセトン又はその溶剤に因る中毒並びにその続発症その他の疾病、二九、前二号以外の脂肪族又は芳香族の炭化水素化合物に因る中毒及びその続発症、その他の疾病、三〇、煤煙、鉱物油、桐油、ウルシ、タール、セメント等に因る蜂窩織炎、湿疹その他の皮膚疾患、三一、煤煙、タール、ピッチ、アスファルト、鉱物油、パラフィン又はこれらの物質を含む物に因る原発性上皮癌、三二、第十四号ないし第三一号に掲げるもの以外の毒性、劇性その他の有害物に因る中毒及びその続発症又は皮膚及び粘膜の疾患、三三、患者の検診、治療及び看護その他病原体によって汚染の惧れある業務に因る各種伝染性疾患、三四、湿潤地における業務に因るワイル氏病、二五、屋外労働に起因する恙虫病、三六、動物又はその屍体、獣毛、革その他動物性の物及びぼろその他古物の取扱による炭疽病、丹毒、ペスト及び痘瘡、三七、前各号の外中央労働基準委員会の議を経て労働大臣の指定する疾病、三八、その他業務に起因することの明かな疾病。

五五年中における業務上疾病総数一万七〇五六件のうち、件数が多いと考えられるものは主として災害性の疾病、たとえば負傷に起因する疾病（四四一七件で最高を占める）、眼疾患、火傷、凍傷、重激な作業による筋肉や関節の疾患である。しかし、労働衛生に関する資料が完備していない現状からいって、職業病という名称で呼ばれる一連の疾病はその報告件数がはなはだ少ないが、実際には意外に広範囲にわたって労働者の間に浸潤しているといわれており、第137表の件数にしても、七日以内の治療一〇〇〇円以下の治療費のものは除かれているから、われわれは実際に発生している疾病の何分の一かを数字として把握しているに過ぎない。

健康診断　健康診断の実施状況は、衛生管理者を選任している事業所の報告では大企業において九〇％程度の実施率を示し、五六年の結核発見率三・二～四％は一般人の約二分の一に当る（第138表）。

そして、最近特に注目されることは大企業において、雇入れの時の健康診断が厳重になって、結核患者あるいは結核発病のおそれのあるものが採用されなくなり、したがってそれらの人々が雇入れの時健康診断を実施しない小企業に流れ込む結果となって、結核患者の集積が小企業にみられる傾向になったことである。しかし、労働者一〇〇人以下の小企業における健康診断の実施率については五〇％前後であろうという推定があるが、確かなところ不明で、「定期健康診断報告」の数字をもって、事業所における疾病特に結核の現状を把握しているとはいい難い。

第四章　婦人・年少労働者の状態

第一節　婦人労働者の状態

概況　労働省労働統計調査部「毎月勤労統計調査」の資料によって、企業規模別の婦人労働者数をみると(第139表)、従業員五〇〇人以上の大企業が約五〇万人、四九九～一〇〇人五九万人、九九～三〇人四八万人で、全体として五〇〇人以下の企業に働く婦人労働者の比重が大きく、六八％を占めている。また九九～三〇人の企業は三一％であるが、この数字は従業員三〇人以上の企業についての推計値であるから、それ以下の企業における労働者数を加えると、小規模・零細企業に働く婦人労働者の割合はより大くなるであろう。婦人労働者の多い産業は製造業の三七万人、なかでも紡織、化学、電気機械器具、衣服・身回品、ガラス土石製品製造業などで、また小企業における婦人労働者(特に生産労働者)の比重の大きいのは、衣服・身回品、木材・木製品、ガラス・土石製品、印刷・出版、金属製品などである。紡織、食料品も小企業における婦人労働者が多い。また卸・小売業、金融・保険業も小企業における比率が高い。

次に賃金および労働時間の状態は第140表のごとくである。賃金は一般的に企業が小さくなるほど少なくなり、平均一〇〇〇円～二〇〇〇円という較差を示し、これに反して労働時間は長くなるという傾向がみられる。多くの婦人労働者が小企業で働いている紡織の、九九～三〇人の企業の平均賃金（生産労働者）は六一〇〇円、同じく食料品では五五〇〇円、また小企業に働くものの比重が大きい衣服・身回品、木材・木製品などにおいては五三〇〇円、金属、機械部門においては六千円～七千円台にある。労働時間は小企業ほど長く、五〇〇人以上の企業と九九～三〇人の企業とでは一ヵ月に平均一二時間の差ができる。この規模別の差が激しく、また他に比べても労働時間の長い産業は、武器、紡織、印刷・出版、第一次金属、輸送用機械器具、卸・小売業などである。そして賃金と労働時間のこのような傾向からも、三〇人以下の小規模・零細企業における労働条件がきわめて劣悪なものであることを推察せしめる。

労働状態　婦人労働者の実情や問題点を、種々な職業についてみて行こう（以下の資料のうち㈠から㈣までは、朝日新聞に五六年一月掲載された「働く婦人の健康診断」による。）

㈠オートバイ工場の女子工員

さいきん、非常な勢いで普及してきたオートバイの製作に女性が働いていると聞いたら、ちょっと驚く人もあるかもしれない。東京と埼玉の境にあるH工場には、三百五十人の女子がオートバイの部品加工や組立てに、千人近い男子とともに働いている。長さ一間もある研摩盤や歯切機械を動かす女子の白い作業衣姿は、いかにもリリしい。ごうごうという騒音、たちのぼる機械油の煙に包まれながら機械の動きに全身を集中する――これが彼女らの生活である。

しかし、仕事がはげしいだけに、身体の障害も少なくないようた。まず多いのは疲労と冷えの訴え。コンクリートの床の上の立作業が多いことからくるのだろうか。朝八時から夕方四時半まで昼休み一時間を除いてはほとんど立ちつづけ。さらにその上に残業がある。一日三時間ぐらいする日が多いという。月産八十台以上を目ざしているから、部品一つが足りなくても困るというわけで、彼女たちも男子といっしょに残業がつづく。労基法によると

第139表　女子常用労働者産業別・規模別推計数（1956年12月現在・全国）

（単位　1000人）

産業別＼規模別	計			生産労働者			管理・事務および技術労務者		
	500人以上	499～100人	99～30人	500人以上	499～100人	99～30人	500人以上	499～100人	99～30人
総数	502	593	477						
鉱業	17	10	4	11	7	3	6	3	1
製造業	365	427	309	306	366	264	58	61	46
武器	1	(230)	(30)	1	(140)	(20)	(110)	(90)	(10)
食料品	10	29	27	9	25	21	1	4	6
煙草	11	3	—	9	3	—	1	1	—
紡織	184	191	108	174	180	102	10	11	6
衣服・身回品	2	16	25	2	15	23	(260)	1	2
木材・木製品	1	6	12	1	5	10	(80)	1	2
家具・装備品	—	2	3	—	8	3	—	(240)	1
紙・類似品	6	13	10	4	10	9	2	3	1
印刷・出版	7	9	13	5	6	9	3	3	4
化学	34	29	13	26	20	9	8	9	4
石油・石炭製品	1	2	2	(100)	1	1	(450)	1	1
ゴム製品	17	15	5	16	14	4	1	1	(300)
皮革・皮革製品	(170)	1	2	(130)	1	1	(40)	(220)	(320)
ガラス・土石製品	9	17	19	7	15	16	1	2	2
第一次金属	13	5	5	6	3	3	7	3	2
金属製品	1	9	11	1	7	8	(300)	2	3
機械	8	17	11	5	11	7	3	6	4
電気機械器具	35	29	16	25	23	13	10	6	3
輸送用機械器具	14	10	5	6	7	4	8	3	2
精密機械	8	8	7	6	7	6	1	1	1
その他	3	14	16	2	13	15	(420)	1	1
卸・小売業	36	53	66						
金融・保険業	24	30	52						
運輸通信その他の公益事業	60	71	44						
不動産業	(220)	1	1						

〔備考〕 1000人単位で4捨5入した数字であるが，（　）はそれに満たないため，10位未満で4捨5入してある。空欄は，労働者種類別に調査を行っていないため計数が得られない。労働省労働統計調査部「毎月勤労統計調査」の資料による。

第140表　女子常用労働者産業別・規模別賃金および労働時間（1956年10月・全国）

産業別＼規模別	現金給与総額（単位100円） 計 500人以上	計 499～100人	計 99～30人	生産労働者 500人以上	生産労働者 499～100人	生産労働者 99～30人	管理・事務および技術労務者 500人以上	管理・事務および技術労務者 499～100人	管理・事務および技術労務者 99～30人	総実労働時間（月間・時） 500人以上	総実労働時間（月間・時） 499～100人	総実労働時間（月間・時） 99～30人
総数	105	87	80							188.2	192.7	200.3
鉱業	95	73	59	91	63	52	101	96	83	192.7	194.2	185.5
製造業	95	75	65	90	70	62	123	104	87	189.9	195.3	204.9
武器	77	78	102	74	77	105	96	79	89	187.5	196.0	230.2
食料品	125	70	61	122	64	55	147	105	86	184.3	188.2	201.1
煙草	137	130	—	135	127	—	148	142	—	173.6	178.7	—
紡織	83	68	62	81	67	61	112	91	78	192.9	198.8	214.8
衣服・身回品	108	61	55	108	59	53	110	93	75	185.9	194.7	200.5
木材・木製品	77	64	56	75	62	53	93	80	70	199.8	200.4	194.4
家具・装備品	—	65	58	—	63	53	—	80	74	—	198.2	200.0
紙・類似品	130	79	57	123	70	54	148	116	74	178.1	188.7	196.7
印刷・出版	144	99	85	130	95	74	167	108	112	192.7	203.8	211.0
化学	106	91	74	101	82	64	125	114	96	177.8	183.5	188.9
石油・石炭製品	136	98	74	114	76	65	141	127	95	172.6	180.5	192.1
ゴム製品	74	80	79	72	78	79	105	102	81	202.0	193.4	203.5
皮革・皮革製品	92	79	73	92	77	72	92	92	78	203.7	200.2	203.8
ガラス・土石製品	103	77	63	95	70	61	138	114	77	188.7	190.3	188.8
第一次金属	126	96	84	123	80	68	128	110	104	177.9	188.8	198.8
金属製品	99	89	77	90	82	73	127	106	93	194.9	198.6	209.9
機械	98	84	75	95	77	70	103	99	81	198.7	197.1	198.8

電気機械器具	93	84	74	87	78	69	108	106	92	189.5	195.7	198.6
輸送用機械器具	121	89	75	113	83	67	127	101	88	187.1	196.3	207.2
精密機械	120	85	70	116	80	67	142	110	86	189.5	199.3	196.9
その他	85	67	64	83	65	62	100	84	83	197.9	191.2	202.0
鉱・小売業	135	87	83							185.5	194.6	203.0
金融・保険業	159	142	132							172.4	178.0	189.6
運輸通信その他の公益事業	129	134	119							184.6	182.3	179.0
不動産業	70	102	106							189.4	187.9	190.0

〔備考〕空欄は，労働者種類別に調査していないため計数が得られない。労働省労働統計調査部「毎月勤労統計調査」資料による。

女子の残業は、八時間労働では一日二時間、一週六時間まで認められているが、七時間労働制のこの工場では一週十二時間まで残業ができるとしている。

いろいろな訴えをきいてみよう。A子さん(23歳)は〝水とぎ〟といって、オートバイのボディを耐水ペーパーでみがき、水で洗う作業を四年間やってきた。ゴムの指サックをはずしてみせてくれた手は〝ひび〟と〝あかぎれ〟でいっぱい。会社でもらう薬用クリームを塗ると能率が下るので、家に帰ってからだけ使うと言っていた。B子さん(20歳)は部品の研摩で、一日中機械と取り組んでいる。研摩用のト(砥)石の粉が目に入り、結膜炎をおこしがちと話す。C子さん(21歳)は組立工。ゆるやかに動くベルトの上にキラキラと光るオートバイが出来上ってゆく。その最後に近い工程で照明具をつけるなど六ヵ所の作業が受持ちだ。「ちょっと一息というわけにはいかないし、トイレに行く時は代ってもらうんだけど、すこし気がねだわ」はにかみながらこう話していた。「生傷がたえないわね」――とこれはみんなの声。小さな外傷はしょっ中。プレスで指先をつぶしたり、髪を機械にまかれるなどの災害も一、二度おこっている。

生理休暇は有給で二日認められている。ところが、今期のボーナス支給についても生理休暇を欠勤扱いにして減額するという案がいま会社側から出て、彼女たちを動揺させている。六月のボーナス支給の時にはこの会社案が実行され、以来彼女らは次第に生理休暇をとらなくなってきている。月収の手どりは平均七～八千円。だから、生休がボーナスにひびくのではやれきれないと彼女たちはいう。

同工場診断所での十月中の女子の診療件数は(1)結膜炎などの眼の病気二二五(2)外傷七四(3)貧血五八(4)気管支炎四八(5)トラコーマ三四(6)胃腸障害三三(7)皮膚炎二五(8)じん炎など二五である。

(二)真空管、電球の製造工場

電球、真空管の製造も女子の手をまつ職場である。ラジオ、テレビの普及が、こういう職場をますます拡張した。川崎のある工場では千五百人の女子がこの方面の仕事に取り組んでいる。技術の進歩とともに真空管類は小さくなる一方、だから彼女たちの仕事はますます細かくなってきた。電球のコイル巻き、ガラス加工、電

球内部のマウンターの組立てなども女性の仕事である。彼女たちは作業台にぐっと前かがみになり、髪の毛よりも細いタングステン線をあつかっている。

こういった細かい仕事からくる視力の減退をまず彼女たちは訴えていた。労働組合が、昨年六十人の女子について視力検査を行ったが、その半数くらいは〇・五から〇・六だったという。入社試験にもちろん視力検査があって正常なものが採用されているという。視力低下のひどい場合はたとえば、A子さん（21歳）は、電球ガラスの検査を五年間やってきた。あかりを通してつや消し加工が平らにできているかどうかを見るのだが、その数は一日に千個から二千個。入社当時視力一・二だった右の眼がいまは〇・二になった。B子さん（19歳）はガラス加工の職場。酸素と水素ガスでガラス管を切断しているが、強烈な光を毎日見ているせいか、一・二の視力が〇・三になった等々。しかし、眼の悪くなった人でも、たいていは眼鏡をかけたがらない。場所によって備えてある拡大鏡も「あれは使いにくい。肉眼でみた方が能率があがる」という声が強かった。

朝八時から夕方四時半まで、一時間の昼休みを除いては彼女たちは前かがみになって座りっきり、細かい製品の一つ一つに神経を集めている。こういう座り作業からくる〃疲れ〃の訴えも小さくはなかった。「作業イスの高さがだれでも同じだから、疲れるんじゃないか」「一日じゅう座っているせいか、胃腸の具合が悪くて困る」という声。またガラス加工にしろ、電球類の組立にしろ、室内でガスをしじゅう使うので、夏はひどく暑い。それが疲れを倍にするともいった。

㈢バスの車掌

東京都内にアミの目のようにひろがった都バスや私鉄バスの車掌さんはみんな若い。中学を卒業してすぐ入り、結婚するまで四、五年はつとめるという。戦後バスの路線は全国でぐんぐん拡がり、観光バスの発達も驚くほど。そして婦人車掌さんも全国でおよそ二万五千人もおり、これは押しもおされぬ婦人の代表的職場となってきた。

都バスの場合、朝七時ごろから動きだすから彼女たちは六時半には出勤する。そして午後三時ごろまで乗る勤務が通称〃早あがり〃、そのあと終車の十時ごろまで乗るのが〃午後出〃、それと朝夕のラッシュ時だけ乗る〃中休〃とよぶ勤務と三通りある。これは混雑時だけ二人の車掌さんが乗る大型バスの勤務で、つまり一人が一週間に二日ずつ三種類の勤務をすることになる。また車掌さん一人が乗る車は〃早出〃と〃おそ出〃の二交代である。路線の一往復が大体二時間前後、一日に三、四回乗るのが普通で一回乗ると三、四十分の休みがある。だから実際の乗務時間は一日およそ五時間半というわけである。

終点の近くにある事務所には、休憩時間中の彼女たちが畳の部屋で思い思いに休んでいる。身体の具合をきくと「とても重労働ですよ」と口々に語ってくれた。まず胃腸が悪くなる――毎日の食事時間がバスに乗る時間できまるのでほとんど不規則。その上、しじゅう揺られているので勤めはじめのころはみな食欲不振になる。バスが定時よりおくれて着いたりすると、大急ぎで食べて胃におさまらないうちに乗るなんていうこともたびたび。消化不良をおこしている人もとても多いという。つぎが疲労と冷え。声を出さなければならないのはなんといっても疲れを倍にする。それに終車までつとめて翌日は早出なんていうと、寝る時間はやはり十分ではない。「冬がいちばんつらい。立ち通しなので腰から下がひえてしまい、身体を動かすのがやっと。お客様へのサー

ビスは、悪いけど二の次になる」「二回くらいはいいけれど、三回目からは疲れて乗るのがイヤになることが度々」――こんな声がたてつづけである。

生理休暇は月に二日はとれるけれど、こういう激務が将来どういう影響をするんでしょうかと心配そうな顔。「つとめて二年くらいは夢中だけれど、そのあとはたいてい生理時なんかとても乗れないほど痛んだり気分の悪いという人が出てきます」平均一万円前後という年齢にしては高い報酬にむくいられてはいるものの、彼女たちはこうして身体にこたえる仕事とともに暮している(注)。

(注)　日本私鉄労働組合総連合（私鉄総連）関東地連がおこなった「職場と結婚に関する調査」によると次のとおりである。これは、五五年一二月、東武、東急、京浜、京王帝都、関東バス

第141表　バス女子車掌―仕事の上で一番つらい事やいやなこと

区分	19歳以下	20歳以上
調査人員（回収枚数）	792人	832人
	%	%
職制や男子の圧迫	35.2	25.2
雑用（お茶くみや掃除）	17.8	17.0
男女の差別待遇（賃金や仕事）	27.3	23.6
おかずや煙草買い	18.9	14.8
深夜作業	29.4	26.6
勤務が不規則	50.6	44.0
生理のとき	75.5	77.6
車体洗い	23.1	16.1
いやな運転手と組んだとき	48.4	37.8
職制のいやがらせやひにく	39.7	34.5
検札	23.9	29.7
収入料金の過不足問題	50.3	56.9
設備が悪い	33.3	34.1

〔備考〕　各人が1番と思う項目から順に番号をつけたものの集計で，最高は100。私鉄総連関東地連調査。

など関東地連傘下の婦人組合員を対象にしたもので、バス車掌が中心となっている。回答数は二〇三八名。

まず仕事の上で一番つらいことやいやなことは第141表のことくである。生理時の労働が辛いというのが一九歳以下七六%、二〇歳以上七八%で最も多く、勤務の不規則、収入料金の過不足問題、いやな運転手と組んだときなどがこれに次ぐ。また職制の干渉に対する不満も多い。次に今の仕事を何時まで勤めたいかに対しては、結婚するまでというのが過半数を占めているが、できるだけ長く停年までも勤めたい者が一八%～二一%いるのは注目される。共稼ぎの困難な理由として、労働の激しさ、長時間勤務、休暇、家事との関係などが上げられているが、その困難を耐えて行こうとする意志が示されている。今一番悩んでいることは、低賃金であることが最も多い。なお本人が一家の生計を支えている場合が、一九歳以下では二三%、二〇歳以上で三六%に及んでいる。

(四)デパートの店員

一日中お客を相手に立ち通しなので、疲労が大きい―これは全部の売場に共通のことだが、とくに特売場にいるAさん（25歳）は「一日に何里歩くかしら。サンダルシューズは普通三ヵ月できれますね。夏は心臓脚気で休みました」診療所でも、夏になると脚気のためにビタミン注射に来る人が少なくないといっている。ネクタイ売場のBさん（26歳）は「入口に近いせいか冷えますね。お客さんの気持をのみこむのにとても神経が疲れます」Cさんはエスカレーターの係。「ケガのないように注意し、姿勢をくずさずに、つぎつぎと頭を下げているのは本当にくたびれます」この係は一時間働いて三十分休むというきまりだ。食堂のサービス係は「しじゅう歩きまわり、お料理やおサラも重いので、かな

り疲れます」と言っている。

生理不順―これもデパートの人々の訴えの中では目立っている。（診療所へ鎮痛剤をもらいにくる人は毎月五十人くらいという）しかし、エレベーターやエスカレーターの係は必ずといってよいほど生理休暇をとるのが普通になっているし、売場でも職場にいる同性の主任や世話係に申出ればよいので遠慮や気兼ねは少ないということだ。さらに「夏の冷房は健康にどう響くのでしょうか、夏に神経痛をおこした人もいるし、気分の悪くなる人もでるので…」という声もあった。

診療所の看護婦さんも「店員さんの仕事は、女性にはかなりの労働ですね」と語っている。だから、彼女たちが希望しているのは、年末の残業をなるべく少なくして、ということだった。年末は昼間も忙しいうえ、三十分から一時間の残業が多くなるからだ。またホコリを少なくするよう換気を十分にやってほしい、などをあげていた。

(五)中小織物工場の女子労働者（山梨県大月市―朝日新聞五六・六・一三）

大月市初狩町は郡内機業地の一つだ。六百戸のうち四割が機業家、工女は三百人に近いという。

町でも模範工場とよばれるS工場を訪ねる。四方にガラス窓をとった三十坪ばかり。おカッパ頭の一人に「朝は何時から？」ときくと、ちょっとためらいながら「五時半です」

そして「夜は七時半にはしまうので、ここは、もっとおそいほかの工場からうらやまれている」とつけ加えた。

彼女たちはみんな住込みだ。この工場主は「食事と休み時間をひいても一日十二時間は働きますね」と長時間労働を率直に認めて、こう説明した。「この土地には織機を二、三台おき、娘や嫁に織らせている家内工業家が多い。そういう家では労働基準法の適用を受けないので早朝から夜おそくまで織る。われわれだけが八時間を守るわけにいきませんよ」これはこの辺の機業家たちの共通の声のようだ。

その夜九時過ぎにいくつかの工場から集まってくれた工女たちの一人A子さん（十八歳）はこうも言っていた。「私のところは朝五時から夜は九時まで、休めるのは朝、昼、夜の食事をする間だけです。すこしゆっくりしているとおとうさん（経営者）に何をぐずぐずしているとしかられます」と。そのうえ、彼女たちには月に二日しか休日がない。B子さん（十七歳）は「お休みだって朝飯前は織るし、その日は朝飯が一時間おくれるんです。おひる前に工場の掃除をするので、休めるのは午後くらいのものです」と訴えている。

この土地の労働条件のもう一つの特徴は給料が〝年ぎめ〟ということだ。K工場―ここでは進歩的な月給制をとっているけれど「この町では九割以上が年ぎめでしょうナ」とこのK工場主は教えてくれた。この人は市議会議員で教育委員もやっている。

夜、工女たちは年ぎめ給金についてこもごも話してくれた。Cさん（十八歳）は「私は年二万八千円」D子さん（十七歳）は「中学を終えて親のいうままに一里近く離れた村のハタ屋に住みこんだが、四月から十二月までで給金は二万円とあとで知った」と語る。仕事になれてくると年三万、七―八年の経験をもつものでも年五万もらえば最高という。

学校を終えると親たちは待ちかねたようにして娘をハタ織りに出す。彼女たの働きをカタに前借をすることもあるようだ。そして娘たちは、月々親からもらう三、四百円の小遣いを楽しみに、ヨメ入りまでハタを織る宿命を背負っている。

工女たちは経営者を〝いさん〟〝おとうさん〟とよび、その妻を〝ねえさん〟〝おかあさん〟と呼ぶ。経営者たちは「家族的なやり方がこの土地の特徴でして…」と口をそろえていう。給金とは別に盆暮には、おしきせを出すし、三年つとめれば鏡台、五年でタンス、七年もいれば夜具一そろいまでつくってやり、嫁の口もみつけてやると誇る。だが「病気になっても医者代をだしてくれるのははじめの一回ぐらい。長びけば実家に帰される」という。

(六)タイピスト

全日本損害保険労働組合（全損保）神戸地協の調査によると、この保険会社におけるタイピストの実態は次のようである。

(一)　労働状態　この調査は神戸地区のうち一〇社のタイピスト四一名を対象としたものであるが、まず労働状態は次のとおりで、この職場でも最近は仕事の量が増え、労働が強化されていることが指摘されている。

ほとんど毎日、時間中は休む暇もない　二九
平均一日に一・二回の手待ち時間はある　六
忙がしいというほどでもない　四

残業については、残業する一八、残業はほとんどしない一九と、大体半々になっているが、この中には一社で調査対象者が一〇名いる職場が残業しない方に入っているので、会社別にみれば一〇社のうち七社が残業していることになる。一ヵ月のうち残業する日数は次の状態である。一～二日　三、三日　三、四～五日　八、七日　一、一〇日三。

(二)　視力　この調査の契機になった、視力の状態についてみると第142・143表のごとくである。入社当時は視力一・二以上の者が二五名であったのが、現在では一二名に減少し、その反対に入社当時〇・五以下の者は二人にすぎなかったのが現在では一六人と増加している。これを勤続年数別にみると、長く勤めるにつれて視力が悪化する傾向が示されている。勤続五年以上の一四名のうち一〇名まで〇・五以下であり、また一・五の一二名のうち一〇名が勤続五年未満である。これらのことから、(一)タイピストとして勤務を続けるとだんだん視力が弱ってくる。そして長年続けると視力の障害がはなはだしい。(三)乱視の傾向がでる場合が相当にある、ことなどが指摘されている。

第142表
タイピストの視力の比較—入社当時と現在

視　　力	入社当時	現　在
	人	人
0.1～0.4	0	8
0.5	2	8
0.6	1	1
0.7	2	1
0.8	2	3
0.9	1	1
1.0	3	2
1.2	14	10
1.3	1	0
1.5	10	2

〔備考〕 1) いずれか一方が不明の場合は除外した。
2) 乱視の傾向ある者12名。
全日本損害保険労働組合（全損保）調査。

第143表　タイピストの勤続年数別にみた現在の視力

視力＼勤続年数	2年未満	2～5年	5～10年	10年以上	計
	人	人	人	人	人
0.1～0.5	1	5	6	4	16
0.6～1.0	1	5	1	1	8
1.2	3	5	2	0	10
1.5	2	0	0	0	2

〔備考〕 全損保調査。

(三)　疲労と病気　また労働が激しいため、次のように疲労や身体の故障も多い（集計数の多いのは一人で数項目記入している場合があるため）。

あまり病気をしない　一三
普通より病気をするようだ　六〇
持病のようになっている　一〇
忙がしいと疲労が激しい　三一
それほど疲れを感じない　一

このうち持病のようになっている、また疲労が激しいと答えた者の状態は第144表のごとくである。肩や背中、目、頭などの痛みが多く、病気は神経痛また神経系統というのが多くなっている。

第144表
タイピストの身体の痛み

	人
肩	21
背中	10
眼	8
頭	7
手	4
腕	3
胸	3
首	2

〔備考〕保損査。全調

生理休暇　最近、生理休暇を制限しようとする経営者の動きが目立って強まり、休暇の手続きを煩雑にし、あるいは職種によってこれを有給休暇とする範囲を制限しようとするなどの傾向がみられる。この反面、当事者である女子労働者のこの権利の重要性にたいする認識は余り高まってはいないのであるが、女子労働者の権利を守って行く上に、生理休暇規定の完全実施の問題は、きわめて大きな意義をもつものといえる。

次に国鉄労働組合がおこなった調査によって、職場におけるその実情をみよう。この調査時期は一九五六年三月、調査対象は秋田、仙台、高崎、東京、長野、米子、広島地区における病院や診療所の看護婦、電務区や駅の電話掛など九五八名である。ここではそのうち対象者の多い電話掛（一般）と看護婦（一般）の状態を紹介することにする。

まず生理休暇の取得状況をみると(第145表)、電話掛では休暇をとるというものが七八%、とりたいがとれないもの九%で休暇をとるものの割合が多いが、これに反して看護婦は、休暇をとりたいがとれないもの六六%、とるもの一三で、休暇のとれないものがきわめて多くなっている。

第145表
国鉄女子労働者生理休暇の取得状態

状態＼職名	電話掛	看護婦
とる	404	41
とりたいがとれぬ	82	216
とらない	47	57
記入なし	4	12
計	517	326

〔備考〕国鉄労働組合調査。第150表まで同じ。

第146表　国鉄女子労働者――生理休暇をどうしてとっているか

	職名	電話掛	看護婦
どうしてとれるようになったか	採用されたときからとれた	21	—
	どうしてもほしいので自分でとった	83	19
	同僚と相談してとった	16	6
	婦人部でとれるようにした	207	10
	組合でとれるようにした	44	2
	その他	2	—
	記入なし	51	4
	計	424	41
申入れの方法	職務割表に予定日をとっておく	103	2
	当日申し入れる	144	21
	一日前に申し入れる	154	15
	二日前に申し入れる	6	—
	その他	11	1
	記入なし	35	2
	計	453	43
日数	一日	224	34
	二日	194	14
	その他	7	1
	記入なし	15	2
	計	440	51
		(404)	(41)

〔備考〕（　）内は回答者実数。

次に休暇をとっているものについてみると(第146表)、どうしてとれるようになったかの問いに対しては、電話掛において労働組合でとれるようにしたというのが過半数を占め、注目される。看護婦ではどうしてもほしいので自分でとったというのが多い。また申入れの方法は、当日あるいは一日前に申し入れるものが多く、これは主として主務者か助役に申し入れる。休暇日数は二日または一日である。

生理休暇をとれない理由をみると(第147表)、この状態のきわめて多い看護婦では、主として定員が足りないので同僚に迷惑がかかるから三八%、誰もとらないのでとりにくい四二%で、定員不足の問題がその主要な原因となっている。これは電話掛についても同様である。休暇がとれないときは過半数のものが無理をして出勤している。

第147表　国鉄女子労働者――生理休暇をとりたいがとれない理由

理由＼職名	電話掛	看護婦
誰もとらないのでとりにくい	24	121
申し出たが断られた	—	2
定員が足りないので同僚に迷惑がかかるから	48	109
申し出るのがはずかしい	4	32
男子同僚からいやみをいわれる	3	5
上役からいやみをいわれる	7	4
その他	7	13
記入なし	2	4
計	95 (82)	290 (216)

〔備考〕（　）内は回答者実数。

第148表　国鉄女子労働者――生理休暇をとれないときどうするか

	職名	電話掛	看護婦
とりたいがとれぬ	年休をとる	7	94
	無理をして出勤する	54	136
	出勤して軽作業をするよう同僚と話し合う	—	13
	その他	1	2
	記入なし	20	101
	計	82	254 (217)
とらない	年休をとる	—	7
	無理をして出勤する	3	8
	その他	—	2
	記入なし	24	40
	計	27	57
ときどきとれる	年休をとる	30	13
	無理をして出勤する	63	10
	同僚に公休を代ってもらう	1	—
	その他	3	—
	記入なし	5	6
	計	102	29 (22)

〔備考〕（　）内は回答者実数。

第149表　国鉄女子労働者——生理時の身体の異常

体の異常の有無 ＼ 職名		電話掛	看護婦
な	い	23	26
ある	何となしに不愉快	221	120
	いらいらしておこりやすい	138	80
	体がだるい	124	78
	頭が痛いが	111	66
	腹がすいている	278	171
	腰が痛すする	187	141
	その他	17	10
	記入なし	3	6
	計	1,079 (481 94.4%)	670 (290 89.0%)
記入なし		13	10
計		517	326

〔備考〕（　）は回答者実数。

る。これに次いで年休をとるものが多い。休暇をとらないと答えたものも、生理時には無理をして出勤するものが多い（第148表）。

生理のときは、九〇%が身体の異常を訴えている（第149表）。腹痛、腰痛、何となしに不愉快であるなどの症状が多く、これは電話掛や看護婦に共通している。そのため、電話掛の五五%、看護婦の三八%が作業に差支えると答えており、そのなかでは両職種を通じて、失敗や過失が多いことがみられる（第150表）。

（注一）　国鉄女子労働者の資料については、この他、国鉄労働組合から「国鉄の女子職員の実態」（五六年九月）が発表されている。この内容は、電話掛、看護婦、女子車掌について、勤続、年齢、家計との関係、労働条件、生理休暇などが調査されている。

第150表　国鉄女子労働者——生理時における作業上の障害

作業上変化の有無 ＼ 職名		電話掛	看護婦
な	い	150	207
ある	事故が多い	13	11
	失敗または過失が多い	180	63
	たまたま失敗する	1	—
	仕事が一生懸命できぬ	1	—
	その他	27	13
	記入なし	61	15
	計	283 (282 54.5%)	113 (108 38.0%)
記入なし		85	37
計		517	326

〔備考〕（　）は回答者実数。

（注二）　これに関連して、東洋高圧労働組合砂川支部の「婦人輿論調査」を紹介しておこう。これは五七年一月に発表されたものであるが、回答者は一二二名で、事務員、病院看護婦、荷造製品の秤量係、掃除婦などを対象としている。ここでは調査項目のうち職場の労働状態や生理休暇について掲げる。

一　仕事の上で一番いやなこと、そして辛いことは

生理日のとき	四二	労働過重である　一五
周囲が面白くない	一六	職制や男子の圧迫　一三

深夜業（病院関係当直、夜勤）　一三　勤務が不規則　四
雑用が多い　一三　その他　二八

二　会社の業務の中で、掃除、湯呑み洗い、お茶汲みなどに一日八時間労働としてみてどの程度の時間を要しますか（早出・残業を含む）

一時間	二八	二〇分	三
二時間	一五	三時間	一
一・五時間	一四	四〇分	一
三〇分	六	一〇分	一
五〇分	五	その他（すぐ仕事につくものと思う）	三六

三　今一番悩んでいることは

給料が少い	三五・七％	恋愛	一・八％
結婚	一二・二％	その他	一八・〇％
住宅がない	一〇・七％	白紙	一八・八％
病気	三・〇％	計	一二二名

四　生理休暇をとる必要を感じますか

必要である（ほとんど厚生、病院、製品荷造など肉体労働の職場）	八二		
必要はない（事務関係に多い）	二五		
白紙	五		

五　もし必要なら、左の項のうちどれが理由となりますか

身体全体がだるくなる	四一	とても勤務できない	八
頭痛	二三	その他	二三
立っているのが辛い	二一	白紙	五
腹痛	四一		

六　あなたの職場は生理休暇をすぐ気軽にとれますか

なかなか休めない	五一	すぐ休める	二二
全然休めない	三九		

（とれないという職場は、主として寮関係の賄、製品荷造、配給所、病院など）

七　生理休暇のとれない理由は

代番者がいない	四六	男子の理解がない	八
勤休表に記入される	一五	給料が少くなる	九
休んだ翌日から忙しくなる	一三	その他	二六
代番者はいるが恥かしい	一一		

（注三）　労働省婦人少年局による女子保護状況調査の五五年における結果は次のごとくである。

㈠　生理休暇　女子労働者のうち生理休暇を請求したもの（五五年中に少なくとも一回以上）は、女子労働者の二三・三％で、規模別にみると従業員三〇～一〇〇人未満の企業では一〇％、一〇〇～五〇〇人未満では二四％、五〇〇人以上では三一％のものがそれぞれ請求しており、企業規模の大きくなるほどこの割合が多くなっている。ただし生理休暇を請求した女子労働者の一年間の平均請求回数は四・七回にすぎず、一回の平均休暇日数は一・五日であった。

㈡　産前・産後休暇　産前休暇日数六週間以内のものが全体の七五％、六週間以上のものが二二％、一人平均休暇日数は三三・四日である。産後休暇は、五週～六週のものが全体の六八％、それ以上が二五％、一人平均四四日である。また産婦のうち育児時間を請求したものの割合は四七％で、半数に満たない。これを規模別でみると、五〇〇人以上の企業で五〇％、三〇～一〇〇人未満で四一％、大規模企業のほうがやや多い。

労働基準法違反状況　女子・年少者関係の労働基準法違反件数は

第151表　女子・年少者関係労働基準法違反件数

条文番号	4	56	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68
内容	男女同一賃金の原則	最低年齢	未成年者の労働契約	未成年者の労働契約（賃金）	年少者の労働時間および休日	女子の労働時間および休日	深夜業	危険有害業務の就業制限	坑内労働の禁止	産前産後	育児時間	生理休暇	帰郷旅費
1948年	427	2,786	510	171	5,778	9,617	1,408	1,356	108	49	26	439	25
1949年	453	2,721	1,152	382	10,078	22,791	2,934	1,751	154	84	49	930	48
1950年	389	1,458	442	263	11,220	22,926	3,667	1,388	125	85	26	425	40
1951年	130	925	232	169	6,721	16,686	2,849	997	89	31	11	161	25
1952年	95	798	218	92	6,126	15,805	2,799	759	132	29	13	81	15
1953年	110	1,475	194	146	10,307	22,882	3,781	664	148	28	10	91	13
1954年	53	1,017	86	50	7,919	18,191	2,533	496	74	19	2	64	17
1955年	50	739	36	60	8,583	14,815	2,978	496	62	15	5	32	12
1956年1月～6月	33	274	12	11	4,658	5,657	1,389	202	45	7	1	24	0

〔備考〕 56年7月分から監督実施状況の発表様式が変更されたため，この違反件数表もそれ以前の数字と直接つながらなくなった。違反件数の数え方は56年6月までは件数単位でなされていたが，7月分からは事業場単位となっている。7月分からの数字は第152表。労働省労働基準局調査。

第151・152表のごとくである。五六年七月分から監督実施状況の発表様式が変更され、この違反件数の数え方は五六年六月までは件数単位でなされていたのが、七月分からは事業場単位となった。そのため直接継続してこの推移をみれなくなったが、女子年少者の労働時間や休日規定、深夜業禁止規定の違反が毎年多く、それが五五年ごろから増加の傾向をみせていることが知れる。

第152表　女子・年少者関係労働基準法違反事業場数（実質違反）

項目	定期監督	申告および申告監督
労働時間（女子）	8,463	735
労働時間（年少者）	5,265	435
休日（女子）	5,379	380
休日（年少者）	2,936	204
就業制限（有害危険）	196	15
最低年齢	179	14
深夜業（女子）	1,185	170
深夜業（年少者）	598	90
坑内労働	15	5
計	24,216	2,048

〔備考〕 1956年7月～12月分。6月までの数字については第151表の備考参照。労働省労働基準局調査。

またここで労働基準法実施以来の監督実施状況を振返ってみよう。まず第153表は年別監督業務実施状況であるが、四九年、五〇年を頂点として、監督が弱まり、手薄になってきたことがみられる。監督を実施した監督官数、監督延日数、監督を実施した事業場数などは四九、五〇年を頂点としていずれも減少している。また一方では違反事業場数や違反件数もそれぞれ減少傾向をみせてはいるが、これを違反事業場率でみると、五一年以来五〇％台を維持しており、また監督実施一事業場当りの違反件数も五四年ごろから一・八件と

第153表　年別監督業務実施状況

年別	監督実施の監督官数	監督延日数	監督実施事業場数(A)	左の中告に基く監督実施事業場数	違反事業場数(B)	違反件数(C)	違反事業場率 $\left(\frac{B}{A}\right)$	監督実施事業場当違反件数 $\left(\frac{C}{A}\right)$
	人						%	
1948年(2月～12月)	14,207	118,351	191,317	9,681	155,416	506,247	81.2	2.6
1949年	19,071	196,636	404,995	27,754	359,091	1,257,924	88.6	3.1
1950〃	18,029	201,527	338,014	39,410	222,358	939,337	65.7	2.8
1951〃	16,792	196,920	326,123	28,197	185,196	780,721	56.8	2.4
1952〃	14,991	172,715	282,315	28,993	150,361	576,468	53.3	2.0
1953〃	14,596	180,030	303,970	29,597	159,911	638,471	52.6	2.1
1954〃	14,582	170,909	285,080	35,186	144,210	523,200	55.9	1.8
1955〃	15,412	178,361	303,189	37,986	153,863	540,979	50.7	1.8
1956年(1月～6月)	7,577	81,457	132,939	15,657	65,079	237,379	49.0	1.8

〔備考〕 労働省労働基準局調査。

固定している。これらのことからも、基準法違反状態はここ数年来いわば高い水準のまま固定してしまっていることが知られるであろう。監督実施状況を業種別にみると、一般に実施率の高いものは工業（九〇～六〇％）、鉱業（九〇～八〇％）、映画・演劇（一一〇～四〇％）、貨物取扱（七〇～五〇％）、交通（六〇～四〇％）、土建（五〇～三〇％）などであるが、一般に四九年を頂点として毎年減少している。工業は四九年の九七％から五五年六〇％に下り、鉱業、土建、交通、貨物取扱業などは近年やや多くなっている。しかしこのほか劣悪な企業が多いとみられる商業や接客娯楽、通信などは五五年において一〇％以下できわめて手薄になっている。これを規模別にみると（第154表）、労働条件の劣悪さが予想される小企業ほど監督実施率が低い。従業員九人以下の企業に対する実施率は近年二〇～一八％にすぎず、監督実施上の困難はあるとはいえ、五一年以来毎年激減しているのは問題である。

第154表　規模別監督実施率

事業場規模	従業員100人以上	10～90人	9人以下	計
1948年	115.1	43.3	24.9	33.3
1949〃	183.4	85.1	56.9	67.9
1950〃	268.1	74.6	35.1	49.6
1951〃	350.3	79.6	26.2	43.3
1952〃	302.0	68.2	20.0	34.7
1953〃	299.8	68.2	20.0	35.0
1954〃	266.4	62.1	18.1	31.6
1955〃	277.6	65.2	18.1	32.0
1956〃	110.8	28.9	8.1	14.0

〔備考〕 適用事業場にたいする監督実施事業場数の比率を示す。48年は5～12月，56年は1～6月の数字。労働省労働基準局調査。

違反の是正状況についてみても（第155表）完全是正は全体として五〇％台に止っており、これは小規模ほど悪く、特に従業員九人以下の企業については、完全是正が年々低下し、これに反して是正なしは増加している。なお、こうした違反状態は、表ざたになった一部にすぎないものとみられ、中小企業で基準法はほとんど守られていない状態である。

第155表　規模別再監督結果の是正状況

	規模別	1950年	1951年	1952年	1953年	1954年	1955年	1956年
		%	%	%	%	%	%	%
完全是正	計	53.2	54.3	57.6	63.5	60.7	57.9	54.9
	100人以上	52.0	58.5	56.1	63.1	61.9	59.4	60.5
	10人～99人	50.9	53.7	57.3	61.7	59.6	58.5	56.8
	9人以下	55.7	54.3	58.1	65.6	61.8	57.2	52.4
一部是正	計	38.2	38.6	34.2	30.2	31.0	30.3	32.4
	100人以上	41.6	37.2	39.6	33.3	32.9	33.8	33.6
	10人～99人	41.6	41.0	36.6	33.3	34.0	33.2	34.9
	9人以下	34.5	36.2	31.2	26.5	27.6	27.1	29.7
是正なし	計	8.6	7.1	8.2	6.3	8.3	11.8	12.7
	100人以上	6.4	4.3	4.4	3.6	5.2	6.8	5.9
	10人～99人	7.5	5.3	6.1	5.0	6.4	8.3	8.3
	9人以下	9.8	9.5	10.7	7.9	10.6	15.7	17.8
再監督実施事業場数	計	46,555	53,325	42,025	49,095	43,797	48,992	21,516
	100人以上	2,735	3,555	2,451	2,848	2,235	2,487	935
	10人～99人	21,364	25,602	19,962	23,793	20,931	22,839	10,331
	9人以下	22,456	24,108	19,612	22,454	20,637	23,666	10,250

〔備考〕 再監督実施事業場数を 100 とする是正比率。
50年は 4 ～12月，56年は 1 ～ 6 月の数字。労働省労働基準局調査。

第二節　年少労働者の状態

中小企業における労働状態　労働省婦人少年局の「年少労働実態調査」によってこれをみよう。

（注）この調査は、年少労働者の七〇％が働いている中小企業におけるその労働状態をみるためにおこなわれたもので、調査対象は次のとおりである。調査時期は五六年五月、六月。年少労働者数は総数で一万一〇七四人、大企業（従業員一〇〇人以上）三八九三人、中小企業（一〇〇人未満）七一八一人。事業場数は大企業一七二、中小企業一四九〇、製造工業を対象とし、そのうち年少労働者の多い産業――紡織、機械器具、食料品、金属、製材および木製品、印刷および製本の各工業を選んだ。調査地は、中小企業および年少労働者の多い地方――北海道、群馬、埼玉、東京、神奈川、新潟、長野、静岡、愛知、京都、大阪、兵庫、広島、福岡の各府県から抽出。

㈠　就業経路　学校や安定所の紹介によるものが六二％で最も多く、知人の世話が三〇％でこれに次いでいる。一〇〇人以上の企業ではそれ以下の中小企業に比べて学校・職安の紹介による比率が多く、一〇〇人以下の企業では知人の世話によるものが多くなっている。この他中小企業では縁故関係や自分でみつけた場合が大企業に比べてより多い。

㈡　労働環境（第156表）作業場が暑い二〇％、作業場がそうぞうしい一七％、作業場にほこり、蒸気、ガス等がひどい一四％などが主である。この状態は各企業に共通しているが、特に中小企業では作業場の狭いことがこれに加わっており、紡織工業や食料品工業では作業場の暑いこと、機械器具工業では作業場のそうぞうしいこと

第156表　年少労働者の労働環境（比率）

労働環境	計			紡織工業			食料品工場			金属工業		
	小計	100人以上	100人未満	小計	100人以上	100人未満	小計	100人以上	100人未満	小計	100人以上	100人未満
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
危い機械や工具を使っている	7.4	8.2	7.0	4.8	6.2	4.2	7.4	6.4	7.9	8.7	11.9	6.6
機械器具その他の設備がよくない	5.2	5.4	5.1	4.1	3.5	4.3	7.5	6.7	7.9	6.2	6.2	6.2
材料または取り扱っているものが不適当	3.7	3.5	3.8	2.0	1.9	2.0	4.5	4.7	4.3	4.9	4.4	5.4
作業場が狭い	11.4	9.0	12.8	9.3	5.5	10.9	12.4	10.1	13.7	8.7	10.5	7.1
作業場の整頓がよくない	6.9	5.8	7.6	5.9	4.1	6.7	9.4	7.9	10.3	7.7	5.9	9.2
作業場が暗い	7.6	7.4	7.7	7.2	7.5	7.1	9.2	7.9	10.0	10.3	10.4	10.2
作業場にはほこり，蒸気，ガス等がひどい	14.0	14.3	13.7	16.2	15.1	16.7	11.0	10.8	11.1	11.8	14.1	13.7
作業場が暑い	19.7	22.9	17.7	25.2	34.3	21.5	14.2	17.4	12.5	20.4	19.9	20.9
作業場が寒い	6.0	4.0	7.2	5.3	2.9	6.3	6.6	7.6	5.9	8.1	3.0	11.4
作業場がそうそうしい	16.9	17.7	16.5	19.2	17.3	20.0	16.4	18.7	15.1	15.6	18.3	13.7
その他	1.2	1.8	0.9	0.8	1.7	0.3	1.4	1.7	1.3	1.2	1.9	0.7
計	20,843	7,563	13,280	6,266	1,821	4,445	3,640	1,349	2,291	4,939	1,968	2,791
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

〔備考〕 労働環境に対する年少労働者の意見を集計したものである。製材および木製品工業，印刷および製本業は略す。両産業における対象者数は，それぞれ1859名，1502名である。「計」にはこれらも含まれる。労働省婦人少年局調査，第160表まで同じ。

が、それぞれ最も多くなっている。また危い機械器具を使っているという訴えも見逃すことができない点である。

(ロ) 労働時間（第157表）、実働七時間以上八時間以下が六四%で最も多く、これに次いで八時間以上九時間以下が一七%となっている。しかし中小企業ほど労働時間が長く、特に五〇人未満の企業では九時間以上から一二時間を越える長時間労働が一八%～二八%にも達している。産業別では紡織工業、およびこれに次いで食料品工業の中小企業にこの傾向が強くみられる。

第157表　年少労働者の実労働時間

産業および規模		計	7時間以下	～8以下	～9以下	～10以下	～11以下	～12以下	12時間を越えるもの	不明
計	小計	10,587	726	6,754	1,770	755	340	178	64	487
	100人以上	3,768	542	2,667	477	39	33	6	4	125
	50～99	2,257	64	1,474	403	201	64	41	10	129
	10～49	3,469	94	2,062	682	357	154	80	40	203
	10人未満	1,093	26	551	208	158	89	51	10	30
計の比率	小計	100.0	6.9	63.8	16.7	7.1	3.2	1.7	0.6	
	100人以上	100.0	14.4	70.8	12.7	1.0	0.8	0.2	0.1	
	50～99	100.0	2.8	65.4	17.9	8.9	2.8	1.8	0.4	
	10～49	100.0	2.7	59.4	19.7	10.3	4.4	2.3	1.2	
	10人未満	100.0	2.4	50.4	19.0	14.5	8.1	4.7	0.9	
紡織工業	小計	3,486	25	1,781	781	543	217	99	40	141
	100人以上	975	1	666	263	22	19	2	2	28
	50～99	733	3	381	136	148	40	23	2	40
	10～49	1,299	18	570	286	264	94	36	31	58
	10人未満	479	3	164	96	109	64	38	5	15
機械器具工業	小計	2,425	80	1,886	350	63	39	7	—	69
	100人以上	792	53	679	58	—	1	1	—	16
	50～99	535	4	437	72	11	11	—	—	22
	10～49	834	18	596	169	26	21	4	—	24
	10人未満	264	5	174	51	26	6	2	—	7
食料品工業	小計	1,334	242	811	160	57	20	37	7	181
	100人以上	572	170	359	33	5	2	2	1	40
	50～99	316	31	199	55	22	6	2	1	52
	10～49	342	29	184	57	27	12	30	3	83
	10人未満	104	12	69	15	3	—	3	2	6
金属工業	小計	1,493	264	946	213	34	23	9	4	51
	100人以上	683	240	370	54	8	9	1	1	25
	50～99	235	9	168	53	4	—	1	—	6
	10～49	450	15	332	72	14	10	4	3	19
	10人未満	125	—	76	34	8	4	3	—	1

〔備考〕 1) 不明を除いた計を100とした。
2) 「～8以下」は，実労働時間7時間を越え8時間以下のものを示す。以下同じ。
3) 製材および木製品工業，印刷および製本業を略す。

第158表　年少労働者の残業

産業および規模		総数	残業年少労働者数						
			小計	1～4回	5～9回	10～14回	15～19回	20回以上	不明
計	小計	11,074	2,996	777	410	355	225	799	430
	100人以上	3,893	587	122	95	89	53	149	79
	50～99	2,386	867	232	105	108	63	252	107
	10～49	3,672	1,196	323	154	126	82	307	204
	10人未満	1,123	346	100	56	32	27	91	40
比率			%	%	%	%	%	%	%
	小計		100.0	26.0	13.7	11.8	7.5	26.7	14.3
	100人以上		100.0	20.8	16.2	15.2	9.0	25.4	13.4
	50～99		100.0	26.8	12.1	12.4	7.3	29.1	12.3
	10～49		100.0	27.0	12.9	10.5	6.9	25.7	17.0
	10人未満		100.0	28.9	16.2	9.2	7.8	26.3	16.6
紡織工業	小計	3,627	977	237	130	94	47	273	196
	100人以上	1,003	108	38	22	11	5	7	25
	50～99	773	307	76	46	44	12	92	37
	10～49	1,357	420	90	35	27	24	135	109
	10人未満	494	142	33	27	12	6	39	25
機械器具工業	小計	2,494	649	141	92	84	54	192	86
	100人以上	808	88	15	22	17	1	29	4
	50～99	557	168	33	20	14	19	57	25
	10～49	858	288	70	34	41	19	73	51
	10人未満	271	105	23	16	12	15	33	6
食料品工業	小計	1,515	386	150	37	37	16	87	59
	100人以上	612	99	31	11	10	2	29	16
	50～99	368	142	56	9	14	7	31	25
	10～49	425	116	49	13	12	4	25	13
	10人未満	110	29	14	4	1	3	2	5
金属工業	小計	1,544	422	83	57	64	56	134	28
	100人以上	708	119	8	11	23	28	42	7
	50～99	241	91	24	6	17	12	28	4
	10～49	469	171	35	34	21	15	50	16
	10人未満	126	41	16	6	3	1	14	1

〔備考〕 残業回数は一ヵ月間の回数である。

また残業（第158表）は一ヵ月に二〇回以上、つまり毎日のように残業しているものが二七％で最も多く、一～四回二六％、五～九回一四％がこれに次いでいる。これは前にみた長時間労働の状態と関連しているが一般に残業回数はきわめて多い。産業別では紡織、機械器具、金属の各工業に多く、これらは大企業、中小企業を問わず多くなっている。さらに規定の業務以外に事業主などの私用や家事に使われているものは全体の二五％に及んでいる。小企業ほどこれが多く、一〇人未満の企業では四〇％のものがそうであるが、大企業でもこれが相当存在している。

第159表　年少労働者の休日（比率）

休日	計	100人以上	50～99	10～49	10人未満
総数	11,074	3,893	2,386	3,672	1,123
休日あり	11,062	3,890	2,382	3,668	1,122
	% 100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
月1回	0.6	0.3	0.8	0.4	1.6
〃2〃	11.8	0.7	13.7	17.6	27.6
〃3〃	3.4	0.4	3.4	5.6	6.5
〃4〃	4.8	4.8	4.2	4.9	5.6
週1回	77.6	92.0	76.1	70.0	55.6
その他	1.0	1.2	1.1	0.6	1.2
不明	0.8	0.6	0.7	0.9	1.9

㈣　休憩・休日（第159表）　休憩時間が決っていないものが少数ながらもある。休憩三〇分～一時間というのが八〇％で最も多く、一時間以上がこれに次ぐ。しかし一五分～三〇分未満の短時間が全体で六％あり、一五分未満という場合も少数ながらある。また休日は週一回が最も多いが、月二回あるいは月一回というのも特に中小企業におけるほど多くなっている。たとえば一〇人未満の企業では月二回が二八％、月一回も二％ある。

年次有給休暇については、この規則のあるのを知らないものが多く全体の四〇％、特に五〇人未満の企業ではこの規定が企業にないものあるいはこの規則を知らないものの割合が半数以上を占め、一〇人未満の企業ではそれが八一％にも達する。年次有給休暇の実施状況は、中小企業の場合一般にきわめて低いことがみられる。

㈤　賃金（第160・161表）　一ヵ月の手取り平均額は、男子通勤四五三五円、住込み二八三五円、女子通勤四一七五円、住込み三一二四円となっている。さきにみたような長時間労働にもかかわらず、低賃金状態で、男子通勤者をとってみても、八千円以上のものは二％にすぎない。通勤では男子がやや多く、住込みでは女子が多い。通勤者の賃金は、男子、女子とも四千円～五千円未満を中心に、三千円～六千円未満の層に最も多く分布している。小規模になるほど賃金が低くなり、調査対象の最も多い一〇人～五〇人未満の企業では、男子平均賃金が通勤四三六八円、住込み二五八六円、女子では通勤四〇〇八円、住込み二六五一円、住込みの比重の多い一〇人未満の小企業では、男子住込み二四七七円、通勤四一五六円、女子住込み二五四四円、通勤三九九〇円となっている。

これを産業別にみると、男子では金属、機械器具、紡織、食料品の順で高く、女子は機械器具、食料品、金属、紡織の順となっている。男子平均賃金は、金属通勤四七八一円、住込み三一一一円、機械器具通勤四四七三円、住込み二七五〇円、紡織通勤四〇九七円、住込み二七一五円、食料品通勤四五五八円、住込み二八九九円であり、通勤では食料品を除いて、おもに三千円～六千円未満の層に分布し、食料品は二千円～五千円の層が多い。女子は、機械器具通勤四八一八円、住込み三七二七円、食料品通勤四三二七円、住込み

第161表　産業，賃金階級別年少労働者数および一ヵ月平均手取賃金

性，賃金階級および平均賃金	紡織工業 小計	紡織工業 通勤	紡織工業 住込	機械器具工業 小計	機械器具工業 通勤	機械器具工業 住込	食料品工業 小計	食料品工業 通勤	食料品工業 住込	金属工業 小計	金属工業 通勤	金属工業 住込
男 計	463	247	216	2,120	1,822	298	589	190	399	1,174	894	280
男 1,000円未満	10	—	10	21	8	13	10	2	8	13	—	13
男 1,000以上～2,000未満	59	8	51	106	30	76	96	8	88	83	21	62
男 2,000～3,000	87	24	63	220	144	76	140	14	126	143	80	63
男 3,000～4,000	109	70	39	458	407	51	90	24	66	177	117	60
男 4,000～5,000	85	68	17	519	485	34	117	66	51	265	247	18
男 5,000～6,000	45	32	13	455	437	18	53	28	25	247	212	35
男 6,000～7,000	22	16	6	165	157	8	26	18	8	126	112	14
男 7,000～8,000	5	4	1	58	52	6	13	8	5	59	55	4
男 8,000～9,000	6	5	1	23	17	6	3	3	—	16	14	2
男 9,000～10,000	—	—	—	11	8	3	1	—	1	5	4	1
男 10,000円以上	—	—	—	5	5	—	4	4	—	3	3	—
男 不明	35	20	15	79	72	7	36	15	21	37	29	8
男 平均賃金	円 3,448	4,097	2,715	4,226	4,473	2,750	3,424	4,558	2,899	4,381	4,781	3,111
女 計	3,164	1,291	1,873	374	367	7	926	873	53	370	368	2
女 1,000円未満	30	—	30	3	3	—	1	1	—	—	—	—
女 1,000以上～2,000未満	322	39	283	6	5	1	20	18	2	9	7	2
女 2,000～3,000	785	165	620	14	14	—	100	83	17	18	18	—
女 3,000～4,000	830	452	378	65	63	2	238	224	14	78	78	—
女 4,000～5,000	623	348	275	99	96	3	240	233	7	128	128	—
女 5,000～6,000	236	125	111	148	147	1	133	129	4	42	42	—
女 6,000～7,000	66	40	26	13	13	—	116	115	1	41	41	—
女 7,000～8,000	13	11	2	4	4	—	22	20	2	14	14	—
女 8,000～9,000	10	9	1	1	1	—	6	6	—	2	2	—
女 9,000～10,000	1	1	—	—	—	—	—	—	—	19	19	—
女 10,000円以上	1	1	—	—	—	—	3	3	—	—	—	—
女 不明	247	100	147	21	21	—	47	41	6	19	19	—
女 平均賃金	円 3,454	3,888	3,144	4,796	4,818	3,727	4,281	4,327	3,473	4,277	4,295	1,250

〔備考〕 手取賃金は所得税，各種保険料，食費等を差引いて，実際に年少者の手に入った賃金額である。

数および一ヵ月平均手取賃金

100 ～ 499			50 ～ 99			10 ～ 49			10 人 未 満		
小 計	通 勤	住 込	小 計	通勤	住込	小計	通勤	住込	小計	通勤	住込
807	741	66	1,164	926	238	2,052	1,368	684	650	353	297
4	4	—	1	1	—	45	5	40	26	—	26
31	17	14	75	41	34	206	30	176	104	9	95
94	82	12	120	67	53	319	115	204	104	32	72
165	154	11	202	164	38	442	335	107	148	103	45
223	215	8	303	254	49	462	408	54	124	105	19
127	120	7	227	198	29	275	242	33	71	51	20
86	83	3	79	70	9	111	92	19	32	22	10
29	25	4	40	38	2	60	49	11	10	9	1
8	8	—	26	20	6	14	11	3	3	3	—
3	3	—	12	9	3	10	8	2	2	2	—
2	2	—	5	5	—	4	4	—	—	—	—
35	28	7	74	59	15	104	69	35	26	17	9
4,371	4,444	3,492	4,377	4,566	3,640	3,774	4,368	2,586	3,381	4,156	2,477
1,051	787	264	1,222	851	371	1,620	1,136	484	473	193	280
11	—	11	7	—	7	12	3	9	12	1	11
107	32	75	74	27	47	128	23	105	53	6	47
138	77	61	208	82	126	289	125	164	150	29	121
249	205	44	347	276	71	480	382	98	115	61	54
282	256	26	343	271	72	394	346	48	75	49	26
138	118	20	111	93	18	135	127	8	25	20	5
49	48	1	25	17	8	46	44	2	15	12	3
13	13	—	3	1	2	10	7	3	4	4	—
2	2	—	2	2	—	15	14	1	2	2	—
—	—	—	—	—	—	1	1	—	—	—	—
3	3	—	—	—	—	—	—	—	1	1	—
59	33	26	102	82	20	110	64	46	21	8	13
3,842	4,159	2,837	3,654	3,876	3,167	3,614	4,008	2,651	3,136	3,990	2,544

た賃金額である。

三四七三円、金属通勤四二九五円、住込み一二五〇円、紡織通勤三八八八円、住込み三一四四円となっている。

(六) 災害・疾病

五五年一ヵ年間の災害件数は六七四件で、そのうち一〇〇人未満の企業におけるものは、調査対象数の多いことにもよるが、五〇六件、七五%を占める。災害程度は全体として休業一～七日のもの七七%、休業八日以上二三%であるが、そのうち一〇〇人以上の企業では休業八日以上の災害の割合が高くなっている。産業別にみると機械器具の二七六件、食料品の三四七件などが多く、食料品や金属

第160表　賃金階級別年少労働者

性，賃金階級および平均賃金		計			1,000人以上			500～999		
		小計	通勤	住込	小計	通勤	住込	小計	通勤	住込
男	計	5,556	4,145	1,411	526	483	43	357	274	83
	1,000円未満	76	10	66	—	—	—	—	—	—
	1,000以上2,000未満	436	103	333	19	6	13	1	—	1
	2,000～3,000	713	334	379	40	21	19	36	17	19
	3,000～4,000	1,080	840	240	37	35	2	86	49	37
	4,000～5,000	1,287	1,149	138	134	130	4	41	37	4
	5,000～6,000	971	862	109	175	170	5	96	81	15
	6,000～7,000	447	404	43	78	78	—	61	59	2
	7,000～8,000	177	159	18	20	20	—	18	18	—
	8,000～9,000	63	54	9	6	6	—	6	6	—
	9,000～10,000	32	27	5	4	4	—	1	1	—
	10,000円以上	13	13	—	2	2	—	—	—	—
	不明	261	190	71	11	11	—	11	6	5
	平均賃金	円 4,105	4,535	2,835	4,816	5,019	2,698	4,749	5,111	3,504
女	計	5,518	3,518	2,000	625	319	306	527	232	295
	1,000円未満	43	4	39	1	—	1	—	—	—
	1,000以上2,000未満	399	94	305	10	—	10	27	6	21
	2,000～3,000	985	332	653	98	4	94	102	15	87
	3,000～4,000	1,391	989	402	83	19	64	117	46	71
	4,000～5,000	1,300	1,010	290	100	39	61	106	49	57
	5,000～6,000	655	538	117	164	125	39	82	55	27
	6,000～7,000	259	231	28	91	83	8	33	27	6
	7,000～8,000	65	60	5	28	28	—	7	7	—
	8,000～9,000	23	22	1	1	1	—	1	1	—
	9,000—10,000	21	21	—	—	—	—	19	19	—
	10,000円以上	8	8	—	1	1	—	4	4	—
	不明	369	209	160	48	19	29	29	3	26
	平均賃金	円 3,800	4,175	3,124	5,048	5,718	4,323	3,760	4,147	3,431

〔備考〕 手取賃金は所得税，各種保険料，食費等を差引いて，実際に年少者の手に入っ

においては休業八日以上の災害の割合が高くなっている。

次に疾病は、五五年一ヵ年間で一七五七件、調査対象の多いことにもよるが、これも中小企業が六三%を占め、高い。病気は風邪五四六、腹痛二〇六、頭痛二〇五、盲腸炎などが主である。

以上紹介した年少労働者の労働状態に関連して、やはり労働省婦人少年局がおこなった「年少者の離職状況調査—昭和三二年一月」をみよう。

（注）調査要領は次のとおりである。時期～五六年六月から一〇月。地域～東京都、愛知県、大

阪府。対象～五六年三月中学卒業の新規就職者で、退職者として把握されたもの一六四九名のうち調査のできたもの八一七名。対象事業場～総数七九八、製造業が大部分で、なかでも紡織業が最も多く（総事業場の二四％）、これに次いで機械製造業、金属製品製造業、電気機械器具製造業などが主である。

㈠状況　全産業の平均離職率は一二％、男子は二一％で高率を示し、女子は九％となっている（五六年三月中学卒の新規就職者一万三五七一名、男子三六四一名、女子九九三〇名、うち離職が判明したもの一六四九名、男子七四五名、女子九〇四名）。就職者の多い産業中で離職率の高いものは金属製品三〇％をはじめ、第一次金属二九％、機械二三％、紙・類似品二一％、衣服・身回品二〇％などの各製造業で、紡織業などは低い。また卸売、小売業などは、把握された就職者数は少ないが、離職率は高く、前記の諸産業を上回っている。

これを企業規模別にみると、小規模になるほど高くなっている。一〇〇人以上の企業では六％、五〇人～一〇〇人未満一八％、一〇人～五〇人未満三二％、一〇人未満では六〇％に達している。

また就業時間別では、就職後一ヵ月以上三ヵ月未満で離職したものが全体の五三％で最も多く、三ヵ月以上六ヵ月未満二六％、一ヵ月未満一九％、六ヵ月以上一％となっている。全体の七二％が就職後三ヵ月以内の短期間で離職している。

㈡離職時の労働条件　労働時間では、全体の五二％は八時間労働であったが、残りの半数は九時間～一二時間の長時間労働をしており、七％のものが一二時間以上の労働であった。これは小規模企業ほど労働時間が長く、特に一〇人未満の企業では二七％のものが一二時間以上の労働をしていた。また通勤者の六七％は八時間以内の労働であったが、住込労働者では八時間以内は三七％にすぎず、長時間労働が激しかった。

賃金は、手取り二千円未満一二％、二千円台二三％、三千円台一九％、四千円台二三％、五千円以上七％となっている。小規模企業ほど低賃金状態がはなはだしく、一〇人未満の企業では三千円未満のものが五〇％以上に達している。

㈢離職理由　最も多い理由としては、「勤める前に聞いた条件と勤めてからの条件とが違っていたから」の一五％で、次いで「設備や作業場がよくない」一一％、「体に無理だった」一〇％、「勤め先が見込みのないところのように思えた」九％、などが主である。その他、「賃金が安かった」八％、「監督者がよくなかった」七％、「長い時間働かされた」七％などがある。さらに離職理由のうち最も多い、就職前に聞いたものと就職の労働条件の相違についてみると、労働時間三七％、賃金三一％、休日一七％などが主である。以上のことから、高率を示す年少労働者の離職の原因が、主として、職場の低劣な労働状態にあるものとみられる。また離職後、全体の七七％が「やめてよかった」といっており、「やめなければよかった」というのは九％にすぎない。

㈣再就職状況　全離職者八一七名のうち七二％、五九一名が再就職しており、六二％が以前と同じ仕事に就き、違うものは三〇％である。調査対象者の大部分を占める製造業では八七％が同じ仕事に就いている。しかし規模別では一〇人未満が一〇％から二八％へと大幅に増え、それにつれてそれ以上の企業の割合が減っていることが注目される（第162表）。また第一回目の就職は、ほとんど学校または安定所を通じておこなわれたが、再就職には縁故による場合が五〇％近くなっている。

離職前と再就職後における労働条件の変化は、労働時間は、以前より短くなったというものが四一％あるが、他方では同じあるいは

第162表　年少者の規模別就職状況

企業規模	新規就職	再就職
10人未満	9.9%	27.6%
10人～50人〃	27.1	26.8
50人～100人〃	21.9	8.1
100人以上	38.3	33.3
不明	2.8	4.2

〔備考〕労働省婦人少年局「年少者の離職状況調査——昭和32年1月」による。

長くなったものが五〇%で、より悪化した傾向さえみられる。賃金は増えたもの五〇%、減少したもの一八%で、賃金の面だけからは再就職によって一般に好転したが、小規模企業の増加、依然とした長時間労働などから推して、一概によくなったとはいえない。再就職の結果、労働条件が返って悪化したものが、労働時間、休日、賃金を通じて一八%もみられることは注目される。

㈥　離職年少者の意見　年少労働者の実情が、端的に示されているので、次にその抜萃を掲げておこう。

○男子（東京のメリヤス工場離職—他県出身）「……メリヤス工場に、僕ともう一人の人と試験に行きました。試験といっても面接だけで終り、よかったらくるようにといわれました。一二月の一八日で、学校では就職が一番早かったのです。先生は『今の世の中は就職難で、会社等はなかなか入れないから、今入ってずっと勤めろ』と、そんなことばかり言っていました。だから僕達も早く勤めたい、勤めさえすればもういいんだと思いメリヤス工場へ行くようになりました。その時先生は、給料は月に四三〇〇円といったきりで、あと労働時間も、休日も全然おしえてくれませんでした。又、僕もうれしくてそういうことも聞きませんでした。一二月の冬休みの時に、会社にこいといわれて一週間行きました。その時は一日一四〇円くれて、交通費も一日九〇円ずつくれました。日曜も休みでした。

しかし卒業してから行きますと、休みは月に二回、毎日八時から六時まで働いて、四七〇〇円くれて、交通費は全然くれません。交通費だけでも一ヵ月二〇〇〇円以上もかかるのです。今はとうてい通いきれなくなってやめました。もしそこへ勤めていても、将来のことは、向うで保証してくれるかどうかわかりません。（後略）」

○男子（東京のメリヤス工場離職—他県出身）「私はいろいろのことで会社をやめました。第一に、食糧が悪かったことです。第二に、入社前の約束と、約束が違っていたことです。第三に、中小企業の工場に監督が三人もいたことです。いろいろありますがこのくらいにしておいて、

第一のことは、「悪い」というのはスエタごはんを食べさせたことと、オジヤを食べさせたことです。朝はろくなオカズがないので、毎日毎日、しょうゆをかけて食べていました。第二は、全然約束が違うのですから話になりません。第三に監督が三人もいたのです。第一は奥さん、第二は社長、第三は若夫人とそれと一人娘がいるのです。ですから四人も監督がいたのです。

……私と東京へ一二人ほど行ったがやめた人は三人いますし、やめるという人が六人もいるのです。このようでは、私は二度と東京へ出て働きたくない。」

○男子（愛知ミシン部品工場離職—他県出身）「私はお願いします。皆様の力で、ごはんの時に、そなえ物みたいのようにじろじろみたり家族と一緒に六畳の部屋に七人も寝かすような、かわいそうなたいぐうをする製作所をなくするようお願いいたします。」

（注）これらの他、主な資料としては次のものが発表されている。

「新聞配達児童の実態調査」労働省婦人少年局　五六年一二月、東京都各区内における新聞配達児童のうち、七二九名を対象におこなわれた。調査項目は仕事の内容、配達時間、賃金などである。

「青少年児童白書」―昭和三一年版　中央青少年問題協議会編児童福祉、学校・社会教育、年少労働、犯罪・保護などの現状を、それぞれの資料や統計を使って、記したもので、この問題に関する唯一の抱括的な資料といえる。またこの白書はこの三一年版がはじめてのもので、今後毎年発表されることになっている。

長欠児童　文部省の調査によると、一九五五年四月から五六年三月までの一年間における長期欠席児童（欠席五〇日以上）の総数二六万〇〇八七人（男子一三万一八〇一人、女子一二万八二八六人）、小学校一一四、二六四人（男子五万八七一六人、女子五万五五四八人）、中学校一四万五八二三人（男子七万三〇八五人、女子七万二七三八人）である。小学生に比べて中学生が多く、なかでも中学男子が最も多い。

在学者に対する欠席率は全体で一・五％、小学校〇・九四％（男子〇・九五、女子〇・九三）、中学校二・五七％（男子二・五二、女子二・六三）で、これも小学生に比べて中学生の比率が高いが、特に中学の女子が最も高くなっている。これを昨年度に比べると、小学校七一六四人（〇・一％）、中学校八七一二人（〇・三％）の減少を示している。

しかし欠席率を都道府県ごとにみると（括弧内は増加数）、小学校では鳥取〇・〇四％（六二一人）、福岡〇・〇三％（七一五人）、香川〇・〇三％（八二人）、岡山〇・〇三（一五九人）、三重〇・一二％（二七四人）、徳島〇・一一％（二三二人）をはじめ一〇県が増加し、中学校では青森〇・二一％（五一七人）、山口〇・一九％（三

第163表　長欠児童の欠席理由別欠席者数

理由別		小学校 男	小学校 女	小学校 計	中学校 男	中学校 女	中学校 計
本人によるもの	本人の疾病異常	29,567	26,376	55,943	14,183	14,902	29,085
	勉強ぎらい	6,077	2,944	9,021	15,674	7,449	23,123
	友人にいじめられる	200	144	344	273	160	433
	学用品がない	330	226	556	320	318	638
	衣服や履物がない	385	325	710	245	293	538
	学校が遠い	1,642	1,397	3,039	1,170	991	2,161
	その他	1,015	844	1,859	1,730	1,545	3,275
	計	39,216	32,256	71,472	33,595	25,658	59,253
家庭によるもの	家庭の無理解	11,982	13,568	25,550	19,090	21,127	40,217
	家庭の災害	166	213	379	403	584	987
	家族の疾病異常	907	1,791	2,698	1,949	4,233	6,182
	教育費が出せない	3,018	3,488	6,506	5,418	6,679	12,097
	家計の全部または一部を負担しなければならない	1,329	1,827	3,156	9,601	10,258	19,859
	その他	2,098	2,405	4,503	3,029	4,199	7,228
	計	19,500	23,292	42,792	39,490	47,080	86,570
総計		58,716	55,548	114,264	73,085	72,738	145,823

〔備考〕文部省「長期欠席児童生徒調査――昭和30年度――」による。

〇一人)、広島〇・〇二%(二二四人)、三重〇・〇二%(一五六人)など六県が増加し、昨年度において小学校福岡一県、中学校北海道、福岡など四県であったのに比べて相当増加している。またこの他、欠席率の増加はみられないが欠席者が増加した地方は、北海道(小五八人)、宮城(小六二人)、岐阜(中五六人)、兵庫(小一二三人)をはじめ一〇県ある。

これら長欠児童の欠席理由別状況は第163表のごとくで、小学校では本人の疾病異常によるもの、中学校では家庭の無理解によるもの、教育費が出せないものが多いが、昨年度に比べて疾病異常によるもの(小学校七・七%、中学校二・六%)、教育費の出せないもの(小学校二・九%、中学校四%)などの増加が注目される。また「教育費が出せない」、「家計を負担させられている」などの経済的な理由によるものは、小・中学とも関東(東京、神奈川を除く)および九州の大部分、近畿地方の一部が多く、特に小学校の福岡、中学校の大阪の比率は、全国で最も高い。

また長期欠席の原因に家庭の生活困難によるものの多いのを反映して、長欠児童を就学させるための措置として、教育扶助を必要とするものが小学校一九%、中学校二六%、保護者の生活扶助を必要とするものは小学校一二%、中学校一八%を占め、こうして何らかの扶助を必要とするものが小学校で三万七一三六人、三三%、中学校で六万八八六人、四六%に上っている。

人身売買　警察庁刑事部防犯課の資料によって、一九五六年における状態をみよう。ただしこの数字は、検挙をとおして把握されたものであるから、人身売買の実態をうかがうにはきわめて限界があるが、全国的な数字としては、この資料によるほかない。

五六年中における被害者総数は一万五五九五人、うち年少者(二〇歳未満)は四九四六人である。被害者数は年々増加しつづけてお

第165表　人身売買年齢別被害者数(1856年)

年齢別	男	女	計
14歳未満	31	67	98
14歳～16歳未満	21	264	285
16歳～18歳　〃	35	2,072	2,107
18歳～20歳　〃	34	2,222	2,256
20歳未満計	121	4,825	4,946
20歳以上	43	10,606	10,649
総数	164	15,431	15,595

〔備考〕　警察庁刑事部防犯課調査。

第164表　人身売買被害者数の推移

年別	年少者(20歳未満)	総数
1951年	4,180人	7,255人
52〃	6,575	13,436
53〃	3,268	7,249
54〃	2,897	8,635
55〃	4,764	14,291
56〃	4,946	15,595

〔備考〕　警察庁刑事部防犯課調査。

第166表　人身売買被害者の就業先(1956年)

就業先	20歳未満 男	20歳未満 女	20歳以上 男	20歳以上 女	総数 男	総数 女	総数 計	対前年増減
農・漁業	28	57	6	41	34	98	132	(−) 14
接客業	15	4,268	—	9,921	15	14,189	14,204	(+) 1,506
工(鉱)業	22	9	27	6	49	15	64	(−) 15
その他	35	332	10	450	45	782	827	(−) 184
未就業	21	159	—	188	21	347	368	(+) 11
計	121	4,825	43	10,606	164	15,431	15,595	—

〔備考〕　警察庁刑事部防犯課調査。

り、過去の数年に比べて大幅に増加した五五年に比べても、総数で一三〇四人、年少者は一八二人も増加している(第164表)。この被害者は女子がほとんどで、年齢別にみると(第165表)、二〇歳以上が一万〇六四九人(ほとんど女子)で多く、二〇歳以下では一八歳～二〇歳未満、一六歳～一八歳未満のものが主である。一四歳未満の児童も九六人も含まれている。男子では二〇歳以上のものは少ない。

これら被害者の前職は、接客業が七一九一人で最も多く、農業一二四四人、商工業四一〇人、日雇三七四人などがこれに次いでいる。女子は接客業が大部分、男子は主として農業である。そしてこれらの前職は売られるにいたった彼らの職業や生活の劣悪さを示すものといえる。次に売られた先の職業をみると(第166表)、女子はやはり接客業が大部分であり、これは一四歳未満の児童も含めて年齢を問わず多い。そのほか、工(鉱)業やその他の職業も含めて、女子被害者のほとんどが売春など淫行に関係あるものとされている。また前職で接客業が大多数であったことからみると、これらの被害者の多くが、接客業から接客業へと転売されている状態がうかがわれる。男子は工(鉱)業や農・漁業が主である。

第167表　人身売買被害者親元の職業別数(1956年)

職業別	計	前年対増
農業	4,192	497
漁業	859	56
工業	308	8
商業	667	120
事務員	184	4
日雇他	2,634	86
その職	2,653	430
無職	3,263	210
該当なし	835	(−)107
計	15,595	1,304

〔備考〕　警察庁刑事部防犯課調査。

被害者の親元の職業では(第167表)、農業が全体の二七%を占めて最も多く、無職、その他の職業、日雇などがこれに次いでいる(ただし無職、その他の職業の詳細は不明)。前年に比べると農業、無職、商業などをはじめ、どれも増加している。なお人身売買のおこなわれる経路は、周旋人の斡旋によるものが九一七二人で最も多く、知人・友人など縁故の紹介二九九八人、店頭募集一一一八人、誘拐三八九人、その他一九五四人となっている。

第四編　労働者の生活

第一章　家計

物価　一九五六年における家計の状態を、まず物価の面からみよう。卸売物価の動きをみると（経済企画庁「週間卸売物価指数」）、五六年一月と一二月の指数による年間騰貴率は、総合で八・八％、食料品二・四％、繊維二・九％、燃料八・二％、金属二〇・一％、機械一一・八％、建築一二・三％、化学二・八％、雑品二・二％、および消費材三・六％、生産財一一・三％と、いずれもかつてみない高い騰貴率を示している。特に生産財の値上りは年間一一％ときわめて高く、そのなかでも金属の二〇％をはじめとして機械一二％、建築資材一二％などの値上りが激しかった。これに対して食料、繊維などの値上りは比較的低く、年間二～三％となっている。

次に消費物価の動きをみよう。総理府統計局「消費者物価指数」によると（第168表）、前年に比べた五六年の騰落率は、全都市総合で〇・五％の騰貴、東京では上がったものは総合の一・〇％、食料品（非主食）〇・九％、被服〇・一％、光熱〇・五％、住居一〇・一％、雑費二・四％であり、下がったものは、食料計〇・五％、主食二・七％となっている。主食はやや値下りしているが、その他はいずれも上昇傾向をみせ、特に住居指数の毎年一貫した騰貴が目立っている。またこれを各費目別に、前年の指数と比べてみると次の通りである。食料費では非主食、魚介、牛乳・卵、乾物、菓子果物などは値上りをみせ、主食、肉類、野菜、煮物漬物、調味料、酒類などはやや下落している。次に住居費では家賃地代が一五％値上りしたのをはじめ水道料などすべて騰貴している。雑費では特に交通・通信と教育費が値上りしている。

	五六年	五五年		五六年	五五年
食料費	五六年	五五年	乾物	一四七・六	一四四・〇
主食	一三一・二	一三四・六	煮物漬物	一一〇・二	一一一・四
非主食	一〇七・八	一〇六・八	調味料	一〇五・七	一〇九・五
魚介	一〇五・五	九九・〇	菓子果物	一〇六・四	一〇三・七
肉類	一〇七・四	一一一・九	酒類	九五・五	九五・九
獣乳鳥卵	一〇五・〇	九八・三	飲料	一一〇・四	一一〇・三
野菜	一一三・〇	一一三・二	水道料	一五三・八	一二八・二
住居費			家具什器	九九・七	九六・四
家賃地代	二〇三・一	一七六・六	文房具	八一・六	八三・四
住宅修繕	一一七・八	一一三・八	修養娯楽	一六三・九	一六四・八
雑費			煙草	九六・四	九六・四
保健衛生	一一九・五	一一九・八			
交通通信	一六三・三	一三九・九			
教育	二〇一・二	一九〇・一			

第168表　消費者物価指数（1951年平均＝100）

年　月	全都市総合指数	東京 総合指数	食料指数 食料	食料指数 主食	食料指数 非主食	被服指数	光熱指数	住居指数	雑費指数
1949年平均	92.2	92.7	97.3	—	—	109.9	78.1	80.8	78.4
1950年 〃	85.9	86.1	86.1	—	—	88.1	88.4	82.7	83.3
1951年 〃	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1952年 〃	105.0	104.2	102.0	107.0	99.3	85.7	119.8	107.2	116.7
1953年 〃	119.9	112.0	109.3	121.0	103.2	84.6	133.8	116.7	129.4
1954年 〃	119.1	118.1	117.2	129.1	110.9	84.7	135.8	123.9	135.3
1955年 〃	117.8	116.4	113.0	124.6	106.8	81.7	137.9	129.1	138.3
1956年 〃	118.4	117.5	112.4	121.2	107.8	82.4	138.6	142.2	141.6
1956年 1月	116.4	115.5	110.4	121.2	105.0	81.5	139.4	136.8	139.0
2月	117.4	116.8	112.1	121.2	107.3	81.3	139.4	137.7	140.5
3月	118.4	118.1	114.3	121.5	110.6	81.5	138.9	138.7	140.5
4月	119.1	118.4	114.2	121.5	110.4	81.4	138.0	141.6	142.1
5月	118.1	118.6	114.3	121.2	110.6	82.8	137.4	141.5	142.2
6月	118.8	118.7	114.3	121.4	110.6	83.6	136.8	142.7	141.9
7月	117.2	115.0	107.8	121.2	100.7	82.8	136.4	143.1	142.0
8月	118.5	116.5	110.3	121.2	104.5	82.4	136.6	144.3	142.4
9月	118.5	117.2	111.4	121.1	106.3	82.8	137.9	144.9	142.2
10月	119.4	118.4	113.2	121.1	109.1	83.0	139.5	145.2	142.4
11月	118.5	117.7	112.1	120.9	107.5	83.1	140.5	145.2	142.0
12月	118.4	118.9	113.7	120.7	110.0	83.0	142.9	145.3	142.7

〔備考〕 総理府統計局調査。

総理府統計局「家計調査」 ㈠収入階級別世帯分布状況　まず調査対象である勤労者世帯の実収入階級別分布状況を年別にみると（第169表）、五五年において、八千円未満の低所得層と四万円以上の高額所得層の比率が増加する傾向をみせていたのが、五六年にはそれがやや変化を示している。世帯分布の最も多い二万円～二万八千円未満の層二七％（前年二四％）を中心に、二万円～二万四千円未満一四％（一二％）、二万四千円～三万二千円未満二五％（二二％）、三万二千円～四万円未満一五％（一四％）となっていて、二万円から四万円未満の層が前年に比べて増加し、また六万円以上の高額所得層もやや多くなっている。これに対して八千円未満は三％（四％）、八千円～一万二千円未満三％（四％）、一万二千円～二万円未満一六％（一九％）を占め、低所得層は依然として相当の割合で存在しているが、前年に比べるとそれがやや減少をみせている。これは家計調査の対象者からみた状態（それも東京都における）で、その点きわめて限られたものであるが、非常な好況といわれた五六年における、一般勤労者世帯の多少の収入増を反映しているものとみられる。

㈡収入状況　実収入構成は第170表のごとくで、五六年における実収入合計は平均三万六一二二円、前年より三・七％増加している。これは特に世帯主収入の大幅な増加（七・四％）によるもので、なかでも臨時収入の増加率（二六・六％）が

第169表　現金実収入階級別勤労者世帯の世帯数分布

(1～11月計，東京都　%)

現金実収入階級(円)	1951年	1952年	1953年	1954年	1955年	1956年
～ 3,999	4.5	3.5	1.8	1.8	2.0	1.4
4,000～ 7,999	6.8	4.8	3.3	1.0	1.7	1.3
8,000～11,999	17.2	10.2	5.9	4.0	3.7	2.8
12,000～15,999	24.8	16.7	11.7	8.7	7.8	6.6
16,000～19,999	16.9	18.0	14.4	10.5	11.1	9.6
20,000～23,999	12.0	15.5	14.5	13.3	12.4	13.5
24,000～27,999	6.5	9.6	11.5	12.0	11.5	13.3
28,000～31,999	* 11.3	7.1	9.3	10.1	10.4	12.1
32,000～35,999	—	4.3	8.4	8.1	7.5	8.0
36,000～39,999	—	3.4	6.4	6.5	6.1	6.5
40,000～43,999	—	* 6.9	3.2	5.6	6.0	5.0
44,000～47,999	—	—	3.1	4.3	3.4	4.1
48,000～51,999	—	—	1.8	2.9	4.4	3.3
52,000～55,999	—	—	1.2	1.7	2.7	2.9
56,000～59,999	—	—	1.0	1.9	1.6	1.7
60,000～63,999	—	—	* 2.9	1.7	1.6	1.8
64,000～67,999	—	—	—	1.3	1.0	0.9
68,000～71,999	—	—	—	0.9	1.0	1.0
72,000～75,999	—	—	—	0.8	1.2	0.6
76,000～79,999	—	—	—	0.7	0.5	0.7
80,000～83,999	—	—	—	* 2.2	* 2.4	* 2.9
総　　数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
～11,999	28.5	18.5	11.0	6.8	7.4	5.5
12,000～19,999	41.7	34.7	26.1	19.2	18.9	16.2
20,000～23,999	12.0	15.5	14.5	13.3	12.4	13.5
24,000～31,999	* 17.8	16.7	28.0	22.1	21.9	25.4
32,000～39,999	—	7.7	14.4	14.6	13.6	14.5
40,000～59,999	—	* 6.9	10.3	16.4	18.1	17.0
60,000～	—	—	* 2.9	* 7.6	* 7.7	7.9

〔備考〕 総理府統計局「家計調査報告」による。

第170表　勤労者世帯実収入の推移　—東京—　(単位　円)

年　月	実収入合計	世帯主収入 計	世帯主収入 定期	世帯主収入 臨時	妻の収入	その他世帯員の収入	事業および内職収入	その他の実収入
1951年平均	18,678	15,824	14,176	1,632	1,789		291	774
1952年 〃	23,066	19,317	16,942	2,333	2,509		377	864
1953年 〃	28,799	23,975	19,895	3,977	225	2,745	700	1,154
1954年 〃	33,701	27,512	23,181	4,175	188	3,716	733	1,552
1955年 〃	34,845	28,910	24,854	3,929	285	2,998	827	1,825
1956年 〃	36,122	31,046	25,952	4,973	429	2,275	695	1,677
対前年比(%)	3.7	7.4	4.4	26.6	50.5	—24.1	—16.0	—8.1
1956年 1月	30,519	25,384	24,614	697	291	2,304	504	2,036
2月	30,125	25,281	25,343	369	304	2,318	424	1,258
3月	32,865	27,706	26,488	1,204	309	2,489	568	1,793
4月	32,679	27,629	26,333	1,204	381	2,508	648	1,513
5月	31,751	26,700	25,857	717	421	2,411	630	1,589
6月	41,169	35,770	25,966	9,724	561	2,769	494	1,575
7月	40,988	35,892	25,821	9,944	512	2,407	564	1,613
8月	31,359	27,178	25,504	1,588	448	1,772	654	1,307
9月	30,183	25,988	25,202	672	414	1,592	765	1,424
10月	31,235	26,900	25,653	1,078	427	1,430	911	1,567
11月	31,652	27,143	26,262	670	357	1,769	892	1,491
12月	68,935	60,443	28,377	31,810	715	3,533	1,283	2,961
	%	%	%	%	%		%	%
1951年平均	100	84.7	75.9	8.1	9.6		1.6	4.1
1952年 〃	100	83.7	73.4	10.1	10.9		1.6	3.7
1953年 〃	100	83.2	69.1	13.8	0.8	9.5	2.4	4.0
1954年 〃	100	81.6	68.8	12.4	0.6	11.1	2.2	4.5
1955年 〃	100	83.0	71.3	11.3	0.8	8.6	2.4	5.2
1956年 〃	100	87.7	71.8	13.8	1.0	5.1	1.9	4.3

〔備考〕 世帯主収入の計には定期，臨時収入のほか，副業収入を含む。
総理府統計局「家計調査報告」。

第171表　勤労者世帯収入階級別実収入内訳（1月～11月平均，東京都　%）

	現金実収入階級別（円）	8,000～11,999	16,000～19,999	20,000～23,999	28,000～31,999	40,000～43,999	52,000～55,999	60,000～63,999
1953年	世帯数	203	492	495	317	110	42	100
	世帯人員数	3.99	4.41	4.71	5.02	4.86	5.36	5.22
	有業人員数	1.30	1.33	1.34	1.53	1.60	1.83	1.77
	実収入総額	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	世帯主収入	82.7	87.2	85.1	81.9	78,4	76.9	82.3
	定期	78.8	83.2	80.5	75.5	68.1	63.4	58.6
	臨時	4.0	3.8	4.6	6.3	9.8	12.2	22.7
	その他の世帯員収入	7.3	5.6	7.3	11.0	14.2	14.9	10.1
	事業・内職収入	5.5	3.3	3.1	2.7	2.6	1.6	1.7
	その他の実収入	4.5	3.9	4.4	4.4	4.8	6.5	5.9
1954年	世帯数	149	392	496	376	208	65	62
	世帯人員数	3.83	4.16	4.54	4.95	5.14	5.45	5.52
	有業人員数	1.22	1.25	1.38	1.53	1.53	1.72	1.82
	実収入総額	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	世帯主収入	84.4	85.3	84.7	80.1	82.2	74.9	78.6
	定期	80.7	82.5	80.9	75.3	73.3	65.8	67.8
	臨時	3.7	2.7	3.7	4.7	8.3	8.6	9.1
	その他の世帯員収入	4.6	5.9	8.7	11.4	10.9	14.7	16.8
	事業・内職収入	5.3	3.7	2.5	3.3	2.3	1.5	1.2
	その他の実収入	5.7	5.2	4.1	5.2	4.6	8.9	3.4
1955年	世帯数	177	522	587	492	282	127	47
	世帯人員数	3.76	4.30	4.34	4.73	5.20	5.30	5.43
	有業人員数	1.27	1.35	1.31	1.43	1.63	1.76	1.84
	実収入総額	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	世帯主収入	81.3	86.0	87.6	86.7	80.5	79.4	71.8
	定期	80.1	84.3	85.9	83.4	76.4	72.5	66.8
	臨時	1.2	2.7	1.7	3.3	3.5	6.9	4.9
	その他の世帯員収入	7.8	6.7	6.2	6.8	13.0	12.0	15.0
	事業・内職収入	4.7	3.7	2.6	2.2	1.9	1.5	3.2
	その他の実収入	6.2	3.6	3.6	4.3	4.6	7.1	10.0
1956年	世帯数	130	453	633	567	237	134	83
	世帯人員数	3.52	3.91	4.06	4.38	5.26	5.04	5.37
	有業人員数	1.18	1.28	1.25	1.35	1.51	1.54	1.42
	実収入総額	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	世帯主収入	81.9	86.3	88.8	88.4	84.7	82.6	97.5
	定期	81.2	84.9	85.8	85.6	78.5	76.4	91.2
	臨時	0.7	1.3	2.5	2.7	7.8	5.9	5.7
	その他の世帯員収入	7.0	5.7	4.2	6.3	9.6	9.7	7.2
	事業・内職収入	4.0	2.9	2.6	1.8	1.9	3.0	0.5
	その他の実収入	7.2	5.6	4.9	3.4	4.7	4.6	2.7

高い。反面において世帯員の収入、事業・内職収入、その他の実収入などは減少している。このため五六年の実収入構成は、世帯主収入の比重が前年の八三%から八八%と、近年にないほど高まり、また五四、五五年と減少していた臨時収入の比率が高まった（一一%から一四%）。これに対して世帯員収入と、前年まで増加傾向をみせていた事業・内職収入

やその他の実収入などの割合は低くなっている。

次にこれを収入階級別にみると（第171表）、多少の変動はあるが、世帯主収入の比率は収入の低い層では低く、高い層ほど高くなっており、臨時収入にこの傾向が強い。これは高収入層の収入構成における特徴である。世帯員収入は一万二千円未満の層と四万円以上の高額収入層に多く、事業・内職収入やその他の実収入の比率は低収入層に多い。低収入層は依然として、家族の収入や内職収入、その他雑多な収入を集めて生計をまかなっている状態を示している。五六年の傾向としては、世帯主収入の比率は前年に比べて各階層とも高くなっているが、これは特に六万円以上など収入の高い層に強く

第172表　勤労者世帯現金収入　―東京―

（単位　円）

月別	世帯数	一世帯当り人員	一世帯当り有業人員	収入 総額	収入 実収入	収入 総額	実収入以外の収入 額	実収入以外の収入 貯金引出保険金年金恤尽取金	実収入以外の収入 借入金	実収入以外の収入 掛買	実収入以外の収入 その他	前月からの繰越	記入不備
1956年平均	428	4.41	1.38	50,441	36,122	4,757	9,963	2,653	497	1,249	358	9,549	13
対前年比（%）	—	—	—	5.1	3.7	1.6	—	—	—	—	—	12.8	—
1956年 1月	440	4.69	1.43	46,437	30,519	9,963	2,241	—	451	824	447	11,954	1
2月	430	4.56	1.38	43,734	30,125	4,100	2,481	367	367	877	375	9,500	9
3月	408	4.52	1.40	48,007	32,865	5,580	3,429	757	757	1,076	318	9,553	9
4月	416	4.43	1.40	46,563	32,679	5,142	2,774	537	537	1,339	488	8,727	15
5月	429	4.39	1.40	44,979	31,751	4,202	2,437	519	519	979	267	9,015	11
6月	437	4.37	1.39	54,541	41,169	4,402	2,042	772	772	1,070	518	8,962	8
7月	421	4.30	1.34	56,222	40,988	3,974	2,099	259	259	1,329	287	11,244	16
8月	417	4.35	1.36	46,277	31,359	4,983	2,758	562	562	1,090	573	9,914	21
9月	441	4.29	1.32	43,831	30,183	3,970	2,168	396	396	1,250	156	9,664	14
10月	439	4.31	1.34	45,178	31,235	5,020	2,012	409	409	1,391	208	8,906	17
11月	429	4.36	1.41	45,235	31,652	4,862	2,711	502	502	1,508	141	8,705	16
12月	430	4.40	1.44	84,285	68,935	6,884	3,684	430	430	2,256	514	8,450	16

〔備考〕　総理府統計局「家計調査報告」。

第173表　勤労者世帯実支出の推移　—東京—

(単位　円)

年月	平均世帯人員	実支出合計	消費支出																非消費支出	
			飲食費							住居費	光熱費	被服費	その他の諸費						租税	社会保障費その他
			計	穀類	魚介	肉・乳卵	蔬菜	その他の飲食費	その他				計	保健衛生	交通通信	教育費	教育文化	その他		
1951年平均	4.64	18,120	8,598	2,881	867	874	846	1,548	1,581	775	754	2,092	3,912	935	298	369	769	1,540	1,826	163
1952年 〃	4.70	22,001	9,583	3,272	907	964	834	3,607		1,023	974	2,912	5,232	1,095	447	469	1,043	2,178	2,049	228
1953年 〃	2.67	27,540	10,450	3,367	1,000	1,160	916	4,007		1,442	1,156	3,204	7,753	1,353	564	704	1,294	3,838	2,808	727
1954年 〃	4.75	31,450	11,693	3,622	1,060	1,408	1,018	4,585		1,550	1,252	3,168	9,193	1,477	635	912	1,493	4,676	3,599	995
1955年 〃	4.69	32,388	11,822	3,568	1,036	1,489	958	4,771		1,680	1,323	3,264	9,858	1,703	718	986	1,612	4,839	3,502	939
1956年 〃	4.41	32,603	11,604	3,275	1,005	1,653	945	4,726		2,061	1,316	3,425	9,688	1,637	743	1,016	1,505	4,787	3,524	985
対前年比(%)	—	—	1.8	—8.2	—0.3	—10.9	—1.4	—0.9		22.7	—0.5	4.5	—1.7	—	—	—	—	—	—0.6	4.9
1956年 1月	4.69	29,969	10,162	2,858	969	1,393	560	4,382		1,141	1,590	2,289	11,124	1,459	884	1,220	1,554	6,007	2,753	910
2月	4.56	28,457	10,860	3,223	987	1,548	667	4,435		1,302	1,669	2,124	8,952	1,633	615	1,278	1,350	4,077	2,657	893
3月	4.52	31,929	11,711	3,409	1,062	1,617	771	4,852		1,503	1,555	3,220	9,880	1,620	715	1,441	1,309	4,795	3,068	992
4月	4.43	30,688	11,091	3,266	983	1,593	848	4,401		1,953	1,252	2,909	9,788	1,501	791	1,704	1,494	4,294	2,724	971
5月	4.39	29,500	11,512	3,206	978	1,715	955	4,658		1,645	1,138	2,821	9,169	1,695	683	967	1,355	4,469	2,196	1,019
6月	4.37	33,462	11,329	3,120	937	1,588	1,225	4,459		2,351	1,033	3,508	9,081	1,638	638	800	1,316	4,689	5,126	1,034
7月	4.30	36,623	11,751	3,285	950	1,668	1,255	4,593		2,608	1,041	3,936	11,265	1,751	757	1,253	1,867	5,638	5,010	1,007
8月	4.35	28,176	11,163	3,103	905	1,656	1,022	4,477		1,847	1,044	2,325	8,929	1,613	1,043	223	1,677	4,373	2,820	998
9月	4.29	28,466	11,343	3,075	972	1,686	1,016	4,594		1,777	1,084	2,416	8,354	1,574	655	939	1,406	3,780	2,474	1,018
10月	4.31	30,067	11,533	3,116	976	1,688	963	4,790		1,937	1,092	3,424	8,502	1,569	706	836	1,430	3,966	2,651	928
11月	4.36	30,153	11,205	3,114	999	1,627	843	4,425		2,086	1,353	3,548	8,394	1,559	672	706	1,301	4,156	2,622	945
12月	4.40	52,749	15,594	4,528	1,339	2,057	1,218	6,452		4,579	1,943	8,577	12,815	1,949	753	829	2,005	7,199	8,130	1,111
1951年平均	—	100.0	53.3	17.9	5.4	5.4	5.2	9.6	9.8	4.8	4.7	13.0	24.2	5.8	1.8	2.3	4.8	9.5	10.1	0.9
1952年 〃	—	100.0	48.6	16.6	4.6	4.9	4.2	18.3		5.2	4.9	14.8	26.5	5.6	2.3	2.4	5.3	11.0	9.3	1.0
1953年 〃	—	100.0	43.5	14.0	4.2	4.8	3.8	16.7		6.0	4.8	13.3	32.3	5.6	2.3	2.9	5.4	19.0	10.2	2.6
1954年 〃	—	100.0	43.5	13.5	3.9	5.2	3.8	17.1		5.8	4.7	11.8	34.2	5.5	2.4	3.4	5.6	17.4	11.4	3.2
1955年 〃	—	100.0	42.3	12.8	3.7	5.3	3.4	17.1		6.0	4.7	11.7	35.3	6.1	2.6	3.5	5.8	17.3	10.8	2.9
1956年 〃	—	100.0	41.3	11.6	3.6	5.9	3.4	16.8		7.3	4.7	12.2	34.5	5.8	2.6	3.6	5.4	17.0	10.8	3.0

〔備考〕 現金のみの数字である。比率算出に当っては実支出より非消費支出を除いてある。総理府統計局「家計調査報告」。

みられ、二万以上の世帯、なかでも四万円以上の世帯では、以前低かったこの比率が大幅に上昇しているのが注目される。定期収入の比率も年々増えているが、高収入層における増加は、その比率の上昇にみられるように、臨時収入が増加したこと、および以前その比率の高かった家族収入が減少したことなどによって、収入構成の比率が世帯主収入にしぼられたものとみられる。またこれらの点から、たとえば四万円以上の世帯など、高収入世帯の収入が安定化の傾向を示しているとみられる。これに対して一万二千円未満や二万円未満の層では、高額収入世帯に比べて世帯主収入の比率は一般に高いが、その増加率は少なく、年々多少の増減をみせながら停滞している。ただし、このうち定期収入の比率はわずかながら年々増加傾向を示し、臨時収入の比率は年々減少して、収入構成の比重が世

第174表　勤労者世帯現金支出 ―東京―

（単位　円）

月別	世帯数	一世帯当り家族人員	一世帯当り有業人員	支出 総額	支出 実支出	支出以外の支出 総額	支出以外の支出 貯金	支出以外の支出 年金保険掛金	支出以外の支出 借金返済・掛買払	支出以外の支出 その他	翌月への繰越金	記入不備
1956年平均	428	4.41	1.38	50,441	32,603	7,817	3,784	1,057	737	1,634	605	10,009	12
対前年比(%)	—	—	—	5.1	0.7	14.3	—	—	—	—	—	14.2	—
1956年 1月	440	4.69	1.43	46,437	29,969	6,969	4,004	998	569	1,222	176	9,497	2
2月	430	4.56	1.38	43,734	28,457	5,265	2,014	1,028	636	1,362	225	10,000	12
3月	408	4.52	1.40	48,007	31,929	6,865	3,070	1,008	711	1,471	605	9,203	10
4月	416	4.43	1.40	46,563	30,688	6,096	2,281	992	651	1,751	421	9,771	8
5月	429	4.39	1.40	44,979	29,500	6,319	2,578	981	713	1,650	397	9,152	8
6月	437	4.37	1.39	54,541	33,462	9,666	5,153	1,145	973	1,575	820	11,403	10
7月	421	4.30	1.34	56,222	36,623	9,733	5,361	1,131	933	1,732	576	9,845	21
8月	417	4.35	1.36	46,277	29,176	6,737	2,577	1,065	666	1,387	1,042	10,347	17
9月	441	4.29	1.32	43,831	28,466	5,963	2,370	960	587	1,527	519	9,385	17
10月	439	1.31	1.34	45,178	30,067	6,577	2,446	979	581	1,639	932	8,520	14
11月	429	1.36	1.41	45,235	30,153	6,229	2,402	1,063	483	1,768	513	8,840	13
12月	430	4.40	1.44	84,285	52,749	17,383	11,151	1,329	1,344	2,529	1,030	14,140	13

〔備考〕総理府統計局「家計調査報告」。

帯主定期収入に移って行く傾向をみせている。また家族の収入や事業・内職収入の比率も減少しているが、ただその他の実収入の比率だけは年々増加している。なお五六年における実収入以外の収入などを含めた現金総収入の内訳は第172表のごとくである。

㈢支出状況　これは第173表のごとくで、五六年における平均実支出金額は、前年に比べて合計で二一五円とわずかばかり増加し、項目別では飲食費二一八円減（うち穀類二九三円減、魚介三一円減、肉・乳・卵一六四円増、蔬菜一三円減、その他の飲食費四五円減）、住居費三八一円増、光熱費七円減、被服費六一円増、その他の諸費一七〇円減（うち保健衛生六六円減、交通・通信二五円増、教育三〇円増、教養文化一〇七円減）、租税二二円増、社会保障費その他四六円増となっている。飲食費は肉乳卵の支出が増加したほかは、いずれもやや減少し、その他減少したのは光熱費、保健衛生、教育文化費など、増加したのは、住居費を最高として、肉乳卵、被服費、交通・通信費、社会保障費などである。またこれを実支出に占める比率でみると、住居費の比率の上昇が大きく、その他被服費、飲食費の肉乳卵、教育費などの比率が増加し、これらの比率は年々増加傾向を示している。また穀類などが飲食費全体では年々減少をみせている。支出の増加したのは、住居、被服、交通・通信、教育費など主として物価の騰貴によるもので、消費の好転したのは主食の穀類程度に止まっている。実支出の増加が近年において最も少なく、また前にみたように食料品の穀類、肉類、野菜、調味料などの価格がやや下落したのみで、その他の生活費はいずれも騰貴し、この反面、下落したものへの支出も肉類を除いていずれも減少しているといった状態からみて、消費内容は五六年においても好転していないものとみられる。なお、五六年における実支出以外の支出内容については第174表のごとくである。

㈣収支状況　まず勤労者世帯全体についての家計収支差額は、第175表のごとくで、五六年平均三五一九円の黒字、前年より一〇六二円（四三％）と大幅に増加している。また五六年の各月とも黒字を残し、なかでも賞与・手当など臨時収入の多い一二月の一万六一八六円、六月の七七〇七円が多い。

第175表　勤労者家計の収支　—東京—

（単位　円）

年　月	実収入	実支出	差　引
1951年平均	18,678	18,120	558
1952年　〃	23,066	22,001	1,065
1953年　〃	28,799	27,540	1,259
1954年　〃	33,701	31,450	2,251
1955年　〃	34,845	32,388	2,457
1956年　〃	36,122	32,603	3,519
1956年　1月	30,519	29,969	550
2月	30,125	28,457	1,668
3月	32,865	31,929	936
4月	32,679	30,688	1,991
5月	31,751	29,500	2,251
6月	41,169	33,462	7,707
7月	40,988	36,623	4,365
8月	31,359	29,176	2,183
9月	30,183	28,466	1,717
10月	31,235	30,067	1,168
11月	31,652	30,153	1,499
12月	68,935	52,749	16,186

〔備考〕　総理府統計局「家計調査報告」。

次にこれを実収入階級別にみると（第176表）、二万円未満の世帯の家計支出は、五六年においても好転をみせておらず、依然として、毎年相当の赤字を出している。一万二千円未満など低収入の世帯において赤字が特にはなはだしく、ここでは前年よりも返って多くなっている。そしてこれら二万円未満の層の赤字は、多少の増減はあるが、年々固定してしまっている。また二万円～二万八千円未満の世帯は多少の黒字をみせているが、その額も前年に比べると返って減少し、二万八千円以上になると年々わずかながら好転を示しており、三万二千円以上の層になってはじめて月平均三千円以上の

第176表　実収入階級別収支差額の推移
（東京都勤労者世帯1～11月平均）

現金実収入階級別（%）	1952年	1953年	1954年	1955年	1956年
8,000～11,999	−2,328	−3,420	−3,601	−4,188	−4,235
12,000～15,999	566	−1,165	−1,593	−1,539	−1,523
16,000～19,999	343	− 265	− 76	− 192	− 83
20,000～23,999	936	517	191	536	343
24,000～27,999	2,203	1,022	1,251	1,382	1,264
28,000～31,999	2,646	1,200	1,433	1,075	2,492
32,000～35,999	5,143	1,889	1,089	2,105	3,853
36,000～39,999	6,261	1,885	3,502	2,928	3,149
40,000～43,999	8,292	2,912	3,499	2,602	3,324
44,000～47,999	—	5,652	5,246	1,209	5,203
48,000～51,999	—	6,399	5,341	4,053	5,236
52,000～55,999	—	8,707	6,486	5,604	5,204
56,000～59,999	—	10,260	5,677	6,483	7,708
60,000～63,999	—	10,613	6,948	7,857	5,769

〔備考〕 実収入総額にたいする実支出総額の差。総理府統計局「家計調査」より集計。

黒字を出して、前年よりやや安定した状態をみせている。

（注） 以上紹介した総理府統計局「家計調査」のほか、毎年定期的に継続しておこなわれている家計調査には、次のものがある。

(1) 東京都庁「東京都標準世帯家計調査」（第177表） 一九四八年四月以降実施。標準勤労世帯とは次の資格のものを指す——世帯主が二八歳から四〇歳までの男子、四人または五人の世帯、世帯主が妻と二人～三人の子と居住していて、主として世帯主の勤労収入で生計を営んでいるもの。五六年度の調査世帯は五〇〇世帯（都内二三区三〇〇世帯、八王子市、立川市それぞれ一〇〇世帯）。職種では（区部）、作業労務者一三五、事務労務者一六四で事務労務者がより多い。産業別では、建設八（事務三、作業五）、製造一二七（事五一、作七六）、卸売・小売三一（事二一、作一〇）、金融・保険九（事六、作三）、運輸・通信三八（事一七、作二一）、サービス三五（事二四、作一一）、公務五一（事四二、作九）、製造業が全体の四二%を占め最も多く、次いで公務一七%、運輸・通信一三%となっている。

(2) 炭鉱労働者生計調査（第178表） 日本石炭鉱業経営者協議会の調査。一九四七年七月以来おこなわれており、九州、北海道、常磐、山口の各炭鉱——坑内労務者四九炭鉱、一五六世帯、坑外労務者五一炭鉱、三九六世帯を対象とする。調査世帯は本人を含む三人～五人家族世帯。

(3) 日本国有鉄道職員生計費調査（第179表） 一九四〇年から実施され、戦争中一時中断されたが戦後復活した。

(4) 郵政職員生計調査（第180表） 郵政省により一九三八年九月から実施され、戦争中一時中断されたが戦後復活した。調査対象は、郵便局、地方貯金局および地方簡易保険局に勤める公労法適用職員（男子）世帯約八八〇。次の条件に該当するものから抽出——主として職員の本収入で生活している、耕地経営は一反歩未満、なるべく借家、借間居住者、病弱者など特に出費を要するものがいない。

国鉄労働者の状態　国鉄労働組合の東京上野保線区分会の調査によると、保線労働者の生活状態は次のごとくである。

第177表　東京都（区部）勤労者世帯一ヵ月平均総収入・総支出（1956年）　—東京都調査—　（単位　円）

項目別	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
世帯数	124	126	124	135	133	132	126	123	128	128	130	129
世帯人員	4.35	4.36	4.34	4.43	4.40	4.41	4.40	4.63	4.41	4.42	4.45	4.40
世帯主平均年齢	36.4	36.4	36.6	35.9	35.8	35.9	35.8	36.0	35.9	36.0	36.1	36.3
総収入	41,460	37,322	39,961	39,608	39,451	48,215	50,680	42,738	42,109	43,440	43,951	76,235
実収入	25,346	25,805	27,281	28,636	27,892	37,011	38,210	28,624	29,139	30,233	29,756	62,378
勤務先からの収入	22,297	23,552	24,318	25,627	25,818	34,577	34,771	26,039	26,866	27,337	27,099	57,274
定期的	18,638	19,664	19,770	21,286	21,486	21,804	22,105	21,690	21,854	21,970	22,147	22,641
臨時的	3,659	3,888	4,548	4,341	4,332	12,773	12,666	4,349	5,012	5,367	4,952	34,633
内職収入	532	954	1,072	1,028	907	1,002	886	840	877	1,229	951	1,133
雑収入	2,517	1,299	1,891	1,981	1,167	1,432	2,553	1,745	1,396	1,667	1,706	3,971
実収入以外の収入	2,048	2,244	3,290	3,085	3,334	2,591	2,329	4,369	3,326	2,994	3,752	3,530
資産減額	1,149	1,212	1,690	1,561	1,678	1,261	948	2,217	2,078	2,000	2,357	1,657
負債増額	899	1,032	1,600	1,524	1,656	1,330	1,381	1,152	1,248	994	1,395	1,873
前月からの繰越 現金	9,861	7,383	7,829	6,356	6,817	7,300	8,870	8,298	8,033	8,644	8,921	8,684
前月からの繰越 実物	4,205	1,890	1,561	1,531	1,408	1,313	1,271	1,447	1,611	1,569	1,522	1,643
総支出	41,460	37,322	39,961	39,608	39,451	48,215	50,680	42,738	42,109	43,440	43,951	76,235
実支出	27,228	23,745	26,873	26,869	26,418	29,821	33,494	26,796	26,681	27,888	27,586	46,692
生計支出	24,588	20,933	24,057	23,972	23,362	24,600	29,115	23,604	23,448	24,579	24,462	38,703
飲食物費	12,215	10,634	11,117	11,375	11,685	11,475	12,551	11,734	11,746	12,005	11,662	14,229

主食	3,933	3,511	3,581	3,776	3,702	3,547	3,707	3,592	3,610	3,550	3,553	4,034
副食	4,899	4,394	4,734	4,795	4,977	4,939	5,413	5,181	5,054	5,250	5,199	6,565
その他	3,078	2,729	2,802	2,804	3,006	2,989	3,431	2,961	3,082	3,205	2,910	3,630
住居費	2,609	2,456	2,253	2,404	2,563	2,275	2,886	2,194	2,866	2,474	2,444	5,239
住居光熱	980	927	848	1,192	1,559	1,283	1,931	1,294	1,939	1,408	1,275	3,543
住居設備	1,629	1,529	1,405	1,212	1,004	992	955	900	927	1,066	1,169	1,696
光熱・水道料その他	2,474	1,962	3,563	2,736	2,406	3,557	4,848	2,374	2,326	3,606	3,906	9,014
被服費	7,290	5,881	7,124	7,457	6,708	7,293	8,830	7,302	6,510	6,494	6,450	10,221
その他諸費	2,640	2,812	2,816	2,897	3,056	5,221	4,379	3,192	3,233	3,309	3,124	7,989
その他の実支出	1,365	1,410	1,396	1,337	1,522	3,626	2,734	1,577	1,586	1,704	1,567	5,996
税金	1,275	1,902	1,420	1,560	1,534	1,595	1,645	1,615	1,647	1,605	1,557	1,993
公課	4,722	4,214	4,614	4,503	4,891	8,104	7,521	5,889	5,078	5,229	5,935	12,219
社会保障費その他	3,154	2,297	2,689	2,382	2,859	5,231	5,220	2,870	2,893	2,997	3,713	8,381
実支出以外の支出	1,568	1,917	1,925	2,121	2,032	2,873	2,301	3,019	2,185	2,232	2,222	3,838
資産増減額	7,553	7,801	7,025	6,772	6,831	9,027	8,284	8,395	8,728	8,772	8,780	12,548
負債現金	1,949	1,572	1,451	1,437	1,302	1,278	1,392	1,664	1,612	1,543	1,657	4,722
翌月への繰越実物	+8	−10	+2	+27	−9	−15	−11	−6	+10	+8	−7	+54
記入不備												
一人当生計費＝実支出／世帯人員	6,252	5,450	6,182	6,066	6,006	6,764	7,604	5,792	6,044	6,307	6,204	10,604
勤務先からの収入に対する実支出の差	−4,931	−193	−2,555	−1,242	−600	+4,756	+1,277	−757	+185	−551	−487	+10,582
実収入に対する実支出の差	−1,882	+2,060	+408	+1,767	+1,474	+7,190	+4,716	+1,828	+2,458	+2,345	+2,170	+15,686

〔備考〕 区部作業労務者の状態である。「東京都標準世帯家計調査結果表」によるo

第178表　炭鉱労働者（坑内）生計費調査（1956年全国一ヵ月平均）　（単位　円）

項目別			1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	12月
調査炭鉱数			49	49	49	49	49	49	49	49	49	49	47
調査世帯数			149	154	152	152	154	156	156	157	155	157	149
平均世帯人員			4,092	3,966	3,994	3,983	3,966	3,950	3,972	3,970	3,985	3,990	4,006
平均消費単位			2,970	2,985	3,017	3,024	3,042	3,022	3,027	3,027	3,052	3,043	3,068
一世帯当り収入	前月よりの繰入		4,291	4,245	5,133	4,939	5,429	5,030	4,650	6,242	5,444	5,169	5,006
	収入 実収入	世帯主勤務先収入	22,255	21,763	21,853	18,231	22,132	22,454	26,832	28,939	22,374	22,677	39,450
		その他	970	2,554	770	1,024	972	907	500	860	695	841	1,500
		合計	23,225	24,316	22,623	19,255	23,104	23,360	27,332	29,798	23,069	23,519	40,950
	実収入以外の収入	貯金引出	641	800	929	2,165	823	862	821	1,011	581	594	1,175
		見合金	1,549	1,672	1,775	1,692	1,822	1,812	1,740	1,789	1,762	1,743	1,540
		借金	126	417	118	599	155	435	338	235	486	1,360	289
		その他	512	617	661	2,149	2,113	1,336	466	943	1,032	1,444	884
		合計	2,829	3,505	3,483	6,605	4,913	4,445	3,364	3,978	3,862	5,141	3,887
	総計		26,054	27,821	26,105	25,859	28,016	27,805	30,696	33,776	26,931	28,660	44,837
	支出 実支出	家計費	16,856	17,860	17,480	18,089	18,505	17,573	19,113	22,954	17,704	18,961	29,890
		負担費 諸税	1,050	922	904	378	865	1,142	1,428	1,715	841	915	1,566
		負担費 社会保険料	1,067	1,060	1,058	1,004	1,040	1,060	1,073	1,097	1,049	1,056	1,208
		負担費 その他	682	689	754	625	702	762	759	758	672	667	915
		合計	19,654	20,531	20,188	20,096	21,112	20,536	22,372	26,524	20,266	21,600	33,579

支金額	実支出以外の支出	貯金	2,166	1,840	1,519	1,509	2,146	2,272	2,032	2,579	2,089	2,322	4,220
		保険料	516	469	458	458	467	478	472	515	504	574	598
		見合金返済	1,677	1,649	1,811	1,824	1,724	1,797	1,718	1,946	1,657	1,878	1,715
		借金返済	615	768	661	340	775	860	989	779	773	903	1,005
		その他	1,399	1,452	1,422	1,141	1,512	1,613	1,251	1,311	1,296	1,231	1,799
		合計	6,374	6,178	5,870	5,272	6,624	7,020	6,462	7,130	6,319	6,907	9,338
	総計		26,028	26,709	26,058	25,368	27,736	27,556	28,835	33,654	26,585	28,506	42,916
	翌月への繰越		4,316	5,357	5,181	5,431	5,709	5,278	6,511	6,364	5,790	5,322	6,926
一消費単位当り家計費内訳	飲食費	主食費	1,139	1,190	1,219	1,182	1,231	1,240	1,186	1,248	1,197	1,229	1,729
		副食費	1,098	1,130	1,150	1,217	1,194	1,234	1,253	1,293	1,241	1,337	1,718
		嗜好品費	554	505	520	602	571	517	597	833	620	583	913
		小計	2,791	2,825	2,890	3,001	2,996	2,991	3,036	3,374	3,057	3,149	4,360
	住居費		222	288	161	236	200	225	265	468	216	290	489
	水道光熱費		50	52	48	43	47	40	43	36	53	55	71
	被服身回品費		928	1,201	1,042	915	1,013	986	1,234	1,456	831	1,146	2,543
	その他の諸費		1,685	1,618	1,652	1,786	1,828	1,574	1,737	2,250	1,644	1,591	2,279
	家計費合計		5,675	5,983	5,794	5,982	6,083	5,815	6,314	7,583	5,801	6,231	9,742
世帯主勤務先収入÷実収入			95.8	89.5	96.6	94.7	95.8	96.1	98.2	97.1	97.0	96.4	96.3
実収入÷実支出			118.2	118.4	112.1	95.8	109.4	113.8	122.2	112.3	113.8	108.9	122.0

〔備考〕 1) 日本石炭鉱業経営者協議会調。
2) 調査世帯は本人を含む3人，4人，5人家族世帯。
3) 本表の金額は金銭収支のみを示し，実物収支見積は含まない。
4) 各月の地方別実労働労務者数の比率による加重算術平均。
5) 31年11月分は資料焼失のため登載せず。

第179表　日本国有鉄道職員生計費調査（一世帯一ヵ月平均）

項目別			1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
調査世帯数			1,732	1,712	1,708	1,741	1,742	1,755	1,752	1,739	1,752	1,740	1,739	1,727
人員			4.2	4.2	4.2	4.1	4.1	4.1	4.1	4.1	4.1	4.2	4.2	4.2
消費単位			3.2	3.2	3.2	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1
収入	定期	本給	19,745	20,114	20,030	19,322	19,347	19,306	19,716	19,955	19,867	19,889	19,886	19,894
		手当	1,629	1,713	1,680	1,906	1,367	1,408	1,237	1,362	1,406	1,583	1,467	1,663
		その他	379	407	399	399	371	371	382	373	382	386	391	394
		計	21,753	22,234	22,109	21,627	21,085	21,085	21,335	21,690	21,655	21,858	21,744	21,951
	臨時	手当	5	4	6,976	68	15	15,406	6,129	45	4,085	22	3,308	34,386
		その他	92	105	135	287	65	68	162	138	102	126	118	95
		計	97	109	7,111	355	80	15,474	6,291	183	4,187	148	3,426	34,481
	副収入		295	347	391	404	446	397	428	417	409	510	506	629
	計		22,145	22,690	29,611	22,386	21,611	36,956	28,054	22,290	26,291	22,516	25,676	57,061
	その他の収入		1,326	370	937	828	310	753	1,111	507	685	1,436	410	1,030
	実物収入		1,273	1,003	1,266	1,130	973	870	987	1,368	797	1,334	1,037	1,962
	資産減による収入		1,118	1,253	1,484	1,784	1,817	824	1,189	1,630	1,249	1,920	1,685	1,266
	負債増による収入		225	361	309	471	425	349	331	304	461	591	398	532

| | | |

第180表　郵政職員生計費調査（1956年，全国一世帯一ヵ月平均）　—郵政省調査—

（単位　円）

項目別	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
調査世帯数	884	884	875	894	891	885	883	895	894	893	888	874
一世帯当り人員	4.9	4.9	4.9	4.9	4.9	4.9	49	4.9	4.9	4.9	4.9	4.9
一世帯当り有業人員	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1
収入　総額	46,922	44,023	48,084	42,100	41,504	56,100	42,424	47,001	42,430	44,511	44,214	86,454
実収入　総額	27,834	27,824	31,939	26,168	27,237	42,847	26,192	30,568	25,946	27,643	27,273	68,203
勤労収入	25,018	25,620	29,616	24,160	24,873	40,650	23,965	28,318	23,873	24,949	24,749	64,796
世帯主収入総額	23,911	24,390	28,290	23,351	24,069	39,593	23,015	27,424	22,962	23,857	23,663	62,882
本業収入　総額	23,906	24,382	28,269	23,329	24,053	39,575	22,985	27,413	22,953	23,843	23,654	62,867
本業収入　基本給	20,275	20,300	20,276	19,912	19,929	19,922	19,952	19,989	20,648	20,447	20,774	20,525
本業収入　付加給，その他	3,631	4,082	7,993	3,417	4,124	19,613	3,033	7,424	2,305	3,396	2,880	42,342
副業収入	5	8	21	22	16	18	30	11	9	14	9	15
世帯員の収入	1,107	1,230	1,326	809	804	1,057	950	894	911	1,092	1,086	1,914
その他の収入	2,816	2,204	2,323	2,008	2,364	2,197	2,227	2,250	2,073	2,694	2,524	3,407
実収入以外の収入　総額	18,996	16,113	16,064	15,865	14,150	13,207	16,172	16,374	16,433	16,824	16,881	18,170
資産減による収入　総額	1,902	2,660	2,866	3,198	2,848	2,396	2,886	4,806	3,307	3,723	3,666	4,385
資産減による収入　貯金の引出	1,464	2,378	2,377	2,774	2,192	1,906	2,456	4,218	2,649	3,084	3,159	3,033
資産減による収入　その他	438	282	489	424	651	490	430	588	658	639	507	1,352
負債増による収入	1,966	3,065	3,046	2,608	3,359	3,420	2,686	3,428	3,750	4,274	4,384	4,358
前月からの繰越	15,128	10,388	10,152	10,059	7,943	7,391	10,600	8,140	9,376	8,827	8,831	9,427
記入不備	92	86	81	67	74	46	60	59	51	44	60	81
総額	46,922	44,023	48,084	42,100	41,504	56,100	42,424	47,001	42,430	44,511	44,214	86,454
総額	28,454	25,792	28,587	26,675	26,399	31,826	26,868	26,691	24,929	27,526	26,354	45,027

支出	実支出	消費支出	総額		24,537	22,405	24,627	23,799	23,520	25,750	23,757	22,990	21,867	24,405	23,220	38,617
			飲食物費	総額	11,059	10,175	10,710	10,544	10,584	10,677	10,888	10,998	10,366	10,909	10,413	13,508
				穀類	4,382	4,146	4,283	4,171	4,149	4,100	4,116	4,111	3,992	4,116	4,023	4,876
				動物性食品	1,740	1,662	1,763	1,728	1,755	1,781	1,806	1,745	1,700	1,784	1,741	2,334
				植物性食品	733	786	831	919	932	1,040	1,127	1,020	959	1,038	955	1,233
				加工食品	798	777	848	827	759	702	693	726	763	846	776	947
				調味料	874	843	894	873	865	909	910	918	829	850	835	1,108
				その他	2,532	1,961	2,071	2,026	2,120	2,145	2,254	2,478	2,123	2,275	2,083	3,010
			住居費		1,599	1,551	1,750	1,773	1,982	2,889	2,300	2,058	2,159	2,078	2,011	4,520
			光熱費		1,690	1,676	1,532	1,253	1,043	929	874	883	890	1,013	1,256	1,781
			被服費		2,766	2,562	3,376	3,300	3,275	4,477	3,038	2,350	2,496	3,505	3,691	9,537
			その他の諸費		7,423	6,441	7,259	6,929	6,640	6,778	6,657	6,701	5,956	6,900	5,849	9,271
		非消費支出	総額		3,917	3,387	3,960	2,876	2,879	6,076	3,111	3,701	3,062	3,121	3,134	6,410
			税金		2,146	1,583	2,118	1,051	1,023	4,178	1,286	1,851	1,234	1,293	1,235	4,406
			社会保障費		1,033	1,030	1,029	1,008	1,001	1,010	1,018	1,037	1,035	1,021	1,036	1,041
			その他		738	774	813	817	855	888	807	813	793	807	863	963
	実支出以外の支出	総額			18,393	18,145	19,416	15,357	15,047	24,191	15,490	20,248	17,435	16,941	17,807	41,330
		資産増と負債減となる支出	総額		5,224	4,810	4,999	4,130	4,395	8,885	4,341	6,597	5,373	4,964	4,859	15,242
			貯金		4,826	4,123	4,180	2,595	2,722	6,883	2,700	3,437	3,004	3,022	2,341	13,002
			その他		398	687	819	1,535	1,673	2,002	1,641	3,160	2,369	1,942	2,518	2,240
		翌月への繰越			2,842	3,201	3,452	3,324	3,407	4,773	3,066	4,308	3,355	3,209	3,423	6,995
		記入不備			10,327	10,134	10,965	7,903	7,245	10,533	8,083	9,343	8,707	8,768	9,525	19,093
					75	86	81	68	58	83	66	62	66	44	53	97
収支バランス（△は赤字）	実収入対実支出				△ 620	2,032	3,352	△ 507	838	11,027	△ 676	3,877	1,017	117	919	23,176
	世帯主の勤労収入対実支出				△4,543	△1,402	△ 297	△3,324	△2,330	7,767	△3,853	733	△1,967	△3,669	△2,691	17,855

（注）この調査、「保線労働者のくらしの実情」（国鉄労働組合「調査時報」第二号、第四号掲載）は一九五五年四月にアンケート形式でおこなわれた。回答者は一九〇名、回収率七四％。これを勤続年数別にみると、三〇年以上五、二〇～三〇年一六、一〇～二〇年八二、一〇年以下六四、不明二三で、一〇年以上の勤続者が過半数を占めている。また重労働に従事しているこれらの保線労働者の勤続年数別収入状況を示せばだいたい次のようで、この例からもその生活状態が知られよう。

	勤続年数	子供数	月収（平均手取）
(1)	工手長　三〇年以上	五人	二万二〇〇〇円
(2)	副長　二八年	三人	一万六〇〇〇円
〃	二二年	四人	一万九三〇〇円
	二〇年	三人	一万九〇〇〇円
	二六年	家族七人	三万円（税込、総収入）
	二四年	〃　五人	一万八〇〇〇円
	一〇年	一人	一万四九〇〇円
	一七年	二人	一万六五〇〇円
	一六年	四人	一万七〇〇〇円
	一四年	三人	一万四〇〇〇円
	一〇年	二人	一万九〇〇〇円

(3)　こうした少ない収入に基いた生活実態の全体の傾向を要約したものである。なお同資料にはそれぞれの労働者による具体的な記録が紹介されている。

次に掲げるのは、これである。

1　増務給　増務給のある人は半数以下のようである。上給の者は一千円以上の人もいるが、千円以下の者が多い。

2　食事　食事は質素で、ほとんど一汁一菜、日曜日とても別に普断と変りがない。麦飯が圧倒的で、重労働の人々だから量は多い。昼はパン又は麦飯で夜はうどんの人が多い。ヤミ米を買っている人はマレにある。

3　果物　果物はゴクマレにしか食べない人が多く、全々食べないという人も少しはあった。

4　肉・魚　肉は月一、二回が圧倒的で、それも豚コマか牛コマの程度。生魚は、肉よりは多いが、一週間に一―二回が多く、それも安い魚。

5　牛乳　牛乳はほとんど呑まない。しかし皆きらいではない。

6　酒　酒はすきな人でもほとんど呑まないでガマンしている。呑むのは、給料日の程度で、それも圧倒的に焼酎である。

7　衣服　三分の一位の人は洋服をもっていないので、買いたいといっている。せめてラシャ、サージの制服が欲しいともいっている。三分の二位はもっているが、上下二度に分けて別々に買った人が多い。この場合、上下は色が違うことになる。オーバーをもっている人は、三分の一位、旧軍隊のコート、オーバーも偶にある。オーバーは古いもの、月賦で買った人が多い。Yシャツは、一、二枚平均で、家で洗タク。

8　靴　クツはほとんどもっている。半数位は、二足もち、一足は古いもので、新品は購買で月賦で買った人が多い。

9　布団　フトンはだいたい、一人二枚で、子供の分はなく、親といっしょが多い。

10　住居　一室が多く、半分以上。自家の場合もある程度あるが、この場合、修繕したい人が多い。部屋の陽当りの具合は、善悪半半、マチマチである。

11　ガス・水道　三分の二はガスはなく、水道も少い。したがって、明けの日の薪割が多い。

12　ラジオ・自転車・カメラ　ラジオは、三分の二位はもってい

る。自転車は四分の一位もっている。カメラはほとんどもっていない。

13　通勤時間　通勤時間は一時間半位の人が多く、タマに二時間の人がいるが、疲れるという人が多い。朝は五時―五時半に起きる人が多い。

14　日曜日はどうするか　この前の日曜日はマキ割が多く、遊びに行った人なし。日曜日には、昼寝が多く、タマに魚釣あり。

15　映画・新聞・本　映画は若い人は月に一、二回。大半は、年に一回位が多い。半分位の人は新聞をとっていない。とっているのは、毎日、読売、朝日である。この一年間に本は、買わない人が半数以上、五、六冊買った人が、少数あり、時折――「新緑路」（保線の当局側に立った営利雑誌）を買っている人あり、注目される。

なお、同じ国鉄労働組合の愛媛支部は、五六年二月、春季賃上げ闘争にさいして組合員の生活実態調査をおこない、すべての者から生活の苦しさが訴えられたが、このうち生活費の不足や借金の状況は次のごとくである。アンケート回答者は約四〇〇、回収率八〇%。

まず現在の賃金による生活費の不足状況をみると（第181表）、現在の給料で足りると答えたものは一人もなく、なんとかやりくりしているというのが三名、他はすべて不足を訴えている。ぎりぎりの生活をしても、不足額は一ヵ月五千円あるいは三千円というのが最も多い。借金のある者は全体で一八三名、回答者の約四六%を占める。金額は二万円以下が過半数であるが、三万円、五万円、一〇万円あるいはそれ以上という多額の借金をもっているものも多いのが注目される。（第182表）。またこのような借金の原因としては（第183表）、医療費のためというのが六九%で最も高く、最低生活をま

第181表　国鉄労働者の生活費不足額

金額	人数
円	
1,000	9
1,300	1
1,500	7
1,500～2,000	1
2,000	64
2,500	14
2,500～3,000	3
3,000	102
3,500	5
4,000	30
5,000	132
6,000	6
7,000	10
8,000	2
9,000	1
10,000	12

〔備考〕　国鉄労働組合愛媛支部調査。

第182表　国鉄労働者借金の額

金額	人数	金額	人数
300	1	25,000	5
700	1	30,000	13
1,000	3	34,000	1
2,000	5	38,000	2
2,500	1	40,000	5
3,000	5	50,000	14
3,500	1	54,000	1
4,000	3	55,000	1
4,200	1	60,000	5
4,500	1	68,000	1
5,000	7	70,000	1
6,000	2	100,000	15
6,800	1	150,000	6
7,000	4	170,000	1
8,000	2	200,000	4
9,000	2	230,000	1
10,000	15	250,000	1
12,000	2	260,000	1
13,000	1	350,000	2
14,000	1	500,000	1
15,000	10	600,000	1
20,000	31		
23,000	1	計	183

〔備考〕　国鉄労働組合愛媛支部調査。

第183表　国鉄労働者借金の原因と使途

使途	件数
医療費	62
家屋購入・修繕・改築	29
生活費	24
衣料費	7
結婚資金	5
住民税	5
出産	3
月賦	2
肉親死亡	2
食品・副食代	2
嫁入り	1
質屋	1
自転車・ラジオ購入	2
家賃	1

〔備考〕　国鉄労働組合愛媛支部調査。

かなうのがやっとである現在の収入状態では、病気になるのが一番恐ろしいことを示している。その他、住居費に当てるものや直接生活費に当てているものも多い。

（注）労働組合による生活実態調査としては、この他、全日本損害保険労働組合東京分会の「私達の生活白書」がある。これは五六年三月、臨時給与闘争の準備の一環としておこなわれたもので家計、住居、食事および被服などについて調査されている。対象者は同分会組合員のうち五七三名。

日雇・零細工場労働者の状態　労働省婦人少年局「下層労働者家族の生活」によってこれをみよう。

（注）この調査要領は次のごとくである。調査地は東京都江戸川区東小松川――金属機械器具製造業を中心とした中小零細工場が一千以上ある江戸川区の一部で、また区内において日雇労働者、被生活保護者が最も多い地区。対象者は男子世帯七四―日雇労働者四九、零細工場労働者（従業員三〇人以下）九、その他四、病人一二。女子世帯三四―日雇労働者一五、零細工場労働者一一、病気のため外で働けず内職あるいは生活保護を受けているもの八。調査時期は五三年一二月～五四年三月（発表五六年一二月）。

まず世帯主の収入をみると（第184表）、日雇・零細工場労働者など男子世帯では、六千円～八千円未満が三〇人で最も多く、次いで八千円～一万円未満二〇人で、一万円以上のものはわずか九人にすぎない。女子労働者はこれより低く、六千円～八千円未満一一人が最も多く、次いで四千円～六千円未満の七人、零細工場労働者よりも、日雇労働者の収入の方がやや多い。また世帯総収入でも依然として低く（第185表）、五千円～一万円未満が最も多く四一％を占める。次に一万四～一万五千円未満が三〇％である。中小工場労働者

第184表　日雇・零細工場労働者の収入状況（世帯主収入）

収入別	男子世帯					女子世帯			
	日雇	零細工員	その他	病人	計	日雇	零細工員	その他	計
総数	49	9	4	12	74	15	11	8	34
収入なし	(1) 1	—	—	11	12	—	—	3	3
2,000円未満	—	—	—	—	—	—	3	4	7
2,000～ 4,000円未満	—	(2) 1	—	(3) 1	2	—	2	1	3
4,000～ 6,000円 〃	1	—	—	—	1	2	5	—	7
6,000～ 8,000円 〃	26	3	1	—	30	11	—	—	11
8,000～10,000円 〃	16	3	1	—	20	2	1	—	3
10,000～12,000円 〃	4	1	1	—	6	—	—	—	—
12,000～14,000円 〃	1	1	—	—	2	—	—	—	—
14,000～16,000円 〃	—	—	1	—	1	—	—	—	—

〔備考〕(1)負傷者，(2)傷害者稼動10日，(3)不具者靴加工。労働省婦人少年局「下層労働者家族の生活」による。第189表まで同じ。

第185表　日雇・零細工場労働者世帯の総収入

収入別	日雇・零細工場労働者		中小工場労働者
		%	%
5,000円未満	1	1.4	—
5,000～10,000円未満	30	40.5	5.5
10,000～15,000円 〃	22	29.7	34.4
15,000～20,000円 〃	9	12.2	31.2
20,000～25,000円 〃	8	10.8	16.3
25,000～30,000円 〃	2	2.7	6.3
30,000円以上	2	2.7	6.3
計	74	100.0	100.0

〔備考〕 中小工場労働者の数字は，婦人少年局「中小工場労働者家族の生活」1952年調査による。

の収入構成（男子世帯）は第186表のごとくで、家族収入の比重が大きい。世帯主の収入だけで家計をまかなっているものが二二%、多くのものは総収入の半分程度を占めるにすぎない。四〇～五九%が二三%、六〇～七九%のもの一六%、二〇～三九%のもの一二%といった状態である。家族収入ではやはり主婦の収入が大きな比重を占める。七四世帯中（うち主婦のいないもの九世帯）三五世帯では主婦が働きに出たり内職をするなどして何んらかの形で収入を得ており、その収入が世帯数収入の一～二〇%のもの二二%、二〇～三九%のもの一二%、それ以上のもの一四%となっている。子供の収入は、世帯総収入の四〇～五九%を占めるもの一一%、六〇～七九%を占めるもの一〇%で、子供の有業人員の割合は比較的少ないが、世帯（五二年八月～一〇月、婦人少年局調査）における状態は一万円～一万五千円未満三四%、一万五千円～二万円三一%で、ほとんどの世帯が一万円以上であるのと比べて、一段と低くなっている。この世帯

第186表　日雇・零細工場労働者世帯における収入構成（男子世帯）

収入構成		世帯主の収入		主婦の収入		子供の収入		その他世帯員の収入		その他収入(1)	
		実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%
総数		74	100	74	100	74	100	74	100	74	100
世帯数収入中に占める比率	0%	12	16.2	39	52.7	47	63.5	69	93.3	64	86.5
	1～19 〃	1	1.3	16	21.6	5	6.8	1	1.3	—	—
	20～39 〃	9	12.2	9	12.2	5	6.8	3	4.1	(2) 3	4.1
	40～59 〃	17	23.0	5	6.8	8	10.8	1	1.3	1	1.3
	60～79 〃	12	16.2	1	1.3	7	9.5	—	—	2	2.7
	80～99 〃	7	9.5	—	—	1	1.3	—	—	3	4.1
	100 〃	16	21.6	4	5.4	1	1.3	—	—	1	1.3

〔備考〕 (1) 仕送り，生活保護，年金収入。
(2) 戦死した息子の遺族年金30%のもの1名および息子仕送り38%1名を含む。

第187表　日雇・零細工場労働者世帯消費単位当り収支状況（男世帯）

収入別		2,000円未満	2,000円台	3,000円台	4,000円台	5,000円台	6,000円台	7,000円台	8,000円台	9,000円台	10,000円台	計
下層労働者	百分比	10.8	35.1	23.0	17.6	9.5	—	2.7	—	—	1.3	100
	累計	—	45.9	68.9	86.5	96.0	—	98.7	—	—	100	
中小工場労働者	百分比	1.3	6.9	18.1	24.8	21.3	16.2	6.1	4.0	—	1.3	100
	累計	—	8.2	26.3	51.1	72.4	88.6	94.7	98.7	—	100	

その世帯総収入に占める率は高い。

この総収入を消費単位当りでみると（第187表）、収入の低さがさらにはっきりする。消費単位当り二千円台の世帯が三五％、三千円台二三％、全体の四六％は二千円台およびそれ以下であり、五千円台までの世帯が九六％に達する。そのため、全体の三八％の世帯では借金をして家計をやりくりしており、九％の世帯では金がなくなると何も買わないでいる。これは大部分が、その日の副食を買わないで塩とみそですますという状態である。また収入の範囲で何んとかする四四％というのは、借金をしたくも返すあてがないため、極度に切りつめた生活を送っているものである。次に借金の状態をみると、借金のあるもの五七世帯、五三％（男子世帯四三、女子世帯一四％）、ないもの五一世帯、四七％（男子世帯三一、女子世帯二〇）で、借金のあるものが過半数、特に女子世帯の比率が高い。またこれは、まえにみた家計のやりくりで借りるもの三八％より高い（ここには質屋からの借金、商店での掛買などは除かれ、医師への借金は含まれている）。金額では（第188表）五千円～一万円未満が三三％で最も多く、五千万円未満二六％、また三万円以上が一四％ある。借金の原因は家計不足と病気によるものが大部分で、これらの借金がせっぱつまったものであることを示している（第189表）。また質屋に入質しているものが三五％、ないもの六五％であるが、入質のないものの約半数は、入質できる品物もない世帯である。

第188表　日雇・零細工場労働者の借金額

金額別	実数	％
5,000円未満	13	25.5
5,000～10,000円未満	17	33.3
10,000～15,000円 〃	7	13.7
15,000～20,000円 〃	1	2.0
20,000～25,000円 〃	3	5.9
30,000円以上	7	13.7
不明	3	5.9
計	51	100.0

第189表　日雇・零細工場労働者借金の原因

		借りている世帯数	家計不足	病気	出産	その他	不明
総数	実数	51	23	21	3	2	5
	種類／世帯数×100％	—	45.1	41.2	5.9	3.9	9.8

第二章　栄　養

国民栄養調査　厚生省の国民栄養調査によれば、一人一日当り栄養摂取量（六大都市）の状況は第190表のごとくである。これは一人当りの平均量であるが、これでみると五五年においては前年に比べて熱量、脂肪、無機質、ビタミンAなどの摂取量は減少したが、蛋白質や含水炭素はやや増加している。しかし近年において摂取量の最も高かった年とみられる五二年の状況と比べると、いずれもそれに及ばず、総じて停滞を続けている。また基準栄養量に対して、熱量、植物性蛋白質、脂肪、含水炭素、ビタミンなどはまだ低い水準にある。なお五五年における食品群別摂取量は第191表のごとくである。

階層別食費・栄養摂取状況　食糧庁から発表された「階層別主食消費の分析」によってこれをみよう。

（注）この調査は生活水準の階層別に食費支出状況や摂取状況をみようとしたもので、調査要領は次の通りである。

第190表　1人1日当り栄養摂取量（六大都市）

区分	1950年平均	1951年平均	1952年平均	1953年平均	1954年平均	1955年5月	1955年8月	1955年11月	1956年2月	1955年平均	基準栄養量
熱量 (cal)	1,948	1,997	1,997	1,929	1,978.8	1,990.4	1,865.2	1,992.0	2,040.5	1,972.0	2,180
蛋白質 (g)	69	67	70	68	68.1	69	63.8	70.6	71.7	68.9	—
動物性	20	21	25	24	24.3	25.0	23.4	26.9	26.4	25.4	22以上
植物性	49	46	45	44	43.8	44.4	40.4	43.7	45.3	43.5	51
脂肪 (g)	22	25	25	24	26.0	24.2	23.1	24.0	24.6	24.0	30
含水炭素 (g)	370	376	374	363	368.1	374.0	350.7	394.0	383.0	370.4	405
無機質 カルシウム (mg)	—	0.27	325	0.35	314	335	316	334	354	335	100
無機質 燐 (g)	—	1.82	1,780	1.82	1,722	1,216	1,159	1,298	1,313	1,247	—
無機質 鉄 (mg)	—	50	59	58	57	13	12	13	14	13	10
ビタミン A (I・U.)	—	2,292	3,277	2,902	3,144	1,480	1,100	2,060	2,452	1,773	3,700
ビタミン B_1 (mg)	—	1.61	1.24	1.11	1.10	1.19	1.08	1.09	1.12	1.12	1.2
ビタミン B_2 (mg)	—	0.79	0.65	0.65	0.64	0.74	0.60	0.69	0.72	0.69	1.2
ビタミン C (mg)	—	88	76	72	70	79	61	82	89	78	60

〔備考〕　基準栄養量は総理府資源調査会1953年決定によるもの。厚生省「国民栄養調査」。

階層区分は各世帯の消費単位当り生活費（個々の世帯の消費単位によって算出した消費単位当り消費支出――税金、社会保険料などを除く――の大いさ）による。調査地は都市と農村に分けているが、都市は東京、富山（米穀移出県の代表）、福岡、広島（地方消費的都市）。調査時期は五五年で、そのうち米の出回期（二月～四月）、端境期（七月～九月）に分けてその特徴をみる。以上のような方法で、既存の家計調査に基く資料分析と実施調査がおこなわれたが、ここでは東京都の資料分析で五五年二月～四月における状態を紹介する。家計調査資料は、総理府統計局の家計調査と厚生省の生活保護世帯家計調査。対象数は一般世帯三〇〇、この内訳は自営業八三、官公教職員四二、民間職員八四、常用労務者六五、臨時・日雇五、職人その他一四、無職七、生活保護世帯は一〇〇。一般世帯の階層別分布は次のとおりである（第192表～第197表の階層区分II～Xはこれによる）。

II	二〇〇〇円台	四	VII 七〇〇〇円台	三八
III	三〇〇〇円〃	三七	VIII 八〇〇〇～九〇〇〇円	四四
IV	四〇〇〇円〃	四四	IX 一万～一万一〇〇〇円	二四
V	五〇〇〇円〃	四五	X 一万二〇〇〇円以上	一五
VI	六〇〇〇円〃	四九	計	三〇〇

第191表　食品群別摂取量（1955年度，1人1日当り）　（単位　g）

食品群別		六大都市				
		5月	8月	11月	2月	平均
総量		1,028.5	1,094.4	1,072.9	1,056.8	1,063.2
動物性食品計		139.6	134.5	151.3	146.4	143,0
植物性食品計		888.9	959.9	921.6	910.5	920.2
穀類	米	307.6	288.0	317.1	352.7	316.4
	大麦	33.5	26.6	30.2	25.9	29.1
	小麦	112.6	102.0	104.7	92.2	102.9
	雑穀	9.6	9.7	4.6	3.8	6.9
	計	463.3	426.3	456.6	474.6	455.3
堅果類		0.3	0.3	0.4	0.3	0.3
いも類	甘藷	3.3	6.1	22.1	10.8	10.6
	馬鈴薯	46.1	34.4	24.9	21.9	31.8
	その他のいも類	1.6	4.8	19.3	10.8	9.1
	計	51.0	45.3	66.3	43.5	51.5
砂糖類		20.9	15.8	17.2	18.0	18.0
油脂類		7.0	7.4	6.0	6.1	6.6
豆類	大豆	0.8	0.5	1.2	2.1	1.2
	味噌	22.1	19.1	24.2	24.8	22.6
	大豆製品	35.8	40.0	39.7	40.5	39.0
	その他の豆類	5.5	3.6	6.3	9.4	6.2
	計	64.2	63.2	71.4	76.8	69.0
動物性食品	魚介類 生物	65.8	61.4	84.4	74.7	71.6
	魚介類 乾物	5.8	5.5	5.0	6.1	5.6
	獣鳥肉類	20.7	23.8	23.4	25.1	23.3
	卵類	21.9	16.5	16.5	18.8	18.4
	乳および乳製品 乳	23.1	24.9	20.4	19.6	22.0
	乳および乳製品 乳製品	2.4	2.5	1.6	1.9	2.1
	計	139.7	134.6	151.3	146.2	143.0
緑黄色野菜類		64.5	44.7	52.5	61.4	55.8
柑橘類		20.8	62.5	16.2	28.1	31.9
その他の果実類		22.2	83.0	37.8	11.0	38.5
その他の野菜類		89.3	104.5	99.8	95.2	97.2
	計	196.8	294.7	206.3	195.7	223.4
海藻類		5.0	3.7	4.3	4.8	4.5
乾燥野菜類		0.4	0.3	0.6	1.7	0.8
野菜漬物		42.1	64.2	61.4	57.2	56.2
調味嗜好品	醤油	23.0	21.6	22.4	21.8	22.2
	その他	14.7	17.2	8.5	9.9	12.6

〔備考〕厚生省「国民栄養調査」。

第192表　階層別飲食物費（%）　（東京1955. 2～4平均）

階層別		生活保護	一般世帯 II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X
飲食物	穀類	30.0	34.7	26.5	21.1	18.6	15.2	14.7	12.0	10.7	7.6
	その他	30.1	34.8	37.4	36.5	31.6	33.9	31.7	31.0	30.2	26.7
	小計	60.1	69.5	63.9	57.6	50.2	49.1	46.4	43.0	40.9	34.3
生活費計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

〔備考〕 II～Xの階層区分は159頁の（注）参照。食糧庁企画課「階層別主食消費の分析」による。第197表まで同じ。

第193表　階層別穀類支出状況（東京1955. 2～4平均）

階層別			II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X
消費単位当り（円）	現金	米	483	606	612	680	607	712	746	757	677
		麦	195	92	83	71	76	54	29	32	4
		パン	199	122	149	150	156	162	178	182	208
		その他	103	110	84	78	68	68	68	84	78
		計	980	930	928	979	907	996	1,021	1,055	967
	現物		—	16	13	3	20	34	32	107	52
	合計		980	946	941	982	927	1,030	1,053	1,162	1,019
全生活費中（%）	パン	米	17.1	17.3	13.9	12.9	10.2	10.5	8.8	7.6	5.4
		麦	6.9	2.6	1.9	1.4	1.3	0.8	0.3	0.3	0.03
		パン	7.1	3.5	3.4	2.8	2.6	2.4	2.1	1.9	1.6
		その他	3.6	3.1	1.9	1.5	1.1	1.0	0.8	0.9	0.6
		計	34.7	26.5	21.1	18.6	15.2	14.7	12.0	10.7	7.6

第194表　階層別主食消費量（消費単位1日当りg）（東京1955. 2～4平均）

		米 配給	米 配給外	麦類	パン	もち	生うどん	干めん	その他	合計
生活保護		806	31	177	238	2	85	30	20	1,389
一般	II	629	81	435	225	1	65	15	21	1,472
	III	688	220	202	139	3	66	50	8	1,376
	IV	725	160	154	144	5	41	11	33	1,273
	V	665	266	181	158	2	45	23	8	1,348
	VI	701	230	157	178	2	44	8	9	1,329
	VII	643	317	120	171	2	51	7	11	1,322
	VIII	705	348	76	199	4	35	6	9	1,382
	IX	714	367	78	198	18	50	8	15	1,448
	X	698	339	42	230	6	36	1	18	1,370

なお、生活保護世帯はⅢが六四％で最も多く、ほとんどⅡ～Ⅳのクラスに属する。

まず家計支出において飲食物費の占める割合をみると（第192表）、生活水準が低いほど当然高くなっているが、その割合はきわめて高い。生活保護世帯平均では六〇％、消費単位当り生活費二千円台の世帯（Ⅱ）ではかえってこれより高く七〇％に及び、五千円台の世帯からそれが五〇％程度に低下する。そしてこのような傾向は、主として穀物量の割合によって規定されているとみられる。穀物費割合は生活水準の低いほどその比重が大きく、生活水準の差による変動が激しいが、穀類以外の飲食物量の割合は生活水準が高まるにつれて漸減するが変化はそれほど大きくない。

これを穀物の内訳でみると（第193表）、生活水準が高まるにつれて、穀物費支出は増加して行くが、その全生活費に対する割合は前にみたように大きく低下する。米は金額は増加するがその比率は大幅に減少し、麦は生活水準が低いほど、金額、比率ともに大きいのが特徴である。さらにその消費量でみると第194表のごとくで、米については、配給米の消費量は階層別の変化がみられないが、この配給米の不足を補うものには、著しい特徴がみられる。配給外米を購入できるのは生活水準の高い世帯で消費単位当り八千円～九千円以上の世帯に多くなっているが、さらにこれは階層の高低によって闇内地米、外米などに区別される。これに対して麦をはじめ、干めん、生うどんなどは、低い階層に多いことが特徴的で、低い階層における食事内容を示している。低い階層における麦はほとんど押麦である。パンの消費は高い階層に多いとともに、低い階層にも多いが、この層では主食の補いにコッペパンが子供達にあてがわれるためで、ジャムやバターを要する食パンなどは少ない。

次に穀類以外の飲食物費については、全体的にみると支出額は増加しても生活費中に占める割合は減少して行くが、一般世帯について消費単位当り三千円台の世帯を基準にしてみると第195表のごとくで、食品の種類によって大きな差異がみられる。平均上昇率は二・七倍であるが、上昇率の低いのはその他の加工食品、野菜の一・五倍、次いで魚介、調味料、豆・干物などが二倍程度であり、三倍以上になるのは菓子、肉乳卵、

第195表　階層別穀類以外の飲食物費の上昇率（消費単位当り）（東京1955．2～4平均）

階層別	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ	Ⅶ	Ⅶ	Ⅸ	Ⅹ
魚介類	100	124	115	124	135	170	179	190
肉卵乳	100	120	151	180	208	272	310	352
野菜	100	109	97	117	125	139	140	152
豆・干物	100	107	131	145	129	188	186	214
その他加工品	100	110	108	133	135	145	127	148
調味料	100	125	122	142	123	157	171	203
菓子	100	145	148	189	244	286	348	329
果物	100	117	142	177	188	219	384	404
酒	100	145	121	242	204	219	528	461
飲料	100	118	157	186	161	236	297	518
外食	100	219	266	322	475	525	800	1,028
計	100	122	124	153	161	192	220	268

第196表　階層別穀類以外の飲食物費（消費単位当り円）（東京1955．2～4平均）

階層別	生活保護	一般 II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X
魚介類 生鮮	—	77	135	189	168	178	210	264	273	290
魚介類 塩干	—	34	78	75	77	87	78	98	60	115
魚介類 小計	176	111	213	264	245	265	288	362	382	405
肉・卵・乳	83	124	177	213	269	319	368	482	449	623
野菜	304	136	175	190	170	204	218	244	246	266
豆・干物		20	42	45	55	61	54	79	78	90
その他食品	47	189	211	233	227	281	286	307	367	312
調味料	172	170	175	218	213	248	216	275	299	355
油	1	74	53	77	64	128	108	116	174	244
菓子	70	75	118	171	174	223	288	337	311	388
果物	—	21	48	56	68	85	90	143	184	194
飲料	—	14	28	33	44	52	45	46	83	145
小計	49	35	76	89	112	137	135	209	267	359
給食	72	28	39	32	48	52	32	56	61	28
外食	20	18	32	70	85	103	152	168	156	329

第197表　階層別肉魚類消費状況（消費単位当り一匁）（東京1955．2～4平均）

階層別		生活保護	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X
肉類	牛肉	5.1	18.6	22.0	31.9	28.2	38.5	36.1	46.6	56.1	47.4
	豚肉	5.1	8.2	11.0	13.1	16.2	18.7	28.2	65.5	52.3	45.3
	とり肉	1.4	2.5	3.4	4.4	6.0	3.9	6.3	7.8	7.1	24.4
	不明肉	10.1	2.0	2.4	3.2	0.4	4.0	3.6	8.1	6.1	6.8
	もつ	1.0	15.6	5.7	3.6	2.4	4.3	2.9	4.2	5.2	14.7
	ハム・ソーセージ	1.0	—	2.2	3.9	7.1	9.6	12.1	12.2	27.3	18.4
	小計	23.7	46.9	46.7	60.1	60.3	79.0	89.2	144.4	154.1	157.0
	他の加工品	47.6	48.9	48.9	60.7	37.2	64.2	76.5	54.3	69.4	32.7
	鯨肉	12.5	1.9	18.0	17.6	21.1	16.5	13.7	14.2	16.8	16.6
	合計	83.8	99.7	115.6	138.4	118.6	159.7	179.4	212.9	240.3	206.3
	卵（個）	3.4	5.7	7.5	10.2	8.9	11.7	11.9	17.2	24.4	17.3
魚類	貝（殻付）	16	23	70	13	15	29	25	36	41	22
	生鮮魚介	166	172	233	326	239	319	316	367	383	398
	塩蔵物	25	10	32	30	23	29	26	30	38	34
	干物	93	45	86	83	70	86	81	84	103	84
	その他	103	114	101	114	91	126	120	119	108	114
	計	403	364	522	566	438	589	568	636	670	652
その他	食用油（合）	0.37	0.92	0.42	0.47	0.50	0.46	0.69	0.52	0.79	0.58
	砂糖（匁）	58	61	66	96	81	112	88	126	103	134
	ソース（合）	0.27	0.34	0.35	0.48	0.44	0.74	0.38	0.35	0.54	0.23
	マヨネーズ	0.02	—	0.17	2.8	4.3	2.0	6.0	8.5	14.3	20.2

四倍以上のものは果物、酒、五倍は飲料、一〇倍は外食となっており、これらの状態は上下の階層における食生活内容の差異を示している。支出額からみると（第196表）、三千円世帯（Ⅲ）では魚介類のほうが肉乳卵よりも多く、またその他の食品、野菜、調味料などの支出もそれらに匹敵しているが、五千円世帯（Ⅴ）からは肉乳卵の支出が魚介より多くなり、この傾向は生活水準が高まるにつれて強くなっている。高い階層ほど肉乳卵および魚介への支出額が他の食品に比べて多い。なお生活保護世帯においては一般世帯（Ⅲ）に比べて野菜、豆・干物の支出がかなり多いほかは、魚介、肉乳卵をはじめ相当少なくなっている。この世帯に給食費の多いのは小学児童が多いことによる。

肉類への支出は前にみたように、高い階層になるにつれて大幅に上昇したが、消費量では上下の開きはだいたい三倍というところである。これを種類別にみると（第197表）、ハム・ソーセージの約一〇倍をはじめとして牛肉二倍、豚肉四倍、とり肉九倍など高価なものほど上下の開きがみられ、低い階層はほとんど消費できなくなっている。もつ、鯨肉などはあまり変化がない。魚類ではこの消費量の開きは比較的少ないが、それでも生鮮魚介は相当の差がみられ、塩蔵物、干物、アサリ・シジミなどの貝類は変化がない。

その他の食品では、砂糖二倍以上、マヨネーズ（低い層ではほとんど消費しない）などが特に上下の差が激しい。

日雇・零細工場労働者の食事　労働省婦人少年局の調査（前掲）によると、まずこれら労働者世帯では配給米をとるのに、金の都合のついたときにとるというのが調査対象一〇八世帯の六一％もあ

第198表　日雇・零細工場労働者世帯の主食補充状況

補充状況	総数	補充しない世帯	補充する世帯	補充品種									
				うどん	パン	粉	麦	ヤミ米	外米	いも	雑炊	節食	計
実数	108	2	106	101	76	26	70	32	16	12	19	20	372
%	—	—	100.0	95.3	71.7	24.5	66.0	30.2	15.1	11.3	17.9	18.9	—

〔備考〕 労働省婦人少年局「下層労働者家族の生活」による。第203表まで同じ。

第199表　日雇・零細工場労働者世帯魚類の購入状況

購入状況	総数	月に1回未満	月に2～3回	1週間に1回位	〃2回位	3日に1回位	1日おき	毎日	購入するもの（1回金額）					
									10円位	20円位	30円位	40円位	50円位	50円以上
実数	108	17	12	15	15	24	18	7	2	11	39	18	14	7
%	100	15.8	11.1	13.9	13.9	22.2	16.7	6.5	1.8	10.2	36.1	16.7	12.9	6.5

り、掛でとるものが一五%、配給日に現金でとる世帯は二五%にすぎず、主食の配給を買うにも不自由な状態である。またほとんどの世帯が配給米だけでは不足で、なんらかの形で補充しているが、補充食品のうちではうどんが九五%で最も多く、次にパン七二%、麦六六%などが主である（第198表）。このうちパンはほとんどがコッペパンで、主に子供たちの食事に利用される。うどんは主として夕食、麦は闇米や外米とともに朝・昼食用である。闇米を用いる世帯は三〇%であるが、その購入量は多くなく、米の混合率を適当に保つために購入されているとみられる。さらに、節食するという世帯が一九%もみられ、雑炊、いもで補充する世帯もある。

次に魚類の購入状況は（第199表）、三日に一回位という世帯二二%、一日おき一七%をはじめ、約七〇%の世帯は一週間に一度以上購入している。しかしその一回当りの金額はごく少なく、一回三〇円の世帯が三六%で最も多く、四〇円以内のものが過半数である。また一人当りでは一回一〇円程度にすぎない。肉類についてみるとこれよりさらに低く（第200表）、世帯の半分以上が月に一回購入していない。一回の購入金額は三〇円～五〇円程度で、それもこま切れやもつが多いという。さらに揚げ物やつくだにの購入状況も第201表のごとくきわめて低く、砂糖は世帯の一六%、食用油は三一%の世帯が一ヵ月間まったく購入せず、また買うとしてもその量はごく少ない（第202表）。そして以上にみた状態は、五人以上の世帯では悪化の程度がさらにはなはだしくなっている。

なおこれら一〇八世帯のうち五〇世帯について同時に収入階層別

第200表　日雇・零細工場労働者世帯肉類の購入状況

購入状況		総数	月に1回未満	〃 1回位	〃 2～3回位	〃 4～5回位	〃 10回位	30円位	40円位	50円位	それ以上
購入するもの（1回金額）	実数	108	61	20	23	2	2	11	11	16	9
	%	100	56.5	18.5	21.3	1.8	1.8	10.2	10.2	14.8	8.3

第201表　日雇・零細工場労働者世帯の揚げ物・つくだに購入状況

購入状況		総数	ほとんど買わない	月に1～3回	〃 4～6回	〃 7～9回	〃 10回位	くよう買
揚げ物	実数	108	17	29	37	9	11	5
	%	100.0	15.7	26.9	34.3	8.3	10.2	4.6
つだくに	実数	108	45	24	21	3	10	5
	%	100.0	41.7	22.2	19.4	2.8	9.3	4.6

第202表　日雇・零細工場労働者世帯の食用油・砂糖購入状況（1ヵ月）

食用油		%	砂糖		%
総数	108	100.0	総数	108	100.0
購入せず	33	30.5	購入せず	17	15.8
1合以下	26	24.1	100匁以下	26	24.1
2合位	23	21.3	200匁	39	36.1
3合位	16	14.8	300匁	13	12.0
4合位	2	1.9	400匁	5	4.6
5合位	4	3.7	500匁	4	3.7
6合位	4	3.7	501匁以上	4	3.7

第203表　日雇・零細工場労働者世帯収入階層別摂取栄養量の比較

収入階層別（消費単位当り）	例数	世帯別	熱量 (cal)	蛋白質 (g)	動物性蛋白質 (g)	動蛋/総量 (%)	脂肪 (g)	糖質 (g)	カルシウム (mg)	ビタミン A (I. U)	ビタミン B_1 (mg)	ビタミン B_2 (mg)	ビタミン C (mg)	主熱量/総熱量 (%)
2,000円以下	1	男世帯	2,231	58.0	6.2	10.7	9.4	479.0	212	1,447	1.265	0.531	98	94.4
2,000～3,000円以下	5	主人病人世帯	1,809	51.9	5.2	10.1	13.1	370.2	191	606	0.842	0.485	69	82.2
〃	8	男世帯	2,151	63.9	11.2	17.2	16.3	437.5	224	1,467	1.161	0.576	57	84.9
〃	10	女世帯	1,924	57.3	10.0	17.0	17.3	384.9	191	1,311	0.865	0.467	60	82.4
3,000～4,000円以下	6	男世帯	2,247	66.9	11.8	17.2	21.8	444.1	226	835	1.124	0.549	34	82.8
〃	3	女世帯	2,301	64.8	7.9	9.6	18.0	471.3	254	1,189	1.147	0.588	65	83.3
4,000～5,000円以下	2	男世帯	1,909	55.3	13.1	23.0	19.6	376.6	451	1,246	0.974	0.480	35	83.0
5,000円以上	2	男世帯	2,304	69.7	16.1	22.9	29.3	450.1	249	1,130	1.086	0.624	67	78.8
〃	1	女世帯	2,763	87.8	25.5	29.1	27.8	540.7	297	3,712	1.175	0.761	104	68.8
被保護	7	女世帯	1,939	66.2	19.9	29.8	28.4	350.6	258	1,694	1.106	0.613	58	72.8
低所得	11		2,185	69.1	18.5	25.6	33.9	414.8	274	1,831	1.216	0.650	44	69.2
労働者	9		2,122	68.6	18.8	27.0	25.0	404.1	278	1,558	1.116	0.629	48	70.7
公務員	8		2,088	66.5	21.7	30.6	28.5	391.5	260	2,356	1.136	0.696	59	74.9
会社員	8		2,262	69.8	19.2	27.0	38.6	391.4	318	2,386	1.168	0.631	60	70.2
自由業	5		2,127	75.1	27.9	37.0	31.7	376.6	290	2,363	1.246	0.743	58	68.8
商業	7		2,140	69.9	26.1	36.5	28.6	366.3	259	1,288	1.160	0.613	42	68.6

〔備考〕 被保護世帯以下は53年4月調査。低所得世帯は収入13,000円以下をいう。

に栄養調査がなされた（結果は三九世帯）。その状態は第203表のごとくで、やはり収入の低い世帯ほど栄養摂取量が少なく、全般的に栄養不足の状態がみられるが、なかでも動物性蛋白質、脂肪、カルシウム、ビタミンAなどの極度に低い点が目立っている。

第三章　住　宅

住居の状況　一九五五年国勢調査（一%抽出集計）によってみよ

第204表　住居の種類別世帯数（従業上の地位別）と1人当り畳数（単位　100）

地域，住居の種類および住宅の所有の関係		総数		業主および家族従業者		民間の雇用者		官公の雇用者	
		世帯数	1人当り畳数	世帯数	1人当り畳数	世帯数	1人当り畳数	世帯数	1人当り畳数
全国	総数	155,511	—	80,690	—	58,892	—	15,925	—
	住宅	154,205	3.8	80,385	4.0	58,147	3.3	15,669	3.8
	持家	105,896	4.1	70,195	4.2	27,769	3.8	7,931	4.4
	借家	29,914	2.8	8,560	2.8	16,804	2.8	4,549	3.0
	給与住宅	10,415	3.2	143	3.7	8,335	3.1	1,937	3.7
	間借	7,980	2.3	1,489	2.2	5,239	2.2	1,252	2.6
	不詳	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	寄宿舎	60	—	1	—	51	—	8	—
	下宿屋	41	—	10	—	25	—	6	—
	その他	1,205	—	294	—	669	—	242	—
人口五万以上の市部	総数	72,937	—	26,165	—	38,010	—	8,760	—
	住宅	72,157	3.3	26,000	3.5	37,544	3.2	8,611	3.4
	持家	39,860	3.7	19,733	3.8	16,372	3.6	3,753	3.9
	借家	20,554	2.7	5,287	2.7	12,238	2.7	3,029	2.9
	給与住宅	5,845	3.2	58	3.2	4,867	3.2	920	3.4
	間借	5,898	2.2	922	2.1	4,067	2.2	909	2.5
	不詳	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	寄宿舎	38	—	1	—	33	—	4	—
	下宿屋	32	—	6	—	22	—	4	—
	その他	710	—	158	—	411	—	141	—
人口五万未満の市部	総数	16,793	—	9,825	—	5,331	—	1,637	—
	住宅	16,679	4.0	9,801	4.2	5,260	3.5	1,618	4.1
	持家	12,227	4.2	8,645	4.3	2,730	4.0	852	4.5
	借家	2,935	3.0	978	3.0	1,493	2.9	464	3.2
	給与住宅	877	3.5	17	5.5	668	3.3	192	4.2
	間借	640	2.5	161	2.3	369	2.5	110	3.0
	不詳	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	寄宿舎	5	—	0	—	4	—	1	—
	下宿屋	3	—	2	—	1	—	0	—
	その他	106	—	22	—	66	—	18	—
郡部	総数	65,781	—	44,700	—	15,551	—	5,528	—
	住宅	65,369	4.1	44,584	4.3	15,343	3.6	5,440	4.4
	持家	53,809	4.3	41,815	4.3	8,667	4.0	3,326	4.8
	借家	6,425	2.9	2,295	2.9	3,073	2.8	1,056	3.3
	給与住宅	3,693	3.2	68	3.8	2,800	3.0	825	4.0
	間借	1,442	2.4	406	2.4	803	2.3	233	2.9
	不詳	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	寄宿舎	17	—	0	—	14	—	3	—
	下宿屋	6	—	2	—	2	—	2	—
	その他	389	—	114	—	192	—	83	—

〔備考〕 総理府統計局「昭和30年国勢調査1％抽出集計による結果速報」による。

う。まず住居の種類別に世帯数の分布をみると（第204表）、全国では住宅居住世帯が一五四二万で、ほとんどの世帯がこれに属する。しかし寄宿舎、下宿屋、住宅以外の建物などにも一三万世帯が住んでいる。住宅のうちでは持家が最も多くて一〇五九万、借家二九九万、給与住宅一〇四万、間借人〇万となっている。持家に住む世帯は業主・家族従業者に多く、雇用労働者は、借家、給与住宅、間借世帯のほうがかえって多い。また人口五万以上の都市になるとこの借家、給与住宅、間借などの比重が高まり、雇用労働者ではその半

第205表　世帯人員別および畳数別住宅に住む普通世帯数および普通世帯人員　（単位　100人）

地域および世帯人員	総数	6畳未満	6～8	9～11	12～14	15～17	18～20	21～23	24～29	30～35	36～47	48～59	60畳以上	1世帯当り畳数
全国総数	172,454	7,972	21,934	21,903	25,783	16,911	17,620	10,780	20,630	12,903	10,806	3,451	1,761	18.9
1人世帯	5,914	1,190	1,676	915	788	400	321	164	260	110	67	13	9	11.0
2人世帯	18,434	2,593	4,690	3,035	2,859	1,502	1,210	659	977	465	321	85	38	12.4
3人世帯	24,947	1,864	5,069	4,281	4,331	2,438	2,164	1,149	1,791	887	697	182	94	14.5
4人世帯	28,466	1,179	4,270	4,719	5,191	3,166	2,895	1,607	2,615	1,424	982	297	121	16.3
5人世帯	28,832	681	3,110	4,096	4,929	3,245	3,296	1,906	3,383	1,999	1,495	475	217	18.6
6人世帯	24,358	280	1,764	2,609	3,636	2,605	2,965	1,862	3,717	2,269	1,863	521	267	21.1
7人世帯	17,929	142	832	1,368	2,188	1,816	2,168	1,446	3,181	2,088	1,844	580	276	23.6
8人世帯	11,320	27	339	578	1,089	942	1,357	999	2,228	1,569	1,432	509	251	26.1
9人世帯	6,206	10	121	207	465	489	676	497	1,309	1,017	900	341	174	28.0
10人世帯	3,349	6	44	66	214	192	344	264	669	573	628	224	125	30.1
11人以上世帯	2,700	0	19	29	93	116	224	227	500	502	577	224	189	33.7
人口5万以上の市部	82,433	5,931	13,317	13,959	13,622	8,621	7,528	4,409	6,851	3,981	2,925	871	418	15.7
1人世帯	2,991	833	901	452	334	161	108	54	87	37	21	2	1	9.3
2人世帯	12,620	2,014	2,965	1,878	1,487	759	538	290	356	187	108	29	9	10.8
3人世帯	13,735	1,416	3,232	2,783	2,313	1,281	957	490	651	339	210	40	23	12.6
4人世帯	15,115	880	2,646	3,129	2,885	1,709	1,348	700	941	469	293	84	31	14.2
5人世帯	13,974	486	1,813	2,665	2,653	1,701	1,456	778	1,187	642	425	114	54	16.0
6人世帯	10,641	195	1,006	1,648	1,913	1,282	1,226	757	1,211	707	484	154	58	18.3
7人世帯	7,066	76	463	876	1,116	886	885	527	982	590	461	132	72	20.3
8人世帯	4,055	18	186	347	537	453	489	398	707	405	350	110	55	22.7
9人世帯	2,115	7	69	123	237	241	261	192	381	270	219	85	30	24.4
10人世帯	1,117	6	25	40	101	85	155	96	199	162	166	66	26	26.9
11人以上世帯	1,004	0	11	18	46	63	105	127	149	173	188	65	59	31.6

〔備考〕 総理府統計局「昭和30年国勢調査1％抽出集計による結果速報」による。

数以上、五六%となっている。一人当りの畳数は、全国総数では持家の四・一畳が最も多く、借家二・八畳、間借二・三畳である。世帯数の最も多い民間の雇用者では持家三・八畳、借家二・八畳、給与住宅三・一畳、間借二・二畳と、総数よりやや少なく、人口五万以上の都市ではこれがより狭くなっている。

次に世帯人員別畳数をみると（第205表）、全国では一二～一四畳、人口五万以上の都市では九～一一畳の世帯が最も多い。しかし一人当り平均二畳に満たない狭い処に住む世帯もかなり多く、全国で一六二万世帯、九%、人口五万以上の市部では九七万、一二%ある。このうち六畳未満の処に四人以上住んでいる世帯は全国で二三万、人口五万以上の市部では一七万となっている。

住宅建設状況　建設省の調査によると戦後における住宅建設の動きは、五〇年、五一年に一時減少した新設戸数もそれ以後毎年増加しつづけ（五四年は減少）、五六年は総数四〇万戸、前年より三千戸多い。このうち民間の自力建設が六五%で最も多い。しかし財政資金関係で比較的家賃の安い公営住宅は五三年における五万八千戸を頂点として新築戸数は年々減少している。五六年は四万七千戸で、前年よりも五千戸少なく、公庫住宅の方が二千戸多くなっている。

これを所有関係別にみると（第206表）、持家は依然として新築住宅の五九%を占めているが、五〇年の八三%に比べると年々減少し、実数では近年増加傾向をみせているものの、五〇年に比べるとやはり四千戸少ない。他方、貸家の割合は五〇年の九%から年々相当大幅に増え、五六年には二七%を占め、実数では五〇年の四倍以上で六万戸多くなっている。また給与住宅は五四年以来停滞している。

新設住宅の規模についてみると（第207表）、総じて五〇年以来停滞しているか、あるいはかえって狭くなってさえいる。坪数では持家は五六年二一坪で年年わずかながら広くなっているが、毎年増加率の高い貸家では五六年が一〇坪で、年々狭くなっている。畳数については、持家は五六年一八畳で前年よりもやや減少し、貸家では五〇年以来一一畳程度であったのが五五年からかえって狭くなり、五六年は一〇・四畳となっている。その上、戦後の新設住宅は、持家、貸家などすべて戦前に比べて相当狭く、一戸平均約四畳少なくなっているが、これは戦後一〇年以上経過しても依然として改善されないばかりか、かえって年々より狭くなっていることは、住宅難とその住居の質的低下を示すものとして注目される。なお、これに加えて地代・家賃の値上りは毎年相当大幅である。これを消費者物価

第206表　所有関係別着工住宅戸数　（単位　1,000戸）

年別	1950年	1951年	1952年	1953年	1554年	1955年	1956年
計	234 (100)	211 (100)	243 (100)	242 (100)	250 (100)	257 (100)	309 (100)
持家	185 (82.6)	165 (78.3)	175 (72.0)	170 (70.5)	160 (64.2)	169 (65.5)	181 (58.6)
貸家	20 (8.9)	26 (12.2)	42 (17.5)	44 (14.0)	58 (23.2)	58 (22.6)	84 (27.3)
給与住宅	14 (6.4)	15 (7.2)	16 (6.5)	17 (7.0)	20 (8.1)	18 (7.0)	21 (6.6)
その他	5 (2.1)	5 (2.3)	10 (4.0)	11 (8.5)	11 (4.5)	13 (4.9)	23 (7.5)

〔備考〕 50年は4～12月の数字。「建設省建築統計年報」による。

第207表　新設住宅規模の動き（一戸当り）

所有関係別		50年	51年	52年	53年	54年	55年	56年	戦前
坪数	持家	17.6	19.5	19.6	19.8	20.1	20.5	21.1	—
	貸家	11.8	11.2	11.1	11.2	11.0	10.6	10.0	—
	給与住宅	16.1	17.0	15.0	16.4	16.1	16.5	16.0	—
	その他	15.0	12.9	12.7	13.6	13.6	13.9	13.5	—
畳数	持家	16.3	17.7	17.7	18.3	18.5	18.7	18.0	22.47
	貸家	11.3	11.2	11.4	11.3	11.4	10.9	10.4	14.29
	給与住宅	15.7	16.4	15.6	16.0	15.3	15.3	14.2	14.86
	その他	13.8	12.1	13.0	13.8	13.9	14.4	13.8	—

〔備考〕 50年は4～12月の数字。戦前の数字は総理府統計局1948年住宅調査による。建設省「建築統計年報」。

指数（五一年＝一〇〇、全都市）によると、五二年一一九・四、五三年一五一・一、五四年一六九・七、五五年一八八・六、五六年二一九・三と騰貴している。

（注）住宅不足数は現在二七二万戸と推定されているが（五五年八月）、政府による五六年度の住宅建設計画は、全体で約四三万戸、前年度より一応約一万戸増えているが、これには民間自力建設が五九％も含まれている。また家賃が比較的安く、住宅政策の中心をなすものというべき一般公営住宅は四万八千戸できわめて少ない。このうち収入一万六千円以下の世帯を対象とし家賃二千円内外の第二種公営住宅は二万戸で、前年より二七〇〇戸増えているが、公営住宅総数では前年に比べて二千戸減少している。またこの公営住宅は、一般に粗雑な作りが多く、六畳一間という貧弱なバラック住宅が二六〇〇戸も含まれている。これに対して、二万四千円以上の世帯でなければ資格がなく、家賃四五〇〇円という公団住宅は、一般公営住宅戸数の約半数も計画され、前年に比べ三千戸増加し、何十万円も頭金のいる公庫住宅は二千戸の増加となった。

日雇・零細工場労働者の住居　労働省婦人少年局「下層労働者家族の生活」（前掲）によってみよう。

まず住居の種類別では（第208表）、調査対象一〇八世帯のうち借家が四六％で最も多く、持家は一九％にすぎない。ほとんどのものは自分の家をもたずに借家、借間、アパート、寮などに住んでいるが、これらの状態をみると——、

持家は戦前からの持家であるか、または借家であったが古くなったので安く買いとられた家、あるいはバ

第208表　日雇・零細工場労働者住居の所有関係

所有関係別	男世帯		女世帯		計	
	実数	%	実数	%	実数	%
計	74	100.0	34	100.0	108	100.0
持家	16	21.6	5	14.7	21	19.4
借家	38	51.4	12	35.3	50	46.3
間借	9	12.2	7	20.6	16	14.8
アパート	10	13.5	4	11.8	14	13.0
寮	1	1.3	1	2.9	2	1.9
母子寮	—	—	5	14.7	5	4.6

〔備考〕 労働省婦人少年局「下層労働者家族の生活」による。第213表まで同じ。

ラックを建てたというようなもので、持家らしい持家はなかった。借家の場合に同居世帯がみられたし、間借の場合ですら一室に二世帯がいるところもあった。アパートも非常にいたんでおり、アパートらしいアパートはほとんどなかった。これらの住居のうちで最もよいのは都営の母子寮で、これは新築で設備もよく、住居らしい住居として唯一のものであった(同報告書)。

住居の広さをみると(第209・210表)、室数は一室の世帯が全体で四九%、約半数を占め、次いで二室のものが四一%である。これは世帯人員が多くなると室数も増えているが、四人～七人の世帯で一室に住むものも相当ある。

「室数が少ないために食事をする室と寝室とは別々でありえないし、台所がない家があるのでこれらの室の中にコンロなど持ち込まれて炊事をしている。又、家が小さいので物置、玄関なども無く、薪や炭俵が室の中にもちこまれていたりするし、押入れが少なくてふとんなどが室の隅に積み重ねられたりして益々室を小さくしていることが特徴的である」(同報告書)。

第209表　日雇・零細工場労働者の住居——世帯人員別室数

世帯人員別	計	1室	2室	3室
1人世帯	2	1	1	—
2人〃	16	9	5	2
3人〃	25	16	9	—
4人〃	26	13	10	3
5人〃	16	8	6	2
6人〃	9	4	4	1
7人〃	5	2	2	1
8人〃	5	—	4	1
9人〃	2	—	2	—
11人〃	2	—	1	1
総数	108	53	44	11
%	100.0	49.1	40.7	10.2

第210表　日雇・零細工場労働者の住居——1人当り畳数別世帯数

畳数	実数	%
1畳未満	10	9.3
1～1.5畳未満	28	25.9 (35.2)
1.5～2.0〃	22	20.4 (55.6)
2.0～2.5〃	19	17.6 (73.2)
2.5～3.0〃	9	8.3 (81.5)
3.0～3.5〃	9	8.3 (89.8)
3.5～4.0〃	1	0.9 (90.7)
4.0～4.5〃	2	1.9 (92.6)
4.5～5.0〃	4	3.7 (96.3)
5.0～5.5〃	1	0.9 (97.2)
6.0～6.5〃	3	2.8 (100.0)
合計	108	100.0

〔備考〕（　）内数字は累計%。

第211表　日雇・零細工場労働者の住居——台所の有無

区分	総数	有り			なし
		専用	共用	小計	
実数	108	58	31	89	19
%	100	53.7	28.7	82.4	17.6

また一人当りの畳数でみても、きわめて狭く、一畳～一・五畳未満が二六%、一・五畳～二畳未満が二〇%で、過半数の世帯は二畳未満である。三畳未満の世帯となると八二%に達する。住居設備では(第211表)、台所のない世帯が一八%で、これは部屋の中や狭い板の間などで炊事をしている場合が多い。専用の台所をもっているものは五四%にすぎず、共用の世帯が二九%ある。しかし、専用の場合も、狭くて水道と燃料の条件は悪い。これらの飲料水はほとんど水道によっているが、共用水道が多く六二%で、専用の場合は三〇%にすぎない。またこの地帯

はガスが通っているが、これら労働者世帯で燃料にガスを使っているものは三世帯、三%にすぎず、ほとんど薪あるいは木炭を使っている。さらに便所の状況は(第212表)、共用が四七%、専用は五三%であるが、ほとんど大便用一つだけである。

家賃の状態は第213表のごとくで、一ヵ月五〇〇円～七五〇円というのが最も多く二六%、次いで二五〇円～五〇〇円二〇%である。また無料というのが二〇%あるが、

「この中には母子寮の五世帯が含まれているが、それをぬきにしても一七世帯が土地又は住居の使用料なしでいるわけである。これらは一つは親類とか知合いの土地をほんの少し借りて掘立小屋に近いバラックをたてたとか、物置小屋に少し手を加えて借りているとかいうものがあるためである。そして無料で土地を借りるとか、無料で家や室をかりているとかいうことが住居の劣悪さと結びついて、これら下層労働者の住居の一つの特質をなしていると いえよう」(同報告書)。

第212表　日雇・零細工場労働者の住居――便所の状況

区分	総数	専用			共用		
		大小	大	小計	大小	大	小計
総実数	108	2	55	57	19	32	51
数 %	100	1.9	50.9	52.8	17.6	29.6	47.2

第213表　日雇・零細工場労働者の住居――家賃，間代，地代の支払状況

区分	総計	無料	250円未満	250～500円	500～750円	750～1,000円	1,000～1,250円	未定その他
男世帯	74	10	8	18	21	8	5	4
女世帯	34	13	6	4	7	1	3	1
小計	108	22	14	22	28	9	8	5
比率(%)	100.0	20.4	13.4	20.4	25.9	8.3	7.4	4.6

第四章　衣服・持ち物

東京都庁が五六年二月におこなった、この状態についての調査結果は第214表のごとくである。これは東京都家計調査における世帯(東京都標準世帯、一四五頁参照)を対象としたもので、平均においてて実収入二万九千円、世帯人員四・三人の労働者の状態であるが、まず住居用家具類で一世帯に一個以上あるのは、和箪笥、食卓、椅子、掛・置時計ぐらいで、他の家具はいずれも揃ってない。特に洋服箪笥、茶箪笥などは少なく二世帯に一個程度、傘立や扇風機となるともっているものはごく少ない。

台所用家具はガスの普及でガスこんろが平均一個当りに達しているほかは、電気こんろが三世帯に一つ、その他の電気器具などの所有は少ない。暖房・燈火器具では火鉢が一世帯当りほぼ一個あるほか、こたつ、電気スタンドが〇・七～〇・八個で、他はきわめて少ない。その他の道具で一世帯当り一個あるのは電気アイロン、ラジオなどで、ミシンは〇・七個にすぎず、カメラは二世帯に一個の割合となっている。

次に寝具類では、掛布団(夏)、敷布団、敷布などは家族に一枚ずつ揃っているが、冬の掛布団は不足していて二人に一枚、毛布も一

第214表　東京都標準世帯職種別・実収入階級別手持耐久財結果表（1世帯平均）

項目		総平均	事務労務者	作業労務者	実収入階級別 円 9,999	14,000～17,999円	22,000～25,999円	30,000～33,999円	38,000～41,999円
集計世帯数		287	163	124	11	15	46	53	25
世帯人員		4.34	4.34	4.35	4.27	4.27	4.35	4.43	4.28
世帯主年齢		36.4	36.4	36.4	35.7	35.5	36.2	37.0	36.3
住居用家具類	和だんす	1.03	1.08	0.98	0.67	0.93	0.93	1.30	1.04
	洋服だんす	0.52	0.60	0.41	0.11	0.27	0.39	0.49	0.60
	整理だんす	0.69	0.71	0.67	0.56	0.47	0.76	0.47	0.84
	茶だんす	0.59	0.54	0.66	0.44	0.47	0.61	0.58	0.68
	食器戸棚	0.89	0.91	0.85	1.00	0.87	0.91	0.92	0.88
	食卓	1.20	1.21	1.19	1.11	0.93	1.37	1.15	0.96
	座卓	0.60	0.68	0.51	0.33	0.60	0.35	0.62	0.96
	立机	0.64	0.78	0.47	0.11	0.33	0.52	0.72	1.00
	座机	0.61	0.66	0.57	0.33	0.33	0.63	0.62	0.68
	椅子	1.17	1.47	0.77	—	0.53	0.87	1.43	1.48
	椅子セット	0.11	0.17	0.04	—	—	0.07	0.13	0.12
	本箱(本棚を含む)	0.80	0.99	0.55	0.33	0.33	0.67	0.85	1.16
	鏡台	0.94	0.95	0.94	0.67	0.87	0.91	0.96	1.00
	下駄箱	0.70	0.73	0.65	0.33	0.47	0.74	0.70	0.96
	傘立	0.09	0.09	0.08	—	—	0.13	0.09	0.04
	掛・置時計	1.32	1.45	1.15	0.89	0.87	1.20	1.28	1.76
	扇風機	0.10	0.10	0.11	0.11	—	0.07	0.06	0.16
台所用家具および器具類	冷蔵庫 電気	—	0.01	—	—	—	—	—	—
	冷蔵庫 その他	0.10	0.14	0.05	—	—	0.11	0.08	0.12
	ガスこんろ	0.99	1.20	0.73	0.22	0.53	0.89	0.96	1.36
	石油こんろ	0.35	0.30	0.42	0.67	0.33	0.39	0.45	0.36
	電気こんろ	0.33	0.40	0.24	0.11	0.07	0.26	0.38	0.60
	プロパンガスこんろ	0.03	0.03	0.03	0.11	—	—	0.02	0.04
	秤 台秤	0.10	0.14	0.06	—	0.07	0.09	0.13	0.24
	秤 その他	0.12	0.12	0.12	—	0.20	0.20	0.08	0.16
	ミキサー	0.06	0.09	0.02	0.11	—	—	0.06	0.12
	トースター	0.20	0.28	0.09	0.11	0.07	0.15	0.15	0.44
	パーコレーター	0.09	0.15	0.02	—	—	0.04	0.08	0.28
火用器具類 暖房および燈	火鉢 大(径1尺以上)	0.96	0.96	0.94	0.78	0.93	1.00	1.04	0.96
	火鉢 小(径1尺未満)	0.66	0.71	0.59	0.44	0.40	0.59	0.57	0.60
	こたつ 電気	0.11	0.16	0.04	0.11	—	0.04	0.13	0.12
	こたつ その他	0.73	0.69	0.77	0.67	0.80	0.70	0.79	0.68

第214表（つづき）

項目		総平均	事務労働者	作業労務者	実収入階級別 円 9,999	14,000～17,999円	22,000～25,999円	30,000～33,000円	38,000～41,999円
暖房および燈火用器具類	切ごたつ	0.29	0.31	0.27	0.33	0.13	0.24	0.25	0.32
	ストーブ ガス	0.11	0.17	0.05	—	—	0.15	0.09	0.16
	ストーブ 電気	0.02	0.04	—	0.11	—	—	0.02	—
	ストーブ 石炭	—	0.01	—	—	—	—	—	—
	ストーブ その他	0.01	0.02	—	—	—	—	0.02	—
	電気座ぶとん	—	—	—	—	—	—	—	—
	螢光燈	0.29	0.38	0.18	—	—	0.17	0.30	0.32
	電気スタンド	0.80	0.95	0.60	0.67	0.33	0.85	0.75	1.12
	螢光燈スタンド	0.08	0.10	0.04	—	0.07	0.07	0.09	0.12
洗濯用および裁縫用器具類	ミシン 電動	0.02	0.02	0.01	—	—	—	—	—
	ミシン その他	0.74	0.80	0.66	0.67	0.47	0.67	0.79	0.92
	裁板	0.44	0.42	0.48	0.33	0.53	0.37	0.47	0.64
	毛糸編機	0.36	0.45	0.23	—	0.07	0.33	0.43	0.48
	電気洗濯機	0.11	0.16	0.04	—	—	0.04	0.06	0.20
	張板	0.63	0.66	0.59	0.44	0.80	0.63	0.77	0.64
	アイロン 電気	1.01	1.02	1.00	0.89	0.80	0.96	0.98	1.12
	アイロン ガス	—	0.01	—	—	—	—	—	—
	アイロン その他	0.03	0.05	0.02	—	—	—	0.09	0.04
	電気ごて	0.07	0.09	0.03	—	—	0.02	0.09	0.08
娯楽用品類	ラジオ	1.01	1.00	1.02	1.00	1.00	1.00	0.92	1.16
	携帯ラジオ	0.05	0.08	0.02	0.11	—	—	0.02	—
	電蓄	0.14	0.17	0.10	—	—	0.11	0.11	0.12
	テレビ受像機	0.01	0.01	0.01	—	—	0.02	—	0.04
	カメラ	0.46	0.56	0.33	0.11	0.27	0.44	0.45	0.64
寝具類	掛ぶとん 夏	5.96	6.50	5.25	4.56	5.00	5.83	6.55	7.36
	掛ぶとん 寒	1.87	2.03	1.66	0.56	1.33	1.57	1.89	2.76
	敷ぶとん	4.87	5.37	4.22	3.56	3.33	4.59	5.13	5.72
	掻巻	1.19	1.29	1.06	0.67	1.00	1.35	1.42	1.32
	毛布	3.91	4.28	3.42	2.78	2.40	3.76	3.98	4.76
	敷布	4.55	4.77	4.27	3.44	3.47	4.33	4.57	5.28
	寝台	0.02	0.04	—	—	—	—	0.02	0.08
	蚊帳	1.44	1.48	1.39	1.22	0.93	1.28	1.58	1.64
	座ぶとん	7.94	8.55	7.14	3.44	6.40	7.39	8.64	8.72

〔備考〕 1956年2月10日現在，区部。東京都庁調査。

第215表　日雇・零細工場労働者世帯における布団所持状況（男子世帯）

	枚数＼世帯人員	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	11人	計
敷布団	0枚	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	1
	1〃	1	4	3	2	—	—	—	—	—	—	10
	2〃	—	4	5	7	6	3	2	—	—	—	27
	3〃	—	1	5	5	3	4	—	1	—	—	19
	4〃	—	1	1	1	1	1	3	3	2	—	13
	5〃	—	—	—	—	—	1	—	1	—	1	3
	6〃	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1
	世帯数	1	10	14	16	10	9	5	5	2	2	74
	不足世帯数	—	4	8	15	10	9	5	5	2	2	60
掛布団	0枚	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	1
	1〃	—	2	2	1	—	—	—	—	—	—	5
	2〃	1	6	4	8	4	2	2	—	—	—	27
	3〃	—	2	5	4	3	2	—	1	—	—	17
	4〃	—	—	3	2	2	2	2	3	2	1	17
	5〃	—	—	—	—	—	—	—	1	—	1	2
	6〃	—	—	—	—	1	3	1	—	—	—	5
	7〃	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	世帯数	1	10	14	16	10	9	5	5	2	2	74
	不足世帯数	—	2	6	14	9	6	5	5	2	2	51
毛布	0枚	—	4	7	6	2	2	2	1	—	—	24
	1〃	1	3	3	2	5	1	—	—	—	1	16
	2〃	—	3	2	5	—	5	2	2	—	—	19
	3〃	—	—	2	3	3	1	1	1	2	—	13
	4〃	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	1
	5〃	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1
	6〃	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
	世帯数	1	10	14	16	10	9	5	5	2	2	74
	不足世帯数	—	7	12	16	10	9	5	5	2	2	68

〔備考〕 労働省婦人少年局「下層労働者家族の生活」による。

人一枚に達しない。

これらの状態は、事務労働者（実収入三万一七〇〇円）に比べて収入の少ない作業労務者世帯（実収入二万五八〇〇円）において不足がよりはなはだしくなっているが、またこれを実収入階級別にみると、そこにかなり大きな差が示される。実収入一万円未満の世帯では、食器戸棚、食卓、ラジオなどが一つずつあるほかは、各種の道具、器具などすべて不足している。一万四千円～一万八千円未満の世帯になるとこの他和箪笥、鏡台、火鉢、こたつなどがだいたい揃うが、その他のものはすべて不足し、電気アイロンなども〇・八個に止まる。

これら収入の低い世帯では台所用具、電気器具、ミシンなどが特に不足している。実収入が増すにつれてまず箪笥などの家具類が充足され、三万八千円以上の世帯ではこれがだいたい揃っているが、その他の器具は不足のものが多い。

また寝具類では掛・敷布団、毛布などがだいたい一人当り一枚で充足されているのは三万円以上の世帯であり（ただし冬の掛布団は不足）、それ以下の世帯では毛布や冬の掛布団などが不足して行き、一万円未満の世帯になると不足状態がはなはだしく、座布団も一人一枚に達していない。

日雇・零細工場労働者の状態　労働省婦人少年局の調査（前掲）によると、これら労働者世帯においては、敷布団が一世帯当り平均二・四枚、一人当り平均〇・六枚、掛布団の平均一世帯当り二・八枚、一人当り〇・七枚、毛布平均一世帯当り一・四枚、一人当り〇・三枚となっていて、掛布団、敷布団とも一人当り一枚にも達せずいずれも極度に不足している。これを世帯人員別にみると不足程度はさらにはっきりするが（第215表）、敷布団では五人世帯以上、掛布団では七人世帯以上は、すべてそれぞれ一人当り一枚に達していない。こうして世帯人員が増えるほど不足状態はさらにはなはだしくなり、敷布団が五人世帯で二枚、六人世帯で四枚、七人～九人世帯で四枚、また掛布団が七人世帯で二枚、六人―一一人世帯で四枚などの状態が普通になっている。

第五編　農家の状態と農民の生活

第一章　農家と農業従事者

第一節　農　家

一九五五年二月一日現在で、全国の五分の一の農家について実施された臨時農業基本調査の結果（第一次集計）が最近農林省より公表された（農林省農林経済局統計調査部『農家調査結果概要』昭和三〇年臨時農業基本調査結果第七集一九五七年六月刊）。以下はその報告によりつつ、調査結果の大要を記述しよう。なおこの調査結果を理解する上に必要と思われる諸事項をまず摘記しておこう。

㈠　この基本調査は一九五〇年と六〇年との中間におこなわれた農業センサスとしての意味をもつものである。

㈡　調査とその取りまとめは農業集落（部落）単位を重視しておこなわれた。調査対象は全国農家から抽出した五分の一の農家である。また、農業集落は、平地農村、農山村、山村、漁村、開拓集落および都市または、山村の中における農家点在地という諸階層に分類され、さらにこれらの階層は第二次、第三次の階層に分類された（ただし以下に大要を記す調査結果は、集落別のものでなく、全農家に対する調査結果である。集落別の調査結果については農林省統計調査部刊行の『昭和三〇年臨時農家基本調査結果第六集』に公表されている）。

第216表　総農家数と1農家当りの耕地面積

	総農家数	経営耕地面積	1農家当りの経営耕地面積
	千戸	千町	反
1947年8月1日	5,909	5,012	8.5
1950年2月1日	6,176	5,091	8.2
1955年2月1日	6,043	5,183	8.6

㈢　調査結果には、二三の誤差は免れがたいことに注意せねばならぬ。

農家数　第216表「総農家数と一農家当りの耕地面積」によれば、一九五五年における農家数は六〇四万三千戸、経営耕地面積は五一八万三千町歩である。

（注）本調査における「農家」とは、「最低規模以上の耕地を耕作しているもの」で、耕地の最低規模は次のとおりである。北海道と青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、新潟、高山の一三県は経営耕地が一反以上。その他の三二都府県は五畝以上のもの。また、経営耕地が右の最低規模にみたないものでも、温室を経営するもの、牛乳生産、仔と

第217表　経営耕地面積広狭別農家数（全国）

	総数	3反未満	3反～5反	5反～1町	1町～1.5町	1.5町～2町	2町～3町	3町～5町	5町～10町	10町以上	例外規定該当農家
実数											
1947年8月1日	千戸 5,909	千戸 1,415	千戸 1,037	千戸 1,834	千戸 925	千戸 364	千戸 210	千戸 74	千戸 38	千戸 11	千戸 1
1950年2月1日	6,176	1,472	1,050	1,973	961	379	208	77	38	10	8
1955年2月1日	6,043	2,319		1,974	1,387		213	84	45	10	11
割合											
1947年8月1日	100.0 %	24.0 %	17.5 %	31.0 %	15.7 %	6.2 %	3.6 %	1.2 %	0.6 %	0.2 %	0.0 %
1950年2月1日	100.0	23.8	17.0	32.0	15.6	6.1	3.4	1.2	0.6	0.2	0.1
1955年2月1日	100.0	38.4		32.7	22.9		3.5	1.4	0.7	0.2	0.2
1955年の農家数の1950年に比較した増減											
実数	千戸 － 133	千戸 － 203		千戸 ＋ 0.7	千戸 ＋ 47		千戸 ＋ 5	千戸 ＋ 7	千戸 ＋ 6	千戸 0.0	千戸 ＋ 3
割合	－ 2.2 %	－ 8.2 %		0.0 %	＋ 3.6 %		＋2.5 %	＋9.2 %	＋6.3 %	＋ 3.6 %	＋3.1

り、種つけ、肥育等を目的として乳牛、役肉用牛、馬、豚等を一頭以上飼養するものなどは農家として取りあつかわれる。なお一九お詳しくは、前掲報告書一二ページを参照されたい。五〇年のセンサスにおける農家とは大差ないが、ただ右の例外規定農家の定義に幾分の差異がみられる。

また以下の諸表における全国数字は、すべて調査結果を単純に五倍して得られたもので、悉皆調査の結果得られたものとは異なるので、注意されたい。

さて、わが国の農家数は一九四七年五九〇万九千戸と、終戦前にくらべ約五〇万戸増加し、その後も増加して五〇年には六一七万六千戸となったが、五五年にはいくぶん減少を示してはいるものの、戦前水準に復帰するものではなく、大体六〇〇万戸前後に停滞していることを示している。耕地面積は一九四七年の五〇一万二千町歩より若干拡大しているが、それもほんのわずかである。一戸当りの耕地面積は、八反六畝で、四七、五〇両年に比べ、いくらか増加している。

経営規模別農家数、経営耕地面積、広狭別に農家数をみたものが第217表である。これによると、一九五〇年から五五年の間に、五反未満農家層の減少と、一町以上層の全般的増加傾向が看取される。五五年は五〇年に比べ実数にして約一三万三千戸の農家が減少しているが、これはおそらく五反未満の零細農家の一部が脱農化して賃労働者となり、他の一部がその手離された土地を集中して上向分化したためであると推定される。

また注目をひく点は、三―五町の上層農家がこの五ヵ年に九・二%、五―一〇町層が六・三%著増していることである。もっともこれは主として北海道における増加であるが、それにしても、この程

第218表　専業・兼業別農家数（全国）

	総数		専業農家		兼業農家					
					総数		第1種兼業		第2種兼業	
	実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合
	千戸	%	千戸	%	千戸	%	千戸	%	千戸	%
1947年8月1日	5,909	100.0	3,275	55.4	2,635	44.6	1,684	28.5	9,506	16.1
1950年2月1日	6,176	100.0	3,086	50.0	3,090	50.0	1,753	28.4	1,337	21.6
1955年2月1日	6,043	100.0	2,105	34.8	3,938	65.2	2,274	37.6	1,663	27.6

度の増加は、下層の減少と対比して、やはり注目されねばならぬことである。

右の変動を地区別に概観してみると、次のようである。東北においては総農家数が増加しているが、五反未満層は減少し、これに対し一町以上層が相当に増加している。この地区では、五反―一町層も、二町以上層も増加している。関東にあっても、一町以下層が減少し、一―二町層の比重が高まってきた。北陸においては、五反―一・五町層がわずかに増加し、それ以下の層および以上の層が減少を来した。東海、近畿の両地区は、一―一・五町層がわずかに増加している。中国、四国両地区は五反以下層特に三反以下層の減少と、それ以上の階層の増加が見られる。九州では五反―二町の階層の比重が増し、他の上下両極は減少した。

専兼業別農家数　第218表によれば、一九四七年いらい、専業農家の減少と兼業農家の増加が一貫した傾向をとっていることがうかがわれる。五五年の専業農家の比率は六五・二%に達し、専業農家の二倍に近い。これは戦時中兼業農家の比率のもっとも高かった一九四一年の五八・五%に比べても、兼業比率が著しく増大したことをものがたっている。さらに第二の特徴は、兼業のうち、第二種兼業農家の増加が著しい点である。

もっとも、その統計数字は、そのまま五〇年の数字と比較するのは誤りを犯すことになろう。なぜなら、五〇年と五五年には調査方法に相違があり、五〇年の場合は、兼業農家に調査洩れが生ずる余地があったからである。しかし、この点を考慮しても、近年兼業化が著しく進展していることは否定できない事実である。

地区別にこれをみると、一九五五年において、北海道では兼業農家の割合は五年前に比べ多少増加した程度である。これに対して、内地の各農区ではいずれも一〇%前後の兼業比率の増加がみられる。東北では四六・九%から六三・七%に増加したが、それは主として第一種兼業の増大によるものである。関東は専業農家の割合の大きいこと全国第一位であるが第一種三〇・七%、第二種二二・八%に対し、専業農家は四六・五%を占めている。しかしこの地区でも兼業の割合は五年前に比べ一五%も増えているのである。次に北陸、東山の両地区はほぼ同一傾向を示し、第一種兼業が三二%から四〇%に、第二種兼業が二〇%から三〇%にそれぞれ増加した。東海、近畿中国の各区では、兼業農家割合がいずれも五〇%台から七〇%台へと急上昇をしめした。すなわち、第一種も第二種も、兼業では農家が専業農家を上まわってしまったのである。この中でも特に近畿が第二種兼業で二四・二%から三六・五%へと異常なほど上昇し、第一種とほぼ近い水準に達している。四国では兼業割合が、五四・二%から六八・一%へ増加したが、九州はそれほど顕著でなく、四九・六%から六〇・九%になったにとどまる。

以上を要約すると、兼業比の進展が特に著しいのは北陸、東山から四国に至る各区で、兼業割合は全体の七〇%前後におよび、この

第219表　自作小作別農家数（全国）

	総数		自作		自作兼小作		小作兼自作		小作		その他	
	実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合
	千戸	%	千戸	%	千戸	%	千戸	%	千戸	%	千戸	%
1947年8月1日	5,909	100.0	2,154	36.5	1,183	20.0	997	16.9	1,574	26.6	1	0.0
1950年2月1日	6,176	100.0	3,822	61.8	1,591	25.7	411	6.7	312	5.1	41	0.7
1955年2月1日	6,043	100.0	4,199	69.5	1,308	21.6	285	4.7	239	4.0	11	0.2

中で第二種が約三〇%に達し、専業農家と匹敵する有様である。これに対し、北海道、関東地区は専業農家割合が相対的に高く、東北、九州は以上両者の中間段階にあり、比較的に第一種兼業の増加が目立っている。

自小作別農家数　農地改革の一段落した一九五〇年において自作農の総農家中に占める比重は六一・八%であったが、五五年にはさらに自作農が増大して六九・五%となった。これと自作兼小作の二一・六%を加えると、じつに九〇%以上になった。改革後も自作化が進んだことはこれで歴然としている。

自作兼小作農家は四七年に比べ五〇年は増加し、五五年には逆転して、減少したが、これは自作兼小作の一部が自作へ上昇し、その代り小作と小作兼自作の一部がこの層に上昇してくるという動きにいくらか時間的なズレが生じたためであろうと、前掲報告書は推定している。

自作農化の進展について、二点が指摘される。一つは、五反未満の小作層が著減したことである。他は、貸付者が借受人に土地を売って小作地が自作地化するもの年々一万五千町―二万町歩、貸付者が借受者から引き上げて小作地が自作地化するもの四千―五千町歩、この両者は自作農がその経営自作地を他人に貸付けて小作地化するものの年に四千―五千町歩をはるかに超過しているという点である。

第二節　農家人口と農業従事者

世帯員数　調査結果を五倍して算出した農家世帯員総数は、一九五五年で三六四六万九千人で、五〇年に比べ、一三四万四千人の減少である。一農家当りにすると六・〇三人で、約〇・九人の減少となる。農家世帯員数がこのように減少した理由は、都市労働市場の回復と食糧事情の緩和にともない、戦後の帰村人口が都市に還流し、また帰村復員者も職を求めて都市に流出したことであろう。あるいは農村経済の好況が下火になり、農家次三男女が都市に流出し、また産児制限の普及等により出生率が低下したこともその理由の一つであろう。

農作業従事者数　第221表によれば、五五年における全国農作業従事者数は一九四二万二千人で五〇年に比べ若干増加しただけである。しかしその内容に立ちいってみると、主たる従事者は五〇年の一二一二万六千人から五五年には一二九六万五千人に、経営指揮者は九〇万一千人から一二六万一千人に激増している。これに反し補助的従事者および農繁期だけの従事者は同じ時期に六一七万七千人から五一九万六千人にと激減している（調査に当っての質問の仕方に、両時期において若干の相違があったことが考慮されねばならぬ）。なお国勢調査による農作業従事者は、五〇年一六一〇万二千人に対し、五五年は一四八五万六千人で、一二四万六千人（七・七%）の減少となっている。また労働力調査の結果によれば、同じ時

第220表　世　帯　員　数（全国）

		世帯員総数		男		女	
		実　数	1農家当りの世帯員数	実　数	1農家当りの男子	実　数	1農家当りの女子
		千人		千人		千人	
1947年8月1日		35,916	6.07	17,483	2.96	18,433	3.11
1950年2月1日		37,813	6.12	18,586	3.01	19,226	3.11
1955年2月1日		36,469	6.03	17,921	2.97	18,548	3.06
1950年の数字に比較した1955年の増減	実　数	— 1,344千人		— 665千人		— 678千人	
	割　合	— 3.5%		— 3.6%		— 3.5%	

第221表　農作業従事者数（全国）

	世帯員のうち農業従事者数	経営のさしずだけをする人	主なる従事者	補助的又は繁期だけの従事者
	千人	千人	千人	千人
1950年2月1日	19,203	901	12,126	6,177
1955年2月1日	19,422	1,261	12,965	5,196

期に農林業従事者数は一八四〇万人から一九一四万人に増加している。なおこのうち林業労働者は約五〇万人を占めている。

さて農業センサスにおいては、すこしでも農業に従事したものは農業従事者とされるから、労働力調査における年間最高の月の従事者数についてみると、五〇年において二〇七〇万人、五五年において一九八一万人で、これは農業センサスの結果と大差ない。農家数も、農家人口も減少し、専業農家も減ったのであるが、多少とも農業に従事する人数は逆にわずかながら増加したということになる。しかしこれらの数字は、調査の仕方で多少の変化を生ずるものであるから、前掲報告書は五〇年と五五年を右の数字に基き正確に比較するのは無理であると断っている。

農業雇用労働をいれた農家とその人数　一九五五年において、農業常雇をつかった農家数は全国で一三万八千戸で、常雇の人数は一七万一千人である。一九五〇年に比べると、常雇をつかった農家数にして一万二千戸、常雇数で一万六千人の増加である。一九四七年では常雇は一一万一千人であったから、それ以来相当に増加してきたことがわかる。もっとも、一九四七年の調査方法と五〇年のそれとは必ずしも同じでないので、右の数字が増加の実勢をそのまま正確に示すものとはいえない。

季節雇は、一九五五年において雇った農家数一〇万一千戸、季節雇の延人数は九〇三万八千人で、これは一農家当り約九〇人である。一九五〇年における季節雇延人数三三万七千人に比べると三倍近い増加であるが、近年における商業的農業の発展によって、ひきおこされたものであろう。

（注）一九五〇年センサスの「季節雇」は、他地方から出稼として来た季節的農業労働者のみを計上しており、五五年の基本調査では一月以上の契約をむすんで雇っている季節的労働者全部を計上しており、両調査における季節雇の定義がちがっていることに注意されたい。

農業日雇は一九五五年において、農家数二〇九万八千戸、延人数六七七七万八千人で、五〇年に比べいくらか増加している。一戸当り延人数は三二・三人で、五〇年の三一・六人とほぼ等しい。

第222表　農業雇用労働を入れた農家とその人数

	農業常雇			季節雇			日雇		
	雇った農家数								
	総農家数に対する割合	実数	雇った農家1戸当り人数	総農家数に対する割合	雇った農家実数	延人数	総農家数に対する割合	雇った農家実数	延人数
	%	千人	人	%	千戸	千人	%	千戸	千人
1947年8月1日	—	111	—	—	—	—	—	—	—
1950年2月1日	2.0	155	1.2	1.2	73	3,337	31.6	1,949	45.5
1955年2月1日	2.3	171	1.2	1.7	101	9,038	34.5	2,098	89.9

	雇								
	雇った農家1戸当り延人数								
	人								
1947年8月1日	—								
1950年2月1日	31.6								
1955年2月1日	32.3								

第223表　農用地種類別面積（＊1950年と比較するため「採草する山林」を除いた面積）

	総耕地面積	田	樹園地	普通畑	その他の畑	採草地	放牧地	山林のうち放牧するもの	農用地総面積
	町	町	町	町	町	町	町	町	町
1950年	5,090,568	2,875,925	286,495	1,828,172	99,976	428,169	120,406	211,701	6,245,099
1955年	5,183,220	2,871,033	294,215	1,941,411	76,561	355,881	126,992	132,261	6,121,187*
1955/1950×100	101.8%	99.9%	102.7%	106.2%	76.6%	83.1%	105.5%	62.5%	98.3%

以上、農業雇用労働者は、常雇は、実数、比率ともに少数であるが、それにひきかえ季節雇、日雇労働者の増加と普及は注目すべきものがある。一〇万戸の農家が一戸当り平均延人数九〇人の季節雇を、二〇〇万の農家が平均延人数三二人の日雇をやとい入れているという事実は、小農的賃労働の広範な発展を示すものである。

第三節　農家の生産手段

農用地　第223表「農用地種類別面積」によれば、総耕地面積は五一八万三二二〇町歩で、これを種類別にみると、田二八七万一〇三三町歩、普通畑一九四万一四一一町歩その他となっている。一九五〇年に比べ、田はわずかながら減少し、樹園地と畑が増加している。その他の種類の農用地については、前掲報告書は「数字が正しいかどうか、二五年と比較しての増減が実態を示しているものであるかどうか皆目見当がつかない」（三七ページ）と述べている。

家畜　家畜の飼養農家と頭数を種類別に表示したものが第224表である。乳用牛飼養農家は一九五五年において二五万戸をこえ、五〇年に比べると、じつに九〇％以上の増加である。頭数は四二万頭、五年前に比較すると二一二％以上の著増である。もっとも、家畜飼養農家総数に対する乳牛飼養農家数の割合は、五五年においてもなお四・二％程度であるから、畜産農家全体からみると酪農家の比重は未だ軽いといわねばならぬ。

役肉用牛は五五年現在で戸数二二七万九千余戸。頭数二六三万六千余頭で、五年間の増加率はそれぞれ一四・八％、一七・一％である。これに反し、馬は五〇年に比べ八五・九％、八六・五％といずれも減少した。農林省の推定によれば、これは東北をはじめとする馬飼養地帯において、馬から役肉用牛あるいは動力耕耘機へ移行し

第225表　動力耕耘機・脱穀機使用農家数

	動力耕耘機		動力脱穀機	
	使用農家数	使用農家数割合	使用農家数	使用農家数割合
	戸	%	戸	%
1950年	18,560	0.3	2,676,640	43.3
1955年	455,610	7.5	4,400,635	72.8
$\frac{1955}{1950}\times100$	2454.7%	—	164.4%	—

〔備考〕 使用農家数割合は $\frac{使用農家数}{総農家数}\times100$ で算定された。

たものであろうという。また、めん羊は五ヵ年間に二倍以上増加し、豚は役肉用牛と同じ程度の着実な増勢を示している。

農用機械　動力耕耘機（大型および小型動力カルチ、トラクター）の使用農家数は、五〇年の二五倍近い四五万五六一〇戸に躍進した。全体の農家数に比べると、使用農家の割合はなお七・五%にすぎず、軽微のものにすぎないが、しかしこの発展テンポはきわめて著しいものがある。なお、総使用農家数のうち、北海道の分は一万二七四〇戸である。動力脱穀機使用農家数は四四〇万戸をこえ、全農家数の七三%に近い農家がこれを使っていることがわかる。この使用農家数も、五〇年に比べると六五%近い増加率を示している。動力耕耘機とともに、日本農業機械化の一指標をなすものである。

第224表　家畜種類別飼養農家数と頭数

	乳用牛		役肉用牛		馬		めん羊		豚	
	飼養農家数	飼養農家数割合	飼養頭数	飼養農家数	飼養頭数	飼養農家数	飼養頭数	飼養農家数	飼養頭数	飼養農家数	飼養頭数
	戸	%	頭	戸	頭	戸	頭	戸	頭	戸	頭
1950年	133,024	2.15	198,128	1,985,748	1,071,139	905,324	358,530	253,109	927,260	778,110	421,110
1955年	253,850	4.20	421,110	2,279,630	927,260	778,110	785,760	533,270	533,900	527,900	2,279,630
$\frac{1955}{1950}\times100$	190.8%	—	212.6%	114.8%	86.5%	85.9%	219.2%	210.7%	115.1%	135.9%	114.8%

第二章　農家の経済状態

第一節　農家の所得

農林省統計調査部刊『三一年の農家経済の概要』により、一九五一年一月から一二月にいたる一ヵ年の全国平均農家経済の状態を次に記述しよう。この農林省資料は、全国を一定地域に区分し、そのなかから層別任意抽出方法で選定した五八〇〇戸の農家に、毎日の現金収支一切を記帳させ、その結果を統計調査部で集計整理したものである。なおこの調査は、農家の貨幣経済部分だけに関するものであるから、その調査結果は現物経済部分を含めた農家経済全体の約七〇%に担当する規模のものである。また、この調査における「平均農家」は、現実のわが国の平均的農家より幾分経営規模の大きな農家であることも注意を要する（その他調査上の約束について

は、本年鑑第二八集第五編を参照)。

農業収入　第226表「農業収入」によれば、一九五六年における、北海道をのぞく全府県の農家一戸当り農業収入は二二万九七一三円で、前年にくらべ三・七%の増となっている。北海道を含めると、全国平均で一戸当り二三万五三三五円で二・三%の増である。

右を農区別にみると、北海道では冷害凶作のため農業収入が前年の八四・九%に激減した。東北、北陸、山陰、北九州などの米産地も、わずかながら農業収入が減少した。これに反して、北関東、南関東、瀬戸内、南海の各農区はいずれも二%から五%程度増加し、さらに近畿では一〇%、東海では一五%以上の大幅な増加を記録している。

次ぎに右の農業収入のうち、米作収入だけについてみる(第227表「米の収入」参照)。米の生産額は水陸稲合計で六九七六万石で五五年に比べ九三四万石減少した。その上、生産者米価は石当り平均一万七〇円にきまり、これは前年の実績米価一万二六一円より二〇〇円近く安いので政府売渡し米の収入は全国平均一戸当りで、前年の八万一六〇〇円に対し七万三二〇〇円で一〇・三%の減少となった。政府売渡し以外のものも含めた米作収入は一〇万二五七四円で前年に比べ四・三%の減である。農区別にみると、北海道の減少がもっともひどく、前年に比し五八%という大幅減少である。その他減少のひどい農区は北九州と山陰で、東北、北陸、瀬戸内も減少している。

麦の収入は一九五四年いらい減少をつづけてきたが、この年は一戸平均一万一七〇〇円で、前年の一万二三〇〇円に比べ五・四%減少した。収入減少の原因は、販売価格が低落した上に販売数量が減ったからである。この数年、アメリカ、カナダ等の外麦に圧迫されて衰退傾向にある麦作の窮状を端的に示している。雑穀と豆類の収入は、五五年の六五〇〇円より増加し七三〇〇円であった。これは大豆が五五年に豊作と輸入増のため値下りしたのをきっかけに、今年より農産物価格安定法の対象として安定物資となり、価格支持が

第226表　農業収入

農区＼年次	1955年	1956年	前年比
	円	円	%
全国	230,123	235,335	102.3
全府県	221,609	229,713	103.7
北海道	438,058	371,862	84.9
東北	256,411	251,654	98.1
北陸	215,770	212,334	98.4
山陰	159,276	155,829	97.8
北関東	243,347	251,915	103.5
南関東	259,600	272,063	104.8
東海	220,163	258,484	115.6
近畿	225,868	248,921	110.2
瀬戸内	189,217	195,967	103.6
北九州	215,897	206,943	95.9
南海	160,537	164,118	102.2

第227表　米の収入

農区＼年次	1955年	1956年	前年比
	円	円	%
全国	107,161	102,574	95.7
全府県	104,679	103,899	99.3
北海道	166,966	76,189	42.0
東北	173,952	167,750	96.4
北陸	176,539	166,381	94.4
山陰	82,488	74,928	90.8
北関東	85,456	86,187	100.9
南関東	91,488	94,378	103.2
東海	81,307	86,522	106.4
近畿	98,613	116,525	118.2
瀬戸内	81,036	78,924	97.4
北九州	111,051	100,666	90.6
南海	57,705	57,845	100.2

第228表　麦の収入

農区＼年次	1955年	1956年	前年比
	円	円	%
全国	12,320	11,652	94.6
全府県	12,642	11,946	94.5
北海道	4,754	4,635	97.5
東北	2,221	2,128	95.8
北陸	629	419	66.6
山陰	4,820	3,761	78.0
北関東	14,844	12,630	85.1
南関東	24,044	24,698	102.7
東海	8,280	8,401	101.5
近畿	13,558	11,525	85.0
瀬戸内	18,882	16,916	89.6
北九州	20,466	19,317	94.4
南海	4,120	3,948	95.8

なった。甘諸、馬鈴薯は五五年豊作で価格は暴落したのであるが、これも澱粉が価格安定法の対象となったため、ある程度値下りを防止しえたのである。それでも、主産地たる南関東では前年の収入に比べ一五%、東海二二・五%の大幅な減少を来した。

野菜と果実は、いわゆる産地安の市場高という現象を来した。これは輸送事情が悪化したのが大きな原因である。それでも果実は一万六四〇〇円の収入で前年比一一・六%の増、野菜は二万一六〇〇円で一三%の増加であった。野菜収入の特に増加した農区は東海（三七・四%）、北関東（二六・九%）、瀬戸内（二二%）、南関東（一七・五%）等で、これと対極に北海道は前年に比べ一五・九%の収入減であった。

畜産物収入は近年比較的増勢をたどっているが、そのなかで牛乳と鶏卵の収入増は顕著である。五六年の畜産収入は三万一五〇〇円おこなわれたからである。

次に甘諸、馬鈴薯などいずれも類の収入は、六七〇〇円で、前年の七六〇〇円に比べ一二%の減少とで、前年に比べ二二・八%の収入増である。このうち牛乳販売収入の延びは最大で三〇・一%増であった。ことに東海農区では牛乳収入は六六・三%の増加となり、これに次いで近畿、山陰、北海道、北陸、南海、南関東、瀬戸内などが、いずれも三〇%以上の増加であった。

農業支出　肥料その他生産手段の購入費は八万二五〇〇円で、五五年の七万六千円に対し八・六%の増加となった。農業収入が畜産物収入など一部をのぞいて、いずれも減少ないし延びなやみの状態にあるに反し、農業支出は軒なみに増加している。たとえば、肥料費は価格低落の傾向にかかわらず、二万八六〇〇円で四・四%の支出増となっている。施肥量が増加したのがその原因であろう。

肥料に次いで飼料費の支出は一万六六〇〇円で前年に比べ一五・八%の増加となったが、これは畜産部門が拡大し、収入もそれにつれ増大した事実をみれば当然である。飼料価格は前年水準を下回っているので、支出増の原因は飼料購入量の増大にある

第229表　農業支出

農区＼年次	1955年	1956年	前年比
	円	円	%
全国	75,962	82,510	108.6
全府県	72,343	88,893	109.1
北海道	166,351	169,719	102.0
東北	68,961	77,344	112.2
北陸	55,513	61,442	110.7
山陰	56,485	63,120	111.7
北関東	79,874	86,124	107.8
南関東	89,747	97,348	108.5
東海	85,974	96,681	112.5
近畿	70,971	79,747	112.4
瀬戸内	61,694	66,983	108.6
北九州	71,492	72,247	101.1
南海	60,835	64,230	105.6

第230表　肥　　料

農区＼年次	1955年	1956年	前年比
	円	円	%
全国	27,350	28,567	104.4
全府県	26,006	27,193	104.6
北海道	62,140	61,621	99.2
東北	22,373	25,655	114.7
北陸	20,825	22,077	106.0
山陰	17,244	18,589	107.8
北関東	27,796	28,678	103.2
南関東	32,089	32,923	102.6
東海	85,974	96,681	112.5
近畿	70,971	79,747	112.4
瀬戸内	61,694	66,983	108.6
北九州	71,492	72,247	101.1
南海	60,835	64,230	105.6

の傾向にあることを示している。

農薬、農機具は、それぞれ前年比一二%、〇・七%の増加となっている。雇用労賃や賃借料も前年をやや上回っているが、それほど大きな変動はない。

農業所得　農業収入と農業支出の差――農家所得は全国平均一戸当り一五万二八〇〇円で五五年（一五万四二〇〇円）に比べ〇・九%の減少となっている。農区別にみると、北海の減少がもっともはなはだしく二五・六%の減であった。東北、北陸、山陰、北九州など、米作地帯はこれに次いで六%から一〇%前後減少した。これに反し東海二〇・五%、南関東一二・六%とそれぞれ増加しているが、他の農区はほぼ前年と等しい。

農外事業所得と労賃俸給収入　農家の農家外の収入は合計して一二万一二〇〇円であるが、これは前年の一一万六三五〇円に比べ四・二%の増加である。このうち、林業収入が一万五三〇〇円となって前年に比べ三五・五%、の大幅増加となり、注目をひくが、これは木材市場が好況で用材、薪炭価格が上昇したためである。林業収入の増加が特に顕著なのは東海（六九・八%）、北九州（六四・二%）近畿（五八・三%）等で、南関東、南海などがこれに次いでいる。これに対し、農家の山林所有が少ない北陸農区では一・六%の増にすぎなかった。

以上の農業外事業から得られた所得は、一万九五〇〇円で前年の一万五二〇〇円に比し二七・六%の増加となった。

労賃俸給収入は全国平均一戸当り七万二六六円で（第232表労賃俸給の収入）、前年よりわずかながら減少した。いわゆる「神武景気」にかかわらず、農家の労賃収入がむしろ減少したことは注目されねばならない。農区別にみると、北海道が三万五〇六五円で三〇%も激減している。また東北、東海、北九州、南海なども二%から五%の減少となった。わずかに山陰、北関東が五%

ことは疑いない。また、種畜、小動物の購入費が五五年に比べ二七%と大きく増大しているが、これは今後も畜産が拡大生産

第231表　農　業　所　得

農区＼年次	1955年	1956年	前年比
	円	円	%
全国	154,161	152,825	99.1
全府県	149,264	150,820	101.0
北海道	271,707	202,143	74.4
東北	187,450	174,310	93.0
北陸	160,257	150,892	94.2
山陰	102,791	92,709	90.2
北関東	163,473	165,791	101.4
南関東	169,853	174,715	112.6
東海	134,189	161,803	120.6
近畿	154,897	169,174	109.2
瀬戸内	127,523	128,984	101.1
北九州	144,405	134,696	93.3
南海	99,702	99,888	100.2

第232表　労賃俸給の収入

農区＼年次	1955年	1956年	前年比
	円	円	%
全国	73,103	72,666	99.4
全府県	74,053	74,221	100.2
北海道	49,748	35,065	70.5
東北	64,114	62,650	97.8
北陸	92,010	93,892	102.1
山陰	78,483	83,432	106.3
北関東	69,459	72,688	104.6
南関東	55,978	56,964	101.7
東海	78,444	76,011	96.8
近畿	97,556	96,805	99.0
瀬戸内	85,786	87,918	102.5
北九州	70,725	66,639	94.2
南海	58,474	56,931	97.4

第233表　農家の総所得

農区＼年次	1955年	1956年	前年比
	円	円	%
全国	263,711	266,998	101.2
全府県	259,562	266,084	102.5
北海道	362,818	290,068	79.9
東北	286,905	277,219	96.2
北陸	284,778	277,983	97.6
山陰	225,430	229,563	101.8
北関東	270,171	278,486	103.1
南関東	254,444	265,484	104.3
東海	249,772	283,380	113.5
近畿	289,397	307,381	106.2
瀬戸内	253,587	257,422	101.5
北九州	252,789	246,328	97.4
南海	194,903	203,146	104.2

前後の増加で、他は前年とかわらない。

農家の総所得　第233表は、農業所得、財産利用収入、労賃俸給収入、被贈扶助などの収入を加算した総現金所得を表示したものである。これによると、一戸当り平均二六万六九九八円で、前年の一〇一・二%に相当し、ごくわずかの増収であった。北海道農区は、前述のような原因で前年の七九・九%という大きな減収となり、他の農区をみても、東北、北陸など東日本は概して減収、これに対して東海、近畿などは東日本に比べ相対的に増収を記録している。

第二節　家　計　費

家計支出　一九五六年の農家一戸当りの家計費現金支出は、総額一八万一〇〇六円で前年より三・八%増加した（第234表　農家の家計費を参照）。農家の購入する家計用品の価格は前年に比べ約〇・五%上昇したから、実質的な消費水準の上昇は、わずか三・八%程度の微勝にとどまった。

農区別に見ると、北海道では二二万五二四九円で、絶対額においては他の農区のいずれよりも多いが、前年に比べると五・八%の支出減となっている。これに対し山陰（一〇・八%）、近畿（一〇・〇%）が増加率高く、その他はいずれもわずかながら増加している。絶対額からいうと、南海は一三万四二八四円で一ヵ月平均一万円余であるから、現物部分を考慮しても一戸当りの家計支出がいかに少ないものであるかがわかる。

費目別家計支出　まず飲食費をみると、一戸当り平均で五万〇四六二円で前年に比べ三%の増加となっている。現金支出額が少ないのは、米その他の自給部分が大きいからである。北海道と南海では前年に比べ飲食費の支出が減少したが、他の農区では、わずかながらいずれも増加している（第235表　飲食費）。

次に被服費をみると、金額にして三万一五三九円で、前年の三万一二五〇円に比べほとんど変らない。被服費はこの数ヵ年、農家の収入増加に即応してふえてきたのであるが、今年はそれがストップ

第234表　農家の家計費

農区＼年次	1955年	1956年	前年比
	円	円	%
全国	174,329	181,006	103.8
全府県	171,667	179,190	104.4
北海道	239,218	225,249	94.2
東北	184,196	187,383	101.7
北陸	170,485	172,052	100.9
山陰	148,596	164,717	110.8
北関東	178,947	189,265	105.8
南関東	174,361	184,725	105.9
東海	178,258	180,449	101.2
近畿	187,616	206,471	110.0
瀬戸内	169,693	175,955	103.7
北九州	164,882	169,751	103.0
南海	128,558	134,284	104.5

第235表　飲　食　費

農区＼年次	1955年	1956年	前年比
	円	円	%
全国	49,014	50,462	103.0
全府県	47,935	49,475	103.2
北海道	75,272	74,440	98.9
東北	55,588	56,752	102.1
北陸	40,505	43,022	106.2
山陰	41,900	42,645	101.8
北関東	48,382	51,593	106.6
南関東	49,195	51,539	104.8
東海	46,036	46,955	102.0
近畿	54,766	57,705	105.4
瀬戸内	46,677	47,687	102.2
北九州	46,424	47,100	101.5
南海	40,873	40,110	98.1

してしまったことは注意せねばならぬ。しかも衣料品価格はこの年微騰しているのであるから、実質的にみると農民の衣料消費は減少したといわねばならぬ。農区別にみると、ここでも北海道は一七％近く減少、北陸と東海も減っている。その他の農区ではいずれもすこしずつ増加しているが、最高のものでも近畿の八％あまりである。

住居費は二万二二四一円で、前年に比べ、五・九％の増となっている。山陰では一九・五％近畿一三・七％、南関東一〇％とそれぞれ増加しているが、それ以外の農区でも、北海道と東北をのぞき、いずれもかずかず増加している（第237表　住宅費）。

第236表　被　服　費

農区＼年次	1955年	1956年	前年比
	円	円	%
全国	31,250	31,539	100.9
全府県	30,719	31,317	101.0
北海道	44,160	37,002	83.8
東北	34,137	34,558	101.2
北陸	33,058	31,040	93.9
山陰	26,890	28,832	107.2
北関東	32,082	32,634	101.7
南関東	28,537	29,167	102.2
東海	31,981	30,996	96.9
近畿	32,321	35,148	108.7
瀬戸内	32,172	33,329	103.6
北九州	27,545	27,984	101.6
南海	24,056	25,590	106.4

学校教育費は金額にして九〇五四円で前年の八一一六円に比べると一一・六％の増である。教育費の負担は農家の家計にとって相当の重荷となっているが、今年も右のように増加した。なかでも東北の一九・五％の増加は、その農区の農家総所得が前述のように減少している事実と対比すれば、看過できない意味をもつものといえる。住居費その他の家計支出をみても、減少するかあるいは微増したにすぎないにかかわらず、このように教育費が増加したのは、教育費支出の増加によって他の家計支出が食いこまれたものとも推定される。

教育費の増加した農区はほかに、北九州一八・九%、北陸一八・五%、近畿一七・八%、南海一五・一%などである。東北農区について述べたことは、北九州についても妥当するであろう。また、農家所得と家計支出の激減した北海道農区でも、教育費は五%増加している点も注目される。教育費のように、学校から強制的半強制的に徴収される費目が増加すると、他の家計支出がやむなく節減されるものと推定される。

その他、交通通信費が一戸当り平均にして前年の一一・六%、光熱費が四・六%それぞれ増加した。

次に、家計費ではないが、農家の租税公課諸負担をみると一戸当りで三万一一二三円で前年の二万八二五三円に比べ一〇・二%の増加となった。北海道のように農家所得も、家計支出も減少しているところでも、税金公課諸負担だけは増加している(二一・六%)のは、いずれの点からみても合理的な負担となっていないことがわかる。この負担の減少したのはただ東北農区だけであって(〇・五%)、その他はいずれも増加している。特に山陰(二〇・三%)、瀬戸内(二一・六%)は大幅の増で、その他北関東、東海、北九州、南海などいずれも一〇%以上の増加である。

第237表　住　居　費

農区＼年次	1955年	1956年	前年比
	円	円	%
全国	21,005	22,241	105.9
全府県	20,897	22,273	106.6
北海道	23,563	21,476	91.1
東北	22,412	21,790	97.2
北陸	26,916	27,136	100.8
山陰	19,843	23,709	119.5
北関東	21,834	23,333	106.9
南関東	19,264	21,374	110.0
東海	21,584	22,902	106.1
近畿	23,659	26,903	113.7
瀬戸内	20,515	22,166	108.0
北九州	18,100	18,427	101.8
南海	14,516	15,849	109.2

第238表　学校教育費

農区＼年次	1955年	1956年	前年比
	円	円	%
全国	8,116	9,054	111.6
全府県	7,972	8,921	111.9
北海道	11,704	12,317	105.2
東北	7,907	9,446	119.5
北陸	6,561	7,772	118.5
山陰	8,058	8,487	105.3
北関東	10,080	11,045	109.5
南関東	6,445	7,031	109.1
東海	8,037	7,972	99.2
近畿	6,679	7,869	117.8
瀬戸内	8,979	9,812	109.3
北九州	8,888	10,569	118.9
南海	7,332	8,440	115.1

第三節　農家経済余剰

経済余剰　農家の収入総額から支出総額を差引いた差額たる余剰は、一戸当り平均五万二八〇一円である。これは前年度の五万九一九一円に比べると一〇・八%、金額にして三九〇円の減少である(第239表　農家経済の余剰参照)。

これを農区別にみると、北海道にあっては五五年に六万九二〇三円の余剰であったものが、今年はわずか八〇七二円と、じつに八八・三%の大幅減少になっている。冷害凶作の打撃が、北海道農民の経済にいかに大きな打撃をあたえたかがここに明瞭に示されている。八千円余の「余剰」がでた、といっても、年末にこの程度の現

第239表　農家経済の余剰

農区＼年次	1955年	1956年	前年比
	円	円	%
全国	59,191	52,801	89.2
全府県	58,694	54,679	93.2
北海道	69,203	8,072	11.7
東北	68,913	56,163	81.5
北陸	76,082	64,197	84.4
山陰	52,412	35,553	67.8
北関東	61,177	55,833	91.3
南関東	52,633	51,274	97.4
東海	41,352	67,564	163.4
近畿	71,101	69,138	97.2
瀬戸内	58,673	50,988	86.9
北九州	57,979	43,277	74.6
南海	46,050	46,589	101.2

金余剰しかないとすれば、五七年一月からの日常生活にもこと欠くのは想像するに難くない。

北海道について減少しているのは、山陰（前年の六七・八%）、北九州（七四・六%）、東北（八一・五%）、北陸（八四・四%）等である。これに反し、前年より増加したところは、東海（一六三・四%）で、その他はわずかに増加したか、あるいは減少している。以上の観察からわかるように、今年の農家経済は、何よりも北海道の凶作による窮状を第一の特徴とし、さらに全般的にみても、一九五五年に比べ農家の状態は後退したことを第二の特徴とする、といえる。特に五五年の豊作で米作収入が増大した東北、北陸が今年は収入減によって、全国的にみても経済状態の悪化を示していることが確認される。もっとも、比較した年度が豊作による収入増で経済の一時的好況を記録した五五年であるから、今年度の結果をみて、農家経済が不況におちいったと判断することも正しくないであろう。また、右に示した数字はすべて全国平均数字であるから、階層別にみると、なおさまざまな変化と差別のあることにも注意されたい。第240表は以上の統計を総括した農家経済収支の概要である。

農家の投資　農林省の前掲資料は、農家がその余剰をいかに使用したかについてもふれているので、次にそれを紹介しておく。

全国平均でみると、経済余剰――一九五五年一二月末に生じた余剰金の運用と、今年度の投資あるいは蓄積にむけられた経済余剰は次のように使用された。すなわち、土地への投資一万七五二円（前年比一四一・一%）、建物への投資一万二六八六円（九一・八%）、大農具への投資一万一五〇六円（一一五・三%）、大動物への投資六五二二円（一二八・四%）である。さらに預貯金と農業経営外部への投資額は合計して三万二五〇〇円である。

他方、減資としての資産売却は一万九六〇〇円で前年に比べ五〇%増加した。借入金は三万五五〇〇円で対前年比一一・五%増となり、今年一ヵ年の借入金総増加額は五六〇〇円となった。

以上を農区別にみると、土地投資は北海道、瀬戸内、北九州、南海が他の農区に比べ群をぬいて多く、建物への投資は北海道と近畿以西の西日本地域が多い。また動物への投資は山陰、南北関東、北九州、南海が特に多い。

第三章　農家の租税公課諸負担

第一節　概　観

農林省の実施している農家経済調査の結果より、農家の租税公課諸負担に関する部分を整理とりまとめて公表された「昭和三〇年度

第240表　農家経済調査現金収支概要

全府県一戸当り平均（1月～12月）

	金額 1955年	金額 1956年	1956／1955 比率
	円	円	%
農業収入	221,607	229,713	103.7
主なる内訳 米	104,679	103,899	99.3
（うち供出）	(79,398)	(73,235)	92.2
麦	12,642	11,946	94.5
豆類	3,351	3,939	117.5
雑穀・いも類	6,189	5,175	83.6
野菜	18,739	21,514	114.8
果樹	15,254	17,032	111.7
工芸作物	16,162	16,568	102.5
養蚕	13,023	12,943	99.4
養畜	23,999	29,251	121.9
主なる内訳 牛乳	5,932	7,545	127.2
主なる内訳 鶏および鶏卵	12,134	14,947	123.2
農業支出	72,343	78,893	109.1
主なる内訳 雇用労賃	4,989	5,228	104.8
動物	2,529	3,270	129.3
肥料	26,007	27,193	104.6
飼料	13,972	16,276	116.5
農薬	2,965	3,517	118.7
農具	4,120	4,182	101.5
賃借料・料金	3,488	3,710	106.4
農外収入	117,171	122,389	104.5
主なる内訳 林業収入	11,419	15,583	136.5
水産商工鉱業収入	8,028	8,476	105.6
労賃俸給収入	74,053	74,221	100.2
被贈扶助収入	15,899	15,577	98.0
農外支出	8,528	8,854	103.8
租税公課諸負担	27,546	30,486	110.7
主なる内訳 所得税	4,079	4,952	121.4
市町村民税	2,941	3,287	111.8
固定資産税	7,034	7,486	106.4
家計支出	171,667	179,190	104.4
主なる内訳 飲食費	47,935	49,475	103.2
被服費	30,719	31,317	101.9
光熱費	6,165	6,473	105.0
住居費	20,897	22,273	106.6
保健衛生費	11,118	11,807	106.2
交通通信費	4,887	5,426	111.0
学校教育費	7,972	8,921	111.9
交際費	13,219	13,991	105.8
収支差引額	58,694	54,679	93.2
財産的収入	198,898	220,099	110.7
主なる内訳 固定資産売却	12,689	18,118	142.8
（うち土地）	(4,014)	(5,854)	145.8
引出および回収	158,503	169,924	107.2
借入金	26,184	29,653	113.3
財産的支出	253,881	270,943	106.7
主なる内訳 固定資産購入 土地	7,607	10,297	135.4
建具	13,335	12,156	91.2
大農具	9,279	11,206	120.8
大動物	5,242	6,762	129.0
預金および積立金	191,292	201,394	105.3
借入金返済	24,628	25,873	105.1

農家の租税公課負担に関する調査報告」（一九五七年三月刊）によって、その大要を以下に記述する。なおこの調査結果は、一九五五年四月一日から五六年三月三一日までの一ヵ年の数字をとりまとめたものである。また調査対象は「農家経済調査」と同様に全国各農区の五六六戸で、調査上の約束はすべて同調査におけるものと同一である。

農家経済と租税等負担の推移　まず調査農家の全国平均一戸当り農家経済と租税公課諸負担との関係をみよう。第241表その一によれば、五五年度の農家経済余剰は黒字九三三四円で、この年は例年にない豊作にめぐまれたことによる。この調査で、現物と現金を含めて、農家経済収支が黒字となったのは、一九五一年とこの年度だけである。

第241表　農家経済と租税公課諸負担の平均的推移（その 1）

（全国平均1戸当り）

種目	総額	内現金（償却額を含む）
	円	円
農業収入	372,137	239,697
農業必要経費	116,948	113,212
(差引)農業所得	255,189	126,485
農外収入	107,743	99,469
農外支出	9,400	8,723
(差引)農外所得	98,343	90,746
農家総所得	353,532	217,231
税引所得	322,091	185,790
家計費	312,757	193,090
農家経済余剰又は不足	9,334	△ 7,300

〔備考〕 △印は不足を表す。

農業収入は三七万二一三七万円で、前年の三一万七九〇八円に対し一一・七％増である。農業必要経費は一一万六九四八円で前年度の八％増にとどまった。したがって農業所得の増加率は農業収入の増加率を上まわり、また、その総計額は二五万二一八九円で、前年度の二〇万四八八八円より二四・五％だけ増加した。

農業外収入と支出は、これに対して、さほどの増減なく、停滞している（第241表その一および二を参照）。

租税公課負担は三万一四四一円で、前年の二万七九一〇円に対し一一二・七％である。この増加率は農業所得と農家所得の増加率より低かったので、税引所得は前年の二七万六九四一円に対し五五年は三二万二〇九一円で、一六・三％の増となった。これに対して、農家の家計費は三一万二九五七円で、前年に対しわずか三・三％の微増であった。したがって、五五年度の農家経済収支は、前年度の二万五九七〇円の赤字に対し、逆に九三三四円の黒字になったのである。

第241表　農家経済と租税公課諸負担の平均的推移

（その 2）　（全国平均1戸当り）

種目	1954年度	1955年度	1954年度に対する1955年度の指数
	円	円	%
農業収入	317,908	372,137	117.1
農業必要経費	108,273	116,948	108.1
農業所得	204,888	255,189	124.5
農外所得	99,963	98,343	98.4
農家総所得	304,851	353,532	116.0
租税公課諸負担	27,910	31,441	112.7
税引所得	276,941	322,091	116.3
家族家計費	302,911	312,757	103.3
農家経済余剰または不足	△25,970	9,334	—

〔備考〕 △印は不足を表す。

農家の租税公課諸負担を種類別にみると（第241表その三）、国税は一七・三％地方税は一二・二％、公課諸負担は一一・三％それぞれ増加した。すなわち公課諸負担より租税の増加率が上まわっているが、これは国税、特に申告所得税の増加に起因しているのである。したがって、国税、地方税等の総負担における構成割合をみると、国税は一六・四％から一七％にあたり、国税を含めた租税の負担は五八・九％から五九・四％に比重を高め、公課諸負担はそれと逆に比重を軽くしたのである。農家総所得に対する租税公課諸負担の負担率は、一九五四年度の九・二％より低下して八・九％となった。これは農家所得が前述のように大幅に

第241表　農家経済と租税公課諸負担の平均的推移

（その 3）　（全国平均1戸当り）

種目		負担額 金額	負担額 比率	農家総所得に対する割合	現金所得に対する割合
		円	%	%	%
租税公課諸負担	国税	5,365	17.0	1.5	2.5
	道府県税	653	2.0	0.2	0.3
	市町村税	12,669	40.4	3.6	5.8
	租税負担計	18,687	59.4	5.3	8.6
	公課諸負担	12,754	40.4	3.6	5.9
計		31,441	100.0	8.9	14.5

第241表　農家経済と租税公課諸負担の平均的推移

（その 4）　（全国平均1戸当り）

種目	耕地反当 農業所得	耕地反当 所得税	耕地反当 租税公課諸負担
価額	21,811円	316円	2,569円

〔備考〕　所得税および租税公課負担はともに源泉所得税を除いたものである。

増加したためである。もっとも、現金農家所得に対する租税公課負担率はごくわずかしか（〇・二%）低下していない。

第二節　地域別・経営形態別の状態

農家経済と租税公課諸負担の地域別比較　農家経済と租税公課諸負担を地域別に考察すると次のとおりである（第242表参照）。農家経済余剰は、北海道が四万一〇三七円の赤字であったほかは、各農区とも黒字で、なかでも近畿四万〇五三八円と北陸二万八九六七円の黒字は他地区をぬいて大きい。要するに米作地帯と都市近郊地帯の農家経済が好転したことがわかる。

租税公課諸負担をみると、北海道の五万〇七九四円が最高で、北陸、近畿がこれに次ぎ、東北、北関東、東海、北九州各農区は三万円台である。

負担率をみると、北海道が一二・九%で最高、北陸、北九州などこれに次いでいる。最低は南海の七・九%である。次に耕地反当りで農区別の比較をすると、農業所得は近畿の三万三〇二七円が最高で、瀬戸内、東海、北関東、北陸が二万五千円台でこれに次ぎ、北海道は六六一二円で最低となっている。これに対して反当租税公課諸負担は近畿三八二八円で最高、北陸、東海、瀬戸内、北九州、山陰が三千円台である。北海道は最低で五六九円となっているが、経済収支がマイナスとなっている点を考えれば、これでも重い負担となっていたことは明白である。なお、反当り農業所得と租税公課負担の関係は、最高と最低をのぞき、かならずしも強い相関関係を示していない。

農家経済と租税公課諸負担の経営形態別比較　経営形態別に右の状態を比較して表示したものが第243表その一および二である。

（注）　経営形態は次の分類による。米一毛作――経営耕地面積に対する水田の割合が八〇%で、水田の八〇%以上に米一毛作をおこなうもの。米麦二毛作――水田割合八〇%以上で、水田の五〇%以上に麦類等の裏作をおこなうもの。普通畑作――六〇%以上の面積に普通畑作をおこなうもの。蔬菜作――三〇%以上に蔬菜作をおこない、農業現金収入の五〇%以上が蔬菜現金収入のもの。果樹作――二〇%以上の面積が果樹作に利用されるもの。養蚕――二〇%以上が桑園として利用され、養蚕をおこなうもの。その他――以上の分類に入らぬもの。

米一毛作、米麦二毛作および果樹作経営は農家経済収支が黒字を

第242表　農家経済と租税公課諸負担の地域別比較

項目 / 地域	農業所得	農外所得	農家総所得	租税公課諸負担	税引所得	家計費	農家経済余剰	農家所得に対する租税公課諸負担率	耕地反当 農業所得	耕地反当 租税公課諸負担	農業所得の対前年比	農家経済余剰の対前年増減額
	円	円	円	円	円	円	円	%	円	円	円	円
北海道	343,159	51,433	394,592	50,794	343,798	384,835	△ 41,037	12.9	6,612	969	127.1	＋ 46,263
東北	295,979	85,164	381,143	33,235	347,908	344,673	3,235	8.7	21,924	2,426	120.1	＋ 31,613
北陸	261,689	116,004	377,693	38,332	339,361	310,394	28,967	10.2	25,407	3,551	125.0	＋ 31,378
山陰	198,794	116,017	314,811	25,235	289,576	279,229	10,347	8.0	24,849	3,012	132.3	＋ 42,523
北関東	270,637	90,607	361,244	30,417	330,827	330,308	519	8.4	25,532	2,752	124.0	＋ 32,251
南関東	272,062	75,777	347,839	28,273	319,566	314,697	4,869	8.1	23,056	2,289	118.3	＋ 30,510
東海	247,942	109,770	357,712	33,371	324,341	312,080	12,261	9.3	26,100	3,337	132.7	＋ 43,194
近畿	264,216	128,645	392,861	33,970	358,891	318,353	40,538	8.6	33,027	3,828	127.9	＋ 48,532
瀬戸内	222,960	116,960	339,920	27,840	312,080	297,395	14,685	8.2	27,870	3,255	128.6	＋ 37,561
北九州	237,915	94,639	332,554	31,968	300,586	298,460	2,126	9.6	24,032	3,093	121.0	＋ 26,478
南海	191,774	86,368	278,142	22,035	256,107	247,457	8,650	7.9	21,074	2,375	124.3	＋ 25,092

〔備考〕　△印は不足を表す。

示している。なかでも果樹作経営が余剰三万二六二八円をだして最高である。これに反して、養蚕、蔬菜作、畑作経営はいずれも赤字で、なかでも養蚕はマイナス二万八一〇五円で赤字はもっとも大きい。経営耕地反当り農業所得でみても、果樹作が三万二〇一二円で最高、米麦二毛作、蔬菜、米一毛作、養蚕、畑作の順となっている。農外所得は米一毛作、米麦二毛作、畑作経営が一〇万円台をこえて多い。

租税公課諸負担をみると、米一毛作が最高で四万一三八三円であるが、これに次いで米麦二毛作三万四六三三円、果樹作、蔬菜作の順となっている。これを反当りでみると最高の米麦二毛作が三七〇三円、これに次いで米一毛作三二六一円、果樹作三〇三七円等である。以上の諸点をみると、農家の租税公課負担は、農業所得あるいは農家所得の大いさよりも、むしろ経営耕地面積の大いさとの関連がより深いことがわかる。

要するに、経営形態別に租税公課諸負担をみると、反当農業所得では第二位の米麦二毛作が、反当租税および公課諸負担ともに最大で、反当農業所得が三万円で他の形態よりも高い果樹作経営が反当租税公課諸負担は第三位で米一毛作農家より低い点は注目されねば

第243表　農家経済と租税公課諸負担の経営形態別比較（その 1）

項目＼経営形態別	米一毛作	米二毛麦作	畑作	蔬菜作	果樹作	養蚕
経営耕地面積	反 12.2	反 8.7	反 9.0	反 10.6	反 10.6	反 10.9
農業収入	円 287,580	円 346,820	円 265,895	円 452,825	円 534,496	円 376,250
農業必要経費	96,499	107,629	99,139	164,565	195,170	131,905
(差引)農業所得	291,081	239,191	166,756	288,260	339,326	244,345
農外所得	103,456	110,021	105,103	69,031	81,746	79,571
農家総所得	394,537	349,212	271,859	357,291	421,072	323,916
租税公課諸負担 国税	7,404	7,508	2,542	5,010	8,200	3,319
道府県税	698	658	505	1,525	985	573
市町村税	15,818	13,166	8,235	12,827	12,703	13,708
租税小計	23,920	21,332	11,282	19,362	21,888	17,600
公課諸負担	17,463	13,301	8,902	11,111	11,370	11,354
計	41,383	34,633	20,184	30,473	33,258	28,954
家計費	339,000	308,122	265,259	346,861	355,186	323,067
(差引)農家経済余剰または不足	14,154	6,457	△13,584	△20,043	32,628	△28,105
農家所得に対する租税公課諸負担率 国税	% 1.9	% 2.1	% 0.9	% 1.4	% 2.0	% 1.0
道府県税	0.2	0.2	0.2	0.4	0.2	0.2
市町村税	4.0	3.8	3.0	3.6	3.0	4.2
租税小計	6.1	6.1	4.1	5.4	5.2	5.4
公課諸負担	4.4	3.8	3.3	3.1	2.7	3.5
計	10.5	9.9	7.4	8.5	7.9	8.9
反当計算 農業所得	円 23,859	円 27,494	円 18,528	円 27,194	円 32,012	円 22,417
租税	1,831	2,179	1,087	1,680	1,965	1,548
公課諸負担	1,431	1,528	989	1,048	1,073	1,042
租税公課諸負担	3,262	3,707	2,077	2,728	3,038	2,590

〔備考〕 △印は不足を表す。

ならぬ。これは米作経営の公課諸負担がきわめて高いことから生じていることも、前掲の表をみれば明らかである。

農家総所得に対する租税公課負担の負担率をみると、米一毛作が一〇・五%でもっとも高く、米麦二毛作九・九%、養蚕八・九%、そして、果樹作は七・九%で畑作七・四%とともに最低の水準にあることは、注意されてよい。

次に経営形態別にみた税種別負担率における差異は、租税公課諸負担の経営形態別構成比重にも反映されている。すなわち、各形態とも、租税と公課諸負担の比重は前者の方がより重いのであるが、そのなかでも果樹経営は租税が六五・八%を占めて最も重い（第243表その二）これに次いで、蔬菜作、米麦二毛作、養蚕、米一毛作、畑作の順となっている。

国税、地方税別にみると、国税の比重のもっとも大きいのは果樹作の三七・五%で、米麦二毛作、米一毛作がこれに次いでいる。また人税と物税にわけてみると、

第243表　農家経済と租税公課諸負担の経営形態別比較（その 2）

		米一毛作	米麦二毛作	畑作	蔬菜作	果樹作	養蚕
		円	円	円	円	円	円
実額	国税	7,404	7,508	2,542	5,010	8,200	3,319
	地方税	16,516	13,824	8,740	14,352	13,688	14,281
	租税計	23,920	21,332	11,282	19,362	21,888	17,600
		%	%	%	%	%	%
構成比	国税	31.0	35.2	22.5	25.9	37.5	18.9
	地方税	69.0	64.8	77.5	74.1	62.5	81.1
	租税計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
		円	円	円	円	円	円
実額	租税	23,920	21,332	11,282	19,362	21,888	17,600
	公課諸負担	17,463	13,301	8,902	11,111	11,370	11,354
	租税公課諸負担	41,383	34,633	20,184	30,473	33,258	28,954
		%	%	%	%	%	%
構成比	租税	57.8	61.6	55.9	63.5	65.8	60.8
	公課諸負担	42.2	38.4	44.1	36.5	34.2	39.2
	租税公課諸負担	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
		円	円	円	円	円	円
実額	人税	14,623	12,036	5,614	7,803	12,261	8,391
	物税	9,297	9,296	5,668	11,559	9,627	9,209
	計	23,920	21,332	11,282	19,362	21,888	17,600
		%	%	%	%	%	%
構成比	人税	61.1	56.4	49.8	40.3	56.0	47.7
	物税	38.9	43.6	50.2	59.7	44.0	52.3
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
農家所得に対する租税公課諸負担の割合	人税	3.7	3.4	2.1	2.2	2.9	2.5
	物税	2.4	2.7	2.1	3.2	2.3	2.8
	計	6.1	6.1	4.2	5.4	5.2	5.3

人税の比重が高いのは米一毛作の六一・一％米麦二毛作五六・四％、果樹作五六・〇％等となっている。物税の比重の高いのは、蔬菜作、養蚕、畑作等である。

第三節　階層別の状態

農家経済と租税公課諸負担の所得階層別比較　所得階層経営形態別に経済余剰をみると、米一毛作は年間所得三〇万円以下の階層ではマイナスを示し、他の経営形態たる畑作、蔬菜作、果樹作、養蚕、米麦二毛作等はおなじく四〇万円以下層でマイナスを示している。黒字農家率の最高のものは米一毛作の六五・七％で、次いで果樹作四四・二％、蔬菜作三四・〇％等となっている。畑作は最低である。

また七〇万円以上所得階層で、もっとも黒字額の大きいのは養蚕農家の五〇万五三〇七円で、これに次いで果樹作三二万四六三四円、畑作二六万五五八一円等が大きく、これに対し赤字の絶対額の大きいものは果樹作農家の一一万二四四六円であり、養蚕の八万五七一八円、畑作の六万七〇六六円などがある。これは、果樹作や養蚕では、一部の農家は大きな黒字をだし、一部の農家は反対に大きな赤字をだし、その差がはなはだしいことを示し

第244表　経営形態別所得階層別農家経済と租税公課負担

経営形態別 ＼ 所得階層別		10万円未満	10万円～15万円	15万円～20万円	20万円～25万円	25万円～30万円	30万円～40万円	40万円～50万円	50万円～70万円	70万円以上	平均	△農家
米一毛作	農家経済余剰	円 64,723	円 △46,499	円 △43,247	円 △11,404	円 △30,029	円 7,242	円 16,032	円 52,187	円 163,726	円 14,154	円 —
	反当農業所得	16,432	18,906	17,735	21,463	20,586	22,832	24,012	25,179	27,527	23,039	—
	反当租税公課諸負担	1,918	2,137	2,306	2,414	2,798	2,966	3,399	4,078	4,078	3,392	—
	農家所得に対する負担率	% 8.8	% 7.2	% 9.5	% 7.6	% 8.6	% 8.9	% 10.4	% 12.5	% 12.8	% 10.5	—
米麦二毛作	農家経済余剰	△64,132	△53,962	△30,182	△23,673	△11,741	△10,869	28,694	74,188	206,182	6,457	—
	反当農業所得	18,609	19,590	22,527	25,583	26,892	27,923	27,151	30,367	33,286	27,493	—
	反当租税公課諸負担	2,999	2,540	2,301	2,970	3,156	3,899	4,093	5,078	6,662	3,981	—
	農家所得に対する負担率	% 11.3	% 9.0	% 6.8	% 8.1	% 8.4	% 9.0	% 10.3	% 12.0	% 13.6	% 9.9	—
畑作	農家経済余剰	△72,324	△45,996	△38,810	△25,085	△3,692	△2,115	31,348	54,286	265,581	△13,584	△300,156
	反当農業所得	11,665	14,443	15,733	18,354	19,296	18,631	21,463	23,052	20,542	18,528	—
	反当租税公課諸負担	1,541	1,473	1,562	1,829	2,110	2,174	2,839	3,880	5,264	2,243	1,782
	農家所得に対する負担率	% 8.1	% 6.4	% 6.1	% 6.3	% 6.6	% 7.5	% 8.1	% 9.8	% 10.6	% 7.4	—
蔬菜作	農家経済余剰	△38,295	△67,066	△54,893	△62,799	△25,272	△36,966	9,976	21,319	149,649	△20,043	—
	反当農業所得	14,563	19,499	23,311	20,646	29,464	23,517	32,629	30,420	35,168	27,194	—
	反当租税公課諸負担	901	1,966	2,223	2,493	1,929	2,479	2,991	3,523	5,099	2,875	—
	農家所得に対する負担率	% 5.7	% 9.2	% 7.0	% 9.6	% 5.8	% 8.5	% 7.7	% 9.4	% 10.0	% 8.5	—
果樹作	農家経済余剰	△96,470	△113,446	△57,324	△27,403	△45,631	△14,344	24,173	106,070	314,634	32.628	△406,966
	反当農業所得	6,560	13,958	18,863	20,536	22,155	28,402	28,787	38,059	54,250	32,012	—
	反当租税公課諸負担	971	1,891	2,628	1,785	1,908	2,503	2,835	3,275	5,903	3,137	190
	農家所得に対する負担率	% 11.0	% 10.3	% 8.6	% 6.8	% 6.4	% 6.7	% 7.3	% 7.4	% 9.3	% 7.9	—
養蚕	農家経済余剰	△85,718	△50,923	△52,430	△54,846	△50,379	△20,684	3,167	14,843	505,307	△28,105	△535,620
	反当農業所得	10,393	15,277	17,773	19,146	21,477	22,747	24,805	25,559	29,382	22,417	—
	反当租税公課諸負担	2,001	1,779	1,899	2,168	2,354	2,488	3,157	3,530	4,018	2,656	2,376
	農家所得に対する負担率	% 9.5	% 8.9	% 7.5	% 8.6	% 8.6	% 8.5	% 9.1	% 10.1	% 10.5	% 8.9	—

〔備考〕　△印は不足を表す。

ている。また米一毛作、米麦二毛作、蔬菜作経営の農家には、こういう大きな差は現われていない。

反当農業所得を経営形態別に示すと、果樹作農家が三万二〇一二円で最高、米麦二毛作の二万七四九四円がこれに次ぎ、蔬菜作、米一毛作、養蚕、畑作の順となっている（前掲の第243表その一参照）。これも所得階層別に示すと、畑作と蔬菜をのぞき、所得が大きくなれば反当り所得は大きくなる傾向を示している。

さて、経営形態別に租税公課諸負担の実額をみると、米一毛作が四万一三八三円でもっとも大きく、米麦二毛作、果樹作、蔬菜作、養蚕、畑作の順となっている。またこれを所得階層別にみると、次のとおりである。負担実額では、米麦二毛作の七〇万円以上階層の一〇万九九二七円が最大で、これに次いで米一毛作の七〇万円以上階層の一〇万六〇二四円が大きい。負担額九万円台のものは畑作と果樹作の七〇万円以上階層で、養蚕と蔬菜作は七〇万円以上階層でも八万円台である。そして、負担額の最低のものは、一〇万円未満の階層で、蔬菜作の九〇一円および果樹作の九七一円である。

農家経済と租税公課負担を経営形態別にみて要約すると次のようになる。負担率からみると、平均的には米一毛作経営が最高で一〇・五％、米麦二毛作九・九％、養蚕八・九％、蔬菜八・五％、果樹作七・九％、畑作七・四％である。これを所得階層別にみると、各形態の経営とも上下の両極層が高い。しかし米一毛作では一〇―一五万円層を最低としてそれ以上、米麦二毛作、養蚕および畑作では一五―二〇万円所得層を最低とし、それ以上、果樹作では二五―三〇万円を最低としてそれ以上が累進的に負担率を大きくしている。蔬菜作は一〇万円未満層を最低とし、七〇万円以上層を最高としている。このように総所得に対する負担率は、経営形態別にみると、所得規模との相関関係はかならずしも一様ではないといえる。しかしまた、米作、畑作などでは、負担率と所得の大いさとには密接な関係のあることが看取される。果樹、蔬菜作には逆の関係がみられる。

不均衡な負担率　第245表は農家経済と租税公課諸負担の動向を、農家の総所得の大いさを基準として分類し階層別に比較したものである。これでみると、経済余剰にプラスとなって残った階層は四〇万円以上の所得層にかぎられ、それ以上は赤字農家である。四〇万円以上の所得階層農家というのは、調査農家の三四・六％に相当しているから、大豊作をうたわれた一九五五年においても、六五・四％の農家はその支出を収入によっては補いえないものであったことが知られる。

家計費充足率をみると、農業所得のみによって家計を維持しうる農家はわずかに七〇万円以上階層のみである（これは調査農家の九・三％に相当する）。また農外所得をいれた農家所得によって家計をまかないえている農家は、三〇万円以上の階層である。

租税公課諸負担を所得階層別にみると、租税公課諸負担の実額は、赤字農家層の三万九八二四円をのぞくと、一〇万円未満層の九三二五円を最低に七〇万円以上層農家の九万六九三九円を最高とし、所得が大きくなるに従い、上昇している。そしてまた、この傾向は、国税、地方税、公課諸負担のいずれの税種をとってみても同様である。

ところが租税公課諸負担の負担率をみると、右とは異なった傾向を示している。すなわち前表によって明らかなとおり、所得階層の両極にもっとも負担率高く、一五万―二〇万円所得層が最低で、中だるみの傾向をとっている。

所得階層の上昇に従い負担率の上昇しているのは国税のみである。それ以外の府県税、市町村税等の地方税公課諸負担は所得階層の上昇に対し逆進的負担率を示しているのは注目される。特に市町

第245表　農家経済と租税公課諸負担の階層別比較

種目＼所得階層別	10万円未満	10万円～15万円	15万円～20万円	20万円～25万円	25万円～30万円	30万円～40万円	40万円～50万円	50万円～70万円	70万円以上	平均	△農家
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
調査戸数割合	1.9	6.7	11.1	14.2	13.7	23.3	14.4	10.9	9.3	100.0	3.0
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
農業収入	110,975	151,871	183,340	239,336	283,610	360,714	457,919	612,846	950,709	372,137	338,782
農業必要経費	62,335	64,892	66,976	87,743	95,745	119,465	140,907	183,400	271,722	116,948	355,050
(差引)農業所得	48,640	86,979	116,364	151,593	187,865	241,249	317,012	429,446	768,987	255,189	△ 16,268
農外所得	25,108	42,480	60,649	73,835	86,435	105,576	130,197	150,484	184,982	98,343	△ 75,491
農家総所得	73,748	129,459	177,013	225,428	274,300	346,825	447,209	579,930	863,969	353,532	△ 91,759
租税公課諸負担 国税	70	167	464	468	1,258	3,526	7,991	16,877	35,409	5,365	10,472
租税公課諸負担 道府県税	237	297	283	358	436	664	801	1,282	2,198	653	934
租税公課諸負担 市町村税	4,327	5,467	6,534	8,101	10,128	12,815	16,506	22,550	31,849	12,669	14,124
租税公課諸負担 租税小計	4,634	5,931	7,281	8,927	11,822	17,005	25,298	40,709	69,456	18,687	25,530
租税公課諸負担 公課諸負担	4,691	5,130	6,013	8,305	10,555	13,033	17,117	22,383	30,483	12,754	14,294
租税公課諸負担 計	9,325	11,061	13,294	17,232	22,377	30,038	32,415	63,092	99,939	31,441	39,824
家計費	154,927	171,891	206,710	242,590	276,550	328,461	384,789	463,120	565,589	312,757	265,270
(差引)農家経済余剰又は不足	△90,504	△53,493	△42,991	34,394	△24,627	△11,674	30,005	53,718	198,441	9,334	△ 396,853
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
農家総所得に対する租税公課諸負担率 国税	0.1	0.1	0.3	0.2	0.4	1.0	1.8	2.9	4.1	1.5	—
農家総所得に対する租税公課諸負担率 道府県税	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	—
農家総所得に対する租税公課諸負担率 市町村税	5.9	4.2	3.6	3.6	3.7	3.7	3.7	3.9	3.7	3.6	—
農家総所得に対する租税公課諸負担率 租税小計	6.3	4.5	4.1	4.0	4.3	4.9	5.7	7.0	8.0	5.3	—
農家総所得に対する租税公課諸負担率 公課諸負担	6.3	4.0	3.4	3.7	3.8	3.8	3.8	3.9	3.5	3.6	—
農家総所得に対する租税公課諸負担率 計	12.6	8.5	7.5	7.7	8.1	8.7	9.5	10.9	11.5	8.9	—
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
反当計算 農業所得	6,005	12,426	17,112	17,627	191,170	20,273	22,325	22,722	27,942	21,811	—
反当計算 租税	572	846	1,065	1,026	1,170	1,342	1,602	1,905	2,626	1,479	600
反当計算 公課諸負担	580	733	884	966	1,077	1,095	1,205	1,184	1,254	1,091	336
反当計算 租税公課諸負担	1,152	1,579	1,949	1,992	2,247	2,437	2,807	3,089	3,880	2,570	936
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
農家所得による家計費充足率	47.6	753	85.6	92.9	99.2	105.6	116.2	125.2	152.8	113.0	—
農業所得よる家計費充足率	31.4	50.6	56.3	62.5	67.9	73.4	82.4	92.7	120.0	81.6	—

〔備考〕　△印は不足を表す。

第246表　所得階層別にみた国税，地方税および公課諸負担

種目	所得階層別	10万円未満	10万円～15万円	15万円～20万円	20万円～25万円	25万円～30万円	30万円～40万円	40万円～50万円	50万円～70万円	70万円以上	平均	△農家
実額	国税	円 70	円 167	円 464	円 468	円 1,258	円 3,526	円 7,991	円 16,877	円 35,409	円 5,365	円 10,472
	地方税	4,564	5,764	6,817	8,459	10,564	13,479	17,307	23,832	34,047	13,322	15,058
	租税計	4,634	5,931	7,281	8,927	11,822	17,005	25,298	40,709	69,456	18,687	25,530
比率	国税	% 1.5	% 2.8	% 6.4	% 5.2	% 10.6	% 20.7	% 31.6	% 41.5	% 51.0	% 28.7	% 41.0
	地方税	98.5	97.2	93.6	94.8	89.4	79.3	68.4	58.5	49.0	71.3	59.0
	租税計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
実額	租税	円 4,634	円 5,931	円 7,281	円 8,927	円 11,822	円 17,005	円 25,298	円 40,709	円 69,456	円 18,687	円 25,530
	公課諸負担	4,691	5,130	6,013	8,305	10,555	13,033	17,117	22,383	30,483	12,754	14,294
	租税公課諸負担	9,325	11,061	13,294	17,232	22,377	30,038	42,415	63,092	99,939	31,441	39,824
比率	租税	% 49.7	% 53.6	% 54.8	% 51.8	% 52.8	% 56.7	% 59.6	% 64.5	% 69.5	% 59.4	% 64.1
	公課諸負担	50.3	46.4	45.2	48.2	47.2	43.3	40.4	35.5	30.5	40.6	35.9
	租税公課諸負担	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

村税、公課諸負担はこの傾向が著しい。

右の傾向は、農業所得と租税公課諸負担を反当りで現わすと一層明らかになる。すなわち農業所得と租税公課諸負担とも、所得階層の上昇に従い、その実額はみな増大しているのに、その上昇率は農業所得と租税公課負担では心ずしも同様でない。農業所得は階層の上昇につれてその増大も急激であるが、租税公課諸負担、特に公課諸負担はそれほど増大していない。このことは、所得の少ない農家の方が、相対的には重い租税公課諸負担の重荷を背負わされていることを示している。

第246表「所得階層別にみた国税、地方税及び公課諸負担」は、課税主体により国税、地方税および公課諸負担に分類して、農家の負担を所得階層別に比較したのである。これによっても明らかなとおり、五五年の豊作で農家の所得税が増大した年にあってもなお租税率に占める比重は地方税が圧倒的に大きく、また農家の負担全体の中に占める公課諸負担の比重はきわめて大きいということがわかる。

また第247表「所得階層別にみた人税と物税」によれば、全国平均では人税九九二九円、物税八七五八円で、その比率は前者五三・一%で後者四六・九%である。

(注)　人税とは人を対象として課税される税目で、申告および源泉所得税、事業税、道、府県民税、市町村民税、国民健康保険税

第247表　所得階層別にみた人税と物税

種目＼所得階層別		10万円未満	10万円～15万円	15万円～20万円	20万円～25万円	25万円～30万円	30万円～40万円	40万円～50万円	50万円～70万円	70万円以上	平均	△農家
実額	人税	円 1,163	円 1,507	円 2,007	円 2,838	円 4,447	円 7,945	円 14,475	円 26,509	円 50,244	円 9,929	円 3,688
	物税	3,471	4,424	5,274	6,089	7,375	9,060	10,823	14,200	19,212	8,759	21,842
	計	4,634	5,931	7,281	8,927	11,822	17,005	25,298	40,709	69,456	18,687	25,530
構成比	人税	% 25.1	% 25.5	% 27.6	% 31.8	% 37.6	% 46.7	% 57.2	% 65.1	% 72.3	% 53.1	% 14.5
	物税	74.9	74.5	72.4	68.2	62.4	53.3	42.8	34.9	27.7	46.9	85.5
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100,0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
農家総所得に対する割合	人税	% 1.6	% 1.2	% 1.1	% 1.3	% 1.6	% 2.3	% 3.2	% 4.6	% 5.8	% 2.8	—
	物税	4.7	3.4	3.0	2.7	2.7	2.6	2.4	2.4	2.2	2.5	—
	計	6.3	4.6	4.1	4.0	4.3	4.9	5.6	7.0	8.0	5.3	—

第248表　賦役および繭集荷指導費を加えた所得階層別租税公課諸負担

種目＼所得階層別		10万円未満	10万円～15万円	15万円～20万円	20万円～25万円	25万円～30万円	30万円～40万円	40万円～50万円	50万円～70万円	70万円以上	平均	△農家
賦役と繭集荷指導費の負担の合計額		円 974	円 1,351	円 1,444	円 1,666	円 1,947	円 1,936	円 1,996	円 2,039	円 2,198	円 1,812	円 551
同上額を含んだ租税公課諸負担総額		10,299	12,412	14,738	18,898	24,324	31,974	44,411	65,131	102,137	33,253	40,375
農家総所得に対する割合	賦役と繭集荷指導費の負担の合計額	% 1.3	% 1.0	% 0.8	% 0.7	% 0.7	% 0.6	% 0.4	% 0.4	% 0.3	% 0.5	% —
	同上を含んだ租税公課諸負担総額	14.0	9.6	8.3	8.4	8.9	9.2	9.9	11.2	11.8	9.4	—

等である。物税は固定資産税、再評価税、自動車税、自転車荷車税、水利地益税、相続税等をいう。

右を所得階層別にみると、所得の下向にしたがって物税の比重は高まっている。すなわち七〇万円以上階層では物税は二七・七%、人税七二・三%であるが、一〇万円未満階層では人税二五・一%に対し物税は七四・九%と、後者が圧倒的比重を占めている。

また農家総所得に対する人税と物税との負担率をみると、人税負担は所得階層の上向に従って負担率が高まっている。これに対し、物税負担は所得階層の下向に従って負担率はいずれも高まり、いわゆる逆進的な負担状況を示している。

第四節　税外負担と滞納状況

階層別税外負担　現金によると、労働による負担とをとわず、農家が実質的に負担せしめられるものについてみよう。第248表は賦役と繭集荷指導費をふくめた租税公課諸負担を階層別に表示したものである。

賦役は、部落あるいは町村に、財政資金の不足を補うために、農民に無償労働を提供させるもので、負担額は必ずしも大きくないが、農村においては今日でもなお残る半封建的負担ということができる。

この賦役を、その地方における一日当標準農業日雇労賃に評価した見積り労賃と賦役日数を乗じた貨幣額によってみると、次のとおりである。全国平均では一戸当り六日であり、その見積労賃は一五六五円である。所得階層別にみると、一〇万円未満階層は四日、一〇万円から二五万円層は五日、二五万円以上層は六日、七〇万円以上層は七日となっている。金額にして、七〇万円以上層が一九六三円で最高、一〇万円未満層が最低の九五二円となっている。これだけみると、階層の上昇につれて負担率も重くなっているようであるが、事実は必ずしもそうではない。前掲の農林省報告書によれば、「賦役日数および見積り労賃とともに階層の上向にしたがって上昇しているが、その上層〈昇の誤りか――引用者〉率は、他の租税あるいは公課諸負担に比し、緩慢である。このことは、農家総所得に対する賦役の負担率が、より著しく逆進的であることを意味している。すなわち、平均農家では農家総所得に対して〇・四四％の負担率であるが、七〇万円以上層農家では〇・二三％であり、一〇万円未満層農家では一・二九％という高い負担率となっている。このことは賦役が所得の大小にかかわらず、画一的に賦課されることを物語るものである」（二二一ページ）。

さて、賦役、繭集荷指導員を加えた租税公課諸負担を階層別にみると次のとおりである。賦役と指導費の合計は全国平均で一八一二円で、一〇万円未満層九七四円を最低に所得階層の上向につれて増加し、七〇万円以上層では二一九八円となっている。農家総所得に対する負担率はすべて平均で〇・五％となっているが、階層別にみると、七〇万円以上層は〇・三％で最低である。そして階層が下るに従い負担率は高くなり、一〇万円未満層では一・三％である。

賦役と指導費を加えた農家の総負担額は、全国平均で一戸当り三万三二五三円で、一〇万円未満層では一万〇二九九円、七〇万円以上層では一〇万二一三七円となっている。これを負担率で示すと、全国平均では九・四％、七〇万円以上層が一一・八％に対し一〇万円未満層では一四・〇％となり、貧しい農家ほど公の負担が重いという階級社会の逆進性が明瞭に現われている。

滞納状況　一九五六年三月三一日現在で未満となっているものを滞納として、これを所得階層別に表示したものが第249表である。賦課戸数に対する滞納戸数の割合をみると全国平均では国税一三・六％、道府県税一〇・五％、市町村税二一・一％である。階層別にみると、国税では一〇―一五万円階層が二三・五％で最高で、階層が上がるにしたがって低下している。道府県税と市町村税は、階層が下がるほど、すなわち貧しい農家になればなるほど滞納戸数の割合は高くなっている。これを五四年度と比較すると、零細な下層所得

第249表　農家租税負担の滞納状況

所得階層別 / 項目	10万円未満	10万円～15万円	15万円～20万円	20万円～25万円	25万円～30万円	30万円～40万円	40万円～50万円	50万円～70万円	70万円以上	平均	赤字
国税	—	23.5	14.5	10.6	12.7	13.5	11.8	15.2	15.4	13.6	50.0
所得税(申告納税)	—	50.0	28.0	17.5	22.0	21.6	16.4	19.2	16.6	19.3	100.0
道府県税	26.4	15.8	13.0	10.3	9.8	10.1	7.8	7.6	10.4	10.5	42.9
事業税	—	—	—	—	—	50.0	—	—	—	26,7	—
市町村税	38.5	30.6	30.0	23.0	35.3	18.8	16.4	15.8	11.9	21.1	64.3
市町村民税(道府県民税を含む)	28.9	16.1	13.1	10.5	9.9	10.3	8.2	7.5	7.7	10.7	35.7
固定資産税	33.7	28.2	24.6	19.2	14.5	14.3	10.9	10.2	9.8	16,4	54.5

層ほど滞納戸数割合は高まり、上層農家はわずかながらその割合を低下させている。滞納状況からみると、農村における貧富のくだたりが拡大したことを示すものであろう。

第四章　林業労働者の状態

林業関係適用事業場と労働者数　労働省調査による林業関係適用事業場と、そこに働く労働者数は第250表の示すとおりである。この表によれば、一九五六年三月現在の林業労働者総数は二四万七四四一人で、その事業場数は四万一九一六である。このうち、新規加入のものは、事業所数三五五〇、その労働者数二万二一〇一であり、消滅した事業場は四〇〇二、労働者数は二万九六八八人であった。

国有林労働者数　次に国有林に働く労働者数を、職群別雇用区分別に示すと（第251表）次のとおりである。一九五六年五月現在で、常勤者は総数一万四七四人、常用者は一万三六四五人、定期雇八三一五人、そして臨時雇は六万五八六六人である。以上のすべての雇用形態を合計すると、九万八三〇〇人となる。さらにこれを職群別にみると、造林関係労働者数がもっとも多数で二万五九八五人、これに次ぐものは育苗関係の一万七一三五人である。その他は、一般作業員と事務、技術補助員が比較的多数を占めている。

雇用形態と職群との両方面からみると、造林関係の臨時雇労働者が二万一九六〇人で最多数を占めている。これに次ぐものは育苗関係の臨時雇で一万四八一三人である。次に示す林業労働者の賃金がきわめて低い水準にあるのは、これらの雇用形態と無関係ではない。

国有林労働者の賃金　職種別に国有林労働者の実収賃金を示すものが第252表「国有林作業員の主要職種別実収賃金」である。これは一九五六年三月分の国有林労働者の全国平均賃金であり、したがって月雇い、定期雇い、常用労働者の実労働日数と賃金はこれより比

第250表　林業関係適用事業場および労務者数

	新規加入		消滅		月末現在	
	事業場数	労務者数	事業場数	労務者数	事業場数	労務者数
1955年4月	3,442	24,226	3,880	31,132	35,474	222,486
5	2,963	20,181	2,770	25,840	35,667	216,827
6	2,377	14,554	2,057	16,287	35,987	215,094
7	2,634	17,666	1,971	12,638	36,650	220,122
8	3,016	19,545	2,126	14,005	37,540	225,662
9	3,157	18,572	2,709	17,542	37,988	226,692
10	3,039	19,094	2,025	13,900	39,002	231,886
11	3,144	20,217	2,543	15,272	39,603	236,831
12	3,569	21,324	2,229	14,639	40,943	243,516
1956年1月	3,307	21,820	2,714	17,688	41,536	247,648
2	3,656	24,625	2,824	17,245	42,368	250,028
3	3,550	22,101	4,002	29,688	41,916	247,441
全産業	34,382	394,941	28,166	353,589	559,171	10,244,310

〔備考〕1) 労働省調。2) 全産業は1956年3月分である。3)「労災保険事業月報」より。

第251表　国有林野事業における職群別雇用区分別作業員数　（単位　人）

区分	常勤		常用		定期		臨時		総数
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	
事務、技術補助	5,586	53.3	3,080	22.6	74	0.9	3,380	5.1	12,120
庁務	416	4.0	409	3.0	1	0	228	0.3	1,054
厚生	308	2.9	1,149	8,4	260	3.1	1,577	2.4	3,294
運搬機操作	1,546	14.8	786	5.8	33	0.4	416	0.6	2,781
機械工作	1,223	11.7	866	6.3	535	6.4	734	1.1	3,358
製材その他	151	1.4	141	1.0	2	0	43	0	337
伐採加工	2	0	2,065	15.1	1,054	12.7	4,922	7.8	8,043
集運材	160	1.5	2,128	15.6	1,293	15.5	3,951	6.0	7,532
流送	—	—	4	0	4	0	96	0.1	104
工場作業	73	0.7	435	3.2	176	2.1	837	1.3	1,521
造林	426	4.1	1,008	7.4	2,591	31.3	21,960	33.3	25,985
育苗	233	2.2	259	1.9	1,830	22.0	14,813	22.5	17.135
土建	79	0.8	173	1.3	65	0.8	3,163	4.8	3,480
一般作業	271	2.6	1,142	8.4	397	4.8	9,746	14.7	11,556
総数	10,474	100.0	13,645	100.0	8,315	100.0	65,866	100.0	98,300

〔備考〕1) 林野庁職員課調。2) 1956年5月1日現在。

第252表　国有林作業員の主要職種別実収賃金

（単位　円）

区分 / 職種	基準賃金			基準外賃金					収得額
	稼働日数	日額	月類	超勤	役付	有給休暇	その他	計	総数
伐木造伐手	18	630	11,340	17	60	292	85	454	11,794
製炭手	24	440	10,560	3	70	474	81	628	11,188
木寄手	21	630	13,230	11	64	375	13	463	13,693
トロリー運材手	22	670	14,740	24	125	285	25	459	15,199
木馬運材手	15	640	9,600	0	20	227	0	247	9,847
蒸気機関車機関手	27	350	9,450	696	0	286	0	982	10,432
貨物自動車運転手	26	350	9,100	606	0	85	0	691	9,791
保線手	25	360	9,000	240	14	235	24	513	9,513
巻立手	23	470	10,810	65	40	209	3	317	11,127
製材手	25	360	9,000	754	0	239	55	1,048	10,048
工作手	25	430	10,750	357	0	414	87	858	11,608
土工	10	350	3,500	78	3	13	42	136	3,636
大工	7	550	3,850	164	0	81	2	247	4,097
造林手	8	340	2,720	14	5	15	26	60	2,780
育苗手	11	280	3,080	9	5	0	2	16	3,096
一般作業手	6	350	2,100	29	0	10	5	44	2,144

〔備考〕 1） 林野庁職員課調。 2） 調査対象は全国56営林署である。

較的多く、反対に、臨時雇いのそれはこれより低いことは注意されねばならぬ。また調査対象となった労働者は全国五六の営林署に雇用された全労働者である。

まず実労働日数（稼働日数）をみると、最も多いものは機関士の二七日で、これに次ぐものは自動車運転手二六日、保線工、製材工、工作手の二五日等である。これに対し、造林、育苗などの林業労働プロパーの労働者は、月二〇日以下のものが多い。たとえば伐木造材手は一八日、育苗手は一一日である。

基準賃金をみると、多いものはトロリー運材手の日賃金が六七〇円、これに次ぐものは木馬工六四〇円、伐木造材手、木寄手、各六三〇円である。その他はいずれも六百円以下で、低いものでは造林手三四〇円、育苗手二八〇円等である。

基準賃金の月額をみると、最高でトロリー運材手の一万四七四〇円、これに次いで木寄手の一万三二三〇円、これ以外に一万円以上になるものは、伐木造材手、製炭手、巻立手、工作手である。それ以外の職種はいずれも一万円にみたず、少ない職種は造材手二七二〇円、育苗手三〇八〇円、一般作業手二一〇〇円という低賃金である。

基準外賃金では、多いもので製材手の一〇四八円、機関手の九八二円、工作手の八五八円等である。基準と基準外賃金を含めた総収得額は、最高のものでトロリー運材手の一万五一九九円、これに次ぐものは木寄手の一万三六九三円、その他一万円以上の職種は伐木造材手、製炭手、機関手、巻立工、製材手、大工等である。それ以外はいずれも一万円以下の低賃金で、最低は一般作業手の二一四四円で

ある。もちろん、このような賃金だけでは肉体的生存を維持することは絶対に不可能である。林業労働者の多くの者は、農業あるいは漁業などの兼業によって辛うじて生活の再生産をつづけているのである。

最後に国有林労働者の局別事業別平均賃金を示す第253表をかかげる。これは一九五六年三月分の、諸手当を含む平均日賃金である。

第253表　国有林作業員の局別事業別平均賃金

（単位　円）

局別	製品	造林	種苗	官行造林	林道	治山
旭川	825	547	426	—	659	638
北見	870	499	318	—	640	340
帯広	705	502	298	—	639	540
札幌	728	481	327	—	562	395
函館	657	498	327	—	776	477
青森	581	323	272	318	97	404
秋田	524	366	279	348	76	383
前橋	476	306	260	324	11	407
東京	576	395	268	430	465	573
長野	618	445	261	417	408	491
名古屋	697	587	292	432	556	495
大阪	653	384	290	383	449	497
高知	546	403	277	389	476	457
熊本	537	298	254	305	390	397
平均	621	398	295	367	480	457

〔備考〕　林野庁職員課調。